

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(1)-ア	沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進
施策	県民一体となった健康づくり活動の促進	
対応する 主な課題	<p>健康づくりのための取組を効果的に進めるためには、主体となる県民一人ひとりが健康の大切さを自覚し行動することが重要であると同時に、社会全体としても健康づくりを支援していくことが必要である。</p> <p>沖縄県は、保健医療の向上や県民の努力により、健康の保持増進と平均寿命の延伸を実現し、女性の平均寿命は全国上位を維持しているが、男性は全国平均を下回る状況となっていることから、平均寿命の延伸並びに健康上の問題がなく日常生活を送れる健康寿命の延伸につながる総合的な取組を推進することで「健康・長寿おきなわ」の復活を図る必要がある。</p> <p>沖縄県では、男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されるほか、健康診断の受診率が低いことなどが課題となっている。</p> <p>心疾患や脳血管疾患の年齢調整死亡率の改善幅が全国と比較して小さくなったことや、糖尿病、肝疾患等の20歳から64歳までの年齢調整死亡率が高くなっていることが、平均寿命の伸びを鈍化させている要因である。</p>	
関係部等	保健医療部、教育庁、農林水産部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
健康づくり活動の普及促進					
1	県民健康づくり事業 (保健医療部健康長寿課)	7,677	順調	健康づくり活動の浸透 (チャーガンジューおきなわ応援団の利活用、健康情報提供、地域に応じた健康課題に沿った広報・啓発等) 地域保健及び職域保健関係者との情報交換、地域・職域連携推進協議会等の開催。	県 市町村 関係団体
2	健康増進計画推進事業 (保健医療部健康長寿課)	26,328	順調	健康おきなわ21推進協議会の開催 市町村健康増進計画の策定及び推進の支援 歯科口腔保健啓発月間における普及啓発事業の実施。	県 市町村
3	みんなのヘルスアクション創出 事業 (保健医療部健康長寿課)	22,702	大幅遅れ	新型コロナウイルス感染防止対策のため、従来の集客型イベントによる広報・啓発の手法見直しを行った。無関心層にもアプローチする健康情報コンテンツ7本を作成・公開した。動画配信を活用して健康イベント、健康経営セミナーの普及啓発を行った。食育SATシステムを活用した出前教育を3社に実施した。	県
食育の推進					
4	食育推進事業 (保健医療部健康長寿課)	3,625	未着手	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の会議開催や食育体験学習の実施は見送りとなった。 コロナ禍で食育活動の自粛・制限される中、食育に取り組む団体の活性化や今後発展を図るため、県内での活動情報を収集し、事例を紹介するハンドブックを制作、配布を行った。	県 関係機関
5	食育の推進 (教育庁保健体育課)	4,466	順調	コロナ禍の為、多くの研修会が実施できなかったが、食育の推進、給食配膳室や教室での衛生管理、アレルギー対応等の内容について、WEB研修会や資料提供を通して実施した。 食物アレルギーの対応については、積極的な資料提供を行い、「学校における食物アレルギー対応の手引」の活用の周知を行った。	県
6	地産地消に取り組む飲食店等の 拡大 (農林水産部流通・加工推進 課)	26,736	順調	「おきなわ食材の店」の新規登録募集を行い、新たに17店舗を登録した。既登録店舗の閉店等による登録取消もあり、登録店舗数は令和2年10月時点で324店舗となった。	県
7	食育の推進 (高校生の食育推進モ デル事業) (教育庁保健体育課)	0	順調	「高校生の食育推進モデル事業」に係るBDHQ栄養調査報告書を作成・配布した。 BDHQ調査とは、通常の食事から習慣的に摂取している栄養素量を、比較的簡便に調べる調査を行った。	県

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	チャーガンジューおきなわ応援団参加団体数	57団体 (H22年)	93団体	93団体	94団体	95団体	111団体	114団体	94.7%	120団体
	担当部課名	保健医療部健康長寿課								
	状況説明	県民一人ひとりの健康づくり活動を支援するための体制を構築すべく、地域において健康づくり活動を行う団体「チャーガンジューおきなわ応援団」の増加に努めている。								
	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
2	成人肥満率 (男性20～60歳代)	42.0% (H15-18年)	39.9%	39.9% H28年度	39.9% H28年度	39.9% H28年度	39.9% H28年度	26.7%	13.7%	25.0%
	成人肥満率 (女性40～60歳代)	36.9% (H15-18年)	29.8%	29.8% H28年度	29.8% H28年度	29.8% H28年度	29.8% H28年度	26.2%	66.4%	25.0%
	担当部課名	保健医療部健康長寿課								
状況説明	成人肥満率については県民健康・栄養調査にて把握している指標であり、直近値が平成28年度の調査結果である。同年度の数値と比較すると男女ともに肥満率の割合は減少しているが、目標値の25.0%を達成していない。									
	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
3	20歳～64歳の年齢調整死亡率 (全死因)(参考値 全国比)(男性)	323.3 (1.16倍) (H17年)	265.4 (1.23倍) H27年	265.4 (1.23倍) H27年	265.4 (1.23倍) H27年	265.4 (1.23倍) H27年	265.4 (1.23倍) H27年	215.6	53.8%	203.7
	20歳～64歳の年齢調整死亡率 (全死因)(参考値 全国比)(女性)	145.2 (1.13倍) (H17年)	129.7 (1.21倍) H27年	129.7 (1.21倍) H27年	129.7 (1.21倍) H27年	129.7 (1.21倍) H27年	129.7 (1.21倍) H27年	105.2	38.8%	100.8
	担当部課名	保健医療部健康長寿課								
状況説明	本成果指標は厚生労働により5ごとに公表される「人口動態特殊報告」内「都道府県別年齢調整死亡率」から記載しているため、直近値がH29年に公表されたH27年の値になっている。(次回更新は令和5年3月頃に令和2年の値が公表され次第行う。)直近値は平成27年の男性265.4、女性129.7となっており計画値を達成していない。									
	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
4	朝食欠食率 (20歳代男性)	29.4% (H18年)	31.3%	31.3% H28年	31.3% H28年	31.3% H28年	31.3% H28年	20.9%	未達成	20.0%
	朝食欠食率 (30歳代男性)	26.0% (H18年)	31.8%	31.8% H28年	31.3% H28年	31.3% H28年	31.3% H28年	20.6%	未達成	20.0%
	担当部課名	保健医療部健康長寿課								
状況説明	朝食摂取頻度について、性・年齢別に見ると、「ほとんど毎日食べる」人の割合は、男女ともに60代以上で高く、一方で「ほとんど毎日食べない」と回答した人の割合は男性の20歳代から40歳代で高くなっている。									

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	71.4%
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

健康づくり活動の普及促進

- ・県民健康づくり事業については、職域保健の推進にあたり、職員数や予算規模等の理由から、各職場での健康づくりへの取組状況に差が生じている。
- ・健康増進計画推進事業については、健康長寿復活に向けて県民一体となった健康づくり活動を推進するためには、地域レベル、自治体レベルでの取組が重要であるが、健康増進計画未策定自治体については、職員数や予算規模の小さい団体が殆どであることから、計画策定に向けた検討にとどまり、計画策定に至っていない。
- ・みんなのヘルスアクション創出事業については、対象となる働き盛り世代や事業所の状況に応じて、健康課題の抽出、解決に向けた意識の向上が必要となる。また、健康経営の取り組みの最初の一步として、経営者が従業員に向けて明確なメッセージを発信することが重要である。加えて、事業所への支援として、健康経営アドバイザーの派遣や、健康教育を行うなど積極的に介入していく必要がある。さらには、商工労働部など他部局の取り組みとの連携を検討するため情報収集を行う必要がある。

食育の推進

- ・食育推進事業については、県内市町村の食育推進計画が策定率が51.2% (41市町村中21市町村)と全国と比較して低い水準となっている。(令和2年3月末時点)また、沖縄県食育推進協議会において、地域の食育の人材と必要としている人を結び付ける仕組みがあるとよいという旨の意見があった。
- ・地産地消に取り組む飲食店等の拡大については、登録店舗数が増え、現況確認などの管理業務に時間を要する。
- ・食育の推進(高校生の食育推進モデル事業)については、高校では学校給食を実施していないため、栄養教諭等の配置がなく、食育は体育科や家庭科等の関連教科が中心である。そのため、食に関する指導が十分行われていない状況がみられる。

外部環境の分析

健康づくり活動の普及促進

- ・県民健康づくり事業については、米軍統治による食生活の変化や自家用車への過度の依存及びコンビニエンスストアの増加による中食の増加など、沖縄県民の生活様式(ライフスタイル)が多様化している。
- ・健康増進計画推進事業については、地域、職業、経済力、世帯構成等による生活習慣の差が健康格差に影響を及ぼしている。
- ・みんなのヘルスアクション創出事業については、米軍統治による食生活の変化や車社会への移行など大きな変化に伴い、沖縄県民の生活様式(ライフスタイル)が多様化している。また、従業員の健康を守ることが、従業員のモチベーションや生産性の向上を生み、ひいては企業の価値を高めるという「健康経営」の考え方が注目され、積極的に取り組む企業が増加している。加えて、県内関係機関5者での包括的連携協定により、取り組み体制の強化を図る。

食育の推進

- ・食育推進事業については、全国の食育推進計画の策定率が87.5%となっている。(令和2年3月末時点)また、食育に対する県民の関心は約9割まで高まり、全国を上回っているが、必ずしも実践に結びついていない。
- ・食育の推進については、厚生労働省の2015年都道府県別平均寿命で、沖縄県は女性が前回調査の3位から7位へ、男性が30位から36位へと後退した。男性の肥満者の割合は、20代では約2割と全国とほとんど変わらないが、30代では約4割と全国より高く、その後各年代層を通して全国より高い。女性は20代で約2割となり全国より高く、その後各年代層を通して全国より高い。
- ・地産地消に取り組む飲食店等の拡大については、「おきなわ食材の店」の認知度が低い。
- ・食育の推進(高校生の食育推進モデル事業)については、国の第3次食育推進基本計画では、これから親になる若い世代のを中心とした食育の推進を重点課題の一つとするともに、子どもから高齢者に至るまで、生涯を通じた取り組みを目指している。また、県内の高校生の朝食欠食率は23.3%(R1)と小中学生に比べて高い。生活習慣の乱れなどが原因の一つとして考えられる。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・チャージングおきなわ応援団参加団体数については、食育に取り組む団体へ参加の働きかけを行ったことにより、例年以上の増加数となったものの、計画値(114団体)には達しなかった。要因として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、活動を自粛する団体が参加を見送ったことや、参加資格や参加方法の周知・啓発が不十分であったことが考えられる。
- ・成人肥満率(男性20~60歳代)(女性40~60歳代)については、男女とも、脂肪エネルギー比率が目標量以上となっている者が多いことが、成人肥満率が高い要因の一つと考えられる。また、令和元年度国民健康・栄養調査結果によると、国民の4人に1人が食習慣・運動習慣を「改善するつもりはない」と回答している。(令和2年度は国民健康・栄養調査が中止となった為、令和元年度の結果を要因として考慮)
- ・20歳~64歳の年齢調整死亡率(全死因)(参考値 全国比)(男性)(女性)については、20~64歳のうち複数の年齢階級で男女の虚血性心疾患、脳内出血、肝疾患等の死亡率が高いほか、男性の大腸がんや自殺、女性の子宮がん等による死亡が高い。また、県民の生活習慣の変化や、がん検診受診率・精密検査受診率等が働き盛り世代の死亡率に影響していると考えられる。
- ・朝食欠食率(20歳代男性)(30歳代男性)については、直近実績値は、H28年県民健康・栄養調査データがベースであるため、現時点では計画値の達成有無の判断は困難である。(R3年調査実施予定)また、朝食欠食率の要因として、時間に余裕がない、食欲がないことが大半を占めており、日頃の生活習慣や職場での働き方などが影響していると考えられる。加えて、朝食の重要性などの食育活動は、家庭や学校だけでなく、企業や関係団体に対しても普及・啓発を推進する必要がある。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

健康づくり活動の普及促進

- ・県民健康づくり事業については、職場保健の推進にあたり、各職場での健康づくりの取組状況に差があるため、関係協議会等において健康づくりに積極的に取り組んでいる職場の事例を共有するなど、職場での健康づくりの底上げを図る。
- ・健康増進計画推進事業については、健康増進計画未策定自治体に対して、県や各保健所からの計画策定に向けて引き続き指導助言を行うとともに、健康増進計画策定済み自治体に対しても、健康増進計画を推進するために必要なフォローアップを行う。
- ・みんなのヘルスアクション創出事業については、働き盛り世代の健康づくりは、優先度の高い分野に集中させ、広く県民への広報活動を展開する。また、働き盛り世代の健康づくりの推進に向けて、関係機関 5 者で締結した包括的連携協定に基づき、相互連携体制の強化を図る。加えて、「健康経営」の普及を図るための経営者向けセミナーの実施や、実際に事業所へ出向き、食育SATシステムを活用した食生活の改善を促す健康教育事業を行うなど、社会環境整備の側面からのアプローチを図る。

食育の推進

- ・食育推進事業については、市町村食育推進計画策定の推進に向けて、取り組みが遅れている地域 (北部離島) の現状確認を行うとともに、国と連携した計画策定の支援を行う。また、チャージンじゅうおきなわ応援団を中心とした食育活動団体の活性化を促し、県民の食育ニーズとのマッチングを図ることにより、食育を実践しやすい環境を構築する。加えて、本活動による優良事例の創出を図り、県内の食育活動の推進モデルとして広く普及させる。
- ・食育の推進については、朝食摂取率の改善等、実践力の向上を図るには、引き続き副読本の活用や家庭地域との連携の実践例を学校と共有する。また、引き続き、各種研修会において「学校給食における管理指導の手引」の活用事例を周知し、学校給食への異物混入及び食中毒の防止を図る。
- ・地産地消に取り組む飲食店等の拡大については、「おきなわ食材の店」テイクアウト市の開催や「花と食のフェスティバル」への出店など、様々な形で利用客が直接食する機会を創出し、新たな利用客の確保を図るほか、ホームページ等でのPRを強化する。
- ・食育の推進 (高校生の食育推進モデル事業) については、本県高校生の食の実態を把握するとともに、「高校生の食育推進モデル事業」に係るBDHQ栄養調査報告書や「食に関する指導の手引 (第二次改訂版) 」を参考に、各学校における食に関する指導の全体計画の作成を促し、計画的な食に関する指導の充実を図る。

[成果指標]

- ・チャージンじゅうおきなわ応援団参加団体数については、応援団の取り組み、活動に対する関わり方、団体の活動地域に対する働きかけの利活用などについて、保健所担当者等の意見を汲みながら検討を進める。
- ・成人肥満率 (男性 20 ~ 60 歳代) (女性 40 ~ 60 歳代) については、生活習慣改善の知識及び実践方法の普及啓発、並びに環境整備に努め、健康・長寿おきなわの推進に取り組む。
- ・20歳 ~ 64歳の年齢調整死亡率 (全死因) (参考値 全国比) (男性) (女性) については、働き盛り世代における生活習慣病を起因とする死亡をいかに減少させるかが課題となっている。このため健康おきなわ 2 1 (第 2 次) で重点項目としている、特定健診・がん検診受診率の向上、肥満率の減少、多量飲酒対策等の生活習慣病の予防対策に重点的に取り組む。
- ・朝食欠食率 (20 歳代男性) (30 歳代男性) については、朝食欠食の割合は、高校卒業後、20 ~ 29 歳にかけて最も高くなっていることから、就職後の生活習慣を意識して取り組む必要がある。また、働き盛り世代の健康状況に課題があることを考えると、一日の大半を過ごす職場での生活習慣を改善することが重要であるため、今後は、健康経営の視点を取り入れた職場における健康づくりを推進するなど、食生活に対しての支援を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(1)-ア	沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進
施策	生活習慣病等の予防対策の推進	
対応する 主な課題	<p>健康づくりのための取組を効果的に進めるためには、主体となる県民一人ひとりが健康の大切さを自覚し行動することが重要であると同時に、社会全体としても健康づくりを支援していく必要がある。</p> <p>沖縄県は、保健医療の向上や県民の努力により、健康の保持増進と平均寿命の延伸を実現し、女性の平均寿命は全国上位を維持しているが、男性は全国平均を下回る状況となっていることから、平均寿命の延伸並びに健康上の問題がなく日常生活を送れる健康寿命の延伸につながる総合的な取組を推進することで「健康・長寿おきなわ」の復活を図る必要がある。</p> <p>沖縄県では、男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されるほか、健康診断の受診率が低いことなどが課題となっている。</p> <p>心疾患や脳血管疾患の年齢調整死亡率の改善幅が全国と比較して小さくなったことや、糖尿病、肝疾患等の20歳から64歳までの年齢調整死亡率が高くなっていることが、平均寿命の伸びを鈍化させている要因である。</p> <p>要介護認定を受けていない元気な高齢者の割合が全国平均より低いことから、介護予防を効果的に進めていく必要がある。</p>	
関係部等	保健医療部、子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
生活習慣病予防対策				
1	650	順調	栄養情報提供店数増加に向けて、全保健所において飲食店への訪問や食品衛生講習会での事業説明等に取り組み、県全体では90店となった。 食生活改善推進員の養成講座は、4市町村で開催され39人が修了し、全修了者数は2922人となった。	県 市町村
2	1,513	大幅遅れ	公益社団法人沖縄県栄養士会へ委託し、地域活動栄養士を対象とした研修1回開催した。 本庁及び各保健所で市町村栄養担当者会議及び研修会を6回開催した。	県 市町村
3	48,932	順調	41市町村が実施する健康増進事業（健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導）に要する費用に対し補助を行った。（負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3、肝炎ウイルス検診の個別勧奨メニュー実施に伴う検査料金の自己負担相当額については国10/10補助）	県 市町村
4	6,804	やや遅れ	各事業所の健康課題・環境に合わせた実践メニューを選択する「健康経営推進プログラム」による支援を導入した支援を行った。 健康経営アドバイザーによる事業所ヒアリングを踏まえた支援計画の策定から実践・効果検証までの支援を行った。 過去に支援した事業所（約80社）に対するフォローアップ調査を実施した。	県 企業
5	851	順調	節度ある適度な飲酒量についてリーフレット等の配布、広報誌の活用、節酒カレンダーアプリの利用促進を行った。また、働き盛り世代の飲酒習慣の改善を図るため、事業所等を対象にした研修会（出前講座）を実施した。	県 市町村

がん予防対策					
6	がん検診等の普及啓発 (保健医療部健康長寿課)	30,355	順調	がん検診の受診率向上を図るポスター・チラシ等を作成し、市町村等に提供し住民に配布するとともに、包括連携協定を活用して配布を行った。また、県民向けイベントにおいてがん検診の受診率向上を図る動画を流すとともにそれをホームページにも掲載する等がん検診の普及啓発活動を行った。	県 市町村
7	がん検診の精度管理向上 (保健医療部健康長寿課)	30,355	順調	生活習慣病検診管理協議会・各分科会を1回開催し、市町村が実施するがん検診について、評価を行い、検診機関へは専門的な見地から適切な助言等を行った。 また、がん症例をデータベースに登録し、罹患率等の実態を分析し、効果的ながん対策の推進を図った。	県 市町村
歯科保健対策					
8	歯科保健推進事業 (保健医療部健康長寿課)	5,480	大幅遅れ	各ライフステージに応じた歯科保健対策を推進するため、歯と口の健康週間や歯がんにじゅう月間における啓発活動、むし歯予防のためのフッ化物洗口実施支援、歯周病予防のための健康教育等を実施し、県民の歯科保健意識の向上を図った。	県 市町村
9	歯科衛生事業 (保健医療部健康長寿課)	556	大幅遅れ	保健所担当研究会を開催し、県及び各地区の歯科保健に関連する課題や対応等について意見交換を行った。 各市町村歯科保健対策に関する調査を実施し、保健所による市町村支援の基礎資料とした。 歯と口の健康週間等で啓発活動を行った。	県 市町村
10	親子で歯っぴ〜プロジェクト (保健医療部健康長寿課)	12,219	順調	乳幼児健診で活用されている歯科保健指導マニュアル及び保護者説明用媒体の改訂を行った。モデル市町村における取り組みの効果検証を行った。乳幼児健診従事者向けに研修会及び事業実施の5年間の取り組みについての報告会をWebにて開催した。	県
禁煙対策					
11	タバコ対策促進事業 (保健医療部健康長寿課)	15,238	順調	受動喫煙対策の強化を図る目的で健康増進法が改正され、屋内は原則禁煙となったことから、沖縄県禁煙施設認定推進制度は廃止し、引き続き、健康増進法に基づく受動喫煙対策について、県民や施設等へテレビCMやリーフレットの配布、食品衛生講習会等様々な機会を活用し周知を図った。	県
心の健康づくり					
12	休養・こころの健康づくりについての普及啓発 (保健医療部健康長寿課)	0	順調	セミナー開催による「健康経営」の普及啓発と併せたパンフレットの配布、ホームページでの情報提供	県 市町村
介護予防対策					
13	介護予防対策市町村支援事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	10,470	順調	市町村及び専門職において、介護予防事業が効果的に展開できるよう、アドバイザーの派遣、先進的な情報も取り入れた研修等を実施した。	県

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	成人肥満率 (男性20～60歳代)	42.0% (H15-18年)	39.9%	39.9% H28年度	39.9% H28年度	39.9% H28年度	39.9% H28年度	26.7%	13.7%	25.0%
	成人肥満率 (女性40～60歳代)	36.9% (H15-18年)	29.8%	29.8% H28年度	29.8% H28年度	29.8% H28年度	29.8% H28年度	26.2%	66.4%	25.0%
	担当部課名	保健医療部健康長寿課								
状況説明	成人肥満率については県民健康・栄養調査にて把握している指標であり、直近値が平成28年度の調査結果である。同年度の数値と比較すると男女ともに肥満率の割合は減少しているが、目標値の25.0%を達成していない。									
2	20歳～64歳の年齢調整死亡率 (全死因)(参考値 全国比)(男性)	323.3 (1.16倍) (H17年)	265.4 (1.23倍) H27年	265.4 (1.23倍) H27年	265.4 (1.23倍) H27年	265.4 (1.23倍) H27年	265.4 (1.23倍) H27年	215.6	53.8%	203.7
	20歳～64歳の年齢調整死亡率 (全死因)(参考値 全国比)(女性)	145.2 (1.13倍) (H17年)	129.7 (1.21倍) H27年	129.7 (1.21倍) H27年	129.7 (1.21倍) H27年	129.7 (1.21倍) H27年	129.7 (1.21倍) H27年	105.2	38.8%	100.8
	担当部課名	保健医療部健康長寿課								
状況説明	本成果指標は厚生労働により5ごとに公表される「人口動態特殊報告」内「都道府県別年齢調整死亡率」から記載しているため、直近値がH29年に公表されたH27年の値になっている。(次回更新は令和5年3月頃に令和2年の値が公表され次第行う。)直近値は平成27年の男性265.4、女性129.7となっており計画値を達成していない。									
3	80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合	12.9% (H18年)	39.7%	39.7% H28年	39.7% H28年	39.7% H28年	39.7% H28年	28.3%	達成	30.0%
	担当部課名	保健医療部健康長寿課								
	状況説明	80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合については、県民健康・栄養調査(口腔内状況調査)で把握しており、5年に一度の実施であり、直近値は平成28年度の39.7%である。平成23年度の19.1%より増加している。しかし、全国平均に比較すると低い状況である。(目標値も中間評価後30% 50%へ上方修正した)								
4	喫煙率(男性)	33.5% (H18年)	27.9%	27.9% H28年	27.9% H28年	27.9% H28年	27.9% H28年	21.4%	46.3%	20.0%
	喫煙率(女性)	7.7% (H18年)	9.2%	9.2% H28年	9.2% H28年	9.2% H28年	9.2% H28年	5.3%	未達成	5.0%
	担当部課名	保健医療部健康長寿課								
状況説明	喫煙率については、5年毎の沖縄県県民健康・栄養調査により捕捉している。直近平成28年度における男性の喫煙率は18年度基準値に比べ27.9%と減少(改善)しているものの計画値21.4%に達していない。一方、女性の喫煙率は直近28年度で9.2%と計画値5.3%に達していないだけでなく、18年度基準値より増加(悪化)している。当該改善幅で推移した場合、令和3年度目標達成は困難な状況である。									

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
介護認定を受けていない高齢者の割合	81.9% (H23年)	81.7%	82.0%	82.2%	82.3%	82.2% R2年12月	82.0%	達成	82.0%
5	担当部課名 子ども生活福祉部高齢者福祉介護課								
状況説明	介護認定を受けていない高齢者の割合は、現状値で82.2%と、基準値(平成23年3月末)と比較して0.3ポイント上昇しているほか、R2計画値を0.2ポイント上回っている。また、全国の現状値を0.9ポイント上回っており、県の取組に関し一定の成果があったと考えられる。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	69.2%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況 (Do)	25.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析 生活習慣病予防対策 ・糖尿病予防戦略事業については、栄養情報提供店が十分に周知されていない。また、事業登録によるメリットや、登録店の活用方法について十分な検討を図れていない。 ・栄養改善対策事業については、沖縄県には行政栄養士に特化した人材育成マニュアルがないため、専門職としての経験年数や職位に応じた到達目標等が不明瞭となっている。また、研修会が単年度計画となっているため、効果的なスキルアップに繋がっていない可能性がある。 ・健康増進事業等推進事業については、職員数や予算規模等の理由から、各市町村の実施項目状況に差が生じている。また、市町村においては効果的な事業実施のため、住民の疾病状況や健康課題の把握に努めているところである。 ・職場の健康力アップ支援体制の強化については、健康経営を進めるにあたって、情報不足で何をしようか分からない事業所が多くみられる。また、各事業所における課題やその背景要因を的確に捉えないまま、取り組むケースでは、一過性となることが予測される。 ・アルコール健康障害対策の推進にあたっては、アルコール健康障害(飲酒する本人の健康障害)の他にも、この障害に関連して生じるアルコール関連問題(飲酒運転、暴力、自殺など)もあることから関係機関が多岐にわたり、節度ある適度な飲酒量についての理解に差がある。</p> <p>がん予防対策 ・がん検診等の普及啓発について、新型コロナウイルス感染症の影響で受診率向上に効果的な取組に関する研修会を中止した。また、受診者の利便性向上を図るため、女性のがん検診を県内広域で受診できるよう、乳がん・子宮頸がんの集合契約締結について引き続き市町村支援を行う必要がある。 ・がん検診の精度管理向上については、死亡率減少に効果のある科学的根拠に基づくがん検診を実施するために、保健所と連携し、市町村や検診機関へ指導、助言等を行う必要があるが、新型コロナウイルス感染症への対応業務が急務となり、保健所においてがん検診に関する市町村支援の業務が縮小された。</p> <p>歯科保健対策 ・歯科保健推進事業については、幼稚園や小学校でのフッ化物洗口実施について安全性や職員の業務負担を懸念する意見があり、実施拡大できない状況にある。 ・歯科衛生事業については、市町村において予算やマンパワーなど差が大きく、事業の実施状況に差がある。また、R2年度は各保健所において新型コロナウイルス感染症に関連する業務が主であった。歯科医師、歯科衛生士の歯科専門職が未配置の保健所がある。</p> <p>禁煙対策 ・タバコ対策促進事業については、令和2年4月から改正健康増進法が全面施行され、改正法の内容(喫煙室の基準等)について、県民や施設からの相談や問合せ等がある。各施設の状況に応じ、必要な指導助言を行う必要がある。</p> <p>心の健康づくり ・休養・こころの健康づくりについての普及啓発については、健(検)診や食生活等をテーマにした取組と比較するとメンタルヘルスに係る取組が不十分である。</p> <p>介護予防対策 ・介護予防対策市町村支援事業については、第7期介護保険事業支援計画(平成30年度～令和2年度)期間の最終年度となり、次期計画期間に向けて更なる地域包括ケアシステムの深化推進が求められる。</p> <p>外部環境の分析 生活習慣病予防対策 ・糖尿病予防戦略事業については、令和3年2月に厚生労働省主催の「第1回 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」が開催された。また、令和3年6月頃に検討会の報告書が作成される予定である。 ・栄養改善対策事業については、平成25年3月に「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養食生活の改善の基本指針(行政栄養士業務指針)」が改訂された。また、令和元年度末に国が「食べて元気にフレイル予防」のパンフレットを作成した。加えて、沖縄県栄養士会がフレイル予防のためのパンフレットを作成した。 ・健康増進事業等推進事業については、地域、職業、経済力、世帯構成等による生活習慣の差が健康格差に影響を及ぼしている。 ・職場の健康力アップ支援体制の強化について、全国的には「健康経営」という考え方の浸透が見られるが、沖縄県においてはまだ認知度が低いと思われる。また、従業員の健康の重要性について、経営者等の認識不足や産業保健スタッフの不在、人員不足による業務量の多さに起因する時間的制約、資金的制約などから、健康づくりの取組が弱いと考えられる。加えて、コロナ禍による健康管理も相まって、働き方改革やワークライフバランスに関することがこれまで以上に話題となっている。 ・県民の飲酒文化に対する寛容さが不適切な飲酒(未成年者・妊産婦の飲酒、多量飲酒)に対する取組等の妨げとなっている。</p>
--

がん予防対策

- ・がん検診等の普及啓発については、新型コロナウイルス感染症の影響でがん検診の受診控えが懸念される。また、年齢階級別死亡数について、64歳以下の占める割合が全国と比較して高くなっている。
- ・がん検診の精度管理向上について、県内統一のがん検診精密検査結果報告様式を作成したが、精密検査結果報告にシステムを使用している検診機関もあり、システム改修に時間を要している。がん登録においては、平成29年4月に情報漏洩防止のためオンラインでがん登録情報を届け出るオンラインシステムが構築され、各医療機関でオンラインシステムの利用が開始された。

歯科保健対策

- ・歯科保健推進事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による学校等での歯みがき中止やフッ化物洗口の中止などがあった。
- ・歯科衛生事業については、新型コロナウイルス感染症の影響がある。
- ・親子で歯っぴ～プロジェクトについては、保護者の仕上げみがき実施率は向上したものの、保護者の意識には差があり、100%ではない。

禁煙対策

- ・タバコ対策促進事業については、受動喫煙対策の強化を図る目的で健康増進法が改正され、令和2年4月から全面施行となった。また、改正法に基づく受動喫煙対策の周知を図ってきたところではあるが、県民等から喫煙室の設備等について疑義のある施設の情報提供がある。

心の健康づくり

- ・休養・こころの健康づくりについての普及啓発については、沖縄労働局が実施した「県内職場におけるメンタルヘルス対策に関するアンケート調査(平成29年7月発表)」によると、メンタルヘルス対策を実施している事業所は64.9%、メンタルヘルス不調者がいる事業所は45.1%となっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出自粛要請や、飲食店への時短営業の要請、観光産業の低迷等、社会的経済活動の停滞により、働き盛り世代のストレスが更に増加している。

介護予防対策

- ・介護予防対策市町村支援事業については、本県においても少子高齢化が進んでおり、とくに2025年以降、後期高齢者の人口増加が加速して進むことが予想されている。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・成人肥満率（男性20～60歳代）(女性40～60歳代)については、男女とも、脂肪エネルギー比率が目標量以上となっている者が多いことが、成人肥満率が高い要因の一つと考えられる。また、令和元年度国民健康・栄養調査結果によると、国民の4人に1人が食習慣・運動習慣を「改善するつもりはない」と回答している。（令和2年度は国民健康・栄養調査が中止となった為、令和元年度の結果を要因として考慮）
- ・20歳～64歳の年齢調整死亡率（全死因）（参考値 全国比）(男性)(女性)については、20～64歳のうち複数の年齢階級で男女の虚血性心疾患、脳内出血、肝疾患等の死亡率が高いほか、男性の大腸がんや自殺、女性の子宮がん等による死亡が高い。また、県民の生活習慣の変化や、がん検診受診率・精密検査受診率等が働き盛り世代の死亡率に影響していると考えられる。
- ・喫煙率（男性）(女性)については、これまで主に喫煙者を対象としてタバコの健康影響や禁煙外来に関する普及啓発を行ってきたところだが、喫煙可能箇所が依然として多いこと、加熱式タバコの普及により喫煙への抵抗が比較的少なくなってきたことも要因の一つと考えられ喫煙率の減少には至らず、目標を達成することができなかった。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

生活習慣病予防対策

- ・糖尿病予防戦略事業については、国の「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」の報告結果を踏まえ、栄養情報提供店の県統一要綱の課題を整理する。
- ・栄養改善対策事業については、保健所担当者と行政栄養士の人材育成に関する協議の場を設ける。また、市町村担当者や地域活動栄養士等の資質向上及び栄養業務に関する最新の指針や情報の普及及び理解を深めるため、研修会以外にも担当者会議等での情報提供を図る。
- ・健康増進事業等推進事業については、各市町村における実施項目拡大のため、他市町村の取組の事例を情報提供することで、住民の健康増進に繋げる。
- ・職場の健康力アップ支援体制の強化については、持続可能な計画を支援することにより、各事業所において自走できる取り組みへ繋げる。また、働き盛り世代の健康増進を図るには、相乗効果を高める連携が必須であるため、関係機関(5者による協定)や支援企業とのパートナーシップ体制を構築し、さらなる展開を目指す。
- ・飲酒に伴うリスクに関する知識の普及については、各種健康づくり月間やイベントにおいて、県民に向けたアルコールに関する正しい知識の普及啓発を行い、また、平成26、27年度実施の適正飲酒推進調査事業で一定の減酒効果が認められた節酒カレンダー(紙媒体)及び節酒カレンダーアプリを紹介したチラシを配布するなど、利用促進を行う。

がん予防対策

- ・がん検診等の普及啓発については、市町村へ、引き続き乳がん検診・子宮頸がん検診の集合契約への参加を促すとともに、新型コロナウイルス感染症流行下においても、オンラインで研修会を開催する等、受診率向上に効果的な受診動員資材や取組等の情報を提供する。また、若い世代(働き盛り世代:20歳~64歳)にも分かりやすいがん検診のポスター・チラシ等の作成・配布やwebによる動画コンテンツの配信を活用し、引き続き、がん検診の受診率向上に効果的な取組を実施する。
- ・がん検診の精度管理向上については、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮した上で、保健所担当者会議を開催し、保健所と連携した市町村支援の方法について検討し、実施する。また、精検結果報告様式や精検結果報告ルートについて、全ての市町村及び検診機関で導入されるよう引き続き推進する。また、システム改修までは必要項目を全て満たす内容であればよいこととする。がん登録においては、全国がん登録やオンラインシステムの利用方法等に関する医療機関からの照会に随時対応し、DCO(がん登録票の提出がなく、死亡診断書のみで登録されている割合)の減少を図る。

歯科保健対策

- ・歯科保健推進事業については、教育関係者を対象に含めたフッ化物洗口研修会の開催や情報提供を行う。また、健康教育を希望する施設の募集対象を拡大する。また、歯と口の健康週間や歯がんにじゅう月間において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した啓発を行う。
- ・歯科衛生事業については、市町村の歯科保健対策の実施状況だけでなく、具体的な要望についても把握できる調査内容とし、保健所と連携して実施することで保健所による市町村支援へつなげる。
- ・親子で歯並びプロジェクトについては、歯科衛生士等を対象にした研修会を今後も開催する。また、乳歯むし歯については一定の改善が図られたと評価し、令和3年度以降は永久歯萌出開始時期に当たる5歳児を対象にした取り組みを展開する。

禁煙対策

- ・タバコ対策促進事業については、改正法の内容(施設の類型に応じた禁煙措置、施設管理者の責務等)について、県民や施設管理者に対し周知を図ると共に、受動喫煙の防止に関する相談等に対応する。

心の健康づくり

- ・休養・こころの健康づくりについての普及啓発については、「沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」(令和3年3月18日締結)を活用し、働き盛り世代の休養やこころの健康の確保に関する知識の普及啓発等の取組を推進する。

介護予防対策

- ・介護予防対策市町村支援事業については、引き続き地域包括支援センター職員等に対する研修等を通して、市町村の介護予防事業の推進を支援していく。また、市町村とともに、地域包括ケアシステムの構築を担うことが期待される関係団体や多様な専門職、サービス提供事業者に対して、垣根を越えた人的ネットワーク体制の構築等を推進する。

[成果指標]

- ・成人肥満率(男性20~60歳代)(女性40~60歳代)については、生活習慣改善の知識及び実践方法の普及啓発、並びに環境整備に努め、健康・長寿おきなわの推進に取り組む。
- ・20歳~64歳の年齢調整死亡率(全死因)(参考値 全国比)(男性)(女性)については、働き盛り世代における生活習慣病を起因とする死亡をいかに減少させるかが課題となっている。このため、健康おきなわ21(第2次)で重点項目としている、特定健診・がん検診受診率の向上、肥満率の減少、多量飲酒対策等の生活習慣病の予防対策に重点的に取り組む。
- ・喫煙率(男性)(女性)については、引き続きタバコの健康影響に関する普及啓発等の取組を行うとともに、令和2年4月の改正健康増進法施行により学校・病院等、行政機関の庁舎の敷地内禁煙に加え、飲食店や事業所等多数の者が利用する施設での屋内喫煙が原則禁止となるなど受動喫煙対策の取組が強化されたことから、喫煙者以外の一般県民や事業者に対しても法施行の認知向上・普及啓発を行い喫煙環境を減らしていく取組を強化する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(1)-イ	「スポーツアイランド沖縄」の形成
施策	生涯スポーツ・競技スポーツの振興	
対応する主な課題	<p>県民の健康の保持増進に向けて、明るく活力に満ちた生きがいのある生涯スポーツ社会を実現することが必要である。</p> <p>沖縄県選手の競技力向上を図るために、小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や県外合宿、優秀な指導者の養成・確保を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に多くの県出身選手が出場できるよう、国際大会等で活躍できる県内トップアスリートの育成強化を図る必要がある。</p>	
関係部等	文化観光スポーツ部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
生涯スポーツの推進				
1	3,994	順調	幅広い世代の人々が各自の興味関心・競技レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブである総合型地域スポーツクラブの設立・運営を支援するため、クラブアドバイザーによる助言・指導、県民向け普及啓発活動を実施した。	県
2	3,615	大幅遅れ	県民のスポーツへの関心と意欲を高めるため、沖縄県スポーツ・レクリエーション祭(8市町村で14種目実施、参加者数2,035人)を開催した。 県立学校体育施設開放事業(8校、11団体、9種目)を実施した。	県 関係団体
3	0	大幅遅れ	住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、県内の総合型地域スポーツクラブが活性化できるよう支援を行う。	県
競技スポーツの推進				
4	15,333	大幅遅れ	新型コロナウイルス感染症の影響により、本国内の予選大会である九州ブロック大会(夏季・秋季)が中止、本国内が延期、本国内冬季大会が一部中止(対-競技)となった。九州ブロック大会については7月-競技(成年男子・少年男子)31人を派遣し、成年男子が代表権を獲得し、本国内へ17人を派遣した。	県 関係団体
5	88,945	やや遅れ	沖縄県スポーツ協会の活動を支援することにより、競技力向上対策事業、スポーツ少年団育成事業、スポーツ医・科学研究事業等を実施した。	県 関係団体
6	58,979	順調	スポーツ医・科学を活用したクラブチーム(7団体)、県外チームとの強化試合(1団体)、小学校から一般までの一貫指導を目指したシステム作り、コーチ等招聘(5団体)、各競技団体が主体的に課題解決に向けた取組を展開する企画提案型競技力向上対策事業(13団体)等の各種事業を実施した。	県 関係団体
7	0	大幅遅れ	既存の競技力向上対策事業の「トップレベルの選手育成事業」において、世界レベルの大会で活躍する県出身トップアスリートの育成強化を図る。	関係団体

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 スポーツ実施率 (成人、週1回以上)	39.0% (H24年)	42.2%	37.0%	41.4%	58.5%	58.5% R元年度	62.4%	83.3%	65.0%
担当部課名	文化観光スポーツ部スポーツ振興課								
状況説明	直近の実績値である令和元年度の成人・週1回以上のスポーツ実施率は58.5%となっており、令和2年度計画値62.4%との比較では3.9ポイント下回り、達成状況は83.3%に留まっている。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
2 県立社会体育施設の利用者数 (奥武山総合運動場のみ)	平均稼働率:68% 472,000人 (H23年)	平均稼働率:71.0% 749,000人	平均稼働率:73.0% 647,000人	平均稼働率:73.0% 646,000人	平均稼働率:68.0% 587,000人	平均稼働率:40.0% 173,449人	平均稼働率:82.4% 745,000人	未達成	平均稼働率:84% 770,000人
担当部課名	文化観光スポーツ部スポーツ振興課								
状況説明	県立社会体育施設の利用者数(奥武山総合運動場のみ)の実績値は約17万人で、コロナによる施設閉鎖や利用制限、また武道館照明LED化工事の影響も有り、計画値は未達成で、平均稼働率は40%と例年より低い稼働率となった。コロナの影響による施設閉鎖が大きな要因である。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
3 国民体育大会総合順位	40位台	44位	45位	43位	42位	国体延期	30位台後半	未達成	30位台前半
担当部課名	文化観光スポーツ部スポーツ振興課								
状況説明	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、第40回国民体育大会九州ブロック大会(沖縄県開催)が中止となり、第75回国民体育大会(鹿児島県開催)が延期となった。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	28.6%
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%



施策推進状況	大幅遅れ
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「大幅遅れ」である。

[主な取組]

内部要因の分析

生涯スポーツの推進

- ・広域スポーツセンター事業については、総合型クラブを、地域課題の解決に資する主体として連携活用するための市町村や関係団体等を含めた環境整備が十分とは言えない状況である。また、クラブへの助言指導を行う県クラブアドバイザー（会計年度任用職員）の成り手が少なく毎年変わることや、協働して総合型クラブを支援する沖縄県スポーツ協会と取組が重複するなど、県の執行体制や関係団体との協働体制に課題がある。
- ・社会体育活動支援事業については、スポレク祭の参加者は、第21回（平成30年度）大会で8年ぶりに1万人を突破したものの、近年は9千人台前半の年が多くほぼ横ばいである。また、県立学校開放事業は、本事業の趣旨及び内容について県立学校や利用団体となる地域のスポーツ団体への周知が十分とは言えない状況である。
- ・地域スポーツ活動・健康力向上事業については、総合型クラブを、地域課題の解決に資する主体として連携活用するための市町村や関係団体等を含めた環境整備が十分とは言えない状況である。また、協働して総合型クラブを支援する沖縄県スポーツ協会と取組が重複するなど、県の執行体制や関係団体との協働体制に課題がある。

競技スポーツの推進

- ・国民体育大会等派遣事業については、平成23年度以降の成績は40位台と低迷しており、その要因として、本国体予選である九州ブロック大会での敗退、団体競技と女子種別の戦力不足、ふるさと選手制度の活用不足、指導者の養成と確保が追いついていないなどが考えられる。
- ・沖縄県体育協会活動費補助については、競技スポーツを推進するため、国民体育大会における上位入賞者の育成に向けた継続的な強化対策が必要である。また、県民の健康増進と体力の向上を図り、県民生活を明るく豊かにするため、県民体育大会の開催やスポーツ少年団の育成を推進する必要がある。
- ・競技力向上対策事業費については、離島県であるため、県外合宿や指導者の確保にコストがかかる。また、男女総合成績30位台を達成するために、九州ブロック代表権獲得数を増やすとともに、上位で獲得できる種別種目を増やす必要がある。そのためには、少年種別（中高校生）の強化は特に重要であり継続した選手強化が必要である。加えて、成年については、「ふるさと選手制度」と「県内大学支援」を活用し得点に貢献する期待が持てる選手の確保が必要である。
- ・2020東京オリンピック・パラリンピック選手輩出事業については、より効果的な支援が行えるよう、県内競技団体との密な連携や競技力向上対策委員会での十分な検討が必要である。

外部環境の分析

生涯スポーツの推進

- ・広域スポーツセンター事業については、県内のほぼ全てのクラブが創設育成期に活用したスポーツ振興くじ助成金について、その助成期間が過ぎたため、会費や指定管理等の収入が少ないクラブや、クラブのマネジャースタッフ等の人員が十分でないクラブを中心に、活動が十分に行えない状況である。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、各クラブでスポーツ教室イベント等の縮小中止が生じ、円滑なクラブ運営が難しい状況である。
- ・社会体育活動支援事業については、スポレク祭は、コロナ禍の終息までは、感染防止のため開催種目の限定や観客制限等をせざるを得ず、参加者増を図る取組が行いにくい状況である。また、県立学校開放事業については、県立学校が部活動及び学校運営やコロナ禍の下での感染防止を優先し、施設開放に慎重となっている場合がある。
- ・地域スポーツ活動・健康力向上事業については、会費や指定管理等の収入が少ないクラブや、クラブのマネジャースタッフ等の人員が十分でないクラブを中心に、活動が十分に行えない状況である。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、各クラブでスポーツ教室イベント等の縮小中止が生じ、円滑なクラブ運営が難しい状況である。

競技スポーツの推進

- ・国民体育大会等派遣事業、沖縄県体育協会活動費補助については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種大会の中止や延期が相次ぎ、スポーツ活動が制限された。
- ・競技力向上対策事業費については、成年種別において、他県に在籍する本県出身有望選手に対し「ふるさと選手制度」を活用し、九州ブロック大会や本国体への出場依頼を行っているが、所属先（大学企業等）の了承が得られず、本県代表として大会参加ができない状況がある。新型コロナウイルス感染症の影響により、各種大会の中止や延期が相次ぎ、スポーツ活動が制限された。
- ・2020東京オリンピック・パラリンピック選手輩出事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種大会の中止やNF（中競技団体）の国内外の練習や合宿等の中止延期が相次いだため、県出身トップアスリートのスポーツ活動が制限された。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・スポーツ実施率（成人、週1回以上）については、スポーツ実施率の向上に向け、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベントの開催や、地域スポーツの活性化に取り組んでいるが、スポーツをする・しないを最終的に決定するのは県民個人個人の意思による。なお、年齢別では20代～50代が、性別では女性が、圏域別では北部・中部・宮古・八重山が、全体平均の58.5%を下回っている。
- ・県立社会体育施設の利用者数（奥武山総合運動場のみ）については、新型コロナウイルスの影響によるイベント等のキャンセルが相次いだことや、感染防止のために施設利用を制限したことで利用者数が減少した。また、庭球場照明LED化工事により庭球場を一定期間閉鎖したため、利用者数が減少した。
- ・国民体育大会総合順位については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、国民体育大会の延期や県内外でのPF（県内競技団体）の練習や合宿等の中止・延期が相次いだため、選手のスポーツ活動が制限された。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

生涯スポーツの推進

・ 広域スポーツセンター事業については、クラブの活性化と円滑な運営に資するため、クラブアドバイザーを通して、他クラブの成功事例や行政連携事例等を含めた助言指導を行う。また、市町村訪問や担当者会議等を通じ、市町村や関係団体等との連携を強化し、総合型クラブが地域の中で主体的に活動できるよう環境整備を図る。加えて、県クラブアドバイザーの確保定着に努めるほか、沖縄県スポーツ協会と支援に関する役割分担を整理するなど、執行体制及び協働体制の充実を図る。

・ 社会体育活動支援事業については、スポレク祭は、参加者が増えても三密が避けられる種目別の別日別会場開催を継続するほか、より多くの種目で開催できるよう参加団体へ感染防止対策に関する情報提供等のサポートを行うなどして、コロナ禍の下での安全な開催と参加者確保の両立を図る。また、県立学校開放事業は、事業の周知を兼ねた県立学校への意向調査の実施、利用団体となる地域のスポーツ団体への周知の強化、利用団体と県立学校のマッチング等により開放校の増加を図る。

・ 地域スポーツ活動・健康力向上事業については、クラブの活性化と円滑な運営に資するため、クラブアドバイザーを通して、他クラブの成功事例や行政連携事例等を含めた指導助言を行う。また、市町村訪問や担当者会議等を通じ、市町村や関係団体等との連携を強化し、総合型クラブが地域の中で主体的に活動できるよう環境整備を図る。加えて、沖縄県スポーツ協会と総合型クラブへの支援に関する役割分担を整理するなど、執行体制及び協働体制の充実を図る。

競技スポーツの推進

・ 国民体育大会等派遣事業については、少年種別については、「指導者対策事業」の活用や保健体育課と連携した高校生の競技力向上、成年種別については、「国民体育大会選手強化」や「ふるさと選手制度活用促進事業」、「県内大学支援」を継続実施する。特に、「国民体育大会選手強化」のトップコーチ招聘事業と県外チーム強化試合については、県スポーツ協会と連携し支援団体を絞り、両種別とも団体競技と女子種別の強化に取組むことで本国体への選手派遣人数の増加につなげる。

・ 沖縄県体育協会活動費補助については、県民体育大会において、参加者拡大のために広報活動の改善を図る。また、スポーツ少年団の育成に関しては、県スポーツ協会と連携し、指導者協議会のあり方の改善や有効な広報活動の工夫に取り組むことで参加者拡大を図る。加えて、競技力向上対策については、競技力向上対策事業において国民体育大会における上位入賞者の育成に向けた継続的な強化対策に取り組むことで成果指標である国民体育大会男女総合順位の改善を図る。

・ 競技力向上対策事業費について、少年種別は、継続的な強化支援において、中体連や高体連、県教育庁保健体育課と連携を図り取組みの充実を図る。また、成年種別については、「ふるさと選手制度活用促進事業」と「県内大学支援」を継続実施し支援を行う。加えて、「国民体育大会選手強化」のトップコーチ招聘事業と県外チーム強化試合において、本国体の結果をもとに支援団体を絞り込み、両種別とも団体競技と女子種別の強化に取組むことで、競技団体の競技力向上を支援する。

・ 2020東京オリンピック・パラリンピック選手輩出事業については、当該事業は終了したが、今後も継続して世界レベルの大会で活躍する県出身トップアスリートの育成強化を図るため、既存の競技力向上対策事業の「トップレベルの選手育成事業」を拡充強化し、選手のスポーツ活動を支援する。

[成果指標]

・ スポーツ実施率（成人、週1回以上）については、各地域で様々な世代が多くの種目に取り組むことのできる総合型地域スポーツクラブを活性化するとともに、親子で参加できる種目や運動習慣のない人・スポーツが苦手な人も気軽に取り組むことができる種目を取り入れたスポーツ・レクリエーションイベントを全県的に実施していくことによりスポーツ活動への参加を促す。また、県立学校体育施設開放事業についても、制度活用の促進を図る。

・ 県立社会体育施設の利用者数（奥武山総合運動場のみ）については、施設閉鎖を伴う工事については指定管理者及び競技団体等の施設利用者と調整し、影響が少ない時期に行うようにする。

・ 国民体育大会総合順位については、令和3年度第76回国民体育大会へ向け、県スポーツ協会と連携して、これまで行ってきた競技力向上対策事業と国体競技での実績状況との関連及び各競技団体の実態状況も把握しながらより効果的な事業検証を行っていく。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(1)-イ	「スポーツアイランド沖縄」の形成
施策	スポーツコンベンションの推進	
対応する 主な課題	県民のスポーツに触れる機会（観る、参加する）の創出のため、スポーツコンベンションの誘致が必要である。 沖縄のスポーツ環境の認知度を高めるため、効果的な情報発信、チーム・団体の円滑な受入を行うワンストップ機能を持った「スポーツコミッション沖縄」を強化するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会後も見据え、国内外へ沖縄県の充実したスポーツ環境の発信や事前合宿の誘致を更に図っていく必要がある。	
関係部等	文化観光スポーツ部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
スポーツコンベンションの推進				
1	3,374	やや遅れ	沖縄県でキャンプを実施するプロスポーツチームに対して地域特産品や花束の贈呈等を行ったほか、ウェルカムボードや横断幕を制作するなど、県民を挙げてのスポーツコンベンション受入歓迎の気運醸成を図った。	県 市町村
2	54,682	順調	沖縄の年間を通じて温暖な気候とスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの普及・定着及び観光誘客を促進するため、web、メディア、スポーツチームを活用した誘客プロモーションを行うとともに、サイクリングイベントにおけるブース出展等を実施した。	県
3	85,399	順調	スポーツを通じた観光誘客を推進するため、県内におけるスポーツイベントの創出を図り、定着化、自走化に向け6件の補助対象事業者に対し、補助を行った。 また、コロナの影響により、国際スポーツ大会を断念し、オンライン等スポーツイベント等開催支援と感染症対策支援を今年度限りで支援した。	県 市町村 民間
4	34,093	やや遅れ	各種スポーツキャンプ等の誘致・受入を行うワンストップ窓口として、スポーツコンベンション実施に係る相談対応等の各種取組を実施した。	県 市町村 関係団体
5	28,050	やや遅れ	各種スポーツキャンプ等の誘致・受入を行うワンストップ窓口として、スポーツコンベンション実施に係る相談対応等の各種取組を実施した。	県 関係団体
6	39,100	順調	聖火リレーに向けた機運醸成を行うとともに、令和3年度に延期となった聖火リレーの実施計画、警備計画等を策定した。	県 市町村 関係団体

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値 R2(C)	R2年度 達成状況	目標値 R3	
		H28	H29	H30	R元	R2(A)				
1	スポーツコンベンションの県内参加者数	66,739人 (22年度)	110,695人	104,473人	122,762人	97,432人	97,432人 R元年度	98,474人	96.7%	102,000人
担当部課名	文化観光スポーツ部スポーツ振興課									
状況説明	スポーツキャンプ合宿の誘致・誘客プロモーション等の取組により、スポーツコンベンションの県内参加者数は直近の現状値（令和元年度）で97,432人となっており、達成状況は96.7%だった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられる。									

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、成果は遅れている
--------	--------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

スポーツコンベンションの推進

- ・スポーツコンベンション誘致事業については、各市町村が主体となって実施している歓迎セレモニーについて、同じカテゴリーのスポーツチームに対しても、自治体間によって歓迎ムードの創出に違いが生じている。
- ・スポーツ観光誘客促進事業については、世界に開かれたスポーツアイランド沖縄の形成に向け、沖縄へのスポーツ旅の誘客を増加定着させるためには、地の利だけではなく、沖縄の優位性独自制を活かしたPRが必要である。
- ・スポーツツーリズム戦略推進事業については、平成24年度から令和元年度に支援したイベントのうち、翌年自走化したイベントは34.8%である。また、創出したスポーツイベントの定着自走化を図るためには、安定的な収入や執行体制が必要である。
- ・スポーツコミッション沖縄体制整備事業については、スポーツキャンプの受入にあたり、施設や競技団体等の関係者へコロナ対策の徹底等、合宿環境整備を行う必要がある。
- ・日本代表強化合宿拠点事業については、スポーツキャンプの受入にあたり、施設や競技団体等の関係者へコロナ対策の徹底等、合宿環境整備を行う必要がある。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーの推進については、円滑な聖火リレーの実施に向け、引き続き市町村、警察、消防及び道路管理者等と密な連携が必要となる。

外部環境の分析

スポーツコンベンションの推進

- ・スポーツコンベンション誘致事業については、歓迎セレモニーについて、各市町村にて新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮しながら実施を要する状況である。
- ・スポーツ観光誘客促進事業については、新型コロナウイルス感染拡大による、マラソン大会、サイクリングイベント等のスポーツイベントの延期によりスポーツを目的とした入域観光客にも影響が生じている。
- ・スポーツツーリズム戦略推進事業については、国際情勢や感染症等に起因する旅行控えやスポーツイベントの延期中止等により、入域観光客数に影響が出ている。
- ・スポーツコミッション沖縄体制整備事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により県を跨いだ移動の自粛や、入国制限及び入国後の隔離期間の設定等が設けられ、海外からの合宿誘致が難しくなっている。
- ・日本代表強化合宿拠点事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により県を跨いだ移動の自粛や、入国制限及び入国後の隔離期間の設定等が設けられ、海外からの合宿誘致が難しくなっている。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーの推進については、聖火リレー実施時点における新型コロナウイルス感染症の感染状況が推測できない。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・スポーツコンベンションの県内参加者数について、新型コロナウイルス感染症の影響で、県内スポーツイベント等の開催が中止になったことにより、スポーツコンベンションの県内参加者数が減少となった。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

スポーツコンベンションの推進

- ・スポーツコンベンション誘致事業については、スポーツコンベンション誘致受入の県域的な拡大に向けて、スポーツコミッション沖縄を中心として受入市町村や関係競技団体等と連携し、歓迎セレモニーにおける支援内容や新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮したセレモニー内容等において助言アドバイスを行うことにより、地域の受入ノウハウのレベルの平準化を図る。
- ・スポーツ観光誘客促進事業については、スポーツイベントだけではなく、沖縄において少人数でも楽しめるランニング、サイクリング、スポーツアクティビティの魅力を発信するとともに、関連施設、受入体制の安全面も併せてPRする必要がある。
- ・スポーツツーリズム戦略推進事業については、採択事業者に対し、安定的な収入の獲得方法等、アドバイザーによる定着化自走化を目指した定期的な支援を行う。また、スポーツイベント情報を多く扱うwebサイト等を活用して、イベント情報の発信を支援する。
- ・スポーツコミッション沖縄体制整備事業、日本代表強化合宿拠点事業については、東京オリンピック・パラリンピックの競技会場周辺において、沖縄のスポーツ環境等のPRツールを活用したPR活動を行う。また、公共スポーツ施設改善アドバイザー派遣により、県内スポーツ環境を改善するとともに、キーパーソン招聘など県内市町村を巻き込んだ取り組みにより沖縄県のスポーツ環境について周知を図る。

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーの推進については、新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ、安全かつ確実な聖火リレーを実施するため、東京2020組織委員会、市町村、警察、消防及び委託事業者等と連携して感染症対策、沿道密集の回避などの事前周知の徹底、当日の万全な体制の構築を進める。

[成果指標]

- ・スポーツコンベンションの県内参加者数については、3密回避等の感染拡大防止策の徹底を周知するとともに、県内の感染状況を踏まえ、合宿やイベント等のスポーツコンベンションを促進していく。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(1)-イ	「スポーツアイランド沖縄」の形成
施策	スポーツ・レクリエーション環境の整備	
対応する 主な課題	県民の健康の保持増進に向けて、明るく活力に満ちた生きがいのある生涯スポーツ社会を実現することが必要である。 生涯スポーツ・競技スポーツの振興及びスポーツコンベンションを推進するため、様々な機能を有したスポーツ・レクリエーション環境の整備、各種スポーツコンベンションに対応した施設の充実に図る必要がある。	
関係部等	文化観光スポーツ部、土木建築部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
社会体育施設の整備				
1 社会体育施設管理運営費 (文化観光スポーツ部スポーツ 振興課)	192,500	大幅遅れ	奥武山総合運動場 (公の施設) の管理運営を、指定管理者へ 行わせることにより、施設の適正な管理運営を効率的かつ効果 的に行った。	県
2 体育施設整備事業費 (文化観光スポーツ部スポーツ 振興課)	21,428	順調	社会体育施設の機能維持の為、施設の整備・改修が計画的に 実施できるよう施設管理者や利用者の意見も踏まえた整備計画 を作成するとともに、武道館照明LED化や競泳コンピュータシス テム更新、自転車競技場の管理委託等を行った。	県
3 ボート管理運営費 (文化観光スポーツ部スポーツ 振興課)	435	順調	ボート競技の競技力向上に向け、漕艇庫 (電気設備、水道、 浄化槽) の維持管理や備品 (ボート、櫂 (オール) 等) の保管 を行い、安全で快適な環境整備を行った。	県
スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実				
4 都市基幹公園等の整備 (土木建築部都市公園課)	1,810,528	順調	スポーツ・レクリエーション活動の場として利用できる場を形 成するため、県営の総合公園、運動公園等において、用地取得 や園路、広場等の公園施設整備を行った。	県 市町村
5 がんじゅーどー事業 (土木建築部道路管理課)	29,326	順調	宮古管内の高野西里線において、ゴムチップ舗装を0.48km整 備した。	県
スポーツコンベンション施設の整備				
6 Jリーグ規格スタジアム整備事 業 (文化観光スポーツ部スポーツ 振興課)	9,600	順調	令和 2 年度は、財源の検討、都市計画法等の法規制への対応 協議、複合機能を含むエリア全体の開発可能性等の検討を実施 した。	県 市町村

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 県立社会体育施設の利用者数 (奥武山総合運動場のみ)	平均稼働率:68% 472,000人 (H23年)	平均稼働率:71.0% 749,000人	平均稼働率:73.0% 647,000人	平均稼働率:73.0% 646,000人	平均稼働率:68.0% 587,000人	平均稼働率:40.0% 173,449人	平均稼働率:82.4% 745,000人	未達成	平均稼働率:84% 770,000人
担当部課名	文化観光スポーツ部スポーツ振興課								
状況説明	県立社会体育施設の利用者数(奥武山総合運動場のみ)の実績値は約17万人で、コロナによる施設閉鎖や利用制限、また武道館照明LED化工事の影響もあり、計画値は未達成で、平均稼働率は40%と例年より低い稼働率となった。コロナの影響による施設閉鎖が大きな要因である。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
2 運動等の目的で利用できる都市公園(運動公園、総合公園等)の面積(1人あたり)	6.0m ² (H22年度)	6.2m ²	6.1m ²	6.2m ²	6.2m ²	6.2m ² R元年度	6.3m ²		
担当部課名	土木建築部都市公園課								
状況説明	運動等の目的で利用できる都市公園(運動公園、総合公園等)の面積について、都市基幹公園等の整備により、計画値6.3m ² に対し、直近の実績値(令和元年度)は6.2m ² となっている。なお、令和2年度実績は6.3m ² となる見込である。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	83.3%	➡	施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況 (D o)	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

社会体育施設の整備

- ・社会体育施設管理運営費については、利用者の安全確保を図るため、施設の老朽化等の状況をチェックし、施設の計画的な改修を図るとともに、定期的に防災訓練を実施する必要がある。多様な利用状況に対応するため(合宿やプロ野球キャンプ、大会開催等)、指定管理者や関係団体等との連携を密に図る必要がある。
- ・体育施設整備事業費については、県立武道館等の施設は、劣化状況等を把握し、計画的な整備計画を策定した今後は当該計画を踏め計画的効率的に整備することが求められている。
- ・ポート管理運営費については、老朽化などにより、大規模改修を行うことになれば、多額の経費が必要になる。

スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- ・都市基幹公園等の整備については、公園整備を行うにあたり公園用地の確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等の理由から、地権者等の同意を得るまでに長期間を要している。

スポーツコンベンション施設の整備

- ・Jリーグ規格スタジアム整備事業については、サウンディング調査において、民間事業者の参入意向を把握したところ、現在の整備条件では、県への財政貢献に多くを求めることは難しい状況にある。スタジアム整備計画地である奥武山公園は、「都市計画法」や「都市公園法」の制限があり、一定の方向性を協議したが整備に向け法規制への対応を継続して行う必要がある。

外部環境の分析

社会体育施設の整備

- ・社会体育施設管理運営費については、台風等の自然災害や事件事故等に対する利用者の安全確保が図られるよう、危機管理体制を十分に整える必要がある。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、施設利用の制限を余儀なくされた。
- ・体育施設整備事業費については、県民の健康長寿志向の高まりや、障害者スポーツの取組促進などによる利用者層の変化を見据えながら、子ども、女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツに親しめるよう施設設備の充実に努める必要がある。
- ・ポート管理運営費については、台風等の自然災害後は、早期に現場確認を行い早期修繕を行う必要がある。

スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- ・がんじゅーどー事業については、都道府県別平均寿命の順位で沖縄県は2015年(平成27年)の全国順位が男性36位、女性7位と1985年(昭和60年)を最後に下がり続けており、健康長寿沖縄のイメージが低下している。

スポーツコンベンション施設の整備

- ・Jリーグ規格スタジアム整備事業については、FC琉球は2018シーズンJ3で優勝し、2019シーズンはJ2昇格に加え、J1への参加資格となるライセンスを取得し、県民のサッカーに対する期待が高まっている。平成30年12月18日付けで県サッカー協会を中心としたサッカー関係団体、令和2年10月27日付け県サッカー協会よりJリーグ規格スタジアム整備の早期推進の要請があった。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・県立社会体育施設の利用者数(奥武山総合運動場のみ)については、新型コロナウイルスの影響によるイベント等のキャンセルが相次いだことや、感染防止のために施設利用を制限したことで利用者数が減少した。また、庭球場照明LED化工事により庭球場を一定期間閉鎖したため、利用者数が減少した。
- ・運動等の目的で利用できる都市公園(運動公園、総合公園等)の面積(1人あたり)については、公園整備を行うにあたり公園用地の確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等の理由から、地権者等の同意を得るまでに長期間を要している。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

社会体育施設の整備

・社会体育施設管理運営費については、多様な利用状況に対応できるよう、指定管理者や関係団体等との調整を十分に行い、利用者の利便性向上を図っていく。また、コロナ禍においても適切に管理運営ができるよう、感染拡大防止対策、感染状況の把握、施設の利用制限の実施について細かな情報共有を行う。

・体育施設整備事業費については、所管する自転車競技場、糸満球技場等について、中長期的な視点で市町村、民間の施設との役割分担等を踏まえ、関係機関等と協議し、今後のあり方等を検討する。

・ボート管理運営費については、定期点検はもとより、台風等の自然災害後は、早期に現場確認を行い、不具合等の早期発見修復を実施する等の維持管理を行い、長期的に施設備品が活用できるよう取り組む。

スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

・都市基幹公園等の整備については、引き続き公園用地取得に向け、地権者等の同意が得られるよう粘り強く交渉を続けるとともに、市町村を通じて地元自治会、関係者等の協力を得ながら事業を推進する。また、整備の効果が早期に発現できるよう部分的な供用開始に取り組む。

・がんじゅどー事業については、モデル路線 5 箇所内、未完成路線 1 路線の整備を推進することにより、安全で気軽にウォーキングジョギング等に利用しやすい道路空間を形成することで、利用者数、運動距離を増加させ、県民の健康増進を図っていく。

スポーツコンベンション施設の整備

・Jリーグ規格スタジアム整備事業については、基本計画等で算定した概算事業費、需要予測、運営収支等の検証等を行う。また、整備計画地における「都市計画法」や「都市公園法」の法規制への対応について、引き続き関係者と調整を行い、今後の取組内容の整理を行う。

[成果指標]

・県立社会体育施設の利用者数(奥武山総合運動場のみ)については、施設閉鎖を伴う工事については指定管理者及び競技団体等の施設利用者と調整し、影響が少ない時期に行うようにする。

・運動等の目的で利用できる都市公園(運動公園、総合公園等)の面積(1人あたり)については、都市基幹公園等の整備については、引き続き公園用地取得に向け、地権者等の同意が得られるよう粘り強く交渉を続けるとともに、市町村を通じて地元自治会、関係者等の協力を得ながら事業を推進する。また、整備の効果が早期に発現できるよう部分的な供用開始に取り組む。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(2)-ア	母子保健、小児医療対策の充実
施策	子どもや母親の健康の保持・増進	
対応する主な課題	<p>沖縄県では、乳児死亡率や周産期死亡率は低下傾向にあるものの、低体重児出生率は高い状況にあることから、安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、母子保健の向上を図る必要がある。</p> <p>小児救急医療体制については、特定の病院への集中や軽症な患者の受診などにより、医療従事者の負担が大きくなっており、小児患者の症状に応じて適切に医療機関を受診できる環境整備に取り組む必要がある。</p>	
関係部等	保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
妊産婦を支える体制づくり				
1 妊婦健康診査支援事業 (保健医療部地域保健課)	2,650	概ね順調	妊婦健診の受診勧奨について、市町村や関係機関へパンフレット等を用いて周知を図った。 県作成の「喫煙妊婦」、「やせ妊婦」への保健指導教材の定着に向け、市町村や産科医療機関へ教材を配布するとともに、研修会等で関係団体への周知を図った。	県 市町村
2 周産期保健医療体制整備事業 (保健医療部地域保健課)	23,544	大幅遅れ	県内全分娩に新生児蘇生法を習得した医療従事者が立ち会う環境を整備するため、新生児蘇生法講習会や、資格取得者に対してスキルアップ研修会を開催した。	県
3 特定不妊治療費助成 (保健医療部地域保健課)	269,438	順調	不妊に悩む方等に対して医師や助産師による相談支援を行うほか、医療保険の適用外となっている特定不妊治療を行った方の治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図った。	県
4 生涯を通じた女性の健康支援事業 (保健医療部地域保健課)	2,811	順調	生涯を通じた女性の健康の保持増進を目的に、妊娠・出産等女性固有の様々な悩みに対応するため、女性健康支援センターによる317件 (R3.4.7現在のデータ) の電話相談等を行った。	県
乳幼児の健康の保持・増進				
5 乳幼児健康診査の充実 (保健医療部地域保健課)	11,468	順調	乳幼児健診を実施する市町村や母子保健関係者へ対し、会議等を通して乳幼児健診の重要性や課題、母子保健を取り巻く現状等について情報共有し、母子の健康増進について共通認識を図った。	県 市町村
6 先天性代謝異常等検査 (保健医療部地域保健課)	58,839	順調	県内で出生した全ての新生児に対し、先天性代謝異常等検査を実施したことにより、先天性異常による病気の早期発見・治療が可能となり、障害の発生、重篤な状態になることを防ぐことができ、乳児死亡数の減少に寄与することができた。	県
7 こども医療費助成 (保健医療部保健医療総務課)	1,176,380	順調	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために、市町村が実施するこども医療費助成事業において、対象経費の2分の1を補助した。(令和2年度:1,426,497件)	県 市町村
8 在宅療養を支える環境づくり (保健医療部地域保健課)	3,210	順調	令和2年度は計14人の在宅療養小児慢性特定疾病児に対し、人工呼吸器用バッテリー又は自家発電機の貸与補助を行った。これにより、在宅療養小児慢性特定疾病児の停電時における安全確保を図ることができた。 (実績値はNPO法人がバッテリーまたは自家発電機を貸与した実人数)	県

9	子どもの心の診療ネットワーク事業 (保健医療部地域保健課)	6,631	概ね順調	国立病院機構琉球病院に事業を委託し、以下の取組みを実施。 ・子どもの心の診療支援(連携)事業 ・子どもの心の診療関係者研修・育成事業 ・普及啓発・情報提供事業	県
小児救急電話相談					
10	小児救急電話相談事業(# 8 0 0 0) (保健医療部医療政策課)	30,368	順調	看護師・医師による子どもの急な病気への電話相談「# 8 0 0 0」を実施した。 ・実施日数365日 ・実施時間 平日 19時～翌8時、土日休日(年末年始含む)24時間対応 ・令和2年度(14,334件)	県

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 低体重児出生率(出生百対)	11.2 (H22年)	11.3	11.1	11.0	11.2	11.2 R元年	9.7	未達成	9.5
担当部課名	保健医療部地域保健課								
状況説明	低体重児出生率は11.2(R元年)となっており、計画値を達成していない。低体重児出生対策として「喫煙妊婦」、「やせ妊婦」への保健指導教材を作成し、市町村や産科医療機関での教材の使用及び保健指導の定着に向け県ホームページへの掲載や周知を行っているが、市町村や産科医療機関における人事異動等により事業の継続が十分なされていない状況にある。								
成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)				
2 周産期死亡率(出産千対)	4.1 (H22年)	3.8	3.8	3.4	2.4	2.4 R元	3.8	達成	3.8
担当部課名	保健医療部地域保健課								
状況説明	周産期死亡率については、2.4(令和元年)となっており、計画値を達成している。一方、分娩取り扱い施設が減少するなか、様々なリスクを抱える妊婦や長期に入院を要する新生児は増加し、周産期母子医療センターの医師の負担が過重となっている。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	70.0%
成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

妊産婦を支える体制づくり

- ・妊婦健康診査支援事業については、「喫煙妊婦」、「やせ妊婦」への取り組みについて、市町村医療機関毎に取組状況の違いがある。また、市町村や産科医療機関における人事異動等によって、県作成の「喫煙妊婦」、「やせ妊婦」への保健指導教材の使用が中断される傾向がある。
- ・周産期保健医療体制整備事業については、県内で高度な周産期医療を担う産科、新生児科、小児科医の限られた人材の勤務環境の改善やスキルアップへの支援を行うほか、後継者育成について本格的な対策を講じる必要がある。医療的ケアが必要なNICU退院児や家族が、安心して在宅で療育療養生活を送れる環境を整備するため、中間施設の設置に向けて医療関係者、県の福祉、保健分野が一体となり取り組んでいる。
- ・特定不妊治療費助成については、不妊治療に当たっては精神的ケアが必要とされることから不妊専門相談センターの設置を継続する必要がある。また、不妊専門相談センターの認知もまだ十分でないことから周知についても継続して取り組む必要がある。県民に対して不妊に関する正しい知識や理解を深めるための取組が必要である。
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業については、経済困窮や核家族化を背景に、予期せぬ妊娠又は望まぬ妊娠に悩む女性は少なくないこと、虐待予防の観点から、女性健康支援センターの積極的な広報、活用促進が求められている。

乳幼児の健康の保持・増進

- ・乳幼児健康診査の充実については、乳幼児健診受診対象となる親や乳幼児が参加しやすい環境整備が必要である。また、未受診者への再受診の取組みについて、各市町村によって違いがある。
- ・先天性代謝異常等検査については、沖縄県においては、先天性代謝異常等検査に、1回の検査で20種類以上の病気を、より高い精度で調べることができる技術(タンデムマス法)を用いた検査を、平成26年10月から導入している。また、令和元年度から甲状腺機能低下症については、これまでの先天性だけでなく、中枢性もスクリーニングできるようFT4検査を開始した。
- ・子ども医療費助成については、令和4年度から通院の対象年齢を就学前までから、中学校卒業まで拡大することとした。また、年齢拡大に向け、補助金交付要綱の改正など、必要な準備を進める必要がある。
- ・在宅療養を支える環境づくりについては、機器の設置等、対応できる事業者が限られていることから、離島地域への支援については、事業者の日程次第で遅れることがある。
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業については、現在、沖縄県では子どもの心の診療に対応できる医療機関の数が限られており、受診を希望しても数ヶ月の診療待ちとなっている。また、特別支援学級等への入級に際し、一部市町村では診断書の提出を必要としていることから、これら診療待ちの解消が課題となっている。

小児救急電話相談

- ・小児救急電話相談事業(#8000)については、#8000相談は、平成20年から沖縄県医師会に委託して実施してきたが、相談員となる県内病院の看護師の確保が困難なため、相談時間を延長することができなかったことから、平成30年度から県医師会に加えて県外コールセンターの委託も実施している。また、県外コールセンターの相談員が把握できる県内の医療情報には限界がある。加えて、県医師会の相談員の担い手が減ってきている。

外部環境の分析

妊産婦を支える体制づくり

- ・妊婦健康診査支援事業については、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦の定期健康診査の重要性や必要性について周知を図っているが、妊婦個人の考えや女性の社会進出に伴う環境の変化(休みがとれない)等により、妊娠届出の遅れや健康診査を受診しない妊婦も見られる。
- ・周産期保健医療体制整備事業については、新型コロナウイルス拡大防止による会議研修会の中止が相次いでいる。公費による14回の妊婦健診が実施されたものの、依然として未受診のまま出産に至る妊婦がいる。また、分娩取り扱い医療機関が年々減少している一方で、様々なリスクを抱える妊婦や、長期的に医療を要する新生児も増加し、周産期母子医療センターの産科、新生児科、小児科医の負担が過重となっている。
- ・特定不妊治療費助成については、女性の晩婚化等の影響から本事業を必要とする夫婦は多い。
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業については、本県は10代の出産率が全国より高く(H26年度:沖縄県2.6%、全国1.3%)、また公費による14回の妊婦健診が実施されたものの、未受診のまま出産にいたる妊婦が依然としている。

乳幼児の健康の保持・増進

- ・乳幼児健康診査の充実については、県内の乳幼児健診受診率は、各健診(1歳6ヶ月、3歳)ともに全国平均よりも受診率が低い。また、年齢が上がるにつれて受診率が下がる傾向にある。
- ・先天性代謝異常等検査については、低体重児が増加している。全国で、ムコ多糖症等新規で対象疾患拡大を検討している。
- ・子ども医療費助成については、令和4年度からの通院対象年齢の拡大に向け、市町村、関係機関に対する説明会の開催、県民への周知が必要である。また、通院対象年齢の拡大とあわせ、中学校卒業まで現物給付を実施する要望が強い。
- ・在宅療養を支える環境づくりについては、故障状態のまま放置されているバッテリーも確認されている。
- ・子どもの心の診療ネットワークについては、特別支援学級等への入級に対して、毎年診断書の提出を求めないよう県教育委員会から指導がなされているが、特に小規模市町村において、支援の方向性を確認するため、診断書の提出を求める傾向にある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・低体重児出生率(出生百対)については、市町村や産科医療機関において、保健指導が事業として定着しておらず、人事異動等に伴って事業の継続が十分なされていない状況にある。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

妊産婦を支える体制づくり

- ・妊婦健康診査支援事業については、妊娠期に必要な14回の健診全てが公費で受診できる制度となっているため、市町村や関係機関の理解を深めることで更なる事業活用を図る。また、妊娠経過に対応し、市町村及び産科医療機関の両方で使えるよう作成した「喫煙妊婦」、「やせ妊婦」への保健指導教材を引き続き周知し、当該保健指導教材を活用する市町村及び産科医療機関の拡大、保健指導事業の定着を図る。
- ・周産期保健医療体制整備事業については、安心安全な出産ができるよう、「10代からのライフプランセミナー」において、教職員や市町村母子保健関係者への思春期教育や早期の妊娠届け出の推進及び妊婦健診受診勧奨と女性健康支援センターの周知を図る。また、周産期空床情報システムにおいて周産期母子医療センターの空床状況をモニタリングするとともに産科医療機関への周知及び連携を図る。
- ・特定不妊治療費助成については、不妊専門相談センターの周知について、引き続きリーフレット、ポスター等の媒体を活用し、市町村及び関係機関へ配布することで周知に努める。また、母子保健関係者を対象としたライフプランの研修会等において、引き続き妊娠適齢期の正しい知識を共有する。
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業については、妊娠に悩む女性の年齢は幅広いことから、各年代に対応した女性健康センターの効果的な周知方法、広報媒体等を検討する。また、10代に対し、妊娠出産に関する正しい知識を提供する体制をつくる。

乳幼児の健康の保持・増進

- ・乳幼児健康診査の充実については、乳幼児健診の際にサポートとなる母子保健推進員へ研修会等を実施し、課題となっていることを共有しながら、引き続き親や乳幼児が安心して受診しやすい環境を整備する。また、乳幼児健診の重要性や近況について、母子保健手帳交付時の保健指導の際に周知を行う。加えて、乳幼児健診の課題や傾向について、母子保健に関する統計データの提供や行政報告等の機会に、市町村母子保健関係職員に対し共通理解を図る。
- ・先天性代謝異常等検査については、引き続き協議会を開催し、対象疾患拡大について検討する。
- ・こども医療費助成については、令和4年度からの通院対象年齢の拡大に向け、市町村、関係機関と連携し、円滑な実施を図る。また、通院対象年齢の拡大とともに現物給付による実施についても、あわせて協議を進める。
- ・在宅療養を支える環境づくりについては、文書によって適切な機器の使用方法を周知させるほか、耐久年数を超過した機器については、利用者の申請に基づき処分する。また、離島地域において、機器の設置対応ができる事業者を確保する。
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業については、教育庁と連携により、診断書の発行は必要最低限とし、その上で教育現場での不安を解消できるよう、相談支援体制を整備する。また、子どもの心の診療に携わる医療機関同士の連携を目的として、地域の医療機関関係者や行政が参加するネットワーク会議を開催する。

小児救急電話相談

- ・小児救急電話相談事業(# 8 0 0 0)については、HPやマグネット等の配布を通して県民への 8 0 0 0 のPRを行う。また、相談員(看護師)の人材確保については引き続き取り組む。

[成果指標]

- ・低体重児出生率(出生百対)については、県作成の「喫煙妊婦」、「やせ妊婦」への保健指導教材の特徴を周知し、当該保健指導教材を活用する市町村及び産科医療機関の拡大、保健指導事業の定着を図る。

「施策」総括表

施策展開	2-(2)-イ	地域における子育て支援の充実
施策	地域における子育て支援及び支援体制の充実	
対応する主な課題	<p>沖縄県は、保育所入所待機児童が全国と比べて多く待機率が高いことから、保育所整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。</p> <p>沖縄県は、全国と比べ民営の放課後児童クラブが多く、保育料が高いなどの課題があることから、利用者の負担軽減を図る必要がある。また、登録を希望する全ての児童が入所できるよう放課後児童クラブの設置促進を図る必要がある。</p> <p>歴史的背景から公立幼稚園のほとんどが小学校に併設され、5歳児の公立幼稚園就園率が高く、午後の保育に欠ける幼稚園児が多いことから、預かり保育の拡充が必要とされている。</p> <p>安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所、認可外保育施設及び放課後児童クラブ等における保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る必要がある。</p>	
関係部等	子ども生活福祉部、教育庁、商工労働部	

主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
新たな子育て支援				
1 放課後児童クラブへの支援 （子ども生活福祉部子育て支援課）	2,454,379	順調	<p>公的施設活用クラブの新規設置については、7市町村12施設に対し整備支援を行うとともに、コーディネーターを配置し、市町村支援を行った。</p> <p>また、放課後児童クラブに対する運営費等の補助を行うとともに、補助事業に関する市町村説明会の開催や適宜の情報発信により、円滑な実施が行われるよう情報共有を行った。</p>	県 市町村
2 待機児童解消のための支援 （子ども生活福祉部子育て支援課）	2,252,901	順調	<p>待機児童の解消に向けて、「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等に取り組んだ。</p>	県 市町村
多様なニーズに対応した子育て支援				
3 多様な子育て支援体制確保のための支援 （子ども生活福祉部子育て支援課）	2,816,168	概ね順調	<p>多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する延長保育事業、病児保育事業等に対して助成した。延長保育事業は752か所での実施となった。病児保育事業は、24か所での実施、地域子育て支援拠点事業は、93か所での実施となった。</p>	県 市町村
4 公立幼稚園の預かり保育の実施 （教育庁義務教育課）	0	順調	<p>預かり保育に係る実態調査等を通して実態を把握した。また、研修会等を通して、預かり保育の活動計画の作成を促すとともに、職員の資質向上と預かり保育の質の向上を図った。</p>	県 市町村
5 子育て支援推進 （子ども生活福祉部子育て支援課）	64,778	やや遅れ	<p>計画値29園に対し、19園の私立幼稚園等に平日や休業日の預かり保育や保護者向けの講演会等の子育て支援推進事業を支援した。また、子ども・子育て支援新制度に移行した園についても、年度途中で市町村の事業要件に該当せず受託できなかった園を確認し、当該事業の活用を図った。</p>	県
仕事と家庭の両立支援				
6 ワーク・ライフ・バランス推進事業 （商工労働部労働政策課）	9,579	順調	<p>ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を目的とした経営者向けセミナーを4回開催するとともに、企業35社へアドバイザー（専門家）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの取組を支援した。また、九州・山口各県と連携し、好事例を集めたWebサイトを作成し、周知した。</p>	県

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	公的施設等放課後児童クラブ新規設置数	11か所 (H24年)	13か所	13か所	12か所	14か所	24か所	10か所	達成	10か所
	担当部課名	子ども生活福祉部子育て支援課								
	状況説明	令和2年度に新規設置された公的施設等放課後児童クラブ数は、小学校内の専用施設が16、学校の余裕教室が3、児童館等の公的施設を活用したものが2、認定子ども園が2、公有地専用施設が1で合計24か所となり、目標値の10か所を上回った。								
2	放課後児童クラブ平均月額利用料	11,000円 (H22年)	9,511円	9,199円	9,169円	9,161円	9,239円	9,200円	97.8%	9,000円未満
	担当部課名	子ども生活福祉部子育て支援課								
	状況説明	市町村と連携し、公的施設を活用した放課後児童クラブを設置するとともに、クラブに対する運営費等の支援を行ったものの、令和2年度の平均月額利用料は、前年度の9,161円を上回る9,239円となった。								
3	放課後児童クラブ登録児童数	10,804人 (H23年)	15,501人	17,450人	19,324人	20,961人	21,968人	19,980人	達成	21,000人以上
	担当部課名	子ども生活福祉部子育て支援課								
	状況説明	市町村と連携し、公的施設を活用した放課後児童クラブを設置するとともに、クラブに対する運営費等の支援を行った結果、令和2年7月1日現在の放課後児童クラブは、28市町村532クラブ(31クラブ増)、登録児童数は21,968人(1,007人増)となっており、計画値と比較して順調に推移している。								
4	保育所入所待機児童数(顕在・潜在)	9,000人 (H23年)	4,561人	3,834人	3,459人	3,260人	3,197人	0人	64.5%	0人 (維持)
	担当部課名	子ども生活福祉部子育て支援課								
	状況説明	第2期黄金っ子(くがにっこ)応援プランに基づき、令和3年度末までの待機児童解消に向け、令和3年度末までに66,865人の保育定員を確保することとしており、令和2年度は65,069人の保育定員の確保に取り組んだ。								
5	預かり保育実施率(公立幼稚園)	62.1% (H22年度)	81.1%	86.1%	85.3%	91.6%	84.2%	78.2%	達成	80.0%
	担当部課名	教育庁義務教育課								
	状況説明	公立幼稚園から認定こども園への移行が進み、改善されつつあるが、沖縄県は5歳児の公立幼稚園就園率が高く、午後の保育に欠ける幼稚園児が多い。そのため、預かり保育が必要とされており、令和2年度は計画値を上回る84.2%の公立幼稚園で預かり保育が実施された。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	66.7%
成果指標の達成状況 (Do)	60.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

新たな子育て支援

- ・放課後児童クラブへの支援については、放課後児童クラブ支援事業による施設整備補助において、市町村の整備計画の変更等により、当初は11市町村19か所の実施を予定していたところ、7市町村12か所の実施となった。
- ・待機児童解消のための支援については、幼児教育・保育無償化の影響等による潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まり等を受け令和3年度末までに待機児童の解消を図るよう引き続き施設整備の着実な実施及び保育士の確保が必要である。

多様なニーズに対応した子育て支援

- ・多様な子育て支援体制確保のための支援については、年度当初に前年度実施した事業の実績報告の取りまとめを行い、補助金を確定しているが、市町村からの実績報告の提出の遅れや報告内容の誤りにより確定までに多くの時間を要しており、事業の円滑な実施に支障が生じている。
- ・公立幼稚園の預かり保育の実施については、県実態調査から、預かり保育担当者は、ほぼ臨時的任用又は非常勤職員で運営されていることが明らかとなった。また、預かり保育の実施については、市町村によって実施時間、利用人数、担当職員の配置等に課題を抱えているところがある。
- ・子育て支援推進については、預かり保育について、保護者からの収入が経費を上回り補助対象外となっている園があった。

仕事と家庭の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業については、平成30年度の沖縄総合事務局の調査によると、労働生産性について沖縄県は379万8千円と全国の70.8%に留まっており、都道府県別では最下位となっているが、ワークライフバランスの取組を推進することで生産性の向上を図ることができる。また、ワークライフバランス企業認証について、認証後のチェックを行っていないため、認証要件を満たさなくなった場合であっても、把握することができないという問題点がある。

外部環境の分析

新たな子育て支援

- ・放課後児童クラブへの支援については、令和2年度の放課後児童クラブの平均月額利用料が、令和元年度の9,161円を上回る9,239円と高止まりの状況にある。
- ・待機児童解消のための支援については、認可外保育施設の認可化に当たっては、地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施するよう取り組む必要がある。

多様なニーズに対応した子育て支援

- ・多様な子育て支援体制確保のための支援については、子育て世帯の多様なニーズに対応するため、地域子ども子育て支援事業において、国交付要綱の改正により補助単価の増額や新たな補助メニューの創設等拡充されている。
- ・公立幼稚園の預かり保育の実施については、内閣府が所管する幼保連携型認定こども園へ移行することで、預かり保育の対応が可能となった。
- ・子育て支援推進については、子ども子育て支援新制度の施行に伴い、新制度移行園は原則市町村が実施主体である一時預かり事業を活用することとなっている。しかし、一時預かり事業を受託するための要件である保育教諭数が確保できずに活用できない場合がある。また、休業日預かり保育の実施については、保護者のニーズにより、実施の要否について各幼稚園毎に違いがある。

仕事と家庭の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業については、令和元年度より、年次有給休暇の確実な取得、時間外労働の上限規制、不合理な待遇差の禁止といった働き方改革関連法が順次施行され、企業の対応が求められている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響でワークライフバランス認証企業数の増加率が減じている。また、接触機会を減らす必要性が生じたことで、テレワークへの関心が飛躍的に高まっている。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・放課後児童クラブ平均月額利用料については、県内平均利用料を上回るクラブの新規設置等の影響と考えられるほか、放課後児童支援員の処遇改善に伴う人件費上昇など全体的な運営費の高止まり傾向によるものと考えられる。なお、厚生労働省調査では、利用料8,000円以上の割合が、沖縄県では64.8% (R1) から69.7% (R2) に増加しているが、全国でも27.9% (R1) から29.6% (R2) へと同様の傾向にある。
- ・保育所入所待機児童数 (顕在・潜在) については、潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まり及び保育士不足によること。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

新たな子育て支援

・放課後児童クラブへの支援については、放課後児童クラブ支援事業の実施に当たっては、市町村へのヒアリングを適宜実施し、進捗の遅れがある場合はコーディネート業務を活用して、課題解決に向けた支援を行う。また、市町村説明会等により、クラブの運営費、家賃補助等を支援する放課後児童健全育成事業の活用や公的施設活用放課後児童クラブの設置を促進することで、利用料の低減を促す。
 ・待機児童解消のための支援については、保育士の魅力発信や処遇労働環境の改善、潜在保育士の復職支援等により、保育士の確保、定着に取り組む。また、保育士保育所総合支援センターを活用し、運営費支援を実施する認可外保育施設に対して個別指導を強化し、施設毎の個別の課題をより確実に把握し、早期の認可化移行の実現に取り組む。

多様なニーズに対応した子育て支援

・多様な子育て支援体制確保のための支援については、事業の実施状況について市町村から中間報告を求め、適切に進捗管理を行う。また、市町村説明会等を通して、子ども子育て支援新制度ならびに事業実施要綱及び交付要綱の内容等について周知する。加えて、補助単価の拡充や新たな補助メニューについて、各事業の内容や実施施設について子育て世帯へ適切に周知する。
 ・公立幼稚園の預かり保育の実施については、市町村幼児教育担当主事会等を通じて、市町村担当者や園長等に預かり保育の活動計画の作成を促す。また、教育課程研究として取り組んだ成果と課題をまとめた報告書を全県で共有できるように配布する。
 ・子育て支援推進については、年度当初に説明会を実施し、補助要件について周知を行う。また、補助金ヒアリングにおいて各園の現状を把握し、保育料の見直しや保育士等の人員配置を促すことにより、子育て支援の更なる充実に繋げる。加えて、市町村の一時預かり事業を受託できない場合は、当該事業が活用できないか確認し、補助金活用を促す。

仕事と家庭の両立支援

・ワーク・ライフ・バランス推進事業については、ワークライフバランス認証取得支援やテレワーク活用等をテーマとしたセミナーを開催するとともに、企業に対しアドバイザー派遣を行うことで、ワークライフバランス推進に取り組む企業を支援する。また、九州山口地域と連携し、ワークライフバランス推進に取り組む企業の好事例を収集したWebサイトを作成し、周知啓発を図る。

[成果指標]

・放課後児童クラブ平均月額利用料については、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置促進、クラブに対する支援員の処遇改善、賃借料補助等を含む運営費への支援拡充を促進することで、利用料低減を促す。
 ・保育所入所待機児童数(顕在・潜在)については、保育ニーズの高まりを受け、令和2年度から6年度を計画期間とする第2期黄金っ子(くがにっこ)応援プランの策定し、各市町村における「量の見込み」、「提供体制の確保方策」等を作成したところである。また、平成30年度に設置した「沖縄県待機児童対策協議会」を活用し、引き続き市町村と連携して、待機児童の解消に取り組む。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(2)-ウ	子ども・若者の育成支援
施策	子ども・若者の支援に向けた環境づくり	
対応する 主な課題	<p>子ども・若者をめぐる環境が悪化し、ニート、ひきこもり、不登校など子供・若者が抱える問題が深刻化してきていることから、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的に支援する体制を整備する必要がある。</p> <p>夜型社会、飲酒に寛容、他人の子どもに無関心などの地域社会の問題、親子関係の希薄化等から少年非行の低年齢化が課題となっていることから、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要がある。</p>	
関係部等	子ども生活福祉部、教育庁、保健医療部、商工労働部、警察本部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
子どもの多様な居場所づくり				
1 青少年交流体験事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	1,666	大幅遅れ	令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、九州との交流事業は中止し、兵庫との交流事業はWEB交流イベントに変更した。 7 人の児童が交流事業へ参加し、イベントを通じて協調性やコミュニケーション力を育成した。	県 (公社) 沖縄県青少年育成県民会議
2 内閣府青年国際交流事業派遣 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	0	順調	内閣府からの依頼を受け、県内青年に対する募集事務と第 1 次選考を実施し、内閣府へ推薦を行った。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響で事業は中止となった。	県
3 放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援(放課後子ども教室) (教育庁生涯学習振興課)	21,362	大幅遅れ	県内の 19 市町村で放課後等における子どもたちの安全・安心な活動拠点支援活動が行われた。 各教室では、学習支援活動、スポーツ活動、体験活動等様々なプログラムが展開された。 県は研修会等を等して、放課後子ども教室関係者の資質向上を図ると共に、19 市町村に補助金の交付を行った。	県 市町村
4 地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業) (教育庁生涯学習振興課)	43,510	やや遅れ	19 市町村において、地域人材を活用した授業の補佐やクラブ活動支援、登下校の見守り、環境美化、体験交流活動などが実施された。 地域コーディネーターについては、180 人配置した。県は研修会を通して事業関係者野資質向上を図ると共に、21 市町村に補助金を交付した。	県 市町村
支援ネットワークの構築				
5 子ども・若者育成支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	62,262	順調	子若協議会を書面にて開催し、関係機関の取組について共有を図った。また、子若センターの運営委託を行い、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行った。	県 市町村
6 ひきこもり対策推進事業 (保健医療部地域保健課)	10,895	順調	ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、関係機関で構成する連絡協議会を本島、離島合わせて 4 回開催した。	県
7 若年無業者職業基礎訓練事業 (商工労働部労働政策課)	19,195	順調	若年無業者の状態にある 15 歳以上 39 歳以下の者に就労及び公共職業訓練等への移行を促進し、無業者状態からの改善・自立を図るため、基礎的な職業訓練を 6 回実施して 51 人が受講した。	県

様式2 (施策)

8	教育相談・就学支援員配置事業 (県立高校) (教育庁県立学校教育課)	29,515	順調	県立高等学校における不登校やひきこもりなどの生徒を支援するため、26校へ臨床心理士や社会福祉士等の資格をもった就学支援員を学校へ派遣し、家庭訪問等の実施によるカウンセリングを行った。	県
9	スクールカウンセラー配置事業 (県立高校) (教育庁県立学校教育課)	30,787	順調	スクールカウンセラー等を高校53校に配置し、生徒の不登校やいじめ等の問題行動等に対し、当該生徒、保護者や教職員への助言・援助を行った。	県
10	スクールカウンセラーの配置(小中学校) (教育庁義務教育課)	132,769	順調	いじめ、不登校、問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応のためのスクールカウンセラー等を公立小中学校(402校)に配置して子ども達の心の相談、保護者や教職員の相談にあたった。	県
11	スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校) (教育庁義務教育課)	99,759	順調	スクールソーシャルワーカー(22人)を県内6教育事務所へ配置し、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて関係諸機関とつなぎ、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行った。	県
12	小中アシスト相談員事業 (教育庁義務教育課)	113,012	順調	小中アシスト相談員を教育事務所に配置し、学校区、市町村の巡回支援を行う等、不登校、いじめ、問題行動等に課題を抱える学校へ集中支援を行った。 配置箇所：国頭7人、中頭18人、那覇16人、島尻10人、宮古3人、八重山3人を配置	県
非行少年を生まない社会づくり					
13	青少年健全育成推進事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	8,235	大幅遅れ	「青少年の深夜はいかい防止」及び「未成年者の飲酒防止」を図ることを目的として、7月1日から8月31日までの間、各市町村単位での住民大会の開催、街頭パレード及び街頭パトロールなど住民参加型の活動を実施することにより、本運動に対する住民意識の向上を図った。	県市町村
14	青少年健全育成事業 (警察本部生活安全部少年課)	143,702	順調	安全学習支援隊のほか、各警察署においても保育園児から高校生まで幅広く非行防止教室を実施し、規範意識の醸成、非行の多い低年齢層への非行防止対策を実施した。また、学校関係者、保護者に対する講話を積極的に実施し、非行少年を生まない社会づくりを推進した。	県

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)			
若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)	1.91% (H17年)	1.95% H27年	1.95% H27年	1.95% H27年	1.95% H27年	1.95% H27年	1.95% H27年	1.54%	未達成	1.50%
担当部課名	商工労働部労働政策課									
状況説明	若年無業者率は、全国、本県ともに増加している。(H27：全国1.56%、沖縄県1.95%)特に本県は、全国的に高い状況にある。成果目標の実績値は、国勢調査のデータに基づく。									

様式 2 (施策)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
不登校児童 (生徒) が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合 (小)	87.6% (H29年度)	—	87.6%	—	—	89.7%	89.4%	達成	90.0%
不登校児童 (生徒) が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合 (中)	86.0% (H29年度)	—	86.0%	—	—	87.3%	89.0%	43.3%	90.0%
不登校児童 (生徒) が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合 (高)	80.5% (H29年度)	—	80.5%	—	—	67.8%	82.8%	未達成	83.5%
担当部課名	教育庁義務教育課、県立学校教育課								
状況説明	小学校・中学校においては基準値から改善しているが、まだ目標値には至っていない状況である。高等学校においては、基準値から後退となっている。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
刑法犯少年の検挙・補導人員	1,420人 (H23年)	1,018人	792人	799人	521人	479人	1,016人	達成	971人以下
担当部課名	警察本部生活安全部少年課								
状況説明	各種非行防止対策及び健全育成対策を講じた結果、刑法犯少年の検挙・補導人員が479人と目標値を達成している。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	71.4%
成果指標の達成状況 (Do)	40.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・子どもの多様な居場所づくり
- ・青少年交流体験事業については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、事業実施の可否、及びその実施方法について、決定までに時間を要した。また、事業の周知の時間が不足していた。
- ・内閣府青年国際交流事業派遣については、例年応募者が少ないため、事業の認知度を高める必要がある。
- ・放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援(放課後子ども教室)については、活動に参画するボランティアの新規の人材確保が進んでおらず、ボランティアの担い手不足、固定化が状態化している。
- ・地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)については、国が掲げている「地域学校協働活動とコミュニティスクールの一体的な推進」において、県内において模範的な事例がまだない。活動に参画する地域住民ボランティアの新規の人材確保が進んでおらず、ボランティアの担い手不足、固定化が状態化している。

支援ネットワークの構築

- ・子ども・若者育成支援事業については、地域の実情と社会資源に応じて地元自治体が主体となった支援体制の構築が必要であるが、現時点で県内市町村における子若協議会の設置は石垣市のみとなっている。また、子若センターへの相談から次のステップに移行できる段階で、つなぎ先となる適切な関係機関が少ない。
- ・ひきこもり対策推進事業については、ひきこもり支援は長期的(年単位)、段階的に関わる必要があるが、県ひきこもり専門支援センターの相談員は県の非常勤職員であり、3年以上の継続ができず同じ相談員が長期的に支援することが困難な状況である。また、医療保健福祉労働など支援が多岐に渡るため、それらに対応できる人材を確保する事が難しい。加えて、県だけでひきこもり対策を効果的に行う事は困難であるため、市町村と連携し、実態調査や支援が行える体制づくりが必要である。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、委託先を早期に決定し、訓練時期、定員コースの設定を調整し、希望に添った訓練が受けやすい環境を設定していく必要がある。また、多様な訓練ニーズに対応するため、委託先、及び関係機関と連携し、就業に向け、より効果的なカリキュラムを設定していく必要がある。加えて、訓練受講者の選定においては、退校者を出さないように、就業への意識レベルを見極め選定する。
- ・教育相談・就学支援員配置事業(県立高校)については、問題を抱えている生徒に対しては、早期に支援を行う必要があり、引き続き早期派遣ができる体制が必要である。
- ・スクールカウンセラー配置事業(県立高校)については、欠席状況が長期化すると登校が困難になるため、初期の段階で、生徒の状況に応じた適切な働きかけを行う必要がある。また、いじめ、不登校、問題行動等の発生の未然防止、早期解決に向けた取組を行う必要がある。
- ・スクールカウンセラーの配置(小中学校)については、不登校児童生徒が増加するなかで、児童生徒が抱える課題も多岐にわたる。課題の抱える児童生徒は、小学校低学年から支援を行う必要性がある。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校)については、児童生徒をサポートする人員の要求は年々増加しており、限られた財政と人員の中で、より成果が得られる活用の仕方を図る必要がある。
- ・小中アシスト相談員事業については、配置校に関して、不登校児童生徒の抑制、登校復帰などに一定の効果が認められるが、相談員の配置人数の限りから、未配置校の新たな不登校事業に対応できていない現状がある。また、不登校児童生徒など一人ひとりの状況に応じた支援が必要だが、対応には継続的な時間を要し、支援の対象となる児童生徒が多くなると対応を難しい現状がある。

非行少年を生まない社会づくり

- ・青少年健全育成推進事業については、立入調査の実績が低調な離島の市については、コロナ感染対策等で日程調整等がうまくいかず、スキルアップ研修が未実施となり、実績も低調となった。
- ・青少年健全育成事業については、非行少年を生まない社会づくりにかかる施策を効果的に実施するため、少年補導職員及び少年警察ボランティアの運用方法を見直す必要がある。また、経験豊富な少年補導職員(会計年度任用職員)の離職により、少年の立ち直り支援等の水準の低下が懸念される。加えて、SNS等ネット上での問題行動の増加に伴い、サイバー犯罪防止講話の推進等ネット空間における事案への対策を強化する必要がある。

外部環境の分析

子どもの多様な居場所づくり

- ・青少年交流体験事業については、引き続き、交流先も含めた新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視する必要がある。また、幅広い年齢の児童生徒が参加し、共同生活を行う研修は貴重な機会となっている。
- ・内閣府青年国際交流事業派遣については、新型コロナウイルスの感染拡大が事業の執行に影響を与える恐れがある。
- ・放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援(放課後子ども教室)について、県内雇用状況の改善による就業人口は、ボランティアの担い手不足に影響があると考えられる。また、放課後子ども教室の実施日時は、平日の午後15時から17時までとほぼ決まっており、その時間帯に協力可能な地域住民ボランティア確保(増員)は容易ではない。
- ・地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)については、県内のコミュニティスクール導入校が少なく、取組年数も浅い学校が多くみられる。また、県内の雇用状況の改善による就業人口の増加は、ボランティアの担い手不足に影響があると考えられる。

支援ネットワークの構築

- ・子ども・若者育成支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会生活を営む上で困難を有する子ども若者はますます社会との関わりが弱くなっていることが懸念される。また、本島北部のいくつかの市町村においては、子若協議会設置の機運が高まっており、設置に向けた支援を行う必要がある。
- ・ひきこもり対策推進事業については、中高年のひきこもり（8050問題）が社会的注目を集めている。また、市町村にひきこもり担当部署ができたが、暫定的であったり、担当職員の入替も多くみられる。加えて、事例検討や支援者研修を実施しても、効果的な支援に必ずしも結びついていない。県においても所管により縦割り支援となっており、連携強化が課題とされている。さらには、コロナ禍で新たにひきこもり状態となる方が想定されており、感染予防を図りながら個別支援や研修会等の事業実施が求められる。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、令和2年度は、県内3か所に設置されている地域若者サポートステーションへ実施した訓練需要を踏まえ50人分で措置した。また、サポートステーションと委託先との連携の強化を図り、訓練生の確保と円滑な訓練実施を図る必要がある。
- ・教育相談・就学支援員配置事業（県立高校）については、就学支援員配置を希望するが、配置できていない学校があり、事業拡大が必要である。また、本県高校生の不登校の主な要因は、「あそび非行」から「無気力」へ移行しており、課題を抱えた生徒が学校での学び意欲が低下していることが挙げられる。
- ・スクールカウンセラー配置事業（県立高校）については、高度な専門的な知識経験を有する人材が必要である。
- ・スクールカウンセラーの配置（小中学校）については、課題を抱える児童生徒の置かれている環境の改善が求められている。また、課題を抱えている児童生徒への対応が、学校だけで対応するのではなく、他機関と連携することが求められている。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置（小中学校）については、近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な課題を抱える児童生徒が増えており、それに対応できるスクールソーシャルワーカーの資質向上及び指導支援を継続して取り組む必要がある。また、貧困対策も踏まえ、市町村教育委員会とも連携しスクールソーシャルワーカーを新規採用または増員し配置する必要がある。
- ・小中アシスト相談員事業については、昨今の社会状況の変化に伴い、全国の不登校児童生徒数の推移も年々増加傾向にあると同様に、県内においても不安などの情緒混乱、無気力、親子関係の問題、家庭環境の急激な変化、欠席を安易に容認する保護者の増加等、不登校に関して様々な課題が見られる。また、社会状況の変化に伴い、とりわけ単身家族では、親の仕事等、深刻な課題を抱えているケースがある。

非行少年を生まない社会づくり

- ・青少年健全育成推進事業について、スマートフォン等利用の低年齢化により、その利便性に慣れた中高生は、犯罪被害防止よりもフィルタリングを設定することにより、サービスが制限されることに抵抗感を持つようになっている。
- ・青少年健全育成事業については、新型コロナウイルス感染症対策のため人と人の接触が制限された。低年齢層による非行が多く、全国的に高い水準にある。また、共犯率、再犯者率ともに減少傾向にあるが、全国平均と比較すると未だ高い水準にある。加えて、スマートフォン等インターネット接続機器の普及により、その使用方法やSNS上での問題行動が深刻化しつつあり、SNS等のネット環境を通じた不良交友関係の把握が困難である。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・若年無業者率（15～34歳人口に占める割合）については、国勢調査は、5年に一度行われる調査のため、若年無業者率の改善状況は、不明である。（次回調査R2年度 結果はR3年度に公表される予定）
- ・不登校児童（生徒）が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合（中）(高)については、学校での組織的な対応に向けた意識に学校間に差があることと、組織的な対応の中心となる人材の不足が考えられる。

施策の推進戦略案(Action)

[主な取組]

子どもの多様な居場所づくり

- ・青少年交流体験事業については、新型コロナウイルスの流行状況に応じた実施に係る判断基準及び実施の方法についてあらかじめ定め、広報等に要する時間を確保する。また、県の広報誌等を活用するなど、引き続き周知広報に取り組み、事業の認知度向上を図る。
- ・内閣府青年国際交流事業派遣については、引き続き沖縄県青年国際交流機構と連携を図り、可能な形で事業報告会やパネル展など事業周知の取組を実施し、認知度を高める。また、内閣府との連携を強化し、事業の安全円滑な実施に向けて取り組む。
- ・放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援(放課後子ども教室)については、県や市町村の広報ツール等を活用し、より広く一般への事業周知を図る。また、事業周知に用いる資料等を見直し、より分かりやすく、初心者でも活動に参画しやすい内容を心がける。加えて、企業や団体等の参画を促すだけでなく、企業等が持つネットワークを活用した広報活動も取り入れる。
- ・地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)については、地域学校協働活動とコミュニティスクールの連携による効果や実践事例を、県内の教育委員会や学校関係者に伝えるため、研修会等をとおして積極的に資料等を配布する。また、より多くの地域住民の参画を得るために、これまでのボランティア募集の手法の見直しや、更なる工夫を行うよう、研修会等を通して市町村に働きかける。

支援ネットワークの構築

- ・子ども・若者育成支援事業については、オンライン相談は、子若センターへの来所に係る時間と経費の負担軽減に繋がることから、特に、離島や僻地の市町村に対して積極的に周知を図る。また、困難を有する子ども若者の発見に繋がるようSNS等の活用も検討する。また、本島北部において、子若協議会設置の機運が高まっていることから、名護市に新たな拠点を設置するとともに、市町村を訪問し、地域における支援体制等についてヒヤリングや意見交換等を行う。
- ・ひきこもり対策推進事業については、ひきこもり専門支援センター通信を発行し、より幅広く支援に関する情報を発信する。また、相談員のスキルアップを図るための支援体制を整え、事例検討会等を通して関係機関の相談員の資質向上を図る。加えて、Web会議システムを活用し、地域連絡協議会の実施や他機関の連携会議に参加する等、離島を含む県内全域で連携した支援ができるようにする。さらに、新たにSNSや電話等のオンラインでの居場所づくりやカウンセリング相談を実施する。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、委託先を早期に決定し、サポートステーション及び委託先との早期連携を行い、訓練生の確保、多様なニーズに対応し、就業に向け効果的な訓練カリキュラム内容の調整に努める。また、訓練受講者の退校者を出さないように、サポートステーションでの訓練受講者選定の際には、訓練内容を周知し、就業への意識レベル等を慎重に見極め、受講指示を行うようにサポートステーションと連携を図る。
- ・教育相談・就学支援員配置事業(県立高校)については、各学校の状況把握を行い、効果的な配置を行う。また、事業を早期に立ち上げ、委託業者との綿密な事務作業の効率化を図り、早期派遣に努める。加えて、不登校の要因を解消するため、学校の教育相談係及び他機関との連携を図り、生徒の学習意欲の回復に向け努める。
- ・スクールカウンセラー配置事業(県立高校)については、スクールカウンセラーを活用した校内研修等の実施、支援に係る情報共有ミーティングの必須化等、学校とスクールカウンセラーの連携および学校教諭の面談スキル向上を図る。また、スクールカウンセラーの業務評価とスクールカウンセラー応募者の面談を通して、学校の実状に応じた適格な人材の配置計画を実施する。
- ・スクールカウンセラーの配置(小中学校)については、沖縄県公認心理師協会等との連携及び、スーパーバイズの拡充を図る。また、課題の抱える児童生徒への相談、支援が充実するよう学校側に働きかける必要がある。加えて、スクールカウンセラーの効果的な活用に向けて、学校訪問等で情報共有、支援を行う。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校)については、事業効果を高めるため、各教育事務所と連携し対象児童生徒の課題状況に応じたスクールソーシャルワーカーの重点的配置を行う。また、市町村配置スクールソーシャルワーカー及び各種支援員等との、情報共有や連携強化に向けた合同研修会の実施する。加えて、スーパーバイザーを活用した全地区対象の研修等を実施し、各地区の好事例情報等を全地区で共有を図る。
- ・小中アシスト相談員事業については、支援体制の拡充のため、市町村独自の相談員配置事業の立ち上げを推奨、支援する。また、支援員の資質向上を図るため、外部講師の講演や事例検討会の開催等、研修内容の更なる充実化を図る。加えて、相談員とスクールソーシャルワーカー等との連携強化により、家庭環境の改善に向けた保護者支援を行い、当該生徒の生活リズムの改善を行う。

非行少年を生まない社会づくり

- ・青少年健全育成推進事業については、立入調査に関するスキルアップ研修については、引き続き、権限移譲した3市の情報共有と能力向上を図る。また、権限移譲した市を通して携帯ショップ等へのフィルタリング普及啓発活動の強化を図る。加えて、青少年の「自画撮り被害」等防止を図るため、県警、教育庁と連携し、被害防止講話等の取組を行う。
- ・青少年健全育成事業については、学校等の関係機関と連携を強化し、少年補導職員、スクールサポーターの効果的運用、大学生少年サポーター始め少年警察ボランティアを活用した立ち直り支援等を一層推進し、非行を繰り返す少年、再び非行に走りかねない少年に対する再非行防止対策を実施するとともに、SNS等ネット上の問題行動防止のための対策を講ずる。

[成果指標]

- ・若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)については、事業継続により若年無業者の就職等を促進し、ニート状態からの改善を図ることにより、若年無業者率を全国並である1.5%までの改善を目標とする。
- ・不登校児童(生徒)が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合(中)(高)については、スクールカウンセラー等を配置し、課題を抱える児童生徒が置かれた環境に対し、訪問や関係機関と連携した取り組みを積極的に進め、児童生徒の支援体制の充実を図る。

「施策」総括表

施策展開	2-(2)-工	要保護児童やひとり親家庭等への支援
施策	要保護児童等への支援	
対応する主な課題	児童虐待については、発生の予防、相談・支援体制の強化、関係機関の役割分担と連携、県民への周知・広報等が課題であることから、市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援、児童相談所の職員体制の強化、関係機関の連携強化、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報・啓発の推進等を図るとともに、家庭的養護の推進に取り組むなど社会的養護体制の充実を図る必要がある。	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度					
No.	主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	児童虐待防止対策事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	93,084	順調	県内5圏域において、児童虐待防止に関する講演会を5回開催した結果、385名が参加し、児童虐待防止に関する周知啓発が図られた。 市町村要保護児童対策地域協議会調整機関職員向け研修を実施した結果、21市町村40名が参加し、市町村職員の資質向上が図られた。	県 市町村
2	被虐待児等地域療育支援・連携体制構築事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	39,888	順調	県内5箇所の児童養護施設等に心理療法士等を配置するとともに、専門医を派遣して、特別なケアを必要とする児童やその里親家庭等への支援を行い、関係機関との連携体制の構築を図った。 また、広報誌（こころサポートだより）の毎月発行や、里親対象の勉強会や講演会のを開催した。	県
3	社会的養護児童自立支援事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	22,401	概ね順調	措置を解除された者で、自立に向けた支援が必要な者に対し以下の支援を実施。 支援コーディネーターによる計画作成 生活相談の実施 就労相談の実施 居住に関する支援 生活費の支給 対象者同士が参加する交流会の開催	県
4	要保護児童等家庭養育支援体制構築事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	20,049	やや遅れ	民間あっせん機関による若年妊娠及び望まない妊娠等の悩み相談・援助や養親希望者の研修を実施し養子縁組へつなげる活動への補助事業を行い、養子縁組の普及・促進を図った。 乳幼児の一時保護に対応できる養育里親の新規開拓やトレーニング業務を乳児院へ委託した。	県

成果指標の達成状況（Do）

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数（割合）	37市町村 (90.2%) (H24年)	41市町村	41市町村	41市町村	41市町村	41市町村	41市町村	達成	41市町村
	担当部課名	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課								
	状況説明	平成26年度に全市町村に要保護児童対策地域協議会を設置し、全県的な支援体制が構築できた。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%	➡	施策推進状況	順調
成果指標の達成状況 (Do)	100.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・児童虐待防止対策事業については、令和元年度6月の児童福祉法等の改正により、児童相談所において、常時弁護士による助言又は指導を受けることができる体制の構築や、保健師を配置することが義務付けられたことからこれらの取組を要する。
- ・被虐待児等地域療育支援・連携体制構築事業については、本事業は平成30年度からは離島及び北部地域等の遠隔地への訪問支援を担う支援拠点として1箇所追加し、県内全域をカバーする事業に拡充された。令和元年3月策定した「沖縄県社会的養育推進計画」において、県における里親委託率を令和11年度までに、40%にすることを目標に定めた。
- ・社会的養護児童自立支援事業については、児童相談所から社会的養護自立支援事業者(以下「事業者」という。)に児童等の情報の提供がスムーズにいったない。
- ・要保護児童等家庭養育支援体制構築事業については、民間あっせん機関による養子縁組は、成立までに約1年以上の時間を要することから、長期間にわたって養親希望者と関わり、安定的かつ永続な児童の養育環境の確保に取り組まなければならない。里親制度の普及啓発等による新規開拓等には、多くの問合せがあったが、担当職員が1.5名の対応であったため、里親登録に繋げる数に限りがあった。

外部環境の分析

- ・児童虐待防止対策事業については、児童虐待による痛ましい事件が全国で相次ぎ、児童虐待防止に向けた県民の意識の高まり等から、虐待通告件数が増加傾向にある。
- ・被虐待児等地域療育支援・連携体制構築事業については、本県は、里親委託率が34.7%(全国3位)、ファミリーホーム設置数が9箇所と比較的多く、全国の里親委託率20.5%と比較しても家庭の養護の割合が高い状況である。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動範囲が限定されたり、家庭内で里子と過ごす時間が増加したことに伴い、養育に困難を感じた里親が増加している。
- ・社会的養護児童自立支援事業については、施設退所児童は施設職員等を通して動向把握や様々な支援が実施できているが、委託解除された里子は、動向把握が困難な場合が多い。
- ・要保護児童等家庭養育支援体制構築事業については、民間あっせん機関による養子縁組及び里親制度の普及啓発活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、取組を自粛しなければならなかった。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・児童虐待防止対策事業については、児童相談所への弁護士の及び保健師の配置について、その配置の在り方や人員等も含めた検討を進め、令和4年度から実施できるよう、引き続き関係機関等と連携して取組を進める。
- ・被虐待児等地域療育支援・連携体制構築事業については、児童相談所や児童養護施設及び里親会等の関係機関における連絡会議を定期的に開催して、効果的な訪問支援のあり方の検討や連携体制をさらに強化し、養育の悩み等を抱えている里親家庭に対する定期的かつ効果的な訪問相談を実施することで、養育返上を考える里親の割合を減少させる。また、専門医と相談機関が連携し、児童や相談機関がリモートによる相談対応が可能になるよう取り組む。
- ・社会的養護児童自立支援事業については、児童相談所からの児童の情報提供にかかる手順を作成する。また、委託解除前の里子について事業者との関係性構築のため交流会等を実施する。加えて、里子に関する連絡会議(ここさが職員、里親専門員)において、里子の動向把握や交流等を協力依頼し、それら関係職員をアフターケアネットワーク会議への参加も促す。さらに、児童相談所と施設等の連絡会議(青少年、両児相、各施設、里親会)において、事業を説明しアフターケアについて認識を共有する。
- ・要保護児童等家庭養育支援体制構築事業については、民間あっせん機関による、養子縁組制度の普及啓発やあっせん活動において、大規模な説明会や講演会ではなく、相談のある養親希望者に対して、個別対応に重点をおき取り組む。また、里親制度の普及啓発等による新規里親開拓についても、南部地域の市町村の広報誌による広報を継続する他、相談のある希望者に対して、個別に里親登録まで繋げる取組を丁寧に行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(2)-工	要保護児童やひとり親家庭等への支援
施策	ひとり親家庭等の自立支援	
対応する主な課題	沖縄県は、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活状況は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。	
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部	

主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度					
	主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	母子及び父子家庭等医療費助成事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	290,135	順調	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を41市町村へ補助した。	県 市町村
2	母子家庭等自立促進事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	87,576	大幅遅れ	ひとり親家庭の母等に家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ適切な就業相談を実施。また、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習会を実施した。	県
3	ひとり親家庭生活支援モデル事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	171,722	順調	様々な課題を抱えるひとり親家庭81世帯に対し、民間アパートを活用した生活支援を中心に、就職支援やビジネススキルの向上を目的としたセミナーの開催、子どもへの学習支援、債務整理のための助言を行う家計支援等、それぞれの家庭の課題に応じた総合的な支援を行った。	県
4	離職者等再就職訓練事業（母子家庭の母等コース） （商工労働部労働政策課）	0	未着手	母子家庭の母等を対象とする職業訓練コースを公募したが、応募企業が無く、コースの設定ができなかった。	県
5	ひとり親家庭技能習得支援事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	44,465	順調	ひとり親家庭の就労改善に役立つ技能習得を支援するため、平成31年度は経理事務に必要とされる資格講座を実施したほか、受講中の託児サービスを行った。	県
6	ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	6,965	順調	ひとり親家庭等の保育に係る利用料負担を軽減するため、本事業を実施した20市町村に対して補助を行い、ひとり親家庭等の保護者52人、児童60人を支援した。	県 市町村
7	ひとり親家庭の高校生等に対するバス通学費の負担軽減 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	27,716	順調	ひとり親家庭の高校生916人に対してバス通学費の負担軽減を行った。R2年10月からの新たな通学費支援制（無償化）への移行に向け、関係機関と連携し、事業の周知徹底を図った。	県
8	養育者世帯子育て相談支援体制強化事業 （子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）	13,012	順調	訪問員による家庭訪問を実施し、養育者世帯の生活実態や困りごとの把握を通じて養育者世帯の現状を把握した。世帯が抱える課題を行政機関や支援機関と共有し、支援方策を検討するための支援調整会議を開催した。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 就業相談から就職に結びついた ひとり親家庭の数 (累計)	84世帯 (H23年)	611世帯	691世帯	740世帯	785世帯	839世帯	728世帯	達成	800世帯
担当部課名	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課								
状況説明	相談者165名のうち54名が就業し、累計で839世帯となっている。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	75.0%	➡	施策推進状況	順調
成果指標の達成状況 (Do)	100.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・母子及び父子家庭等医療費助成事業については、H28年からH30年度にかけて自動償還の導入に伴うシステム改修費を補助してきたこともあり、自動償還方式の継続を希望した市町村が多かった。
- ・母子家庭等自立促進事業については、高等職業訓練促進給付金は増加傾向、自立支援教育訓練給付金事業の需給希望者も増加している。
- ・ひとり親家庭生活支援モデル事業については、単なる生活支援ではなく、支援期間の終了後は各家庭が地域で自立することを目標としている。そのため、各家庭の課題やニーズに寄り添った支援を行う必要がある。
- ・離職者等再就職訓練事業(母子家庭の母等コース)については、母子家庭の母等コースの受託要件(訓練カリキュラム、委託料等)は、国の実施要領により定められており、県の施策としてカリキュラムの簡素化や委託料の増等ができない。
- ・ひとり親家庭技能習得支援事業については、那覇地区にて講座を開講したが、その他の地域においても講座を受講したいとの要望があったため、中部地区において令和2年10月より初級講座を開講した。
- ・ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業については、平成31年10月から開始された幼児教育保育の無償化に伴い、本事業の児童の大多数は無償化に移行しているが、無償化の対象とならない世帯(0~2歳の課税世帯)がいる。
- ・ひとり親家庭の高校生等に対するバス通学費の負担軽減については、本事業の対象であるひとり親家庭は、令和2年10月から開始された新たな通学費支援事業(無償化)に移行する。
- ・養育者世帯子育て相談支援体制強化事業については、行政民間の関係機関における支援体制、相談機能が不十分。養育者世帯の実態や、各世帯が抱える課題に対応した適切な支援が届けられていない。

外部環境の分析

- ・母子及び父子家庭等医療費助成事業については、子ども医療費助成事業において令和4年度からの通院費助成の対象年齢への拡大に向けて、各市町村が対応を検討している。
- ・母子家庭等自立促進事業については、R3年度より高等職業訓練促進給付金の給付対象の検討が行われている。
- ・ひとり親家庭生活支援モデル事業については、沖縄県では、全国と比較して貧困状態で暮らす子どもが多く、貧困が子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが強く懸念される状況にある。
- ・離職者等再就職訓練事業(母子家庭の母等コース)については、母子家庭の母等コースは、平成30年度は1コース設定したが、定員20名中、約半分の11名の応募があり開講、令和元年度においては1コース設定したものの、応募者がなく開講となったこと等、開講できる受講生の確保が厳しい状況が続いている。
- ・ひとり親家庭技能習得支援事業については、新型コロナウイルスの影響により、就職のための資格取得を希望して受講する生徒が多かった。
- ・ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業については、新型コロナの影響により、今後、ひとり親の課税世帯数とそれに伴い本事業の対象となる世帯数も減少傾向にあると見込まれるものの、やはり無償化の対象から外れる児童が一定程度発生することから、引き続き本事業による支援が必要である。
- ・ひとり親家庭の高校生等に対するバス通学費の負担軽減については、本事業の対象であるひとり親家庭は、令和2年10月から教育庁所管の新たな通学費支援事業(無償化)に移行済み。
- ・養育者世帯子育て相談支援体制強化事業については、養育者世帯は、高齢がゆえ情報不足から支援につながりにくく、課題も複雑化することから早急な支援が求められるが、国の支援指針マニュアル等もない状況にある。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・母子及び父子家庭等医療費助成事業については、母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、各市町村の意向及び他県の実施状況を確認しながら課題の解決方法を検討する。
- ・母子家庭等自立促進事業については、事業の広報のため、ホームページ等を活用し制度の周知を図る。
- ・ひとり親家庭生活支援モデル事業については、ひとり親家庭に対するアンケート調査等を踏まえ、医療事務講座の内容をより専門的スキルが身につくものとする等、より就労転職につながるような講座を実施する。また、県内3拠点において広域的な事業展開を促進するため、各市町村や福祉団体等、関係機関との連携強化に努める。
- ・離職者等再就職訓練事業(母子家庭の母等コース)については、これまで母子家庭の母等コースを実施したことのある民間教育訓練機関に対しヒアリングを行い、当該コースの問題点等を確認する。また、一般コースで職業訓練を実施している企業に対しても、企画提案公募説明会等において、当該コースの設定検討を依頼する。
- ・ひとり親家庭技能習得支援事業については、中部地区においても上級コースを開講し、通年で講座を実施することにより、中部地区におけるひとり親家庭への支援を強化する。
- ・ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業については、国の実施する幼児教育保育の無償化の対象とならない児童である0~2歳の課税世帯に対して支援の実施を行い、認可保育所に入所できないひとり親家庭の児童の支援を継続する。
- ・ひとり親家庭の高校生等に対するバス通学費の負担軽減について、本事業の対象であるひとり親家庭は、令和2年10月から教育庁所管の新たな通学費支援事業(無償化)に移行済み。
- ・養育者世帯子育て相談支援体制強化事業については、養育者世帯の生活実態と、支援機関の現状課題を踏まえ、支援マニュアルの整備、関係機関向け研修を実施し、相談支援体制の充実を図る。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(2)-オ	子どもの貧困対策の推進
施策	ライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開	
対応する 主な課題	経済的な困難等を抱える家庭においては、社会的に孤立状態にあることなどにより必要な支援や情報が届きにくいことから、生活実態等を把握した上で、子どもや保護者が支援機関につながる仕組みづくりや、支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図る必要がある。また、子どもの貧困対策を推進するにあたっては、県民の幅広い理解と協力が必要であることから、子どもの貧困問題に対する県民への広報啓発を推進していく必要がある。	
関係部等	子ども生活福祉部、保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
つなげる仕組みの構築					
1	子どもの貧困実態調査 (子ども生活福祉部子ども未来政策課)	11,235	順調	令和2年度においては、1歳児及び5歳児の世帯を対象に調査を実施した。 調査票については、1歳児の世帯は直接郵送を、5歳児の世帯は幼稚園等を通しての配布・回収を行った。 1歳児 回収：3,318 (回収率41.0%) 5歳児 回収：3,327 (回収率74.4%)	県
2	沖縄子供の貧困緊急対策事業 (子どもの貧困対策支援員の配置及び活動の支援、小規模離島町村への支援員巡回派遣、食支 (子ども生活福祉部子ども未来政策課))	252,170	順調	子供の貧困対策支援員研修の開催 (計21回) や事業成果報告会の開催、支援コーディネーターの配置による支援員等への指導助言を随時実施した。 伊江村、伊是名村、粟国村において、巡回派遣を実施したほか、延べ832件の電話相談等に対応した。	国 県 市町村
3	乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の取組支援 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	1,504	順調	県内市町村向けの行政説明等において、養育支援訪問事業の実施や内容の充実について働きかけを行った。 また、市町村等で子ども家庭支援に関わる職員を対象とする研修を実施した。 研修は、対象者の能力と必要性に応じた基礎的研修及び応用的研修を主にWEB配信により実施し、特別研修を集合研修で実施した。	県 市町村
4	母子健康包括支援センターの設置推進および同センター事業に関する支援 (保健医療部地域保健課 子ども生活福祉部子育て支援課)	5,790	やや遅れ	感染防止のため北部開催した研修をWEB配信により、他地区へ研修内容を提供したほか、未設置市町村向けWEB意見交換を行った。 検討委員会を開催し、成果を確認した。 厚労省主催WEB研修を市町村や関係機関への案内や、県広報媒体を活用し、県民向けに周知した。	市町村
5	民生委員・児童委員活動の推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	81,720	やや遅れ	市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、地域住民の生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行う。	県 市町村
6	子ども・若者育成支援地域ネットワーク形成支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	0	順調	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う団体に助成した。 また、県内5圏域に分けて、子ども・若者支援者向けの研修会を実施した。	県
県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発促進					
7	沖縄子どもの未来県民会議 (子ども生活福祉部子ども未来政策課)	11,123	順調	子どもの貧困解消を目的とした県民会議において、県内企業や県民から寄付 (38,378千円) を募り、寄付金を財源として児童養護施設退所者を対象とした子どもに寄り添う給付型奨学金 (17人) や、琉球新報社等と連携し、企業等から提供を受けた食品を、子どもの居場所 (58箇所) 等へ届ける取組等を実施した。	県
8	子どもの貧困問題に関する普及啓発促進 (子ども生活福祉部子ども未来政策課)	1,870	順調	構成団体と連携した協働促進イベント (事務局説明) を4回実施した。集客型イベントについては、コロナ禍により開催が困難となった。 また、教職員に対する研修 (学校訪問含む) を84回開催した。	県 市町村

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	困窮世帯の割合 (沖縄県子ども調査) (小中学生調査)	29.9% (H27年度)	29.9% H27年度	29.9% H27年度	25.0%	25.0% H30年度	25.0% H30年度	25.9%	達成	20.0%
	困窮世帯の割合 (沖縄県子ども調査) (高校生調査)	29.3% (H28年度)	29.3%	29.3% H28年度	29.3% H28年度	20.4%	20.4% R元年度	23.7%	達成	20.0%
	担当部課名	子ども生活福祉部子ども未来政策課								
状況説明	令和元年度調査において、母親について、働いていない割合が、28年度調査の16.7%から13.7%に減少し、収入が100万円未満と答えた割合が、42.4%から35.0%に減少していた。また、父親について、収入が300万円未満と答えた割合が、49.1%から45.3%に減少していた。女性の就業参加率の向上や最低賃金の上昇なども含めた景気の浮揚効果等の影響により、困窮世帯の割合も改善したものと思われる。									
2	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
	乳幼児健康診査の受診率 (乳児)	87.6% (H23年度)	91.5%	90.7%	89.9%	90.2%	90.2% R元年度	94.3%	38.8%	95.0%
担当部課名	保健医療部地域保健課									
状況説明	基準値に比べると受診率は増加しているものの、横ばいで推移しており、計画値を達成していない。目標値 (95.0%) の達成に向けて引き続き乳幼児健診の重要性等に関する周知が必要である。									
3	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
	養育支援訪問事業の実施市町村数	12市町村 (H23年度)	21市町村	25市町村	26市町村	30市町村	30市町村	29市町村	達成	31市町村
担当部課名	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課									
状況説明	県内市町村向けの行政説明等において養育支援訪問事業の実施について働きかけを行った結果、実施市町村数は30市町村となり計画値を達成した。									

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	75.0%
成果指標の達成状況 (Do)	75.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

つながる仕組みの構築

- ・子どもの貧困実態調査については、調査結果によって明らかとなった課題（厳しいひとり親世帯の現状、困窮世帯と非困窮世帯における保育利用の差や子どもの発達への影響、保護者の働き方など）において、対応が求められる。
- ・沖縄子供の貧困緊急対策事業（子どもの貧困対策支援員の配置及び活動の支援、小規模離島町村への支援員巡回派遣、食支援体制の整備等）については、市町村が配置した支援員のさらなる資質向上、学校現場や関係機関との連携強化が求められている。また、当該事業は、現沖縄振興計画の期限（令和4年3月31日）までとなっているため、令和3年度で終了となる。
- ・乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の取組支援については、養育支援訪問事業において、平成19年の法定化以来、実施市町村数は毎年増加しているが、実施率は全国値86.4%（H30.4.1現在）に比べ県内は約73.1%（R2.4.1現在）と、依然全国平均より低い状況にある。
- ・母子健康包括支援センターの設置推進および同センター事業に関する支援については、センター設置は、法律上市町村の努力義務であり、それぞれの地域の課題に応じて市町村が判断する。また、小規模町村では、出生数及び乳幼児も少なく、家庭環境等の把握し支援ができていないことから、新たにセンターを設置する必要性を感じていない場合がある。
- ・民生委員・児童委員活動の推進については、充足率の低い状態が慢性的に続くことによる仕事量の増加や、民生委員活動に対するマイナスイメージ（忙しい、大変）等が、担い手不足の一因になっている。
- ・子ども・若者育成支援地域ネットワーク形成支援事業について、沖縄県子ども若者総合相談センター（以下「子若センター」という。）では、福祉分野を始め、教育医療等の分野の関係団体とも連携して支援にあたっており、子ども若者が抱える課題を把握している機関であることから、当該団体と各支援機関団体とのネットワーク構築が重要である。

県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発促進

- ・沖縄子どもの未来県民会議については、昨年度に比べ寄付額は増加しているものの、事業の継続に必要な寄付金が十分に確保できておらず、今後も安定した財源の確保が課題となっている。
- ・子どもの貧困問題に関する普及啓発促進については、給付型奨学金事業や食支援連携事業など、県民会議の事業を継続的かつ安定的に実施していくためには、企業や団体、県民からの寄付寄贈が必要である。また、貧困を起因とする課題について、学校と福祉で共通認識ができておらず、学校側に福祉の支援へつなぐ手段が示されていない場合もあり、連携のしやすさを促進する必要がある。

外部環境の分析

つながる仕組みの構築

- ・子どもの貧困実態調査については、県民意識調査の結果において、県の施策として、特に重点を置いて取り組むべきこととして、「子どもの貧困対策の推進」が4割を超えており、子どもの貧困対策の取組強化について、社会的要請が高まっている。
- ・沖縄子供の貧困緊急対策事業（子どもの貧困対策支援員の配置及び活動の支援、小規模離島町村への支援員巡回派遣、食支援体制の整備等）については、保護者に対するアンケート調査の結果、支援員と相談できたことで、子どもとの接し方の改善など良い効果がでていることや、令和元年度から専門的な個別支援を行う拠点型子供の居場所や若年妊産婦の居場所が設置されたことから、支援員は、子どもたちの状況を把握し、必要な支援を行う居場所に適切に繋ぐことが求められるなど、支援員の役割の重要性が高まっている。
- ・乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の取組支援については、近年、地域のつながりの希薄化や、長時間労働等により父親の育児参加が十分得られない中で、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。また、様々な事情により地域社会から孤立しがちな家庭が存在する。また、（望まない妊娠等や心身の不調等により母親が妊娠期から一人で悩みを抱えている事例など、）出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦が存在する。
- ・母子健康包括支援センターの設置推進および同センター事業に関する支援については、市町村保健師の新型コロナウイルス感染症対応による業務量の増加や増新型コロナウイルス感染症流行による妊産婦の孤立化がみられる。
- ・民生委員・児童委員活動の推進については、経済的困窮や虐待、子どもの貧困等、多様で複雑な課題が顕在化深刻化する中で、地域共生社会の実現に向けた担い手の一員である民生委員・児童委員に求められる役割や期待が高まっており、負担感が増している。
- ・子ども・若者育成支援地域ネットワーク形成支援事業については、組織（学校や職場）に属さない15歳以上のひきこもり傾向にある子ども若者が、社会に繋がるための生活習慣の改善やコミュニケーション力向上の支援ができる居場所が少ない。また、困難を有する子ども若者は全園域にいる一方、支援機関等は中南部や市部に多く、北部や離島には少ないなど支援体制に偏りがある。

県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発促進

- ・沖縄子どもの未来県民会議については、コロナ禍により、県民の生活状況が悪化していることを懸念して、職場募金が例年より多く集まった。
- ・子どもの貧困問題に関する普及啓発促進については、SDGsの推進など、社会的貢献活動に積極的に取り組む企業が増えており、行政と企業が連携して、子どもの貧困対策に取り組むことができる機会も生じている。また、市町村によっては、子どもの貧困対策支援員が学校と情報共有が図られておらず、地域の学校と連携が図られていない場合がある。令和2年度においては、コロナ禍の影響により、学校が休校したことや感染防止のため訪問等が制限されたため、訪問回数が減少した。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・乳幼児健康診査の受診率（乳児）については、乳幼児健診の重要性について、母子健康手帳交付時の保健指導等母子保健事業で両親と接する機会に保健指導を行っているが、まだ不十分と思われる。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

つながる仕組みの構築

・子どもの貧困実態調査については、有識者及び庁内関係課で構成する沖縄県子ども調査検討会において、更なる実態把握のための調査内容の検討や経年比較による子どもの貧困対策施策の効果検証を行う。また、関係部局や市町村に対し、調査結果の情報共有を図り、把握した課題等について施策等の反映を促す。

・沖縄子供の貧困緊急対策事業（子どもの貧困対策支援員の配置及び活動の支援、小規模離島町村への支援員巡回派遣、食支援体制の整備等）については、県内市町村等より、令和4年度以降も当該事業継続の要望があることから、関係機関と連携し、国に対し事業継続の要請を行う。また、県内の各圏域に支援員や居場所の運営者の相談助言や、地域の課題やニーズに応じた研修等を行うなど、地域で中心的な役割を担う人材を配置育成する。

・乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の取組支援については、様々な会議や研修等の場を通じて養育支援訪問事業の必要性を周知するとともに、未実施の理由等を調査した上で、実施に向けたきめ細かな助言等を行うことにより、事業実施につなげる。また、家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性に応じた複数の研修を実施するとともに、関係機関と連携し様々な研修の周知を行い参加を促す。

・母子健康包括支援センターの設置推進および同センター事業に関する支援については、センター導入にあたり活用できる国庫等の情報を市町村へ提供する。また、子育て関連機関や精神科医療機関などと連携をとりながら、母子保健コーディネーター等親子を支える支援者の人材育成研修を引き続き実施する。加えて、センター導入や小規模町村の地域の課題に対応した研修や事例検討会等を引き続き各保健所において実施する。

・民生委員・児童委員活動の推進については、民生委員・児童委員の円滑な活動に資するため研修等の充実を図る。また、民生委員の担い手確保のために、県広報誌やチラシ等を活用したPR活動を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。

・子ども・若者育成支援地域ネットワーク形成支援事業については、オンライン相談は、子若センターへの来所に係る時間と経費の負担軽減に繋がることから、特に、離島や僻地の市町村に対して積極的に周知を図る。また、困難を有する子ども若者の発見に繋がるようSNS等の活用も検討する。また、本島北部において、子若協議会設置の機運が高まっていることから、名護市に新たな拠点を設置するとともに、市町村を訪問し、地域における支援体制等についてヒヤリングや意見交換等を行う。

県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発促進

・沖縄子どもの未来県民会議については、県民会議の構成団体等と連携した取り組みを継続しつつ、ラジオ等の新たな広報媒体を活用し、県民会議の取り組みについての広報や、県民や企業へ寄付拡大に向けた呼びかけを行う。

・子どもの貧困問題に関する普及啓発促進については、県民会議事業への協力を呼びかける広報を行う。また、企業への寄付要請や、寄付に貢献された企業や個人に対する感謝状贈呈を継続的に実施するとともに、多様なメディア媒体を通じた情報発信を行う。また、学校訪問は、引き続き、課題や施策の説明に加え、地域（市町村）の具体的な連携先も共有し、また、市町村の支援員と同行することで、支援の連携を促進する。

[成果指標]

・乳幼児健康診査の受診率（乳児）については、乳幼児健診の重要性について、母子健康手帳交付時の保健指導等母子保健事業で両親と接する機会に周知を継続・強化する。また、乳幼児健診の課題や傾向について、母子保健に関するデータの提供や行政報告等の機会に市町村母子保健担当者共通理解を図る。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(2)-才	子どもの貧困対策の推進
施策	乳幼児期の子どもへの支援	
対応する 主な課題	乳幼児期に適切な養育を受けられない状況が続く場合、健康状態や情緒の安定、自己肯定感、意欲などに影響があるとの指摘があることから、支援が必要な家庭の早期把握や子育てに関する支援を行うほか、保育・幼児教育などを安心して受けることができる体制を整備する必要がある。	
関係部等	教育庁、子ども生活福祉部、保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 私立幼稚園就園奨励費 (教育庁教育支援課)	0	順調	私立幼稚園に通学する児童の入園料や保育料を軽減。令和元年10月から就園奨励費事業は廃止となり、子どものための教育・保育給付費事業へ移行。	市町村
2 待機児童対策関連事業(保育施設の整備、 保育士の確保、認可外保育施設の認可化移行支援) (子ども生活福祉部子育て支援課)	2, 252, 901	概ね順調	待機児童の解消に向けて、「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等に取り組んだ。	県 市町村
3 延長保育事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	140, 186	順調	地域のニーズに応じ、延長保育事業を実施する市町村を支援することにより、子育て支援の充実を図った。 延長保育事業は 752か所での実施となった。	県 市町村
4 こども医療費助成 (保健医療部保健医療総務課)	1, 176, 380	順調	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために、市町村が実施するこども医療費助成事業において、対象経費の2分の1を補助した。(令和 2 年度 : 1, 426, 497件)	県 市町村

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 保育所入所待機児童数(顕在・潜在)	9,000人 (H23年)	4,561人	3,834人	3,459人	3,260人	3,197人	900人	71.6%	0人 (維持)
担当部課名	子ども生活福祉部子育て支援課								
状況説明	第 2 期黄金っ子(くがにっこ) 応援プランに基づき、令和 3 年度末までの待機児童解消に向け、令和 3 年度末までに66, 865人の保育定員を確保することとしており、令和 2 年度は65, 069人の保育定員の確保に取り組んだ。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	75.0%
成果指標の達成状況 (D o)	0.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・私立幼稚園就園奨励費については、令和元年10月からの幼児教育の無償化に伴い、就園奨励費事業は廃止した。また、子どものための教育保育給付費事業にて入園料保育料の軽減を実施する必要がある。
- ・幼児教育保育無償化の影響等による潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まり等を受け令和3年度末までに待機児童の解消を図るよう引き続き施設整備の着実な実施及び保育士の確保が必要である。
- ・延長保育事業については、保育認定を受けた子どもが保育所を延長して利用する「延長保育事業」等が増加傾向にある。
- ・こども医療費助成については、令和4年度から通院の対象年齢を就学前までから、中学校卒業まで拡大することとした。年齢拡大に向け、補助金交付要綱の改正など、必要な準備を進める必要がある。

外部環境の分析

- ・私立幼稚園就園奨励費については、
- ・待機児童対策関連事業(保育施設の整備、 保育士の確保、 認可外保育施設の認可化移行支援)については、認可外保育施設の認可化に当たっては、地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施するよう取り組む必要がある。
- ・延長保育事業については、待機児童解消に向けて保育所等が大幅に増加しており、今後も増加する見込みであることから、引き続き保護者のニーズに応じて事業を実施する市町村を支援する必要がある。
- ・こども医療費助成については、令和4年度からの通院対象年齢の拡大に向け、市町村、関係機関に対する説明会の開催、県民への周知が必要である。また、通院対象年齢の拡大とあわせ、中学校卒業まで現物給付を実施する要望が強い。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・保育所入所待機児童数(顕在 ・ 潜在) については、潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まり及び保育士不足によること。

施策の推進戦略案 (A c t i o n)

[主な取組]

- ・私立幼稚園就園奨励費については、令和元年10月からの幼児教育の無償化に伴い、就園奨励費事業は廃止した。また、子どものための教育保育給付費事業にて入園料保育料の軽減を実施する。
- ・待機児童対策関連事業(保育施設の整備、 保育士の確保、 認可外保育施設の認可化移行支援)については、保育士の魅力発信や処遇労働環境の改善、潜在保育士の復職支援等により、保育士の確保、定着に取り組む。また、保育士保育所総合支援センターを活用し、運営費支援を実施する認可外保育施設に対して個別指導を強化し、施設毎の個別の課題をより確実に把握し、早期の認可化移行の実現に取り組むとともに、県市町村センターの三者での連携をより一層密にし、計画的な施設整備を行う。
- ・延長保育事業については、市町村において地域の利用希望把握調査(ニーズ把握) を行い、県は調査を取りまとめでニーズ把握に努め、子ども子育て支援計画に反映させる。
- ・こども医療費助成については、令和4年度からの通院対象年齢の拡大に向け、市町村、関係機関と連携し、円滑な実施を図る。また、通院対象年齢の拡大とともに現物給付による実施についても、あわせて協議を進める。

[成果指標]

- ・保育所入所待機児童数(顕在 ・ 潜在) については、保育ニーズの高まりを受け、令和2年度から6年度を計画期間とする第2期黄金っ子(くがにっこ) 応援プランの策定し、各市町村における「量の見込み」、「提供体制の確保方策」等を作成したところである。また、平成30年度に設置した「沖縄県待機児童対策協議会」を活用し、引き続き市町村と連携して、待機児童の解消に取り組む。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(2)-オ	子どもの貧困対策の推進
施策	小中学生期及び高校生期の子どもへの支援	
対応する 主な課題	家庭の経済状況は、子どもの学力、自己肯定感、生活習慣などに影響を及ぼすことが多いとの指摘があることから、小中学生や高校生に対しては、学校をプラットフォームとした総合的な対策を展開するほか、教育費の負担軽減や居場所の確保など、子どもが安心して学習や生活ができる環境を整備する必要がある。	
関係部等	子ども生活福祉部、教育庁、保健医療部、総務部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	沖繩子供の貧困緊急対策事業(子供の居場所の設置運営の促進) (子ども生活福祉部子ども未来政策課)	252,170	順調	子ども達に必要な支援に繋ぐ手法の構築を目的とした連携手法分析やタイプが異なる子供の居場所の機能や役割を把握するため、居場所機能等分析を行った。また、コロナウイルスの影響により派遣数は減少したが、感染対策を実施しながら子供の居場所52か所へ大学生ボランティア139人を派遣するなど運営支援を行った。	国 県 市町村
2	地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業) (教育庁生涯学習振興課)	43,510	やや遅れ	19市町村において、地域人材を活用した授業の補助やクラブ活動支援、登下校の見守り、環境美化、体験交流活動などが実施された。 地域コーディネーターについては、180人配置した。県は研修会を通して事業関係者の資質向上を図ると共に、21市町村に補助金を交付した。	県 市町村
3	放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援(放課後子ども教室) (教育庁生涯学習振興課)	21,362	大幅遅れ	県内の19市町村で放課後等における子どもたちの安全・安心な活動拠点支援活動が行われた。 各教室では、学習支援活動、スポーツ活動、体験活動等様々なプログラムが展開された。 県は研修会等を等して、放課後子ども教室関係者の資質向上を図ると共に、19市町村に補助金の交付を行った。	県 市町村
4	地域住民等の協力による学習支援(地域未来塾) (教育庁生涯学習振興課)	43,510	概ね順調	7市町村の地域学校協働活動において、大学生や教員OB等と地域住民等と連携した支援が行われた。 家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図った。	県 市町村
5	学力向上学校支援事業 (教育庁義務教育課)	10,354	概ね順調	離島・へき地校含む小中学校を176校を訪問した。訪問は2時間単位で行い、1時間は授業観察、2時間目は管理職及び授業者等と情報交換を行った。授業者等との情報交換では授業改善及び教科経営等について助言を行った。管理職等との情報交換では学校の組織的な学力向上について支援を行った。	県
6	スクールカウンセラーの配置(小中学校) (教育庁義務教育課)	132,769	順調	いじめ、不登校、問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応のためのスクールカウンセラー等を公立小中学校(402校)に配置して子ども達の心の相談、保護者や教職員の相談にあたった。	県
7	スクールソーシャルワーカーの配置 (教育庁義務教育課)	99,759	順調	スクールソーシャルワーカー(22人)を県内6教育事務所へ配置し、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて関係諸機関とつなぎ、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行った。	県
8	小中アシスト相談員事業 (教育庁義務教育課)	113,012	順調	小中アシスト相談員を教育事務所に配置し、学校区、市町村の巡回支援を行う等、不登校、いじめ、問題行動等に課題を抱える学校へ集中支援を行った。 配置箇所：国頭7人、中頭18人、那覇16人、島尻10人、宮古3人、八重山3人を配置	県

9	スクールカウンセラー配置事業 (県立高校) (教育庁県立学校教育課)	30,787	順調	スクールカウンセラー等を高校53校に配置し、生徒の不登校やいじめ等の問題行動等に対し、当該生徒、保護者や教職員への助言・援助を行った。	県
10	教育相談・就学支援員配置事業 (県立高校) (教育庁県立学校教育課)	29,515	順調	県立高等学校における不登校やひきこもりなどの生徒を支援するため、26校へ臨床心理士や社会福祉士等の資格をもった就学支援員を学校へ派遣し、家庭訪問等の実施によるカウンセリングを行った。	県
11	低所得世帯の子どもに対する学習支援 (子ども生活福祉部子ども未来政策課 保護・援護課)	467,662	概ね順調	準要保護世帯等の小中学生への学習支援は、17町村で実施し、児童扶養手当受給世帯等の高校生への学習支援は10市町で実施し、合わせて1003人を支援した。 また、沖縄県が設置する福祉事務所管内の生活保護世帯を含む生活困窮世帯への学習支援は、17町村で実施し、93人を支援した。	県
12	放課後児童クラブ支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	437,181	順調	公的施設活用クラブの新規設置については、7市町村12施設に対し整備支援を行うとともに、コーディネーターを配置し、市町村支援を行った。	県 市町村
13	沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業、子ども食堂開設支援事業) (子ども生活福祉部子ども未来政策課)	404,099	順調	経済的な理由で小中学校への就学が困難な児童生徒を対象に学校生活にかかる経費の一部を援助する「就学援助」の拡充や、放課後児童クラブの利用料負担軽減等に取り組む35市町村に対し、計3億8,112万7千円の交付金を交付した。新たに子ども食堂を開設する4団体に対し、計176万2千円の補助金を交付した。	県 市町村
14	こども医療費助成 (保健医療部保健医療総務課)	1,176,380	順調	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために、市町村が実施するこども医療費助成事業において、対象経費の2分の1を補助した。(令和2年度:1,426,497件)	県 市町村
15	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 (教育庁教育支援課)	0	順調	生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している準要保護者(計35,223人)に対して学用品費等の費用を補助するなどの就学援助を行った。	県 市町村
16	高等学校等奨学のための給付金事業 (教育庁教育支援課)	1,344,969	順調	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学のための給付金を支給した。第一子の給付額を年額84,000円から110,100円、第二子129,700円から141,700円に、通信制・専攻科36,500円48,500円に増額した。	県
17	中高生の通学費支援 (教育庁教育支援課)	186,955	順調	令和2年10月から、住民税所得割非課税世帯または児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭の高校生を対象に、自宅から学校までの区間のバス・モノレール通学費の無料化を開始した。	県
18	私立学校通学費負担軽減事業 (総務部総務私学課)	7,242	順調	私立高等学校等に在籍する低所得世帯等の生徒の通学費の負担を軽減するため、路線バス通学費を支援した。	県

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 困窮世帯の割合 (沖縄県子ども調査) (小中学生調査)	29.9% (H27年度)	29.9% H27年度	29.9% H27年度	25.0%	25.0% H30年度	25.0% H30年度	25.9%	達成	20.0%
困窮世帯の割合 (沖縄県子ども調査) (高校生調査)	29.3% (H28年度)	29.3%	29.3% H28年度	29.3% H28年度	20.4%	20.4% R元年度	23.7%	達成	20.0%
担当部課名	子ども生活福祉部子ども未来政策課								
状況説明	令和元年度調査において、母親について、働いていない割合が、28年度調査の16.7%から13.7%に減少し、収入が100万円未満と答えた割合が、42.4%から35.0%に減少していた。また、父親について、収入が300万円未満と答えた割合が、49.1%から45.3%に減少していた。女性の就業参加率の向上や最低賃金の上昇なども含めた景気の浮揚効果等の影響により、困窮世帯の割合も改善したものである。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
2 不登校児童 (生徒) が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合 (小)	87.6% (H29年度)	—	87.6%	—	—	89.7%	89.4%		
不登校児童 (生徒) が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合 (中)	86.0% (H29年度)	—	86.0%	—	—	87.3%	89.0%	43.3%	90.0%
不登校児童 (生徒) が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合 (高)	80.5% (H29年度)	—	80.5%	—	—	67.8%	82.8%	未達成	83.5%
担当部課名	教育庁義務教育課、県立学校教育課								
状況説明	小学校・中学校においては基準値から改善しているが、まだ目標値には至っていない状況である。高等学校においては、基準値から後退となっている。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
3 高等学校中途退学率	1.9% (H23年度)	2.1%	2.0%	2.2%	2.3%	2.3% R元年度	1.5%		
担当部課名	教育庁県立学校教育課								
状況説明	令和元年度の中途退学率は2.3%で、全国の1.3%から比べ1.0ポイントの差があり依然として高い値となっており、進路変更や学校生活・学業不適應など様々な要因や通信制への在籍数が増えた影響により計画値を達成できなかった。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
4 地域等における子どもの学習支援 (無料塾等)	4市町村 (H23年度)	40市町村	40市町村	40市町村	40市町村	39市町村	37市町村		
担当部課名	子ども生活福祉部子ども未来政策課、保護・援護課								
状況説明	生活困窮世帯に対する子どもの学習支援は、小中学生対象に28市町村、高校生対象に10市町で実施した。また市町村において、世帯の所得を制限せずに地域で学習支援を実施しており、計画値37市町村に対し、上記の学習支援と合わせて39市町村で実施した。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	72.2%
成果指標の達成状況 (Do)	57.1%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・ 沖縄子供の貧困緊急対策事業(子供の居場所の設置運営の促進)については、市町村が設置した居場所のさらなる支援の充実や職員の資質向上、学校現場や関係機関との連携強化が求められている。当該事業は、現沖縄復興計画の期限(令和4年3月31日)までとなっているため、令和3年度で終了となる。
- ・ 地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)については、国が掲げている「地域学校協働活動とコミュニティスクールの一體的な推進」について、県内において模範的な事例がまだない。また、活動に参画する地域住民ボランティアの新規の人材確保が進んでおらず、ボランティアの担い手不足、固定化が状態化している。
- ・ 放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援(放課後子ども教室)については、活動に参画するボランティアの新規の人材確保が進んでおらず、ボランティアの担い手不足、固定化が状態化している。
- ・ 地域住民等の協力による学習支援(地域未来塾)については、基礎学力の定着を目指す取組のため、大学教員やOB、塾講師といった一定の学習指導技術を持った地域人材の協力が不可欠である。また、貧困対策の学習支援事業との連携が求められる。
- ・ 学力向上学校支援事業については、学力向上の取組として、3つ視点「自己肯定感の高まり」「学び育ち実感」「組織的な関わり」から、5つの具体的な方策を通して授業改善学校改善を推進する。(学力向上推進5か年プロジェクト)
- ・ スクールカウンセラーの配置(小中学校)については、不登校児童生徒が増加するなかで、児童生徒が抱える課題も多岐にわたる。課題の抱える児童生徒は、小学校低学年から支援を行う必要がある。
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置については、児童生徒をサポートする人員の要求は年々増加しており、限られた財政と人員の中で、より成果が得られる活用の仕方を図る必要がある。
- ・ 小中アシスト相談員事業について、配置校に関しては、不登校児童生徒の抑制、登校復帰などに一定の効果が認められるが、相談員の配置人数の限りから、未配置校の新たな不登校事案に対応できていない現状がある。また、不登校児童生徒など一人ひとりの状況に応じた支援が必要だが、対応には継続的な時間を要し、支援の対象となる児童生徒が多くなると対応を難しい現状がある。
- ・ スクールカウンセラー配置事業(県立高校)については、欠席状況が長期化すると登校が困難になるため、初期の段階で、生徒の状況に応じた適切な働きかけを行う必要がある。また、いじめ、不登校、問題行動等の発生の未然防止、早期解決に向けた取組を行う必要がある。
- ・ 教育相談・就学支援員配置事業(県立高校)について、問題を抱えている生徒に対しては、早期に支援を行う必要があり、引き続き早期派遣ができる体制が必要である。
- ・ 低所得世帯の子どもに対する学習支援については、学習習慣の定着や習熟度の向上には、継続的に本事業を実施することが求められる。また、教室によって、利用人数にばらつきがあり、支援が必要な子どもや保護者に事業内容が届いていない場合があるため、県や受託者による周知広報や地域の実情に応じた効果的な支援を実施する必要がある。
- ・ 放課後児童クラブ支援事業については、放課後児童クラブ支援事業による施設整備補助において、市町村の整備計画の変更等により、当初は11市町村19か所の実施を予定していたところ、7市町村12か所の実施となった。
- ・ 沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業、子ども食堂開設支援事業)については、効果的な各種施策の実施及び持続的に貧困対策に取り組んでいくため、実施市町村及び当該事業に係る部局との一層の連携が必要である。また、当該基金の根拠となる条例は、附則により期限を令和4年3月31日までと定めていることから、残り1年間となる。
- ・ 子ども医療費助成については、令和4年度から通院の対象年齢を就学前までから、中学校卒業まで拡大することとした。また、年齢拡大に向け、補助金交付要綱の改正など、必要な準備を進める必要がある。
- ・ 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業については、市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。
- ・ 高等学校等奨学のための給付金事業については、申請漏れがないよう、周知の徹底や個別の呼びかけなど、継続的な取組が必要である。また、令和2年度より支給対象となった、新入生の一部前倒し給付、家計急変世帯(所得割非課税相当世帯)について、リーフレットを配布し呼びかける。
- ・ 中高生の通学費支援については、新入生の入学後、通学費の支援を速やかに行う必要がある。
- ・ 私立学校通学費負担軽減事業については、本事業は令和2年度から実施された事業であるため、支援が必要とされる世帯への支援となるよう、周知の徹底を図りたい。

外部環境の分析

- ・沖縄子供の貧困緊急対策事業(子供の居場所の設置運営の促進)については、子どもの貧困対策の取組強化において、社会的要請が高まっている。また、子ども達が抱える問題が、複雑化していることから、専門的な個別支援を実施する居場所の設置などが求められている。
- ・地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)については、県内のコミュニティスクール導入校が少なく、取組年数も浅い学校が多くみられる。県内の雇用状況の改善による就業人口の増加は、ボランティアの担い手不足に影響があると考えられる。
- ・放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援(放課後子ども教室)については、県内雇用状況の改善による就業人口は、ボランティアの担い手不足に影響があると考えられる。放課後子ども教室の実施日時は、平日の午後15時から17時までとほぼ決まっており、その時間帯に協力可能な地域住民ボランティア確保(増員)は容易ではない。
- ・地域住民等の協力による学習支援(地域未来塾)については、学校における働き方改革が求められる中、放課後の教室を活用した学習支援の実施には、教員の負担にならない仕組みづくりが必要である。
- ・学力向上学校支援事業については、全国学力学習状況調査において、小学校は全国平均の水準を維持した。また、中学校においては国語、数学とともに、全国平均との差を着実に縮める等改善が図られ、各学校の取組の充実を示す結果となった。学習指導要領完全実施に伴い、新しい時代に求められる資質能力を子供たちに育む必要がある。
- ・スクールカウンセラーの配置(小中学校)については、課題を抱える児童生徒の置かれている環境の改善が求められている。また、課題を抱えている児童生徒への対応が、学校だけで対応するのではなく、他機関と連携することが求められている。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置については、近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える児童生徒が増えており、それに対応できるスクールソーシャルワーカーの資質向上及び指導支援を継続して取り組む必要がある。また、貧困対策も踏まえ、市町村教育委員会とも連携しスクールソーシャルワーカーを新規採用または増員し配置する必要がある。
- ・小中アシスト相談員事業については、昨今の社会状況の変化に伴い、全国の不登校児童生徒数の推移も年々増加傾向にあると同様に、県内においても不安などの情緒混乱、無気力、親子関係の問題、家庭環境の急激な変化、欠席を安易に容認する保護者の増加等、不登校に関して様々な課題が見られる。社会状況の変化に伴い、とりわけ単身家族では、親の仕事等、深刻な問題を抱えているケースがある。
- ・スクールカウンセラー配置事業(県立高校)については、高度な専門的な知識経験を有する人材が必要である。
- ・教育相談・就学支援員配置事業(県立高校)については、就学支援員配置を希望するが、配置できていない学校があり、事業拡大が必要である。また、本県高校生の不登校の主な要因は、「あそび非行」から「無気力」へ移行しており、課題を抱えた生徒が学校での学ぶ意欲が低下していることが挙げられる。
- ・低所得世帯の子どもに対する学習支援については、国内における厳しい経済雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化の進行による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下などが、子どもの育ちや子育てに影響を与えることから、本事業の充実拡大が求められている。また、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されたことから、通塾を控える家庭も見られた。
- ・放課後児童クラブ支援事業については、令和2年度の放課後児童クラブの平均月額利用料については、令和元年度の9,161円を上回る9,239円と高止まりの状況にある。
- ・沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業、子ども食堂開設支援事業)については、国内における厳しい経済雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下などが、子どもの育ちや子育てに影響を与えることから、本事業の充実が求められている。また、沖縄振興拡大会議において市町村から、当該基金の継続に関する要望がある。
- ・子ども医療費助成については、令和4年度からの通院対象年齢の拡大に向け、市町村、関係機関に対する説明会の開催、県民への周知が必要である。通院対象年齢の拡大とあわせ、中学校卒業まで現物給付を実施する要望が強い。
- ・要保護・準要保護児童生徒就学援助事業については、本県の児童生徒数は減少傾向にあるものの、準要保護の対象者数は増加傾向で推移しており、さらに新型コロナウイルス感染症の影響で困窮世帯が増加することが予想される。また、沖縄県小中学生調査中間報告で、貧困世帯の約6%が就学援助制度を知らなかったと回答しており、前回調査と比較して大幅に減少してはいるものの、未だに制度を知らない世帯が存在する。
- ・高等学校等奨学のための給付金事業については、低所得世帯のこれまでと同様に更なる教育費負担の軽減を図る必要がある。また、入学時や進学時の経費負担が大きいことから、前倒し給付及び通常申請等を早期に給付する必要がある。
- ・中高生の通学費支援については、通学費支援の更なる拡充の要望がある。
- ・私立学校通学費負担軽減事業については、保護者の経済状況の変化により、対象者数が変動することが予想されるが、本制度の周知徹底が必要である。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・不登校児童(生徒)が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合(中)(高)については、学校での組織的な対応に向けた意識に学校間に差があること、組織的な対応の中心となる人材の不足が考えられる。
- ・高等学校中途退学率については、県立高校における中途退学率は、横ばい状況であるが、私立の広域性通信制高校などの広がりなどにより中途退学の状況が変わってきている。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・ 沖縄子供の貧困緊急対策事業 (子供の居場所の設置運営の促進)については、県内市町村等より、令和4年度以降も当該事業継続の要望があることから、関係機関と連携し、国に対し事業継続の要請を行う。また、子どもの居場所ネットワークへの加入促進を図り、地域での連絡会等で課題や好事例を共有するとともに、学生ボランティアの派遣や居場所と学校の連携手法の分析等を行う。
- ・ 地域学校協働活動推進事業 (学校・家庭・地域の連携協力推進事業)については、地域学校協働活動とコミュニティスクールの連携による効果や実践事例を、県内の教育委員会や学校関係者に伝えるため、研修会等をおして積極的に資料等を配布する。また、より多くの地域住民の参画を得るために、これまでのボランティア募集の手法の見直しや、更なる工夫を行うよう、研修会等を通して市町村に働きかける。
- ・ 放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援 (放課後子ども教室)については、県や市町村の広報ツール等を活用し、より広く一般への事業周知を図る。また、事業周知に用いる資料等を見直し、より分かりやすく、初心者でも活動に参画しやすい内容を心がける。加えて、企業や団体等の参画を促すだけでなく、企業等が持つネットワークを活用した広報活動も取り入れる。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校が休校となる場合は放課後子ども教室も休止となるが、実施する際は文科省通知に基づき十分な感染対策を行う。
- ・ 地域住民等の協力による学習支援 (地域未来塾)については、大学やNPOなどと連携して、安定した支援者の確保に努める。また、継続した活動につながるよう、学校家庭地域の役割を分担し、負担が偏らないよう仕組みづくりを行う。
- ・ 学力向上学校支援事業については、質的授業改善を推進するための学校組織機能の核として、校内研究体制の充実を図りながら、学校への支援を行う。また、市町村教育委員会の施策を生かし、綿密な連携を図りながら、学校への支援を充実させる。
- ・ スクールカウンセラーの配置 (小中学校)については、沖縄県公認心理師協会等との連携及び、スーパーバイザーの拡充を図る。また、課題の抱える児童生徒への相談、支援が充実するよう学校側に働きかける必要がある。加えて、スクールカウンセラーの効果的な活用に向けて、学校訪問等で情報共有、支援を行う。
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置については、事業効果を高めるため、各教育事務所と連携し対象児童生徒の課題状況に応じたスクールソーシャルワーカーの重点的配置を行う。また、市町村配置スクールソーシャルワーカー及び各種支援員等との、情報共有や連携強化に向けた合同研修会の実施する。加えて、スーパーバイザーを活用した全地区対象の研修等を実施し、各地区の好事例情報等を全地区で共有を図る。
- ・ 小中アシスト相談員事業については、支援体制の拡充のため、市町村独自の相談員配置事業の立ち上げを推奨、支援する。また、支援員の資質向上を図るため、外部講師の講演や事例検討会の開催等、研修内容の更なる充実化を図る。加えて、相談員とスクールソーシャルワーカー等との連携強化により、家庭環境の改善に向けた保護者支援を行い、当該生徒の生活リズムの改善を行う。
- ・ スクールカウンセラー配置事業 (県立高校)については、スクールカウンセラーを活用した校内研修等の実施、支援に係る情報共有ミーティングの必須化等、学校とスクールカウンセラーの連携および学校教諭の面談スキル向上を図る。また、スクールカウンセラーの業務評価とスクールカウンセラー応募者の面談を通して、学校の実状に応じた適格な人材の配置計画を実施する。
- ・ 教育相談・就学支援員配置事業 (県立高校)については、各学校の状況把握を行い、効果的な配置を行う。また、事業を早期に立ち上げ、委託業者との綿密な事務作業の効率化を図り、早期派遣に努める。加えて、不登校の要因を解消するため、学校の教育相談係及び他機関との連携を図り、生徒の学習意欲の回復に向け努める。
- ・ 低所得世帯の子どもに対する学習支援については、感染症等の拡大が懸念される中でも途切れることなく学習支援を実施するために、オンライン授業等の実施できる体制を構築することで、学習支援の継続を図る。
- ・ 放課後児童クラブ支援事業については、放課後児童クラブ支援事業の実施に当たっては、市町村へのヒアリングを適宜実施し、進捗の遅れがある場合はコーディネート業務を活用して、課題解決に向けた支援を行う。また、市町村説明会等により、クラブの運営費、家賃補助等を支援する放課後児童健全育成事業の活用や公的施設活用放課後児童クラブの設置を促進することで、利用料の低減を促す。
- ・ 沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業 (市町村支援事業、子ども食堂開設支援事業)については、市町村担当者等との意見交換を実施する。また、基金事業の継続に向けた財源確保策を検討するとともに、関係部局と連携し、より効果的な事業内容へ見直すなど、基金のあり方について検討を行う。
- ・ こども医療費助成については、令和4年度からの通院対象年齢の拡大に向け、市町村、関係機関と連携し、円滑な実施を図る。また、通院対象年齢の拡大とともに現物給付による実施についても、あわせて協議を進める。
- ・ 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業については、他自治体の取組状況を共有し、意見交換を行い制度の適切な実施を促していくため、市町村担当者会議を引き続き開催する。また、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給など、制度の拡充や周知徹底にあたっては、子どもの貧困対策推進交付金の活用を促すとともに、県教育委員会においても、引き続き全県的な広報活動を実施する。
- ・ 高等学校等奨学のための給付金事業については、各高等学校等と連携し非課税世帯及び生活保護世帯への申請連絡、入学時にチラシの配布を行い制度の周知を徹底する。また、中学校段階での高校等進学を目指す生徒とその保護者への周知も引き続き行うことで、制度の理解が深まるよう取り組む。
- ・ 中高生の通学費支援については、新入生に対して4月から支援を開始できるよう、高校入学前から支援の申請を受け付け、準備を行う。また、令和3年度から、通学区域が全県域の中学校まで対象を拡げ、経済的負担の軽減を行う。
- ・ 私立学校通学費負担軽減事業については、申請漏れなどにより、生徒の修学に影響が出ることのないよう、生徒保護者に対する確実な制度の周知に努める。また、学校に対し、適正な事務の執行に係る指導を行う。

[成果指標]

- ・ 不登校児童 (生徒) が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合 (中)(高)については、スクールカウンセラー等を配置し、課題を抱える児童生徒が置かれた環境に対し、訪問や関係機関と連携した取り組みを積極的に進め、児童生徒の支援体制の充実を図る。
- ・ 高等学校中途退学率については、学校において、引き続き魅力ある学校づくりを推進し、中途退学対策担当教諭の取り組みとスクールカウンセラーや教育相談・就学支援員配置事業をより一層拡充し、様々な事で悩む生徒に対し、丁寧な教育相談と支援を行い、就学の必要性和継続に向けて取り組む。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(2)-オ	子どもの貧困対策の推進
施策	支援を必要とする若者への支援	
対応する 主な課題	ひきこもりや無業状態にある若者は、そのままでは将来生活困窮に陥るリスクが高いため、社会的・経済的自立に向けて、個々の実情に応じ適切に支援を行う必要がある。	
関係部等	商工労働部、子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	若年無業者職業基礎訓練事業 (商工労働部労働政策課)	19,195	順調	若年無業者の状態にある15歳以上39歳以下の者に就労及び公共職業訓練等への移行を促進し、無業者状態からの改善・自立を図るため、基礎的な職業訓練を6回実施して51人が受講した。	県
2	子ども・若者育成支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	62,262	順調	子若協議会を書面にて開催し、関係機関の取組について共有を図った。また、子若センターの運営委託を行い、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行った。	県 市町村
3	若年者総合雇用支援事業 (商工労働部雇用政策課)	71,822	順調	個別相談や出張相談、電話やメールでのカウンセリングのほか、就職セミナー、企業向けセミナー、保護者向け講演会、新規高卒者向け合同企業説明会を開催した。	県
4	若年者ジョブトレーニング事業 (商工労働部雇用政策課)	76,319	概ね順調	40歳未満の若年求職者を対象に、求職者のスキル向上とミスマッチの解消を図るため、43名の訓練希望者に対し、座学研修と短期雇用による企業での職場訓練を実施した。	県
5	若年者キャリア形成支援モデル事業 (子ども生活福祉部子ども未来政策課)	28,194	順調	令和2年度は、15～25歳の8名の若年者に対して、キャリア形成支援のための3ヶ月短期集中プログラム (JobCamp) を実施した。 ○開所日数：59日、出席率：86% ○社会人講話：15回 ○職場体験実習：3日間 ○宿泊研修：1泊2日 ○支援手法検討会：4回	県

成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	若年無業者率 (15～34歳人口に占める割合)	1.91% (H17年)	1.95% H27年	1.95% H27年	1.95% H27年	1.95% H27年	1.95% H27年	1.5%	未達成	1.5%
	担当部課名	商工労働部労働政策課								
	状況説明	若年無業者率は、全国、本県ともに増加している。(H27：全国1.56%、沖縄県1.95%) 特に本県は、全国的に高い状況にある。成果目標の実績値は、国勢調査のデータに基づく。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	80.0%
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、委託先を早期に決定し、訓練時期、定員コースの設定を調整し、希望に添った訓練が受けやすい環境を設定していく必要がある。また、多様な訓練ニーズに対応するため、委託先、及び関係機関と連携し、就業に向け、より効果的なカリキュラムを設定していく必要がある。加えて、訓練受講者の選定においては、退校者を出さないように、就業への意識レベルを見極め選定する。
- ・子ども・若者育成支援事業については、地域の実情と社会資源に応じて地元自治体が主体となった支援体制の構築が必要であるが、現時点で県内市町村における子若協議会の設置は石垣市のみとなっている。また、子若センターへの相談から次のステップに移行できる段階で、つなぎ先となる適切な関係機関が少ない。
- ・若年者総合雇用支援事業については、就職相談件数が増加する中、コーチ数が10名の体制では負担が大きい状況となっている。また、令和2年度中は暫定的に1名増員し、11名体制で運営した。
- ・若年者ジョブトレーニング事業については、訓練生の募集に際して、説明会参加人数に比して、実際に面接に応募した人数が大幅に少なくなっている。
- ・若年者キャリア形成支援モデル事業については、より多くの支援事例や手法の取りまとめを行うために、様々な若年者を対象に支援を実施していくことが求められる。また、取りまとめた支援手法を、どのように関係機関へ周知し効果的に活用してもらうかが課題である。

外部環境の分析

- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、令和2年度は、県内3か所に設置されている地域若者サポートステーションへ実施した訓練需要を踏まえ50人分で措置した。また、サポートステーションと委託先との連携の強化を図り、訓練生の確保と円滑な訓練実施を図る必要がある。
- ・子ども・若者育成支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会生活を営む上で困難を有する子ども若者はますます社会との関わりが弱くなっていることが懸念される。また、本島北部のいくつかの市町村においては、子若協議会設置の機運が高まっており、設置に向けた支援を行う必要がある。
- ・若年者総合雇用支援事業については、合同就職説明会の中止や規模縮小等、学生と企業の接触機会が減少したため、新規学卒者においては、新型コロナウイルス感染症の影響から不安を抱えている。また、令和3年3月卒の新規学卒者に係る就職内定率は前年同月に比べて低下している。
- ・若年者ジョブトレーニング事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、若年者の雇用情勢は悪化している。また、緊急事態宣言等の解除や雇用保険等に係る救済措置の終了により、求職者の動きが活発化すると見込まれる。
- ・若年者キャリア形成支援モデル事業については、多様な困難を抱える若年者が対象となるため、短期集中プログラム終了後も継続的にケアできるフォローアップ体制が必要である。また、短期集中プログラムであるため、抱えている困難ケースが長期化している(引きこもり等)生徒だとプログラムへの参加が難しい傾向にある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)については、国勢調査は、5年に一度行われる調査のため、若年無業者率の改善状況は不明である。(次回調査R2年度 結果はR3年度に公表される予定)

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、委託先を早期に決定し、サポートステーション及び委託先との早期連携を行い、訓練生の確保、多様なニーズに対応し、就業に向け効果的な訓練カリキュラム内容の調整に努める。また、訓練受講者の退校者を出さないように、サポートステーションでの訓練受講者選定の際には、訓練内容を周知し、就業への意識レベル等を慎重に見極め、受講指示を行うようにサポートステーションと連携を図る。
- ・子ども・若者育成支援事業については、オンライン相談は、子若センターへの来所に係る時間と経費の負担軽減に繋がることから、特に、離島や僻地の市町村に対して積極的に周知を図る。また、困難を有する子ども若者の発見に繋がるようSNS等の活用も検討する。加えて、本島北部において、子若協議会設置の機運が高まっていることから、名護市に新たな拠点を設置するとともに、市町村を訪問し、地域における支援体制等についてヒヤリングや意見交換等を行う。
- ・若年者総合雇用支援事業については、引き続き相談員を増員し、相談体制の確保に努める。また、就職相談をオンラインにて対応できるようにする。
- ・若年者ジョブトレーニング事業については、説明会の際にアンケートを実施し、本事業に接した広報媒体や、説明会から応募に繋がらなかった場合の原因などを分析し、説明会の内容および広報の改善につなげる。また、令和3年度事業の訓練生目標数の下方修正は行わず70名とし、各種感染症対策をより徹底する。
- ・若年者キャリア形成支援モデル事業については、プログラム実施後も、定期的にフォローアップを行うなどの支援を継続する。また、中卒進路未決定者、高校中退者等や社会資源の乏しい地域等の、多様なケースについての支援手法について取りまとめを行うため、対象を拡充して実施する。

[成果指標]

- ・若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)については、若年無業者率は、全国、本県ともに増加している。(H27: 全国1.56%, 沖縄県1.95%) 特に本県は、全国的に高い状況にある。 成果目標の実績値は、国勢調査のデータに基づく。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(2)-オ	子どもの貧困対策の推進
施策	保護者への支援	
対応する主な課題	貧困状態にある子どもの保護者は、経済的な困難のほか、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いため、生活、住宅、就労等に関する相談・支援のほか、雇用の質の改善や可処分所得の向上に取り組む必要がある。	
関係部等	子ども生活福祉部、土木建築部、商工労働部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	生活困窮者自立支援事業 (子ども生活福祉部保護・援護課)	305,299	順調	県事業においては30町村を対象にしており、生活困窮者がいつでも、生活全般にわたる相談ができるよう県内 5 か所 (名護市、沖繩市、那覇市、南風原町、久米島町) に相談窓口を設置し相談支援を行った。新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活に困窮する方からの相談を幅広く受け付け支援した。	県市
2	ひとり親家庭生活支援モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	171,722	順調	様々な課題を抱えるひとり親家庭81世帯に対し、民間アパートを活用した生活支援を中心に、就職支援やビジネススキルの向上を目的としたセミナーの開催、子どもへの学習支援、債務整理のための助言を行う家計支援等、それぞれの家庭の課題に応じた総合的な支援を行った。	県
3	公営住宅への優先入居 (土木建築部住宅課)	0	順調	ひとり親世帯等を含む子どもを扶養する貧困世帯 (子育て世帯) を一般世帯より優先して入居できるような制度運用に努める。	県
4	離職者等再就職訓練事業 (母子家庭の母等コース) (商工労働部労働政策課)	0	未着手	母子家庭の母等を対象とする職業訓練コースを公募したが、応募企業がなく、コースの設定ができなかった。	県
5	ひとり親家庭技能習得支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	44,465	順調	ひとり親家庭の就労改善に役立つ技能習得を支援するため、平成31年度は経理事務に必要とされる資格講座を実施したほか、受講中の託児サービスを行った。	県
6	母子家庭等自立促進事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	87,576	大幅遅れ	ひとり親家庭の母等に家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ適切な就業相談を実施。また、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習会を実施した。	県
7	母子及び父子家庭等医療費助成事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	290,135	順調	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を41市町村へ補助した。	県
8	パーソナル・サポート事業 (商工労働部雇用政策課)	129,436	順調	長期未就労、コミュニケーション難などの様々な困難を抱える求職者1,361人に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、20,857件の相談支援を実施し、486人を就労につなげた。	県

様式 2 (施策)

9	正規雇用化企業応援事業 (商工労働部雇用政策課)	9,703	大幅遅れ	正規雇用化を行う県内企業 7 社に対し、従業員の研修費用のうち交通費及び宿泊費に対する助成を行い、19人の正規雇用化が図られた。	県
10	正規雇用化サポート事業 (商工労働部雇用政策課)	31,586	順調	既存従業員の正規雇用化や正社員雇用を検討しているがコスト面等が課題となっている企業を募集し、38社選定のうち、中小企業診断士等の専門家チームを派遣支援することにより80人の正規雇用化を図った。	県
11	正社員雇用拡大助成金事業 (商工労働部雇用政策課)	22,709	やや遅れ	若年者を正社員として雇用し、3ヶ月間の定着に繋がる取組を行った企業に対し助成を行い、35人の定着に繋げた。 「定着に繋がる取組」としては、定期面談やフォローアップ、相談体制の構築、キャリアパスの提示など、職場定着や人材育成に繋がる取組等を要件としている。	県
12	ひとり親世帯・中高年齢者就職 総合支援事業 (商工労働部雇用政策課)	36,818	順調	ひとり親の方や中高年齢者の求職者を対象に、託児機能付きの事前研修と職場訓練等を実施した。事前研修については73名が受講、職場訓練については30名が行い、うち26名が訓練先で継続雇用となった。事前研修後に職場訓練を行わず就職した者を含めると62名が就職に繋がった。	県

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	就職相談から就職に結びついた ひとり親家庭の数 (累計)	84世帯 (H23年)	611世帯	691世帯	740世帯	785世帯	839世帯	728世帯	達成	800世帯
	担当部課名	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課								
	状況説明	相談者165名のうち54名が就業し、累計で839世帯となっている。								
2	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
	正規雇用者 (役員を除く) の割合	59.6% (H25年)	58.2%	59.7%	61.4%	60.2%	60.7%	62.2%	42.3%	62.5%
	担当部課名	商工労働部雇用政策課								
	状況説明	正規雇用者 (役員を除く) の割合 (60.7%) は、正規従業員数の増加により基準値 (59.6%) と比べて改善しているものの、特に若年者の正規雇用割合が全国と比べ低くなっており、R2年計画値 (62.2%) を達成できなかった。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	66.7%
成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・生活困窮者自立支援事業については、平成28年3月、「沖縄県子ども貧困対策計画」が策定され、そのなかで、貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組むこととされている。また、相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。
- ・ひとり親家庭生活支援モデル事業については、単なる生活支援ではなく、支援期間の終了後は各家庭が地域で自立することを目標としている。そのため、各家庭の課題やニーズに寄り添った支援を行う必要がある。
- ・離職者等再就職訓練事業(母子家庭の母等コース)については、母子家庭の母等コースの受託要件(訓練カリキュラム、委託料等)は、国の実施要領により定められており、県の施策としてカリキュラムの簡素化や委託料の増等ができない。
- ・ひとり親家庭技能習得支援事業については、那覇地区にて講座を開講したが、その他の地域においても講座を受講したいとの要望があったため、中部地区において令和2年10月より初級講座を開講した。
- ・母子家庭等自立促進事業については、高等職業訓練促進給付金は増加傾向、自立支援教育訓練給付金事業の需給希望者も増加している。
- ・母子及び父子家庭等医療費助成事業については、H28年からH30年度にかけて自動償還の導入に伴うシステム改修費を補助してきたこともあり、自動償還方式の継続を希望した市町村が多かった。
- ・パーソナル・サポート事業については、複合的な課題を抱える者やニーズの高まりにより、相談員の対応件数は年々増加し、対応期間も延長している。
- ・正規雇用化企業応援事業、正規雇用化サポート事業については、ホームページでの案内や関係団体等への事業案内・説明を行い、事業の周知や助成金活用促進を図っているところであるが、非正規雇用割合の高い飲食・宿泊業などの業界団体を通じた企業開拓はまだ可能である。
- ・正社員雇用拡大助成金事業については、非正規割合の多い業界団体等への助成金活用促進・周知を強化する必要がある。
- ・ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢が悪化し登録する求職者が増えたが、希望する職種の入社企業が少ないため事業を利用しない求職者がいた。

外部環境の分析

- ・生活困窮者自立支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により、家計や仕事、住まい等について困りごとや不安を抱える方が増加している。
- ・ひとり親家庭生活支援モデル事業については、沖縄県では、全国と比較して貧困状態で暮らす子どもが多く、貧困が子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが強く懸念される状況にある。
- ・公営住宅への優先入居については、ひとり親世帯を含む子どもを扶養する貧困世帯は、依然として多くあり、新型コロナウイルス感染症の影響等により貧困世帯を取り巻く社会環境はより一層、厳しい状況になると見込まれる。
- ・離職者等再就職訓練事業(母子家庭の母等コース)については、母子家庭の母等コースは、平成30年度は1コース設定したが、定員20名中、約半分の11名の応募があり開講、令和元年度においては1コース設定したものの、応募者がなく閉講となったこと等、開講できる受講生の確保が厳しい状況が続いている。
- ・ひとり親家庭技能習得支援事業については、新型コロナ感染症の影響により、就職のための資格取得を希望して受講する生徒が多かった。
- ・母子家庭等自立促進事業については、R3年度より高等職業訓練促進給付金の給付対象の検討が行われている。
- ・母子及び父子家庭等医療費助成事業については、子ども医療費助成事業において令和4年度からの通院費助成の対象年齢への拡大に向けて、各市町村が対応を検討している。
- ・パーソナル・サポート事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者等の新規相談件数が増加している。また、制度の狭間にいる者の受け皿としても機能しており、幅広い分野からの支援ニーズが高まっている。新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化や今までのキャリアの振り返り等により、適性に合ったマッチングのニーズが高まっている。
- ・正規雇用化企業応援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による渡航自粛や企業の業績悪化・採用計画等の見直しにより、従業員研修が減少した。また、正規雇用の拡大を通じて雇用の質を改善し、併せて人材育成や生産性向上に向けた取組を進めることが求められている。
- ・正規雇用化サポート事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が変化している中で、専門家派遣のニーズが高まっている。正規雇用の拡大を通じて雇用の質を改善し、併せて人材育成や生産性向上に向けた取組を進めることが求められている。
- ・正社員雇用拡大助成金事業については、本県においては、特に若年者の非正規雇用割合が高く、全体よりも高いことから、本県特有の課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、県内の雇用環境も悪化しており、正社員求人が減少するなどの悪影響を与えている。
- ・ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢の悪化が見られ、登録求職者数が増加した一方で、県内企業の採用控えにより登録企業は減少した。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・正規雇用者(役員を除く)の割合について、沖縄県では、非正規雇用割合が比較的高いサービス業など第3次産業が高い産業構造となっていることのほか、全国と比べ若年者の非正規雇用割合や、新規学卒者の就職内定率が低いこと、非正規雇用で就職する新規学卒者の割合が高いことなどが考えられる。

施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

- ・生活困窮者自立支援事業については、住民に身近な町村役場における相談窓口の設置や町村における円滑な相談対応のための支援を行う。また、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や潜在的な支援対象者の早期発見及び早期支援のため、アウトリーチ等による支援の強化や制度周知を図る。加えて、事業の実施主体である市に対し事業実施の促進を図るための研修会の開催や、支援員及び生活困窮者支援に関わるその他支援者の資質の向上を図るための研修会を開催する。
- ・ひとり親家庭生活支援モデル事業については、ひとり親家庭に対するアンケート調査等を踏まえ、医療事務講座の内容をより専門的スキルが身につくものとする等、より就労転職につながるような講座を実施する。また、県内3拠点において広域的な事業展開を促進するため、各市町村や福祉団体等、関係機関との連携強化に努める。
- ・公営住宅への優先入居については、新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、生活住居困窮世帯からの公営住宅の入居等問い合わせに対応するため、専門相談員等を通じた市町村福祉課等関係機関との連携適切な案内の実施するため、更なる相談体制の拡充を検討する。
- ・離職者等再就職訓練事業(母子家庭の母等コース)については、これまで母子家庭の母等コースを実施したことのある民間教育訓練機関に対しヒアリングを行い、当該コースの問題点等を確認する。また、一般コースで職業訓練を実施している企業に対しても、企画提案公募説明会等において、当該コースの設定検討を依頼する。
- ・ひとり親家庭技能習得支援事業については、中部地区においても上級コースを開講し、通年で講座を実施することにより、中部地区におけるひとり親家庭への支援を強化する。
- ・母子家庭等自立促進事業については、事業の広報のため、ホームページ等を活用し制度の周知を図る。
- ・母子及び父子家庭等医療費助成事業については、母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、各市町村の意向及び他県の実施状況を確認しながら課題の解決方法を検討する。
- ・パーソナル・サポート事業については、研修プログラムの随時見直しにより、支援員のスキルの向上を図る。また、ネットワーク会の開催で連携強化に努め、出張セミナーや相談会を継続実施することで、市町村を含めた地域の支援機関との連携による支援を実施する。加えて、拠点から距離のある離島地域等に対し、リモートセミナー等を開催し、地域の支援機関と連携した企業実習の実施に努める。さらには、自己理解を深める検査や研修、キャリアプラン作成についての研修の充実を図る。
- ・正規雇用化企業応援事業、正規雇用化サポート事業については、関係部局や経済団体、業界団体等と連携した周知広報や企業開拓をより強化することにより、正規雇用による効果についての普及啓発を行い、非正規雇用割合の高い業種を開拓し、幅広い業種の支援につなげる。また、正規雇用の拡大を検討する企業に対して、企業のニーズに即した経営改善や人材育成の支援を組み合わせることで、効果的な取組につなげる。
- ・正社員雇用拡大助成金事業については、事業の活動事例等をホームページに掲載し、ZOOM等も効果的に利用した説明会やセミナー、成果報告会を開催するなどし、非正規割合の多い業界団体等への助成金活用促進・周知を強化するとともに、本事業の活用が、正社員雇用の手助けとなり、また、人材の育成、定着の取り組みにつながることを周知する。
- ・ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業については、求職者のニーズの高い職種を受け入れる企業への事業周知の強化を図り、マッチング効果を高める。

登録企業を増やすため、職場訓練を行った際に受入企業が提出する書類の見直し等で負担軽減を図る。

[成果指標]

- ・正規雇用者（役員を除く）の割合については、正規雇用の拡大や働きやすい職場環境の整備など雇用の質の向上を図るため、正社員転換等を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援、若年者を正社員雇用し定着に繋げた企業への助成の実施等、正規雇用の拡大に向けて取り組んでいく。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり
施策	介護サービス等の充実	
対応する 主な課題	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携して高齢者の地域生活全般を支援していく必要がある。</p> <p>介護サービスの利用者が必要なサービスを安心して利用できるよう、サービスの適正な給付及びサービスの質の向上を図るとともに、サービス提供に必要な介護人材の確保・定着を図る必要がある。</p> <p>高齢化が進行する中、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、介護老人福祉施設等の整備充実を図る必要がある。</p>	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
介護保険サービスの提供				
1	118,878	大幅遅れ	介護保険に関わる人材の資質向上のための各種研修等を実施し、介護保険制度の円滑な運営を図る。	県
2	16,520,190	順調	市町村の介護保険給付費、低所得者保険料軽減に伴う負担金、総合事業費及び包括・任意事業費の法で定める割合の額を負担した。 財政安定化基金から市町村等への貸付金に係る償還金を、同基金に積み立てた。	県
3	8,574	大幅遅れ	感染拡大防止のため、認知症介護実践者研修を年 2 回、認知症基礎研修を年 3 回実施し、また、東京実施の認知症介護指導者研修も中止となった。認知症介護指導者フォローアップ研修は 1 名 web 研修に参加した。認知症介護実践リーダー研修を 1 回、地域密着型事業所の管理者等に対して指定に必要な研修を 3 回実施した。	県 市町村
4	9,782	順調	地域の医療・介護関係者の連携の推進を目的とした「在宅医療・介護連携推進事業」(市町村実施)は、地区医師会の在宅医療・介護連携相談支援センターに委託して実施されており、地区医師会の総括的役割を担える県医師会に、県の市町村支援事業を委託し実施した。	県
介護サービス等に携わる人材育成				
5	46,075	大幅遅れ	介護支援専門員の養成及び資質向上を目的として、介護支援専門員実務研修(93人)、専門研修課程(238人)、主任介護支援専門員研修(86人)、更新研修・再研修(129人)を実施した。	県
6	2,365	大幅遅れ	介護職員の資質向上を目的として、現任の介護職員を対象とした「テーマ別技術向上研修」(R2実績54名)及びサービス提供責任者を対象とした「サービス提供責任者適正実施研修」(R2実績23名)を実施。	県
7	0	未着手	新型コロナウイルス感染症の流行状況等を勘案し、事業を中止した。	県

様式 2 (施策)

8	福祉・介護人材参入促進事業 (子ども生活福祉部福祉政策課)	19,200	順調	感染症対策で規模や回数は縮小したものの、小中学生に対する介護体験、高校生に対する職業講話や進学説明会等、及び一般向けのオープンキャンパスや進学相談会等を実施した。また、介護の魅力を発信する冊子の作成及び11月11日の「介護の日」に合わせてラジオ等を活用した広報を行った。	民間
9	エルダー・メンター制度導入促進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	2,046	順調	介護事業所等の職場環境を改善し、職員の定着や離職防止を目的に、介護事業所等に対し、エルダー・メンター制度等新任職員の定着に資する制度の導入に係る経費の一部を補助した。(8事業所)	県
10	介護に関する入門的研修事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	18,763	順調	介護人材のすそ野拡大及び新規参入促進を目的に、介護未経験者を対象に、本島北部・中部・南部の各圏域で5回、離島圏域(石垣市、竹富町小浜島、久米島)で3回、計8回の研修を実施した。(修了者236人)	県
老人福祉施設の整備促進					
11	老人福祉施設等整備 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	260,950	大幅遅れ	認知症高齢者グループホームの新設について、4施設へ補助金の交付決定を行った。	市町村 社会福祉法人 民間

成果指標の達成状況（Do）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	認知症サポーター養成数	19,833人 (H23年度)	65,890人	80,329人	88,142人	98,768人	106,852人	99,183人	達成	108,000人
	担当部課名	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課								
	状況説明	認知症サポーター養成数は、年々増加し順調に推移している。令和2年度も計画値を上回り養成しており、地域で認知症高齢者を守る体制づくりが推進されている。								
2	介護認定を受けていない高齢者の割合	81.9% (H23年)	81.7%	82.0%	82.2%	82.3%	82.2% R2年12月	82.0%	達成	82.0%
	担当部課名	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課								
	状況説明	介護認定を受けていない高齢者の割合は、現状値で82.2%と、基準値（平成23年3月末）と比較して0.3ポイント上昇しているほか、R2計画値を0.2ポイント上回っている。また、全国の現状値を0.9ポイント上回っており、県の取組に関し一定の成果があったと考えられる。								
3	介護支援専門員養成数	4,735人 (H23年度)	6,067人	6,368人	6,434人	6,526人	6,619人	6,774人	92.4%	7,000人
	担当部課名	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課								
	状況説明	H30年度において実務研修受講試験の受験要件が見直されたことに伴い、H30年度以降は、受験者数が減少しており、それにより合格者数（受講者数）も減少している。R2年度について、介護支援専門員実務研修受講者は計画値180人に対し、実績で93人となり、計画の推進状況は大幅に遅れている。								
4	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）及び認知症高齢者グループホーム定員数	4,929人 (H23年度)	5,806人	5,958人	5,969人	5,996人	6,050人	6,335人	79.7%	6,491人
	担当部課名	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課								
	状況説明	R2年度の整備については、地域密着型特別養護老人ホーム116人、認知症高齢者グループホーム63人、計179人の定員増を見込んでいたが、市町村事業における市町村と関係機関との調整遅れにより年度内の事業竣工が見込めない等、整備年度が変更となったため、認知症高齢者グループホームの54人増（4施設新築54人増、1施設増床9人増、1施設廃止 9人）のみとなったことが目標未達の主な要因である。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	45.5%
成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

介護保険サービスの提供

- ・介護保険事業については、要介護要支援認定や介護保険料等に係る相談苦情を受け付けて対応しているところであるが、相談者本人が求める内容について、保険者である市町村から納得できる説明を受けていないという心情が、不服申立の提起に至るケースがある。
- ・介護給付費等負担事業については、本負担事業は介護保険法及び沖縄県介護給付等負担金交付要綱等に基づくものであり、引き続き法令に基づいた適正執行に努める必要がある。
- ・介護サービス事業者指導・支援事業については、特になが、制度上の問題点等があれば、知識経験を有し協働する認知症介護指導者会からの声をくみ取る形になると考える。
- ・地域包括支援センター体制強化事業については、国の示す事業実施の手引きに改正があったことから、これを踏まえた委託事業の内容となるよう留意するとともに、その実施する内容については仕様書で基本的項目を定め、各項目の実施内容等については、随時、県医師会との事業調整会議を実施し進捗管理を行う。

介護サービス等に携わる人材育成

- ・介護支援専門員資質向上事業については、受講者数増にも対応できるよう、研修受講対象者について仮申込みを実施し、事前に研修受講者数のおおまかな人数を把握し、より質の高いオンライン研修が実施できるよう検討する必要がある。また、試験による修了評価については全ての研修に導入し、法定研修全体の質を高める。
- ・介護職員資質向上推進事業については、本研修で習得した知識技術が介護サービスの適正な提供及び質の向上を図るために役立っているか、現場でどう活かしているか等について把握する必要がある。
- ・介護役職者向けマネジメント研修事業については、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を勘案し、事業を中止した。(以下、令和元年度PDCA記載事項) 介護事業所に対して研修開催の周知期間を長く確保するため、早めに委託業者と契約できるよう、テーマを早めに定めて公募に係る事務手続きを進めていく必要がある。H29年度は9月、H30年度は8月、R1は11月
- ・福祉・介護人材参入促進事業については、各校、学生の確保や外国人留学生の受入については様々な見解があるため、学校ごとでそれぞれ取り組んでいる部分もあり、情報があまりオープンではない。
- ・エルダー・メンター制度導入促進事業については、介護事業所に対して積極的に制度を導入してもらうため、早期に公募を開始したことで、申請事業所数の増につながった。
- ・介護に関する入門的研修事業については、研修開催の時期を地域の実情に応じて設定できるよう、早めに委託業者と契約できるよう事務手続きを進めていく必要がある。

老人福祉施設の整備促進

- ・老人福祉施設等整備については、主に広域型施設の工事には1年以上を要するため、2カ年事業として予算計上を行う。また、施設の整備は、図面の詳細調整、建設用地に係る開発行為、農地転用、建築確認、施工業者の決定等、工事中工前の準備に半年以上の期間を要するため、市町村に対して、事業者と連携を密にするよう促す。

外部環境の分析

介護保険サービスの提供

- ・介護保険事業については、高齢化の進展等により、65歳以上の第1号被保険者数が増加しており、それに伴い、介護保険への申請件数も増加していることから、各保険者における要介護等認定業務も煩雑化している。沖縄県要介護(支援)認定者数：H30年 57,950人(12月末時点) R元年 59,192人(" ") R2年 60,717人(" ")
- ・介護給付費等負担事業については、全国的な高齢化率の上昇に伴い介護認定を受ける高齢者も増加傾向にあり、市町村が行う介護給付及び予防給付等に要する費用も年々増加している。
- ・介護サービス事業者指導・支援事業については、高齢化社会の進展による高齢者の増加に伴い、認知症高齢者数も増加傾向にある。認知症介護に関する実践的な知識及び技術に対するニーズも高く、修了者の配置を要件とする介護報酬加算の仕組みもある一方で、介護保険事業所等における人材不足により受講者数が減少してきている。
- ・地域包括支援センター体制強化事業については、市町村は地理的環境や社会資源等の状況、8事業の実施内容及びその進捗状況はそれぞれ異なるため状況変化に留意が必要であるとともに、各市町村の各地区医師会との連携状況にも配慮が必要である。

介護サービス等に携わる人材育成

- ・介護支援専門員資質向上事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合研修の開催が困難な状況である。一方で、オンライン研修の実施にあたっては研修の質を担保しつつ、受講者の負担軽減にもつながるよう、研修の組み立てなど引き続き見直しを行う必要がある。
- ・介護職員資質向上推進事業については、アンケート結果に基づき、本研修の評価を行い、研修内容を適宜見直すことができるよう、修了時及び修了1か月後において、引き続きアンケートを実施していく必要がある。
- ・介護役職者向けマネジメント研修事業については、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を勘案し、事業を中止した。(以下、例元年度PDCA記載事項) 介護職員は業務が多忙なため、法定研修以外での研修については日程の確保が厳しいこと、確保する場合にも相当期間からの周知が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、受講者が老人施設の従事者であることから、開催時期を適切に設定する必要がある。
- ・福祉・介護人材参入促進事業については、平成29年より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が県内の介護福祉士養成施設へ入学するようになり、学生の受入について状況が変化してきた。
- ・エルダー・メンター制度導入促進事業については、エルダーメンター制度に限定しない人材育成等の研修を要望する事業所があったため、対象制度を新任職員の定着に資する制度としたところ、申請事業所数の増につながった。
- ・介護に関する入門的研修事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による集合研修の制限、研修内容の制限があるため、防止対策のためのガイドライン設定や対策を講じていく必要がある。

老人福祉施設の整備促進

- ・老人福祉施設等整備については、新型コロナウイルス感染症への対応により不測の時間を要し、当初想定していた工期内の事業完了が困難となった事業があった。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・介護支援専門員養成数については、H30年度から介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件が厳格化され、受験者数が大幅に減少したことが要因と考えられる。
- ・介護老人福祉施設(地域密着型を含む)及び認知症高齢者グループホーム定員数については、市町村事業における市町村と関係機関との調整遅れ及び、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による整備年度の見直し並びに事業の繰越を行ったためである。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

介護保険サービスの提供

・介護保険事業については、相談苦情については、相談者の不満の内容を理解し、相談者へ再度丁寧な説明がなされるよう保険者である市町村に的確に伝え、不服申立に至るケースの減少を図ると共に、相談者から直接苦情相談があった際には、適切な説明をすることを指導する。また、要支援認定等に従事する者の知識技能向上のため、アンケート結果を基に改善を図りつつ、継続して研修を実施することで、引き続き介護保険制度の円滑な運営を図る。

・介護給付費等負担事業については、介護保険制度の安定的な運営のために、法令に基づき適正な執行を行う。

・介護サービス事業者指導・支援事業については、認知症介護実践者研修等の周知を図り、資格や経験のない介護従事者やより認知症介護に関する知識及び技術を習得する修了者数を増やす。

・地域包括支援センター体制強化事業については、引き続き、コーディネーター等連絡会議により市町村事業の説明、現状把握、課題抽出等を行うと同時に、並行して市町村(委託されている地区医師会)が主体的に取り組んでいくよう、市町村担当者及び地区医師会の双方を総合的に支援する。

介護サービス等に携わる人材育成

・介護支援専門員資質向上事業については、オンライン研修の実施にあたって、受講者の準備期間を考慮し、可能な限り早めに周知することが望ましいため、研修規模や開催時期について、早い段階で調整を進める必要がある。また、R2年度において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となった主任介護支援専門員更新研修について、試験による修了評価を導入する。

・介護職員資質向上推進事業については、本研修で習得した知識技術が介護サービスの適正な提供及び質の向上を図るために役立っているか、現場でどう活かしているか等について把握するため、指標を設定し、修了時及び修了1か月後にアンケートを実施する。また、当該アンケート結果に基づき、本研修の評価を行い、研修内容を適宜見直す。なお、アンケート指標についても、研修内容の見直しに応じ、適宜見直す。

・介護役職者向けマネジメント研修事業については、委託業者と早めに契約を行い、研修の周知期間を十分に確保する。また、県と委託業者で連携し、県HPでの掲載、施設系500事業所へのメール、関係団体等を通じての案内等多様な周知を図る。

・福祉・介護人材参入促進事業については、外国人留学生へのアプローチも含め、各介護福祉士養成施設が課題や情報の共有、意見交換を通し、学生の確保に取り組む。

・エルダー・メンター制度導入促進事業については、3年間を検証し、より介護事業所のニーズに即した取組を検討する必要があるため、令和3年度は当事業を実施せず検証期間として、事業実施事業所への聴き取りなどニーズ把握に取り組む。

・介護に関する入門的研修事業については、研修開催の時期調整や周知広報に十分な期間をとれるよう、適切な事業スケジュールを設定する。また、新型コロナウイルス感染症流行下でも研修が実施できるよう、研修の一部オンライン化やガイドラインに基づく防止対策を講じる。

老人福祉施設の整備促進

・老人福祉施設等整備については、施設整備の前年度から、県と事業者との図面調整を行うことや、事業者に対し、補助対象外工事部分の事前着手を行うよう促す等、準備期間の短縮を図る。また、市町村の計画について、根拠や進捗状況を随時把握し精査する。

[成果指標]

・介護支援専門員養成数については、受験要件の厳格化により合格者数(受講者数)は今後も低い水準が続くと予想される。このような状況の中、介護支援専門員の人材を確保していくため(介護支援専門員の合格者を増やすため)、R2年度より、介護に携わる中堅職員に対し、チームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上を図るための研修を実施している。

・介護老人福祉施設(地域密着型を含む)及び認知症高齢者グループホーム定員数については、市町村の計画について根拠や進捗状況を随時把握・精査し計画どおりの整備を促すと共に、必要に応じて繰越手続きや次年度予算確保を行い施設整備を支援し、目標値の達成を目指す。

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	75.0%
成果指標の達成状況 (Do)	



施策推進状況	
--------	--

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「 」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・社会参加活動促進事業については、沖縄県かりゆし長寿大学の運営に係る事業については、地域の担い手を養成する場としての役割が期待されているが、市町村や地域の事業として市民大学を設置していたり、高齢者の生きがいづくりに資する活動が行われていたり、また応募者も地域に偏りがあるため、県の委託事業としての役割を見直す時期である。
- ・シルバー人材センター等への支援については、本県のシルバー人材センターの設置率は、全国に比べて低い状況である。また、新規のシルバー人材センターの設置及び運営には、町村の財政支援が必要である。(令和 2 年 5 月時点で、本県のシルバー人材センター設置率 41.5% (17 市町村 / 41 市町村、全国のシルバー人材センター設置率 82.2%。) 令和 2 年度未設置市町村へのアンケート調査によると、新設について、「検討中関心あり」が 5 町村あり、今後の検討状況を注視する。
- ・事業主向け雇用支援事業については、特に北部や離島地域等での、雇用労働環境の改善に寄与するため、巡回相談を継続的に行うとともに、利便性の向上を図る必要がある。

外部環境の分析

- ・社会参加活動促進事業については、直近 3 年の応募者数については減少傾向にあり、特に男性については、定年延長や再雇用促進等により 65 歳以上の男性の就業率が増加傾向であることなどが遠因となり定員割れしている状況である。
- ・在宅老人福祉対策事業費については、全国的にも会員数が減少傾向にあることが課題となっている。また、沖縄県老人クラブ連合会において、会員数増等があったクラブを地区老人クラブ大会にて表彰し、会員増への取組を支援しているが、60 歳以上の就業率が増加傾向にあることや地域のつながりの希薄化などもあって、県全体の老人クラブの総数は減少している。
- ・シルバー人材センター等への支援については、沖縄県の高齢者失業率 (60 歳以上) は、5 年前の 27 年は 3.8%、R2 年は 2.2% となっており、改善している。また、今後の少子高齢化や人口減少等の動向を見据えて、さらに高齢者の雇用就業機会の拡充及び確保する必要がある。
- ・事業主向け雇用支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に離島への往来については慎重な判断が必要である。また、相談対応やセミナー開催等においては、十分な感染防止対策が必要である。正規雇用化の促進 (質の改善)、雇用のミスマッチや人手不足といった課題を背景に、雇用の量だけでなく、質の向上につながるような雇用労働環境の改善が必要となっている。加えて、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など、働き方改革の推進が求められている。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・社会参加活動促進事業については、各地域における高齢者の社会参加促進事業に関する情報や卒業生からアンケート等を収集し、効果的な事業の運営に繋げる。また、市町村自治体社協と連携し、オンラインによる講座の配信を検討する。
- ・在宅老人福祉対策事業費については、引き続き、会員数増があった老人クラブを地区老人クラブ大会において表彰し、会員数増への取組を支援するとともに、沖縄県老人クラブ連合会では会員増につながる活発な会活動の事例を収集し、沖縄県全体において、令和 5 年度までに会員 1 万人増 (会員数 65,000 人) を目標として会員増強運動に取り組む。
- ・シルバー人材センター等への支援については、シルバー人材センターの未設置町村が多い (24 町村) ことから、アンケート調査や情報交換会を実施することによりセンターの新規設置を働きかけ、新規設置町村に対する助成の活用を促す。沖縄県シルバー人材センター連合及び各市町村シルバー人材センターと連携して周知活動を行い、会員数の増を図るとともに、企業、家庭、官公庁などに対する就業開拓に取り組み、就業機会の拡大を図る。
- ・事業主向け雇用支援事業については、引き続き助成金申請書の作成方法に関するセミナーを開催し、また、正規雇用化の促進 (質の改善) のほか、働き方改革の推進など、企業のニーズにあったセミナーを開催することにより参加者を増やし、相談しやすい環境をつくる。また、相談対応やセミナー開催等において、特にグッドジョブセンターから距離のある北部や離島地域の事業主の利便性の向上や、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、オンライン等での対応を積極的に推進する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり
施策	高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	
対応する 主な課題	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携して高齢者の地域生活全般を支援していく必要がある。</p> <p>認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などが、住み慣れた地域で生活を継続できる環境づくりを進める必要がある。併せて、高齢者の権利擁護など高齢者を守るための取組が重要となっている。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、高齢者施設を併設した公営住宅の整備や住宅のバリアフリー化が必要である。</p>	
関係部等	子ども生活福祉部、土木建築部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
高齢者訪問支援活動等の推進				
1 高齢者訪問支援活動推進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉 介護課)	1,175	大幅遅れ	4 回の講習会 (研修) を予定していたが、コロナの影響により開催は 1 回となり、訪問支援活動推進員研修終了者数は、計画値 120 名に対し実績値 34 名。	沖縄県老人 クラブ連 合会
2 地域支え合い体制づくり事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉 介護課)	8,659	大幅遅れ	これまでに地域資源を活用した先進的・パイロット事業の立ち上げ等において一定程度の効果を上げたことを踏まえ、令和元年度をもって事業を終了したが、地域資源の把握・開発や協議体の構築など住民主体の地域づくりで、市町村を対象に伴走的な支援や実地研修を行う生活支援コーディネーター養成研修等事業を実施した。	県 市町村
高齢者権利擁護の総合的推進 (認知症対策の強化等)				
3 認知症地域医療支援事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉 介護課)	21,965	大幅遅れ	地域の専門職に対して認知症対応力向上研修の実施、認知症サポート医養成研修受講者の派遣を行い、認知症の地域医療支援体制の構築を行った。また、一般県民に対して認知症の正しい知識を持ち、理解促進を普及するため、認知症サポーター養成講座の実施や、市町村事務局の支援を行った。	県
4 高齢者虐待防止対策推進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉 介護課)	2,999	順調	週 3 日の専門職による市町村向け高齢者虐待困難事例電話相談窓口を設置 (相談件数 : 26 件)、専門職チームによる派遣 (個別相談を含む : 6 件)、県、沖縄弁護士会、県社会福祉士会との連絡会議を開催 (5 回)、高齢者虐待対応研修、専門職チーム派遣実績報告集等の作成、市町村職員向け高齢者虐待対応・防止研修の実施。	県
5 介護サービス事業者指導・支援 事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉 介護課)	8,574	大幅遅れ	感染拡大防止のため、認知症介護実践者研修を年 2 回、認知症基礎研修を年 3 回実施し、また、東京実施の認知症介護指導者研修も中止となった。認知症介護指導者フォローアップ研修は 1 名 web 研修に参加した。認知症介護実践リーダー研修を 1 回、地域密着型事業所の管理者等に対して指定に必要な研修を 3 回実施した。	県
6 認知症対策の取組強化 (子ども生活福祉部高齢者福祉 介護課)	50,718	順調	若年性認知症コーディネーターを 2 名配置し、相談対応及び支援、支援者向けガイドブックを活用した講演会等の開催を行った。	県

高齢者向け住宅の充実					
7	公営住宅整備事業(高齢者施設併設公営住宅整備) (土木建築部住宅課)	3,583,539	順調	100戸以上の県営団地の建替え時には、高齢者施設併設の検討を行った。市町村営住宅については、ヒアリング時に、高齢者施設等を併設した公営住宅の整備について助言を行った。	県市町村
8	住宅リフォーム促進事業 (土木建築部住宅課)	34,919	概ね順調	助成事業を実施する12市町村(沖縄市等)に対して補助金事業を実施した。また、市町村事業により支援を受けたリフォーム件数は408件(県の支援を受けた246件を含む)であった。	県市町村

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 認知症サポーター養成数	19,833人 (H23年度)	64,999人	78,857人	90,042人	100,889人	105,003人	100,000人	達成	108,000人
担当部課名	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課								
状況説明	認知症サポーター養成数は、年々増加し順調に推移している。令和2年度も計画値を上回り養成しており、地域で認知症高齢者を見守る体制づくりが推進されている。								
成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
2 高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率	26.5% (H20年度)	H28 29.1% H25年度	H29 29.1% H25年度	H30 28.1%	R元 28.1% H30年度	R2(A) 28.1% H30年度	R2(C) 45.0%		
担当部課名	土木建築部住宅課								
状況説明	計画値45.0%に対して実績値は28.1%となっており達成できていない。しかし、公営住宅整備事業や住宅リフォーム促進事業による取組も行っているため、バリアフリー化された住宅は増えていると思われる。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	37.5%
成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	成果は概ね順調だが、取組は遅れている
--------	--------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「成果は概ね順調だが、取組は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

高齢者訪問支援活動等の推進

・高齢者訪問支援活動推進事業については、活動が活発な老人クラブが多い地域については、研修会等へ積極的に参加するため、事業の効果が表れやすいが、そうでない地域については事業の普及が難しい。
 ・地域支え合い体制づくり事業については、地域の支え合い活動の立ち上げや活動拠点整備、見守り活動の支援に係る市町村への補助事業については一定の成果を踏まえ事業終了としたところ、個別市町村の地域特性に配慮した伴走的支援を軸に内容を検討する必要がある。

高齢者権利擁護の総合的推進 (認知症対策の強化等)

・認知症地域医療支援事業については、平成27年1月、「認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン) 」が国において策定され、医師以外の専門職 (看護職員、歯科医師、薬剤師) 向けの認知症対応力向上研修が位置づけられ、平成29年7月には各種研修の修了者数の目標数値が更新された。また沖縄県においても、沖縄県高齢者保健福祉計画において、令和2年度までの各種研修の修了者数の数値目標を設定し、各種専門職の認知症に関する理解の促進及び認知症対応力の向上に取り組んでいる。
 ・高齢者虐待防止対策推進事業については、高齢者虐待防止早期対応の責務は一義的には市町村に課せられているが、これまで対応経験の少ない町村部においても、高齢者虐待対応事案が発生しているため、県との連携体制を構築していく必要がある。
 ・介護サービス事業者指導・支援事業については、特にないが、制度上の問題点等があれば、知識経験を有し協働する認知症介護指導者会からの声をくみ取る形になると考える。
 ・認知症対策の取組強化については、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、沖縄県では平成29年度から若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労支援や社会参加支援等の推進に取り組んでいる。認知症施策推進大綱では、認知症疾患医療センターを2次医療圏域に少なくとも1箇所以上の設置を目標としている。また、沖縄県では八重山圏域を除く全ての圏域に設置している。

高齢者向け住宅の充実

・住宅リフォーム促進事業については、沖縄県としては、全市町村への実施意向をもっているが、市町村側での財政要因等があり、助成実施市町村数は12市町村となっている。(令和元年度から令和2年度にかけて住宅リフォーム助成実施市町村数が1市増加)

外部環境の分析

高齢者訪問支援活動等の推進

・高齢者訪問支援活動推進事業については、コロナ禍による閉じこもりや高齢化が進んでいることから、高齢者が孤立化しないよう、地域におけるリーダーを養成する必要がある。
 ・地域支え合い体制づくり事業については、国の示す第8期の基本指針においては、通いの場やボランティアの活動の充実、就労的活動による高齢者の社会参加の促進などが新たに示されており、これらを踏まえた市町村支援のスキームを構築していく必要がある。

高齢者権利擁護の総合的推進 (認知症対策の強化等)

・認知症地域医療支援事業については、日本は超高齢化社会に伴い、今後も認知症高齢者の増加が見込まれており、2025年には、認知症の人は約700万人前後になると推計している。また沖縄県でも、「団塊の世代」が75歳以上の高齢者なる2025年には、県民のおよそ4人に1人が高齢者という社会になることが見込まれている。平成31年度の沖縄県において、要介護 (要支援) 認定者における認知症高齢者数が占める割合は70.4%となっており、年々、割合は微増傾向にある。
 ・高齢者虐待防止対策推進事業については、沖縄県の虐待報告件数 (市町村別) は、平成28年度は143件、平成29年度166件、平成30年度194件、令和元年度205件と増加傾向にある。また増加の要因として、高齢者人口の増加や高齢者虐待への社会的関心理解等の高まりなどが要因の一つとして考えられる。
 ・介護サービス事業者指導・支援事業については、高齢化社会の進展による高齢者の増加に伴い、認知症高齢者数も増加傾向にある。認知症介護に関する実践的な知識及び技術に対するニーズも高く、修了者の配置を要件とする介護報酬加算の仕組みもある一方で、介護保険事業所等における人材不足により受講者数が減少してきている。
 ・認知症対策の取組強化については、沖縄県における、平成31年度の40歳から64歳の要介護 (要支援) 認定者に占める認知症患者数は1,126人で、認定者に占める割合は48.5%となっている。また、若年性認知症に対する企業 (職場) の正しい理解も十分得られておらず、就職や継続就労が困難な状況にある。南部圏域内の2か所のセンターで八重山圏域の認知症相談に対応しているが、物理的距離的な問題や交通費等の経済的な負担がかかってしまう状況にある。

高齢者向け住宅の充実

・公営住宅整備事業 (高齢者施設併設公営住宅整備) については、高齢者施設等は市町村で建設、運営することが一般的であるが、市町村は高齢者施設の建設を、福祉に係る各種計画の中で位置づけている。そのため、県営住宅の建替えスケジュールや立地条件を整合させることが困難である。市町村の福祉と公営住宅整備部局間の連携をとる仕組みがないため、情報の共有が図られていない場合がある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

・高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率については、住宅リフォーム促進事業においては、民間の住宅に事業をおこなっている。しかし、年間に実施できる件数が限られており、またそれ以上に高齢者の居る世帯数の増加が著しく、未達成となっている。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

高齢者訪問支援活動等の推進

- ・高齢者訪問支援活動推進事業については、離島や遠隔地等の地区ごとの研修を継続するとともに、講習会の更なる内容充実を図り、引き続き地域におけるリーダーを養成する。
- ・地域支え合い体制づくり事業については、国おける法改正等の動向を踏まえ、引き続き市町村の地域の特性に応じた住民主体の地域づくりを支援をしていく必要がある。

高齢者権利擁護の総合的推進 (認知症対策の強化等)

- ・認知症地域医療支援事業については、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的として、医師、看護職、歯科医師、薬剤師等様々な専門職に対して、包括的かつ質の高い研修にしていくため、次年度も引き続き、ノウハウを有する各職能団体等へ委託して研修を実施する。また、かかりつけ医認知症対応力向上研修の周知は、各職能団体に対して、新規受講者へ周知するよう依頼して実受講者に掘り起こしを図る。
- ・高齢者虐待防止対策推進事業については、関係機関との調整会議を実施し、虐待防止についての検討を行う。また、市町村職員向けの高齢者虐待対応防止研修会の実施や相談窓口での個別相談などを引き続き実施する。
- ・介護サービス事業者指導・支援事業については、認知症介護実践者研修等の周知を図り、資格や経験のない介護従事者やより認知症介護に関する知識及び技術を習得する修了者数を増やす。
- ・認知症対策の取組強化については、支援者向けガイドブックを活用しながら、地域における支援体制の整備拡充、関係機関との連携を図りながら、企業や一般向け講演会等も効果的に行う。また、国とも連携しながら八重山圏域の認知症疾患医療センター設置を促進していく。

高齢者向け住宅の充実

- ・公営住宅整備事業(高齢者施設併設公営住宅整備)については、建替えが確定している公営住宅については、早い段階から関係市町村に高齢者施設の併設についての検討を依頼する。また、福祉部局との情報の共有を図る。加えて、関係市町村において公営住宅長寿命化計画等の策定を行う際に、公営住宅の整備方針として高齢者施設等の併設について検討することにより、市町村内部における福祉部局の考えを計画に取り込みことを可能とし、さらに連携がとれる体制を構築するように指導を行う。
- ・住宅リフォーム促進事業については、令和3年度に事業を実施する市町村の支援を行うとともに、取り組み市町村数の増加に向け周知を行う。

[成果指標]

- ・高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率については、従前取り組みの公営住宅整備事業や住宅リフォーム促進事業をより一層強化する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり
施策	地域生活の支援	
対応する主な課題	市町村などの身近な地域において、相談支援体制や障害児の療育支援等、障害者に寄り添った支援が必要である。また、医療費助成等の保健・医療サービスの充実も課題である。 障害者の地域における住まいの場の確保や老朽化した障害者支援施設等に入所している障害児・者の安全、安心に万全を期すため、グループホーム等の整備及び障害者福祉施設等の改築・耐震化等が必要である。	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
障害者のための相談・生活支援				
1 障害者相談支援体制整備事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	17,275	概ね順調	相談支援体制強化に向け、市町村及び基幹相談支援センター連絡会を開催し、相談支援に係る現状や課題、対応案について共有を図った。また、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備に向け、実践している市町村の取組報告等を交えた研修会を開催した。	県
2 障害児等療育支援事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	27,459	順調	巡回相談・健康診査を行う在宅支援訪問等指導事業を1,007件、外来の方法により各種の療育・相談を行う在宅支援外来療育等指導事業を2,484件、障害児等の通う保育所・学校等の職員に対し療育に関する技術の研修・指導を行う施設支援指導事業375件行った。	県
3 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	2,819	順調	軽度・中等度難聴児の福祉の増進を図るため、軽度・中等度難聴児(18歳未満)の補聴器購入費助成事業の実施に26市町村が取り組んだ。	県 市町村
4 精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	10,609	順調	医療機関と地域を接着するため、精神保健福祉士等の資格を持ったコーディネーターを北部、中部、南部、八重山に4名配置し、市町村の地域移行支援について検討する場づくり等の活動を行った。院内委員会に地域援助事業者が出席した場合の報酬の令和2年度の補助申請件数については、4医療機関より延べ18件となった。	県
社会福祉施設等の整備促進				
5 障害児者福祉施設整備事業費 (子ども生活福祉部障害福祉課)	437,180	順調	社会福祉法人等が行う障害福祉施設等の整備に要する経費の一部を補助する。	県
重度障害(児)者への医療費助成				
6 重度心身障害者(児)医療費助成事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	1,257,566	順調	重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者の医療費助成事業を行う市町村に対し、補助金を交付する。	県 市町村

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」実施市町村数		22市町村	24市町村	24市町村	25市町村	26市町村	27市町村	80.0%	28市町村
	担当部課名	子ども生活福祉部障害福祉課								
	状況説明	令和2年度は、計画値27市町村に対し、実数値は26市町村であり、概ね達成となった。制度周知等により、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施する市町村数は徐々に増加しており、平成27年度は9市町村であったのが、令和2年度には26市町村まで増加している。								
2	福祉施設から地域生活への移行者数	495人 (H23年)	704人	726人	758人	758人	795人	820人	92.3%	856人
	担当部課名	子ども生活福祉部障害福祉課								
	状況説明	地域移行が進んでいるものの、入所者の重度化・高齢化により、伸び数が鈍化してきている。								
3	グループホーム等数(障害福祉サービス)	157箇所 (H23年度)	253箇所	257箇所	305箇所	360箇所	435箇所	331箇所	達成	350箇所
	担当部課名	子ども生活福祉部障害福祉課								
	状況説明	箇所数としては、廃止するところがあるものの、県の補助事業を活用して創設するところもあり、概ね順調に増え、計画値を達成している。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	83.3%
成果指標の達成状況 (Do)	33.3%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

障害者のための相談・生活支援

- ・障害児等療育支援事業については、離島において、障害児等に対する支援人材（保育士、社会福祉士等）が不足している。新型コロナウイルスの状況によっては、計画どおりに事業を実施できない状況となる。
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業については、当該事業は、実施主体である市町村に対する助成であるため、市町村への制度の周知等を図る必要がある。また、一部の町村においては、町民村民から補聴器購入の助成に関して具体的に要望や相談等がなされた場合に事業間を検討するとしている。
- ・精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業については、離島圏域においては、社会資源や人材不足により精神保健福祉士等の有資格者でコーディネーターとして活動できる人材の確保が困難である。また、医療機関に対する広報周知が不十分である。

社会福祉施設等の整備促進

- ・障害児者福祉施設整備事業費については、入所施設の耐震化については概ね完了しており、今後は老朽化した施設の建替え需要などが見込まれる。また、離島地域を含め、グループホームが全県的に不足している状況であり、障害種別に応じたミスマッチなどがあると考えられる。

重度障害（児）者への医療費助成

- ・重度心身障害者(児)医療費助成事業については、執行にあたり、市町村の検査を行うことにより、助成対象外のものが含まれないよう取り組む。

外部環境の分析

障害者のための相談・生活支援

- ・障害者相談支援体制整備事業については、国により相談支援専門員に係る人材育成研修において、更なる質の向上を目的に研修制度の見直しが行われ、主任相談支援専門員が設置された。また、地域連携や地域資源の開発、人材育成などの役割が期待される主任相談支援専門員を基幹相談支援センターに配置することが望まれており、相談支援専門員等の人材育成においても市町村との連携がより一層求められる仕組みに改正されている。
- ・障害児等療育支援事業については、新型コロナウイルスの影響によって、利用控え等の支障が生じている。
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業については、身体障害者手帳の交付対象外である軽度中等度難聴児に対する助成事業であるが、管内市町村において対象となる難聴児がどの程度いるのかを把握することが困難である。
- ・精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業については、全県的に、地域移行地域定着支援を進める相談支援事業所が不足している。また、院内委員会に地域援助事業者が参画できることになったことでの、メリット等が十分に伝わっていない。

社会福祉施設等の整備促進

- ・障害児者福祉施設整備事業費については、全国的に施設から地域への移行を推進する流れになってきており、H30年度からは、より重度の障害者方でも地域生活ができるよう、日中支援型共同生活援助など、国の制度においても新たな類型が創設されている。

重度障害（児）者への医療費助成

- ・重度心身障害者(児)医療費助成事業については、重度心身障害者（児）医療費助成受給資格者は年々増加しており、今後も重度心身障害者（児）の医療ニーズは高まることが予想される。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」実施市町村数については、実施主体である市町村に対する助成であるため、市町村への制度の周知等を図る必要がある。また当該事業は、身体障害者手帳の交付対象外である軽度・中等度難聴児に対する助成事業であるが、管内市町村において対象となる難聴児がどの程度いるのかを把握することが困難である。
- ・福祉施設から地域生活への移行者数については、施設入所している障害者が、障害の重度化や高度化が進んだ人が多くなっている等により、地域生活への移行が困難な方が多くなっている。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

障害者のための相談・生活支援

- ・障害者相談支援体制整備事業については、各圏域アドバイザーにおいて各圏域や市町村の意見を集約し、県の相談支援専門員に係る人材育成ビジョンの素案と、県自立支援協議会においてビジョン策定について検討し、県全体で人材育成と相談支援体制整備を両輪で取り組めるよう、県、各圏域、市町村の自立支援連絡会議等において人材育成と相談支援体制整備を両輪として実施する体制づくりを目指す。
- ・障害児等療育支援事業については、施設支援指導事業において研修を行う等、離島の支援人材（保育士や社会福祉士等）の育成を図る。また、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底して事業を継続するとともに、利用者に対して感染防止対策を行っていることを周知する。
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業については、市町村に対し、当該事業の制度の周知を促し、事業未実施の市町村に対しては事業の説明等を行う。また、市町村に対し、対象児童が適切に事業を活用できるよう、教育委員会や保健医療関係部局等と連携して対応するよう周知を行う。
- ・精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業については、関係機関や圏域の福祉事務所及び保健所と連携し、精神保健福祉士等の有資格者でコーディネーターとして活動できる人材の確保に取り組む。また、補助金を活用した医療機関の取り組みや実績等も含めた広報周知に取り組む。

社会福祉施設等の整備促進

- ・障害児者福祉施設整備事業費については、国庫補助金を活用した施設整備において、施設の状態等を踏まえ、緊急度の高い施設について国との協議を進め、整備の促進を図る。

重度障害（児）者への医療費助成

- ・重度心身障害者（児）医療費助成事業については、重度心身障害者（児）医療費助成受給資格者が増加することに伴い年々増大する事業については、引き続き必要額を助成できるよう努める。また、市町村に対する検査の実施により指導を強化し、問題となる事案が生じないよう、引き続き取り組んでいく。

[成果指標]

- ・「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」実施市町村数については、市町村に対し、当該事業の制度の周知を促し、事業未実施の市町村に対しては事業の説明等を行う。また、市町村に対し、対象児童が適切に事業を活用できるよう、教育委員会や保健医療関係部局等と連携して対応するよう周知を行う。
- ・福祉施設から地域生活への移行者数については、福祉施設から地域生活への移行を進めるためには、障害者が地域で生活ができるための受皿を整える必要があることから、地域における居住の場として、障害者が共同して自立した日常生活等を営むことができるよう共同生活援助等の整備を図る、

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり
施策	発達障害児（者）への支援	
対応する 主な課題	発達障害児・者への支援については、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援を行えるよう地域における支援体制の整備と人材の育成が課題である。	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 発達障害者支援センター運営事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	44,269	大幅遅れ	沖縄県発達障害者支援センターを設置し、発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携強化に取り組んだ。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)	R2 (C)		
1 発達障害児（者）支援協力医療 機関数	19機関 (H22年度)	30機関	30機関	34機関	34機関	48機関 R元年度	33機関	達成	35機関
担当部課名	子ども生活福祉部障害福祉課								
状況 説明	発達障害者支援センター運営事業の周知・普及啓発によって、医療機関関係者へも発達障害についての認識が広がり、基準値と比較して、令和 2 年度までに発達障害診療を行っている医療機関が 29 機関増加し、令和 2 年度計画値を上回ることができた。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	0.0%	➡	施策推進状況	成果は順調だが、 取組は遅れている
成果指標の達成状況 (Do)	100.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「成果は順調だが、取組は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター運営事業については、新型コロナウイルスの影響によって、例年どおりの主催研修実施が難しくなっている。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター運営事業については、新型コロナウイルスの影響によって、発達障害に関する研修への参加が難しくなっている。
--

施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター運営事業については、新型コロナウイルスの影響下でも人材育成が滞ることがないよう、発達障害に関する研修をオンライン化するとともに、積極的に活用してもらえるよう周知を図る。
--

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり
施策	障害者の雇用・就業の拡大	
対応する 主な課題	障害者が経済的に自立するために、福祉施設から一般就労への移行等の雇用の拡大を図るとともに、福祉的就労の場である就労事業所全体の収入の底上げ（工賃の向上）が課題である。	
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	障害者就業・生活支援センター事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	43,686	順調	障害者就業・生活支援センター事業において、生活支援担当職員12人を5圏域に配置し、障害者の家庭や職場を訪問することにより、生活上の相談等に応じるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を実施した。 (R2年度実績：登録者数3,212名、支援回数延べ8,489回) 実績報告	県
2	障害者工賃向上支援事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	9,736	順調	障害者就労系サービス事業所へ経営コンサルタントを派遣し、経営課題の抽出、助言等により経営改善を図った。また、事業所職員向けに、農業技術や食品衛生等に関する研修を実施、就労支援に活用できる技術や知識の向上を図った。	県
3	障害者職場適応訓練 (商工労働部雇用政策課)	16,977	順調	公共職業安定所長が訓練受講指示を行った求職者に対し、県が企業等に委託して、約6ヵ月間の訓練を実施した。 訓練期間中は県から訓練受講者に手当、企業に委託料を支給し、県による定期訪問等により訓練をサポートした。また、関係機関との連携等により活用促進に努めた。	県 事業者
4	障害者等雇用開拓・定着支援事業 (障害者等就業サポート) (商工労働部雇用政策課)	31,809	順調	県内6カ所の障害者就業・生活支援センターに障害者雇用開拓・定着支援アドバイザーを7名(各センター1名、南部既設センターのみ2名)を配置し、企業等へ訪問するなどして、雇用開拓と定着支援を実施した。	県
5	事業主向け雇用支援事業 (商工労働部雇用政策課)	38,283	順調	グッジョブセンターおきなわにて、事業主向けに社会保険労務士による雇用支援施策(助成金等)の相談、セミナー、企業訪問に加え、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、雇用調整助成金に関する相談窓口を設置した。助成金案内冊子「すまいる」を作成した。	国 県

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 障害者実雇用率	1.80% (H23年)	2.34%	2.43%	2.73%	2.66%	2.74%	2.25%	達成	2.3%
担当部課名	商工労働部雇用政策課								
状況説明	沖縄県では、基準となる平成23年度より、法定雇用率を達成し順調に推移している。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
2 障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額	12,892円 (H22年度)	14,455円 H27年度	14,704円 H28年度	14,940円 H29年度	15,779円 H30年度	15,956円 R元年度	15,940円		
担当部課名	子ども生活福祉部障害福祉課								
状況説明	障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額は、年々増加傾向にあり、令和元年度の実績は計画値を上回る結果となっている。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	100.0%	➡	施策推進状況	順調
成果指標の達成状況 (D o)	100.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策は、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センター事業については、障害者就業生活支援センター事業では、保健福祉サービス活用等の生活面における支援と、就職活動や職場定着等の就業面における支援があるため、商工労働部雇用政策課とも連携を密に図る。 ・ 障害者工賃向上支援事業については、障害者就労系サービス事業所と農業者の農福連携が進むよう、農林水産部とより一層の連携を図っていく必要がある。 ・ 障害者職場適応訓練については、特別支援学校との連携強化により、卒業生の受講者が増加した。 ・ 障害者等雇用開拓・定着支援事業(障害者等就業サポート)については、アドバイザーの配置において、毎年度配置される職員が変わること、支援スキルについて各圏域によって差が生じている。 ・ 事業主向け雇用支援事業については、特に北部や離島地域等での、雇用労働環境の改善に寄与するため、巡回相談を継続的に行うとともに、利便性の向上を図る必要がある。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センター事業については、5圏域すべてにおいて、障害者就業生活支援センター事業を実施しているものの、センター登録者数は年々増加し、ニーズが高まっている。特に、南部圏域は、他圏域と比べ登録者数が多くなっている状況にある。 ・ 障害者工賃向上支援事業については、障害者就労系サービス事業所において、新型コロナウイルスの影響等により生産活動収入の減少が見込まれ、利用者の工賃月額の減少も見込まれる。 ・ 障害者職場適応訓練については、障害者法定雇用率の引き上げや企業の障害者雇用に関する意識にも変化が見られており、今後も義務がある企業以外にも障害者雇用が進んでいくと見込まれる。 ・ 障害者等雇用開拓・定着支援事業(障害者等就業サポート)については、法定雇用率の引き上げにより、企業の障害者雇用に対する関心が高まることが想定される。また、企業が雇用する障害者の障害特性が多様化し、合理的配慮の提供等定着に向けて様々な対応が求められている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たなライフスタイルや働き方に対する支援のニーズが高まっている。 ・ 事業主向け雇用支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に離島への往来については慎重な判断が必要である。また、相談対応やセミナー開催等においては、十分な感染防止対策が必要である。加えて、正規雇用化の促進(質の改善)、雇用のミスマッチや人手不足といった課題を背景に、雇用の量だけでなく、質の向上につながるような雇用労働環境の改善が必要となっている。さらには、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など、働き方改革の推進が求められている。
--

施策の推進戦略案（Action）

【主な取組】

・障害者就業・生活支援センター事業については、障害者就業生活支援センターによる支援だけでなく、企業や障害者就労移行支援事業所等における障害特性の理解や体調管理家族支援、ジョブマッチングなどのスキルアップ等を図り、より効果的な障害者雇用を実現できる体制を構築する。また、職場の上司や生活支援員等の障害者に対する理解を深め、協力体制を密にすることにより、職場定着等を図る。

・障害者工賃向上支援事業については、障害者就労系サービス事業所への経営コンサルタント派遣について、事業所数や時期等についてニーズを踏まえて実施する。また、農林水産部と連携し、農業者への農福連携への取組について、より一層の周知を図る。

・障害者職場適応訓練については、訓練中の定期訪問などで、それぞれの特性に応じた職場環境づくりや適正業務への配置を提言し、訓練終了後の継続就労や定着に繋がるよう、訓練中の受講者企業に対するサポートを関係機関と連携の上で進める。また、チラシや成功事例等を用いて、企業に対しての制度周知に努める。

・障害者等雇用開拓・定着支援事業(障害者等就業サポート)については、ハローワークや障害者職業センター等関係機関と連携を強化することにより、合理的配慮の提供義務の説明や、困りごと相談等に対する助言等を通して、企業開拓定着支援に努める。また、障害者の様々な支援ニーズに対応するため、研修等に参加することでアドバイザーの支援スキルの向上を図る。

・事業主向け雇用支援事業については、引き続き助成金申請書の作成方法に関するセミナーを開催し、また、正規雇用化の促進（質の改善）のほか、働き方改革の推進など、企業のニーズにあったセミナーを開催することにより参加者を増やし、相談しやすい環境をつくる。加えて、相談対応やセミナー開催等において、特にグジョブセンターから距離のある北部や離島地域の事業主の利便性の向上や、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、オンライン等での対応を積極的に推進する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり
施策	障害者の社会参加の促進	
対応する 主な課題	<p>市町村などの身近な地域において、相談支援体制や障害児の療育支援等、障害者に寄り添った支援が必要である。また、医療費助成等の保健・医療サービスの充実も課題である。</p> <p>障害者にとって、日常的に地域でスポーツを楽しめる環境が整っているとは言えない現状であり、障害者の社会参加と心身の健康づくりのためにも、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが必要である。</p>	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 障害者スポーツの推進 (子ども生活福祉部障害福祉課)	16,117	大幅遅れ	全国障害者スポーツ大会や県内の障害者スポーツ大会等については、新型コロナウイルスの影響により、殆どの事業が中止となった。	県
2 地域生活支援事業(専門・広域的 事業) (子ども生活福祉部障害福祉課)	19,741	順調	意思疎通支援人材の養成・派遣や、視聴覚障害者に向けた情報提供を実施した。 ・各意思疎通支援者養成研修 ・各意思疎通支援者派遣事業	県

成果指標の達成状況 (Do)

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	障害者スポーツ活動団体数	22団体 (H22年)	31団体	31団体	31団体	31団体	33団体	36団体	78.6%	38団体
	担当部課名	子ども生活福祉部障害福祉課								
	状況説明	障がい者スポーツ協会を中心に、障害の種別に関わらず障害者スポーツを普及させる事業を実施し、その普及・啓発活動を行っている。県内においては、障害者が日常的にスポーツを楽しめる環境が十分に整っているとは言えないため、活動団体数の増加が鈍化傾向にある。								
2	登録手話通訳者・要約筆記者の数	49名 (H23年)	91名	102名	112名	122名	122名	184名	54.1%	199名
	担当部課名	子ども生活福祉部障害福祉課								
	状況説明	手話通訳者や要約筆記者は、沖縄県が実施する養成研修を受講し、かつ全国统一試験に合格した者が登録される仕組みとなっている。令和 2 年度の合格者数は、3 月末に発表予定。計画値未達成の状況となっている。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・ 障害者スポーツの推進については、学校、障害者スポーツ団体との連携や、スポーツ指導員の育成を通して、障害者スポーツの普及啓発や、活動団体数、競技人口の拡大を図る必要がある。また、県においても、障害者スポーツ団体と連携をしながら障害者スポーツに関する更なる情報発信に努めていく必要がある。
- ・ 地域生活支援事業(専門・広域的事業)については、意識疎通支援場面において、手話通訳者や要約筆記者の技術の向上が必要である。

外部環境の分析

- ・ 障害者スポーツの推進については、県内の障害者雇用率が年々増加傾向にある一方で、スポーツなどの余暇に時間を使う若い世代が減少傾向にある。そのため、県内大会に参加する選手の高齢化が進んでおり、若い世代の競技人口の拡大を図る必要がある。また県内には、障害者が優先的に利用できるスポーツ施設が限られていることから、既存のスポーツ施設の活用を促進する必要がある。
- ・ 地域生活支援事業(専門・広域的事業)については、人口の急速な少子高齢化、市民意識の多様化など、社会環境が著しく変化する中で、障害のある人もない人も誰もが自立して安心して暮らせる地域社会を作りあげることが求められている。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・ 障害者スポーツ活動団体数については、障害者が日常的にスポーツを楽しめる環境が十分に整っていないため、活動団体数の増加が鈍化傾向にある。
- ・ 登録手話通訳者・要約筆記者の数については、合格者が少ない要因としては、受験者向けの試験対策が不十分である可能性が考えられる。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・ 障害者スポーツの推進については、県障がい者スポーツ協会HP上での情報発信、団体間の連絡調整会議を行うことで、スポーツ活動の普及と環境整備を図り、障害者スポーツの浸透を図る。また、特別支援学校や障害者スポーツ団体との連携を通して、障害者スポーツの普及啓発及び障害者スポーツ大会の広報などを行うことにより、活動団体を増やし、若年層の競技人口の拡大に取り組む。加えて、既存のスポーツ施設について、障害者が利用しやすい環境を整備し、障害者の利用促進を図る。
- ・ 地域生活支援事業(専門・広域的事業)については、県及び各市町村で登録された手話通訳者及び要約筆記者向けに、手話通訳及び要約筆記に関する知識及び技術の習得を図る現任研修を開催する。

[成果指標]

- ・ 障害者スポーツ活動団体数について、スポーツ活動団体数の増加を図るためには、若年層の競技人口の拡大が効果的であることから、特別支援学校、就労支援施設、障害者を雇用する一般企業等への周知を図るとともに、障害者のスポーツ活動を促進するための環境の整備を図る。
- ・ 登録手話通訳者・要約筆記者の数については、沖縄県手話推進計画に基づき、引き続き市町村と連携し、計画的な手話通訳者等の養成に取り組む。また、試験対策講座等にて十分な技術や知識の定着を図り、合格者増に取り組む。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり
施策	誰もが活動しやすい環境づくり	
対応する 主な課題	障害者に対する正しい理解を深めるとともに、障害の権利擁護に関する取組み（相談体制の整備等）を推進し、障害者の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
障害者の権利擁護と普及啓発				
1	41,788	順調	障害を理由とする差別等の解消について、県民の関心と理解を深めるとともに、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、解決を図ることができるような必要な体制整備に向け、県に広域相談専門員を配置したほか、市町村の相談員に対する研修会を実施した。	県
2	1,232	大幅遅れ	福祉のまちづくり賞については、条例の趣旨の認知向上に繋げるため、当賞に係る募集及び表彰を実施した。また、障害者への理解促進のため、障害者週間のポスター・作文を募集し、表彰を行った。県代表として内閣府に推薦したポスター小学生区分が佳作に選定された。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度	目標値
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)	達成状況	R3
1									
担当部課名									
状況 説明									

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%	➡	施策推進状況	
成果指標の達成状況 (Do)				

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「 」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析 障害者の権利擁護と普及啓発 ・ 障害者の権利擁護に関する取組については、障害者の社会参加を促進するため、広く県民や事業者に対し、障害への理解に関する普及啓発を図っていく必要がある。また、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、地域での解決が図られるよう、市町村相談員の相談技術の向上、市町村との連携体制の構築を引き続き図るとともに、県内部においても、各所属において障害者に適切に対応できるよう、職員対象研修を実施し、引き続き意識の啓発を図る必要がある。 ・ 福祉のまちづくり推進体制事業、障害者理解促進事業については、「福祉のまちづくり賞」において、表彰制度の見直しにより自主応募ができるようになり、応募条件としての側面では応募がしやすくなっているが、表彰制度が長期になってきたことで、過去の受賞事例が多くなり、先進事例という観点からの応募としては難しくなっている。</p> <p>外部環境の分析 障害者の権利擁護と普及啓発 ・ 障害者の権利擁護については、障害者差別解消法が平成28年4月施行され、都道府県レベルでの障害者差別に関する条例制定も進んでおり、障害者の権利擁護について、全国的にも関心が高まっている。また国では、事業者における合理的配慮の提供を義務化する検討もされており、国の動向にも注視して今後の取組を検討する必要がある。 ・ 福祉のまちづくり推進体制事業、障害者理解促進事業において、小学生及び中学生部門の応募数が、学生部門に比べて著しく少ない。また、一般部門に関しては、昨年度と同数の一件のみである。</p>
--

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

障害者の権利擁護と普及啓発

- ・ 障害者の権利擁護に関する取組については、県民や事業者を対象とした普及啓発において、障害者雇用への関心の高まりや国の動向にも注視しながら、事業者を対象とした勉強会を強化する等、より多くの参加者が得られるよう内容の充実を図る。また、相談員研修会をより効果的なものとするため、開催時期、内容等について見直しを図るとともに、市町村との連携強化を図る。加えて、県職員対して、職員対応要領に基づき、障害者の権利利益について適切な対応を図るための研修を実施する。
- ・ 福祉のまちづくり推進体制事業、障害者理解促進事業については、「福祉のまちづくり賞」については、電話等を介した直接的な声かけを積極的に行うことや広報媒体を利用した表彰の周知（県庁外における掲示場所の増、または新聞広報等）を行い、応募または表彰件数を増やすことにより条例の知名度向上につなげる。また、障害者理解促進事業については、電話等を介した直接的な呼びかけを積極的に行い、障害者理解促進の更なる浸透を図る。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進
施策	医療提供体制の充実・高度化	
対応する 主な課題	<p>近年は、生活習慣病などの慢性的な病気が中心となっており、病気の治療が長期化する傾向にある。また、医療技術や医療施設の高度化など医療の質への関心が高まっていることなどに対応した医療提供体制の充実・高度化が求められている。</p> <p>島嶼県である沖縄においては、各医療圏毎に医療を取り巻く状況が異なり、特に離島・僻地においては、地域のみで十分な救急医療を提供できない場合があるため、沖縄本島の医療機関と離島診療所等との救急医療の連携体制を整備・拡充することが求められる。</p>	
関係部等	保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
地域医療連携体制の構築				
1	10,400	順調	<p>県医師会が構築する地域連携クリティカルパス（おきなわ津梁ネットワーク）について、ホームページ等を活用して加入促進のための普及啓発を支援した結果、加入登録者数が前年度から3,709人増加し、59,300人となった。</p>	県 県医師会
2	9,200	順調	<p>治療費についての公的助成制度、相談支援を行う施設、セカンドオピニオンに関することなどを掲載した地域の療養情報「おきなわがんサポートハンドブック」を25,000部作成し、医療機関を通して患者等へ配布した。</p>	県
医療提供体制の整備				
3	0	大幅遅れ	<p>令和2年度は粟国村から、へき地診療所整備（歯科）に対する補助の要望を受け実施したが、令和3年度に全額繰越となった。</p> <p>令和3年度は、診療所を運営している市町村に対して、診療所の施設整備を行う予定及び当該事業の活用の有無を照会したが、市町村から活用要望がなかった。</p>	県 市町村
4	42,610	順調	<p>各圏域においてがん診療の中核を担う医療機関へ補助を行い、がん医療提供体制の維持・強化を図った。</p> <p>1 都道府県がん診療連携拠点病院 1 箇所 2 地域がん診療連携拠点病院 2 箇所 3 地域がん診療病院 3 箇所 1 は国が直接補助</p>	県 がん診療連 携拠点病院 等
5	478,167	順調	<p>高齢化及び事業拡大のために建て替えを計画する医療機関に対し、施設整備に係る費用の補助を行った。</p>	県 医療機関
6	8,028	大幅遅れ	<p>病院、有床診療所、医療関係団体等が参加する地区医療提供体制協議会を県内5圏域で1回ずつ開催する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により、南部圏域1回、中部圏域1回の合計2回のみ開催となった。</p>	県 市町村 医療機関

がん患者・家族等の支援体制の充実					
7	がん患者・家族等支援体制の強化 (保健医療部健康長寿課)	8,800	順調	がん診療連携拠点病院等の相談窓口を6箇所設置し、がん罹患経験を持つ相談員(ピアサポーター)による相談業務を75件(2月末時点)実施した。	県 がん診療連携拠点病院等
8	離島患者等支援事業 (保健医療部医療政策課)	13,777	順調	離島患者の島外の医療施設への通院に要する経済的負担を軽減し、適切な医療を受ける機会を確保するため、有人離島を有する18市町村へ離島患者等支援事業の周知を図った結果、15市町村が本事業を活用し、延べ2,686人の負担軽減を図った。	県 市町村

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
医療施設に従事する医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (H22年)	243.1人	243.1人 H28年	240.7人	240.7人 H30年	240.7人 H30年	257.7人	43.3%	261人
1	担当部課名	保健医療部医療政策課							
状況説明	人口10万人あたりの医療施設従事医師数は基準年である平成22年の227.7人より順調に増えているものの、計画値には届いていない。(「平成30年度(2018)医師・歯科医師・薬剤師調査」が厚生労働省で行われており、直近値は平成30年度となっている。)								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	75.0%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

地域医療連携体制の構築

- ・ I T活用地域医療連携システム構築事業については、おきなわ診療ネットワークは、医療機関等を対象としたネットワークの構築であるため、新型コロナウイルス感染拡大の影響を直接受けており取組が遅延した。
- ・ がん医療連携体制推進事業については、がんサポートハンドブックが読み手の視点から利用しやすい冊子となるよう、引き続き、患者会を含む様々な関係者から編集への協力を得る必要がある。

医療提供体制の整備

- ・ 地域がん診療拠点病院機能強化事業については、沖縄県がん診療連携協議会（琉球大病院主催）への出席や、拠点病院担当者会議等の開催により、引き続き関係機関との情報共有を図る必要がある。
- ・ 沖縄医療施設等施設整備事業については、県と補助事業者が綿密かつ定期的な調整を行うことで事業計画に基づく適正な事業実施を図り、良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保に繋げる。

がん患者・家族等の支援体制の充実

- ・ がん患者・家族等支援体制の強化については、がんピアサポーターを養成する他にも、サポーターの資質向上を図るための取組みが引き続き必要と思われる。
- ・ 離島患者等支援事業については、関係市町村による離島患者等に対する助成が促進し、離島へき地の医療提供体制の状況、離島地域の高齢化に伴う疾病構造の変化、市町村及び離島患者等のニーズを踏まえた柔軟かつ効率的な対応を行う。また、市町村による離島患者等への助成の拡充を促進する。

外部環境の分析

地域医療連携体制の構築

- ・ I T活用地域医療連携システム構築事業については、新型コロナウイルスの感染拡大により、医療機関、患者双方のネットワーク加入促進に影響を生じた。
- ・ がん医療連携体制推進事業については、ハンドブック活用促進のため離島・へき地を中心に開催しているがん情報講演会が、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となった。

医療提供体制の整備

- ・ へき地診療所施設整備等補助事業費については、令和2年度は粟国村のへき地診療所（歯科）の整備を実施する予定であったが、事業計画の再検討があり、全額繰越となった。また令和3年度については、施設整備を要望する市町村がなかったことから実施予定はない。
- ・ 地域がん診療拠点病院機能強化事業については、拠点病院等の指定に係る国の整備指針の要件には、人員配置に係る要件もあり、人事異動等に配慮しながら要件を充足できるよう引き続き取り組む必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、研修会の開催など指定要件の充足に影響がないよう情報共有を図りながら、がん医療提供体制の維持及び強化を図る必要がある。
- ・ 沖縄医療施設等施設整備事業については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、施工現場での感染防止対策に伴うスケジュールの見直し、建築用資機材の調達遅れなどが問題となっている。
- ・ 沖縄県地域医療構想の推進については、沖縄県は高齢化率の伸びが全国上位にあるため、今後、概ね高齢化率の高まりとともに、必要量が増える病床の不足が生じる恐れがある。また、県内の5圏域全てにおいて、4つの病床機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）のうち、特に回復期病床が不足している。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、感染症病床以外の一般病床の確保に影響を来している。

がん患者・家族等の支援体制の充実

- ・ がん患者・家族等支援体制の強化については、国の「がん対策推進基本計画」（平成29年10月）において、ピアサポートの普及を図ることが施策として定められた。また、県内のがん罹患数は増加傾向にあり、相談支援のニーズは高まりつつあると見られる。
- ・ 離島患者等支援事業については、新たな病院診療所の設立により、島内での治療が可能になっていないが、関係市町村と連携し、定期的に調査を行い、事業の適正化に努める。また、宿泊費や航空運賃、船舶運賃の変動を踏まえて、適切な補助を行っていく必要がある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・ 医療施設に従事する医師数（人口10万人あたり）については、平成30年度から新しい専門医制度がスタートしたが、大学病院や都市部へ医師が集中しやすい仕組みとなっており、沖縄県では一時的に医師数が減少している。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

地域医療連携体制の構築

- ・ IT活用地域医療連携システム構築事業については、閲覧側の医療機関において、電子カルテ端末等からのアクセスが可能となる仕組みが構築されたことについて、県のホームページ等でも幅広く広報する。さらに、おきなわ診療ネットワーク推進のためのモデル地区構想を進めており、その内容を今後検証のうえ、全地区へ取組を加速させる。
- ・ がん医療推進事業については、がんサポートハンドブックの作成にあたり、がん情報の最新性、正確性を確保するとともに、読み手の視点から利用しやすい冊子とするため、情報の掲載方法等について引き続き検討する必要がある。

医療提供体制の整備

- ・ へき地診療所施設整備等補助事業費については、計画通りに事業遂行できるよう県と市町村、沖縄県歯科医師会等の関係機関と調整会議を定期的で開催し、入札状況や施工計画の進捗管理の徹底を図る。また、原材料高の影響による入札不調や天候の悪化等による資材搬送の遅れに伴い、工事の長期化が懸念される場合には、市町村と連携し、施工計画の見直しを行う。
- ・ 地域がん診療拠点病院機能強化事業については、沖縄県がん診療連携協議会や拠点病院担当者会議等をとおして、関係機関と引き続き指定要件の充足に向けた情報共有や意見交換を行い、がん医療連携体制の充実強化を図る。
- ・ 沖縄医療施設等施設整備事業については、県と補助事業者が綿密な調整のうえで作成した事業計画に基づき適正な事業の実施を図るとともに、新型コロナウイルスの感染状況などの外的要因を踏まえて定期的な進捗管理や見直しを徹底する。
- ・ 沖縄県地域医療構想の推進については、県医療提供体制協議会及び5疾病5事業及び在宅医療の各疾病分野に係る部会において、有識者からの意見を聴取し、第7次沖縄県医療計画の中間評価を実施するとともに、二次医療圏ごとに開催する地区医療提供体制協議会において、病床機能別、疾病分野別に協議を進める。

がん患者・家族等の支援体制の充実

- ・ がん患者・家族等支援体制の強化については、ピアサポーターの更なる資質向上のため、養成研修修了者を対象とするフォローアップ研修を継続的に実施する。また、那覇公共職業安定所が主体となって進める「長期療養者就職支援事業」や、沖縄労働局主催の「沖縄県地域両立支援推進チーム」に参画することで、がん患者の就労支援の強化に努める。
- ・ 離島患者等支援事業については、地域住民に最も身近な市町村の理解を深めるため、市町村との意見交換の場を継続して確保する。また、事業の適正な執行管理に努めるとともに、宿泊費や航空運賃、船舶運賃の変動等を踏まえた適切な補助を行うことで、市町村の負担軽減を図り、離島患者等に対する助成の拡充を促進する。

[成果指標]

- ・ 医療施設に従事する医師数(人口10万人あたり)については、新制度のスタートに伴い一時的に医師数が減少しているが、地方でも専門医の資格が取得できるということを周知し、臨床研修医、専攻医及び勤務医を確保できるよう各種事業を推進する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進
施策	医師・看護師等の確保と資質向上	
対応する主な課題	<p>近年は、生活習慣病などの慢性的な病気が中心となっており、病気の治療が長期化する傾向にある。また、医療技術や医療施設の高度化など医療の質への関心が高まっていることなどに対応した医療提供体制の充実・高度化が求められている。</p> <p>沖縄県の人口あたりの医師数は、全国平均を上回っているものの、圏域や診療科ごとの医師の偏在がある状況であり、安定的な医師確保が課題となっている。</p> <p>島嶼県である沖縄においては、各医療圏毎に医療を取り巻く状況が異なり、特に離島・僻地においては、地域のみで十分な救急医療を提供できない場合があるため、沖縄本島の医療機関と離島診療所等との救急医療の連携体制を整備・拡充することが求められる。</p>	
関係部等	保健医療部、病院事業局	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
医師の確保と資質向上				
1 県立病院専攻医養成事業 (保健医療部医療政策課)	192,021	大幅遅れ	県立病院に離島・へき地へ派遣する医師の養成を委託し、養成を終えた医師を離島・へき地の病院・診療所へ派遣し、当該地域の医療提供体制の確保に繋げた。令和 2 年度は31名の専攻医を養成した。	県
2 医学臨床研修プログラム経費 (保健医療部医療政策課)	77,088	順調	県立中部病院で実施している医師臨床研修のプログラム管理や海外からの指導医招聘等をハワイ大学へ委託し、実施することで、総合診療能力を身につけた医師を養成するとともに、質の高い研修プログラムを提供することで医師の確保に努めた。	県
3 勤務医等環境整備事業 (保健医療部医療政策課)	39,286	順調	育児や介護を行う医師の短時間勤務や宿日直免除を実施するための代替医師を確保するなど、離職防止につながる勤務環境整備を行う病院に対して補助金を交付した。 家庭と仕事の両立に関する相談や、復職を希望する医師に対し就業先や復職研修を行う病院を紹介する相談窓口を設置した。	医療機関
4 臨床研修医確保対策事業 (保健医療部医療政策課)	11,647	概ね順調	大都市 (東京、大阪、福岡等) で行われる、医学生を対象とした合同説明会へ、参加する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催されなかった。そのため、WEB上で行われる医学生・研修医を対象とした合同説明会を主催、参加することで、県内病院の臨床研修の魅力を効果的・効率的に P R した。	県 県医師会
5 指導医育成プロジェクト事業 (保健医療部医療政策課)	3,599	順調	ハワイ大学と連携して指導医育成研修プログラムを実施する琉球大学に対し、同育成プログラムに係る経費を補助することで、質の高い若手指導医を確保し、地域医療現場の教育体制の充実を図った。前身事業である「医学教育フェローシップ事業」を含めると平成24年からの9年間で計57名の指導医を育成した。	県 琉球大学
6 県立病院医師派遣補助事業 (保健医療部医療政策課)	507,319	順調	県立 9 離島診療所への医師の継続的配置を行うための費用 (医師の件数) を補助した。 また、全国の民間医療機関等から北部・宮古・八重山病院へ専門医等を派遣するため、派遣元病院等との労働者派遣法に基づく派遣契約に係る費用を補助した。	県 病院事業局
7 代診医派遣事業 (保健医療部医療政策課)	35,315	概ね順調	県内離島へき地診療所に配置された医師が研修等への参加により島外へ出て不在になる期間について、2名の代診担当医で11診療所に対し、165日の代診を実施した。	県

8	へき地医療支援機構運営事業 (保健医療部医療政策課)	32,507	概ね順調	求人医療機関と求職医師の窓口を沖縄県へき地医療支援構内に設置し、県内の公的医療機関勤務を希望する医師の情報収集を行った。また、沖縄県へき地医療支援機構として、離島・へき地診療所に対して代診医の派遣等の支援を行った。	県
9	医師派遣等推進事業 (保健医療部医療政策課)	390,027	概ね順調	医師派遣の困難な離島・へき地等の医療機関へ医師派遣が円滑に実施されるよう、8の派遣元医療機関に対し、医師の派遣に伴う逸失利益(医師を派遣していなければ得られたであろう利益)に対する補助を行った。	県
10	自治医科大学学生派遣事業費 (保健医療部医療政策課)	131,200	順調	本島の離島・へき地医療の医師確保を図るため、自治医科大学に県出身学生(18名)を派遣・修学させ、離島・へき地医療を担う医師の養成を行った。	県
11	医師修学資金等貸与事業 (保健医療部医療政策課)	139,160	順調	地域医療に従事する医師の養成・確保のため、離島等の医療機関に従事する意思のある医学生等(109名)に対し、修学資金等の貸与を行った。	県
12	沖縄県地域医療支援センター運営事業費 (保健医療部医療政策課)	28,901	順調	医師の地域偏在解消を図るため、地域医療支援センターを設置・運営し、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援及び医師不足病院の医師確保の支援等を行った。	県
13	県立病院医師確保環境整備事業 (保健医療部医療政策課)	7,059	大幅遅れ	離島・へき地の医師を確保するため、指導医招聘4件、スキルアップ研修派遣を4件行い、当該地域の医療提供体制の確保に努めた。	県 病院事業局
看護師、保健師等の確保と資質向上					
14	看護師等修学資金貸与事業費 (保健医療部保健医療総務課)	48,366	大幅遅れ	県内の看護職員の確保及び質の向上に資することを目的とし、将来県内の看護職員の確保が困難な施設で業務に従事する看護職員養成校の学生に修学資金を100件貸与した。	県
15	看護師等養成所の安定的な運営 (保健医療部保健医療総務課)	157,925	順調	民間看護師養成所5校に対し養成所運営に必要な費用を補助し、教育環境整備により備品購入や実習設備整備に係る費用を補助することによって、看護師の養成力の強化を図り、国家試験合格率の向上を図った。 行政と養成校との連絡協議会で情報交換を行い、卒業生の県内就業への積極的な取組に繋がった。	県
16	新人看護職員研修事業 (保健医療部保健医療総務課)	22,437	順調	「新人看護職員研修ガイドライン」に基づく研修を実施した県内35病院に対し補助を行った。また、病院の研修責任者等に向けた実地指導者研修及び教育担当者研修を委託事業として実施した。 研修体制が整っていない病院向けの多施設合同研修については、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった。	県 医療機関
17	特定町村人材確保対策事業 (保健医療部保健医療総務課、 地域保健課)	11,798	概ね順調	離島へき地で必要な人材を確保することが困難な特定町村に対して、県が人材確保支援計画を策定し人材確保対策支援事業を実施した。新任保健師等への研修会の開催、各保健所及び退職保健師等による新任保健師への現任教育や現地に出向いての保健事業に関する技術的助言・指導を町村に実施した。	県 町村

様式 2 (施策)

18	へき地保健指導所事業費 (保健医療部保健医療総務課)	28,928	順調	無医地区等に保健指導所を整備し、保健師の配置を行い、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化を図った。現在稼働しているへき地保健指導所は、10市町村13へき地保健指導所である。	県 町村
19	代替看護師派遣事業 (保健医療部保健医療総務課 病院事業局病院事業総務課)	16,926	順調	離島診療所に勤務する看護師が研修への参加等により不在となる期間について、3名の代替看護師で16離島診療所に対し381日の派遣を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響による離島への渡航自粛により、診療所への直接の支援ができず、電話やメール等の手段による支援となった期間があった。	県
20	県内就業准看護師の進学支援事業 (保健医療部保健医療総務課)	35	大幅遅れ	県外等の通信制2年課程で学ぶ、県内就業准看護師のスクーリングのための渡航費を補助し、看護の質向上を図る。	県
21	認定看護師の育成事業 (保健医療部保健医療総務課)	26,663	順調	県外の認定看護師及び県内外の特定行為研修に看護師を派遣した13医療機関に研修受講経費等を補助し、46名(認定7、特定39)が修了した。沖縄県看護協会が実施した感染管理認定看護師養成課程は30名が修了したが、新型コロナウイルス感染症の影響によるカリキュラム変更等の経費減により県補助は不要となった。	県
22	院内保育所運営費補助事業 (保健医療部保健医療総務課)	1,357	順調	病院内で保育施設を運営する2医療機関に対し、運営に係る費用(人件費、委託料等)の一部を補助した。	県

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 医療施設に従事する医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (H22年)	243.1人	243.1人 H28年	240.7人	240.7人 H30年	240.7人 H30年	257.7人	43.3%	261人
担当部課名	保健医療部医療政策課								
状況説明	人口10万人あたりの医療施設従事医師数は基準年である平成22年の227.7人より順調に増えているものの、計画値には届いていない。(「平成30年度(2018)医師・歯科医師・薬剤師調査」が厚生労働省で行われており、直近値は平成30年度となっている。)								
2 看護師就業者数(人口10万人対 比)	881.2人 (H24年)	1,023.8人	1,023.8人 H28年	1,060.6人	1,060.6人 H30年	1,060.6 H30年	1,159.8人	64.4%	1190.7人
担当部課名	保健医療部保健医療総務課								
状況説明	看護師就業者数(人口10万対比)は、看護職員業務従事者届(保助看法第33条)に基づき算出し隔年調査となっている。令和2年の調査結果はまだ公表されていないが(12月頃予定)。新人看護職員研修人数も近年計画値を上回り、また調査年ごとに看護師就業者数は増加しているため、目標達成に向け順調に推移しているものと考えられる。								
3 新人看護職員離職率	14.5% (H21年)	6.4%	4.8%	4.8% H29年	3.2% H30年	4.8% R元年	6.5%	達成	6.3%
担当部課名	保健医療部保健医療総務課								
状況説明	令和2年度実績値(調査年度令和元年)では、離職率4.8%であり、前年度の離職率を上回ったが、計画値を下回っており達成することができた。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	59.1%
成果指標の達成状況 (Do)	33.3%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

医師の確保と資質向上

- ・勤務医等環境整備事業については、本事業を利用し復職支援のための研修を実施する病院がなかったことから、復職支援研修事業に対する周知を行う必要がある。
- ・県立病院医師派遣補助事業については、改正医療法に基づき策定した医師確保計画における各医療圏及び離島へき地診療所の医師確保の方針及び目標医師数並びに目標医師数に向けた施策を踏まえ事業を実施していく必要がある。
- ・代診医派遣事業については、離島へき地診療所での勤務を強く希望する医師は限られていることもあり、診療所においては医師一人体制をとっていることが多い。また、交代で勤務する医師もいないこと、また急患があると時間外でも対応しないといけなことから、勤務環境が過酷なものとなっている。
- ・へき地医療支援機構運営事業については、へき地診療所所在市町村の担当者より離島診療所への支援事業の情報提供など要望がある。
- ・医師派遣等推進事業については、改正医療法に基づき策定した医師確保計画における各医療圏及び離島へき地診療所の医師確保の方針及び目標医師数並びに目標医師数に向けた施策を踏まえ、事業を実施する。
- ・自治医科大学学生派遣事業費については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、入学試験事務の負担が増加している。
- ・医師修学資金等貸与事業については、本事業により養成した地域卒医師から、離島診療所での勤務を希望する者が少ない。
- ・沖縄県地域医療支援センター運営事業費については、医師が希望する専門診療科と将来勤務することになる離島へき地の医療機関のニーズにミスマッチが生じている。
- ・県立病院医師確保環境整備事業について、離島へき地の県立病院の安定的な医師確保を図るには、様々な診療科でスキルアップが図れる研修環境を強化する必要があるため、現在、招聘している診療科以外の診療科においても指導医の招聘を行い研修環境を改善する必要がある。また、スキルアップ研修派遣については、対象となる各県立病院内の診療体制により派遣計画が影響を受ける。

看護師、保健師等の確保と資質向上

- ・看護師等養成所の安定的な運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により国からの各種通知等があり各養成校に対しても多数の指導等が必要となった。
- ・新人看護職員研修事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各研修の実施にあたって感染症対策に十分配慮した対応が必要となった。
- ・特定町村人材確保対策事業については、保健所保健師の約 4 ～ 6 割は、新任期の保健師が占めており、現任教育やリーダー的役割を担う中堅期の保健師が不足しているため、特定町村の新任保健師の現任教育を充分に行うことができない状況である。
- ・へき地保健指導所事業費については、一部の小規模離島においては、保健師の採用募集を行っても応募がなく、また保健師が確保された場合であっても、産休や病休などの代替職員（保健師）の確保が困難な状況にある。
- ・代替看護師派遣事業については、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生病院への支援のため、一時的に本業務が実施できない期間があった。
- ・認定看護師の育成事業については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、医療機関に対する調査、交付要綱見直し等を実施することができなかった。
- ・院内保育所運営費補助事業については、当事業は、厚労省の「地域医療介護総合確保基金」を活用して実施しているが、H30年度より厚労省から院内保育所の新設拡充に係る運営費については、当事業ではなく内閣府の「企業主導型保育事業に対する助成金」を活用する旨の通知があり、事業対象者の範囲が限定されてきている。また、医療機関に対し文書で周知を図ったが、交付要件が限定的であるため、新規の申請を増やすことが難しい。

外部環境の分析

医師の確保と資質向上

- ・県立病院専攻医養成事業、医学臨床研修プログラム経費については、平成30年度から開始された専門研修制度では、症例数が多い都市部や大学病院に研修医が集中する傾向があるため、影響を注視する必要がある。
- ・勤務医等環境整備事業については、働き方改革関連法による労働基準法の改正により、医療従事者についても令和 6 年度から時間外労働上限規制が適用される。
- ・臨床研修医確保対策事業については、新型コロナウイルスの流行により合同説明会の開催が難しくなっており、WEB を利用した PR 方法を模索する必要がある。
- ・県立病院医師派遣補助事業については、働き方改革関連法による労働基準法の改正により、医療従事者についても令和 6 年度から時間外労働上限規制が適用される。
- ・代診医派遣事業については、働き方改革関連法による労働基準法の改正により、医療従事者についても令和 6 年度から時間外労働上限規制が適用される。
- ・へき地医療支援機構運営事業については、働き方改革関連法による労働基準法の改正により、医療従事者についても令和 6 年度から時間外労働上限規制が適用される。
- ・医師派遣等推進事業については、今後、厚生労働省において全診療科ごとの偏在指標を示すこととなっている。
- ・自治医科大学学生派遣事業費については、近年は、自治医科大学への県出身学生の半数が女性となるほか、同大学卒業生同士の結婚も増えてきている。
- ・医師修学資金等貸与事業については、国が示した医師偏在指標によると、本県は医師多数区域として位置付けられており、今後、琉球大学医学部地域卒学生の臨時定員数の削減が見込まれる。
- ・沖縄県地域医療支援センター運営事業費については、琉球大学医学部の西普天間地区への移転に伴い新たに設置が予定されている「地域医療人材育成センターおきなわ(仮称)」について、沖縄県地域医療支援センターとその機能や体制等に重複が見られる。
- ・県立病院医師確保環境整備事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、指導医の招聘や研修の派遣が難しい状況になっている。

看護師、保健師等の確保と資質向上

- ・看護師等修学資金貸与事業費については、コロナ禍による外部環境の変化に伴い、貸与生に対する説明会の実施が困難な状況が想定される。
- ・看護師等養成所の安定的な運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により、校内における感染対策、学生の健康管理、教育カリキュラムの変更等、多数の対応が必要となった。また、R4年度からの新カリキュラムの改正は予定どおり行われた。
- ・新人看護職員研修事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、新人看護師の育成を図る必要があった。
- ・特定町村人材確保対策事業については、一部の小規模離島においては、保健師の採用募集を行っても応募がなく、また保健師が確保された場合でも、病休や産休等による代替職員（保健師）の確保が困難な状況にある。また、市町村が取り組むべき健康課題の増加、介護保険、特定保健指導の円滑な実施、障害者総合支援法、母子保健法の改正等、対応する保健ニーズは年々増大しており、特定町村においても、実情に応じた事業実施体制の整備や人材育成が求められている。
- ・へき地保健指導所事業費については、市町村事業が、事務移管や包括ケア推進等により増大しており「平成31年度沖縄県ナースセンター事業のまとめ（令和2年9月発行）」によると、市町村保健師採用計画（正規非正規含め）44人に対し、令和元年6月1日時点で35人の採用となっており9人不足している。離島及びへき地に限らず、特に非正規の採用が不足している状況である。
- ・代替看護師派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、離島への渡航自粛等が生じたことから、電話やメール、オンライン等による支援が重要となった。
- ・県内就業准看護師の進学支援事業については、県内の看護師の就業者数が年々増加する一方で、准看護師については平成20年度以降減少傾向にある。更に県内における准看護師の養成については、平成27年度の養成課程卒業者を最後に閉校し、新規の養成が行われていない状況となっている。また、平成30年度に県内に通信制2年課程の養成校が1校（定員80人）新設されたため、今後の申請者が減少していくことが予想されるが、県内就業准看護師の質向上を図る必要がある。
- ・認定看護師の育成事業については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画していた研修派遣などができなかった医療機関があった。
- ・院内保育所運営費補助事業については、院内保育所設置機関への補助は、当事業や「企業主導型」以外に労働局の「事業所内保育施設設置運営等支援助成金」、「子ども子育て支援制度における給付」など各種存在し、事業者は個々のニーズに合わせて補助事業を選択できるようになっている。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・医療施設に従事する医師数（人口10万人あたり）については、平成30年度から新しい専門医制度がスタートしたが、大学病院や都市部へ医師が集中しやすい仕組みとなっており、沖縄県では一時的に医師数が減少している。
- ・看護師就業者数（人口10万人対比）については、令和2年は看護職員業務従事届の調査年であるが調査結果はまだ公表されていない（新型コロナウイルス感染症により調査期日が令和3年3月末まで延長された）。また、調査年ごとに看護師就業者数は増加（約600～1,000名）しており、目標達成に向けて順調に推移しているものと考えられる。

施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

医師の確保と資質向上

- ・県立病院専攻医養成事業については、引き続き学会や研修会への参加機会の増加や指導医の招聘等により、臨床研修環境の向上に努めている事業と連携することで、専攻医の増加を図り、離島へき地への医師派遣に取り組む。
- ・医学臨床研修プログラム経費については、今後もハワイ大学の特色を生かした研修プログラムを維持し、研修医確保に向けた取組を推進する。
- ・勤務医等環境整備事業については、相談窓口を通して、復職を希望する医師に対し、就業先や復職研修を行っている病院を紹介する等、円滑な復職につなげる。
- ・臨床研修医確保対策事業については、医学生と臨床研修病院の情報交換の機会となる合同説明会に参加することで、県外からの研修医の確保につながるため、継続して参加を支援し、研修医の確保を図る。また、会場に来られないが興味はあるという学生へのPR方法を検討する必要がある。
- ・指導医育成プロジェクト事業については、今後も本事業における指導医育成研修プログラムをベースに、これまで育成された若手指導医が本プログラムに参画し、後進の若手指導医の育成に携わるよう促す等、地域医療現場におけるさらなる教育研修体制の充実を図る。
- ・県立病院医師派遣補助事業については、医師確保計画を踏まえ、県立北部、宮古及び八重山病院の各専門診療科並びに9へき地診療所における医療需要の変化及び時間外労働上限規制の導入により必要となる医師数及び必要医師数確保に向けた施策について、病院事業同等の関係者と議論を行う。
- ・代診医派遣事業については、離島へき地診療所所在主管課長会議等で離島医療について情報の共有を行い、へき地医療支援機構と拠点病院との連携を強化し、離島へき地における医療体制の確保を図る。
- ・へき地医療支援機構運営事業については、毎年度末に開催する、へき地診療所所在市町村主管課長を年度当初に開催し、県、へき地医療支援機構、へき地診療所所在市町村間でへき地医療に関する課題等を共有し、解決に向けた取り組みを早い段階で行い、連携の強化を図る。
- ・医師派遣等推進事業については、厚生労働省が公表する予定の全診療科ごとの偏在指標等を踏まえ、診療科の状況に対応した診療科偏在対策を実施する。
- ・自治医科大学学生派遣事業費については、自治医科大学と連携し、新型コロナウイルス感染症予防の啓発を進めるとともに、別室受験や追試験日の確保に取り組み、効率的で円滑な入学試験の実施を図る。また、女性医師のキャリア形成と義務履行に配慮した研修勤務計画の策定するとともに、他県出身医師との結婚においては両県において円滑な義務履行となるよう、他県と協議を行う。
- ・医師修学資金等貸与事業については、地域枠医師が離島診療所で勤務した場合のインセンティブを検討し、離島診療所で勤務する医師の確保に取り組む。また、地域枠医師の養成は医師確保対策の柱であり、現在の臨時定員数の維持を国に求める。
- ・沖縄県地域医療支援センター運営事業費については、医師が希望する専門診療科と将来勤務することになる離島へき地の医療機関のニーズがマッチするよう面談等を通じたキャリア形成を支援する。また、地域医療支援センターと地域医療人材育成センターおきなわ（仮称）の機能や体制等を整理する。
- ・県立病院医師確保環境整備事業については、県立病院関係者や県外大学病院関係者等とのネットワークを活用し、指導医招聘を様々な診療科に広げることでさらなる研修環境の充実に取り組む。また、スキルアップ研修派遣においては県立病院関係者間の調整を綿密に行い理解を求めると、派遣実績の向上に繋げる。

看護師、保健師等の確保と資質向上

- ・看護師等修学資金貸与事業費については、県ホームページにおける看護師等修学資金に関する内容を充実させ、コロナ禍による影響等に関わらず、効果的かつ効率的な情報発信を図る。
- ・看護師等養成所の安定的な運営については、新型コロナウイルス感染症の状況に応じながら、看護師養成校の運営に必要な支援を継続する。また、新カリキュラムに対応した備品整備の必要性については、今後の養成校の環境整備の状況や他県の状況等を参考に検討する。
- ・新人看護職員研修事業については、自施設だけで新人看護教育を完了できない医療機関に対し、総合病院等で実施している多施設職員の受け入れ研修や、県による多施設合同研修の利用を働き掛ける。また、全ての新人看護師がカリキュラムに沿った研修を受けられるよう、多施設合同研修の定数増について検討する。
- ・特定町村人材確保対策事業については、退職保健師潜在保健師の人材バンク事業を充実強化を図るため、登録者の質向上のための研修会を開催し登録者を確保、定着する。また、退職保健師（コーディネーター）による特定町村保健師現任教育支援を保健所と連携して実施する。加えて、保健師の専門性を高めるための段階別研修、保健師業務研究発表会を開催する。また、地域の要望や実情に合わせ各保健所にて会議や研修会、意見交換会などを実施する。
- ・へき地保健指導所事業費については、県のホームページへの保健師募集掲載や、県内3大学（保健師養成校）で、離島の保健活動に関する講義を継続する。また、退職保健師等の実態調査や情報交換会を開催し人材バンク登録者数の増加に努める。また、人材バンク登録者が市町村事業に不安なく対応できるよう勉強会を実施し登録者の定着を図る。加えて、「へき地保健指導所運営事業」活用について、現地に出向き指導所の活動状況等の把握を行い特定町村主管課長と情報共有する。
- ・代替看護師派遣事業については、離島診療所で勤務する看護師に向けた研修学会案内等、親病院とも協力し研修参加しやすい環境づくりを行う。また、派遣看護師に対し離島診療所支援に必要な知識技術の習得のための研修派遣を実施する。加えて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じながら、離島診療所に勤務する看護師への支援を継続して行う。
- ・県内就業准看護師の進学支援事業については、事業の主体である准看護師の減少や、看護師養成課程への進学を希望する准看護師の県内就学環境の改善を踏まえ、引き続き事業の実施規模について検討を行う。
- ・認定看護師の育成事業については、多様化する研修形態に対応するため、各医療機関からの職員派遣計画や県外の指定研修機関の受講料受講期間等を調査し、必要であれば基準額等を見直し交付要綱の改定を行う。
- ・院内保育所運営費補助事業については、院内保育所を設置する各医療機関、及び保育所を所管する子ども生活福祉部や市町村等の関係機関と情報交換を行い、今後の本事業のあり方について検討する。

[成果指標]

- ・医療施設に従事する医師数（人口10万人あたり）については、新制度のスタートに伴い一時的に医師数が減少しているが、地方でも専門医の資格が取得できるということを周知し、臨床研修医、専攻医及び勤務医を確保できるよう各種事業を推進する。
- ・看護師就業数（人口10万人対比）については、看護職員の確保に向けてするために、看護職員の「養成」「復職支援」「離職防止・定着促進」を柱に引き続き各事業を実施し、県内の保健医療サービスを促進する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進
施策	救急医療、離島・へき地医療の充実	
対応する 主な課題	<p>近年は、生活習慣病などの慢性的な病気が中心となっており、病気の治療が長期化する傾向にある。また、医療技術や医療施設の高度化など医療の質への関心が高まっていることなどに対応した医療提供体制の充実・高度化が求められている。</p> <p>沖縄県の人口あたりの医師数は、全国平均を上回っているものの、圏域や診療科ごとの医師の偏在がある状況であり、安定的な医師確保が課題となっている。</p> <p>島嶼県である沖縄においては、各医療圏毎に医療を取り巻く状況が異なり、特に離島・僻地においては、地域のみで十分な救急医療を提供できない場合があるため、沖縄本島の医療機関と離島診療所等との救急医療の連携体制を整備・拡充することが求められる。</p>	
関係部等	保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
救急医療、離島・へき地医療体制の充実				
1 へき地医療支援機構運営事業 (保健医療部医療政策課)	32,507	概ね順調	求人医療機関と求職医師の窓口を沖縄県へき地医療支援機構内に設置し、県内の公的医療機関勤務を希望する医師の情報収集を行った。また、沖縄県へき地医療支援機構として、離島・へき地診療所に対して代診医の派遣等の支援を行った。	県
2 専門医派遣巡回診療 (保健医療部医療政策課)	22,379	やや遅れ	離島診療所において、眼科、耳鼻科等の専門医による巡回診療53回、受診者延べ678名の診療を実施した。	県
3 ヘリコプター等添乗医師等確保 事業 (保健医療部医療政策課)	38,062	順調	令和 2 年度は、延べ203件の搬送を実施した。(内訳：自衛隊136件、海上保安本部67件)	県 市町村
4 救急医療用ヘリコプター活用事 業 (保健医療部医療政策課)	277,366	順調	ドクターヘリ実施病院に運営費を支援することにより、年間を通じて継続した運航を行なう体制を確保した。 (令和 2 年度実績 搬送件数335件 搬送人数335人)	浦添総合 病院
5 災害時の救急医療体制の充実 (保健医療部医療政策課)	127,514	順調	令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、医療チーム数は現状維持となった。 災害拠点病院の給水設備及びに災害時 D M A T 活動に必要な機器等を整備した。	県 救急病院等
6 小児救急電話相談事業(# 8 0 0 0) (保健医療部医療政策課)	30,368	順調	看護師・医師による子どもの急な病気への電話相談「 # 8 0 0 0 」を実施した。 ・実施日数 365日 ・実施時間 平日 19時～翌8時、土日休日(年末年始含む) 24時間対応 ・令和 2 年度(14,334件)	県

成果指標の達成状況（Do）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	医療施設に従事する医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (H22年)	243.1人	243.1人 H28年	240.7人	240.7人 H30年	240.7人 H30年	257.7人	43.3%	261人
	担当部課名	保健医療部医療政策課								
	状況説明	人口10万人あたりの医療施設従事医師数は基準年である平成22年の227.7人より順調に増えているものの、計画値には届いていない。（「平成30年度（2018）医師・歯科医師・薬剤師調査」が厚生労働省で行われており、直近値は平成30年度となっている。）								
2	救急病院数	26施設 (H23年)	25施設	26施設	26施設	25施設	26施設	26施設	達成	26施設
	担当部課名	保健医療部医療政策課								
	状況説明	救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）第1条の規定に基づき、「救急病院」とする。令和2年度は1病院が救急病院として新規認定されたため、実績増となっており、計画値を達成している。								

施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

主な取組の進捗状況（Plan・Do）	66.7%	➡	施策推進状況	概ね順調
成果指標の達成状況（Do）	50.0%			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析 救急医療、離島・へき地医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療支援機構運営事業については、へき地診療所所在市町村の担当者より離島診療所への支援事業の情報提供など要望がある。 ・専門医派遣巡回診療については、巡回診療のニーズはあるものの、巡回診療を実施する地元診療所（実施場所）とのマッチングができず、巡回診療が実施できないことがある。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により実施の自粛をしたほか、市町村からの中止の要望や航空機の減便等もあり、巡回診療が実施できないこともあった。 ・ヘリコプター等添乗医師等確保事業については、添乗当番病院は曜日ごとに決めており、固定の曜日を毎週担当する病院と、複数の曜日を隔週で担当し、場合によって週に2回の当番となる病院がある。また、添乗医師等を確保するために当番日の人員配置を行うなど、添乗当番病院には大きな負担となっている。 ・救急医療用ヘリコプター活用事業については、本県のドクターヘリは、地理的特性等の沖縄特有の事情（燃料費が割高、洋上飛行が多く付属品のフロート等の装備品が必須、それに伴う減価償却費の負担増等）により全国に比べ割高となっている。また、搬送回数の半数以上で飛行距離が半径100kmを超える洋上飛行となっており、全国と比べ搬送距離及び搬送時間が長くなっている。 ・災害時の救急医療体制の充実については、医療従事者の異動、離職等によりDMATの欠員が生じる可能性がある。また、DMATの編成には医師1名、看護師2名、業務調整員1名が必要であり、一つの職種でも欠員になるとDMATとしての活動に支障を来してしまう。加えて、DMAT活動に必要な設備を災害拠点病院に整備する必要がある。災害時のDMAT調整を担う県内のDMATインストラクターが少ない。 ・小児救急電話相談事業（#8000）については、#8000相談は、平成20年から沖縄県医師会に委託して実施してきたが、相談員となる県内病院の看護師の確保が困難なため、相談時間を延長することができなかったことから、平成30年度から県医師会に加えて県外コールセンターの委託も実施している。また、県外コールセンターの相談員が把握できる県内の医療情報には限界がある。県医師会の相談員の担い手が減ってきている。 <p>外部環境の分析 救急医療、離島・へき地医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療支援機構運営事業については、働き方改革関連法による労働基準法の改正により、医療従事者についても令和6年度から時間外労働上限規制が適用される ・専門医派遣巡回診療については、新型コロナウイルス感染防止対策として、医療従事者及び患者の移動が制限されることもあるため、状況に応じた巡回診療を行う必要がある。 ・救急医療用ヘリコプター活用事業については、平成28年度に鹿児島県奄美地域にドクターヘリが導入されたことにより、沖縄県ドクターヘリによる与論島、沖永良部島、徳之島の搬送件数が減少した。令和2年10月に沖縄北部地域救急救助ヘリが導入されたことにより、沖縄県ドクターヘリによる沖縄県本島及び周辺離島の搬送件数が若干減収した。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設に従事する医師数（人口10万人あたり）については、平成30年度から新しい専門医制度がスタートしたが、大学病院や都市部へ医師が集中しやすい仕組みとなっており、沖縄県では一時的に医師数が減少している。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

救急医療、離島・へき地医療体制の充実

- ・へき地医療支援機構運営事業については、毎年度末に開催する、へき地診療所所在市町村主管課長を年度当初に開催し、県、へき地医療支援機構、へき地診療所所在市町村間でへき地医療に関する課題等を共有し、解決に向けた取り組みを早い段階で行い、連携の強化を図る。
- ・専門医派遣巡回診療については、離島診療所及び市町村の協力を得、定期的に巡回診療を実施するため、必要な専門診療科のニーズや地元住民の一般診療の受診状況を把握し、地域の医療ニーズに応じた適切な巡回診療を実施する。
- ・ヘリコプター等添乗医師等確保事業については、添乗当番病院の協力を得られていない救急病院について、参画できない理由等を検証し、参画に向けた支援策を検討する。また、急患搬送の事後検証の方法を検討する。
- ・救急医療用ヘリコプター活用事業については、ドクターヘリの安定継続的運航を図るため、ドクターヘリの運航に関して、本県特有の地理的特性等の事情により全国に比べ割高となっている運営経費に対し、一括交付金を活用した補助を継続して実施する。
- ・災害時の救急医療体制の充実については、より優先度の高い県内各DMA Tの混成でDMA T養成研修受講し、欠員により編成ができないDMA Tが発生しないよう留意しつつ新規DMA Tの養成を図る。また、災害拠点病院の災害時の水の確保について、引き続き給水設備の整備を支援する。
- ・小児救急電話相談事業(# 8 0 0 0)については、HPやマグネット等の配布を通して県民への 8 0 0 0 のPRを行う。また、相談員(看護師)の人材確保については引き続き取り組む。

[成果指標]

- ・医療施設に従事する医師数(人口10万人あたり)については、新制度のスタートに伴い一時的に医師数が減少しているが、地方でも専門医の資格が取得できるということを周知し、臨床研修医、専攻医及び勤務医を確保できるよう各種事業を推進する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-工	福祉セーフティネットの形成
施策	福祉サービスの向上や福祉施設等の整備の促進	
対応する 主な課題	誰もが人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、適切に漏れなく必要とする福祉サービスを利用し、自立した生活が可能となる仕組みが必要である。	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
生活自立のための基盤整備				
1	100,000	順調	沖縄県社会福祉協議会及び市村社会福祉協議会内の地域福祉権利擁護センターにおいて、相談受付や助言、事業利用に係る契約締結までの日常的な金銭管理を含む福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行った。	県社会福祉協議会
2	1,144	順調	第三者評価事業推進委員会を開催し本事業にかかる意見等を委員より聴取した上、評価基準の改正及び新たに児童館の評価基準を策定した。また、受審を動機づけるため、受審した事業所に対し受審証明書を交付した。	県
3	33,159	順調	介護サービス事業の効率的運営が困難な離島市町村に対し事業運営に要する経費等の一部を補助した。運営費補助：6町村の離島10箇所、渡航費補助：13市町村の離島18箇所。	県 市町村
4	0	大幅遅れ	地域共生ホームに特化した事業はないが、「生活支援コーディネーター養成研修等事業」において市町村における地域づくりの支援を行った。	県 市町村
5	305,299	順調	県事業においては30町村を対象にしており、生活困窮者がいつでも、生活全般にわたる相談ができるよう県内5か所(名護市、沖縄市、那覇市、南風原町、久米島町)に相談窓口を設置し相談支援を行った。新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活に困窮する方からの相談を幅広く受け付け支援した。	県 市

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)			
1	日常生活自立支援事業利用者数	477人 (H23年)	624人	662人	655人	659人	675人	641人	達成	659人
担当部課名		子ども生活福祉部福祉政策課								
状況説明	利用者数は計画を上回る675人となり順調に推移しており、判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送るために必要な支援に繋がっている。									

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	80.0%
成果指標の達成状況 (Do)	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

生活自立のための基盤整備

- ・日常生活自立支援事業については、専門員が行う、契約締結に係る業務 (契約締結能力の確認、家族等との関係調整、支援計画の策定等) には時間を要する。また、利用者に対して実際の支援を行う生活支援員の確保が必要である。利用者の中には、成年後見制度への移行が必要な方がいる。
- ・福祉サービス第三者評価事業については、介護施設等、利用待機者がいる施設には受審するメリットが感じにくいものとなっている。受審にあたり受審料が必要である。
- ・島しょ型福祉サービス総合支援事業については、本事業は市町村及び沖縄県介護保険広域連合が事業所に対して補助を行っている場合その一部を補助するものであることから、市町村及び沖縄県介護保険広域連合においては事業所を補助する必要性の精査や財源の確保が必要となる。また、マンパワーや財政基盤に課題のある市町村においては本事業の活用が不十分になる可能性がある。
- ・地域共生ホーム (仮称) の整備については、地域共生ホームは現在制度として確立したのではなく、「地域共生ホーム」に特化した補助金の創設については再検討を要する。また、地域づくりについては、個別市町村への伴走的支援等を生活支援コーディネーター養成研修等事業を軸に検討する必要がある。
- ・生活困窮者自立支援事業については、平成28年3月、「沖縄県子どもの貧困対策計画」が策定され、そのなかで、貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組むこととされている。また、相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。

外部環境の分析

生活自立のための基盤整備

- ・日常生活自立支援事業については、高齢化の進行により、令和7年には県民の4人に1人が高齢者になると見込まれ、高齢者の増加や、医療機関や施設から地域生活に移行する知的精神障害者の増加により、本事業のニーズは高まっている。加えて、平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された。
- ・福祉サービス第三者評価事業については、那覇市が公私連携型認定こども園に対し外部評価の受審を義務づけた。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、積極的な評価活動が難しくなった。
- ・島しょ型福祉サービス総合支援事業については、令和2年10月1日時点での離島町村における高齢化率は28.4%となっており、沖縄県全体の22.2%を大きく上回っている。また、離島地域における介護サービスのニーズもまた今後も増加することが考えられる。
- ・地域共生ホーム (仮称) の整備については、高齢者だけの世帯が増加しており、地域において支え合う体制づくりが更に重要になることが見込まれる。
- ・生活困窮者自立支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により、家計や仕事、住まい等について困りごとや不安を抱える方が増加している。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

生活自立のための基盤整備

- ・日常生活自立支援事業については、専門員及び生活支援員の確保定着に向け、研修会の充実などを図る。また、日常生活自立支援事業利用者のうち、事理弁識する能力が不十分な者等については、市町村の協力を得ながら成年後見制度への移行を進める。
- ・福祉サービス第三者評価事業については、受審の重要性を理解してもらえよう広報活動を行うとともに、評価にあたっては感染症対策を十分にとった上で実施する。
- ・島しょ型福祉サービス総合支援事業については、市町村や沖縄県介護保険広域連合に対して適宜意見交換やヒアリングを行い、本事業の活用を促進すると同時に、適正な予算確保執行に反映する。
- ・地域共生ホーム (仮称) の整備については、「生活支援コーディネーター養成研修等事業」などにおいて、引き続き市町村の地域の特性に応じた住民主体の地域づくりを支援をしていくとともに、地域共生ホームの整備実施予定のある市町村に対しては個別に課題の整理等を行い支援をしていく必要がある。
- ・生活困窮者自立支援事業については、住民に身近な町村役場における相談窓口の設置や町村における円滑な相談対応のための支援を行う。また、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や潜在的な支援対象者の早期発見及び早期支援のため、アウトリーチ等による支援の強化や制度周知を図る。加えて、事業の実施主体である市に対し事業実施の促進を図るための研修会の開催や、支援員及び生活困窮者支援に関わるその他支援者の資質の向上を図るための研修会を開催する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-工	福祉セーフティネットの形成
施策	日常生活を支える地域福祉のネットワークづくり	
対応する 主な課題	地域における要援護者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など多様であるが、既存の制度・サービスのみでは支援できない方もいるため、地域において互いに支え合う地域福祉社会の実現に向けて、地域福祉のネットワークづくりが課題である。	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
ともに支え合う地域社会の形成				
1 地域共生社会の推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	12,208	順調	モデル市町村 (4 市町村) による包括的な支援体制構築に向けた検討会を実施した。市町村、市町村社協、地域包括支援センター等の専門職員を対象とした包括的支援体制推進セミナーを開催した。 市町村地域福祉計画の策定(改定)について、個別支援及び小規模自治体を対象とした座談会 (オンライン) を実施した。	県
2 コミュニティソーシャルワークの推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	12,987	やや遅れ	市町村社会福祉協議会職員等に対し、多機関連携による包括的相談支援体制推進セミナー (コミュニティソーシャルワーク実践セミナー) を実施した。	県社会福祉協議会
3 災害時要配慮者に対する支援 (子ども生活福祉部福祉政策課)	9,703	順調	アドバイザーによる名簿作成等にかかる相談支援を 4 市町村に対して実施。 沖縄県社会福祉協議会を DWAT 事務局として位置づけ、チーム員研修を実施。	県
4 民生委員・児童委員活動の推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	81,720	やや遅れ	市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、地域住民の生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行う。	県市町村
5 地域ボランティアの養成 (子ども生活福祉部福祉政策課)	11,118	概ね順調	研修会等を 2 回、メールマガジンや HP によるボランティア関係のイベントやボランティア募集を毎月 2 回行う等、ボランティアの充実強化に取り組んだ。	県社会福祉協議会

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	コミュニティソーシャルワーカー配置市町村数・配置人数	10市 10人 (H24年度)	19市町村 74人	29市町村 88人	28市町村 92人	26市町村 86人	27市町村 95人	38市町村 135人	未達成	41市町村 150人
	担当部課名	子ども生活福祉部福祉政策課								
	状況説明	コミュニティソーシャルワーカー (CSW)の配置自治体数は27自治体、人数は95人と、地域ネットワークづくりが推進されてきているが、CSWは法制度に基づく役職ではないため、更なる増員には、研修会の開催のみならず、地域づくりに対する市町村の理解促進等が必要である。								
2	避難行動要支援者名簿作成等の推進	15市町村 (36.5%) (H24年度)	36市町村	36市町村	41市町村	41市町村	39市町村	38市町村	達成	41市町村 (100%)
	担当部課名	子ども生活福祉部福祉政策課								
	状況説明	アドバイザー (委託) による全体計画策定促進や名簿作成にかかる相談支援を行った結果、計画値を上回る39市町村において名簿を作成することができた。 (2町村は名簿自体は作成済みだが、地域防災計画に位置付けられていないため未作成扱いとなる。)								
3	民生委員・児童委員の充足率	88.2% (H22年)	83.6%	86.3%	86.2%	80.3%	82.3%	96.8%	未達成	97.8%
	担当部課名	子ども生活福祉部福祉政策課								
	状況説明	民生委員制度は全国的な制度であり、令和元年度は3年に1度の民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われた。充足率は一斉改選に伴い一時的に低下したが、その後は徐々に改善傾向にあるため、引き続き民生委員・児童委員の活動等について周知を図り、目標値の達成を目指す。								
4	県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数	17,377名 (H23年度)	26,434名	26,424名	24,446名	28,575名	25,273名	27,838名	75.5%	29,000名
	担当部課名	子ども生活福祉部福祉政策課								
	状況説明	R1年度は、登録団体数632団体、会員総数28,575人に対して、R2年度は673団体25,273人と登録団体数は増えたものの、会員総数は減少している。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	40.0%
成果指標の達成状況 (Do)	25.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

ともに支え合う地域社会の形成

- ・地域共生社会の推進については、本県における地域福祉計画の策定率は、全国の策定率と比べて低く、町村において策定が進んでいない。また、小規模自治体ではマンパワー不足やノウハウがないことが課題となっている。
- ・コミュニティソーシャルワークの推進については、コミュニティソーシャルワーカーの配置は市町村間で偏りがある。また、コミュニティソーシャルワーカーとして配置されていなくても同様の活動を行っている者はいるため、そのような方々を含めた相談技術や資質の向上が課題である。
- ・災害時要配慮者に対する支援については、DWATチーム員の円滑な活動を行うため、チームの中心となる人材や先遣隊の育成が必要である。また、災害時において、チーム員を確保するため、チーム員の更なる増員とチーム員所属施設における災害対策の充実を図る必要がある。
- ・民生委員・児童委員活動の推進については、充足率の低い状態が慢性的に続くことによる仕事量の増加や、民生委員活動に対するマイナスイメージ(忙しい、大変)等が、担い手不足の一因になっている。
- ・地域ボランティアの養成については、市町村社会福祉協議会のボランティア担当者の資質向上のためのセミナーや市町村社会福祉協議会ボランティアセンター機能強化のための支援を行ったことにより、ボランティア登録団体数は増加している。

外部環境の分析

ともに支え合う地域社会の形成

- ・地域共生社会の推進については、国は、包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設した。(同事業は実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業)
- ・コミュニティソーシャルワークの推進については、既存の福祉サービスでは対応できない新たな福祉生活支援ニーズが高まっており、地域住民、関係機関等を繋ぐコミュニティソーシャルワーカーの役割は増加しつつある。
- ・災害時要配慮者に対する支援については、高齢化の進行により、令和7年には県民の4人に1人が高齢者になると見込まれている。また近年、地震や台風による大規模な災害による避難生活の長期化が課題となっており避難生活による二次災害(持病悪化、要介護度重度化、自殺)を防止する必要がある。加えて、大規模災害時に避難所において高齢者や障がい者を支援するため、各都道府県で災害派遣福祉チームが発足している。
- ・民生委員・児童委員活動の推進については、経済的困窮や虐待、子どもの貧困等、多様で複雑な課題が顕在化深刻化する中で、地域共生社会の実現に向けた担い手の一員である民生委員・児童委員に求められる役割や期待が高まっており、負担感が増している。
- ・地域ボランティアの養成については、地域福祉の課題が顕在化する中、ボランティアに対する関心も高まり、地域においてボランティアの重要性が増している。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・コミュニティソーシャルワーカー配置市町村数・配置人数については、CSWは法制度に基づく役職ではないため、更なる増員には、研修会の開催のみならず、地域づくりに対する市町村の理解促進等が必要である。
- ・民生委員・児童委員の充足率については、虐待、子どもの貧困等、多様で複雑な課題が顕在化・深刻化する中で、民生委員・児童委員に対する役割や期待の高まりにより負担感が増していることが、担い手不足の1つの要因になっていると考えられる。
- ・県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数については、令和2年度は、大口のボランティア1団体が組織として更新登録しなかったことにより会員総数が減少したものの、登録団体数は令和2年度の673団体と令和元年度の632団体から41団体増加している。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

ともに支え合う地域社会の形成

- ・地域共生社会の推進については、市町村及び市町村社会福祉協議会職員を対象とした地域福祉担当者会議において、地域共生社会の実現に向けた国の考え方や地域福祉計画の策定(改定)に向けたポイントを説明する。また、市町村における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業を市町村が実施できるよう支援を行う。
- ・コミュニティソーシャルワークの推進については、コミュニティソーシャルワークの担い手を育成し、資質向上を図るため、引き続きセミナー等を実施する。
- ・災害時要配慮者に対する支援については、災害派遣福祉チームの先進県の研修内容等を参考にし、研修内容の充実を図る。また、福祉施設における災害時業務継続計画(BCP)に関する研修会等を開催する。
- ・民生委員・児童委員活動の推進については、民生委員・児童委員の円滑な活動に資するため研修等の充実を図る。また、民生委員の担い手確保のために、県広報誌やチラシ等を活用したPR活動を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。
- ・地域ボランティアの養成については、コーディネーターに対する支援を行うとともに、新たな人材確保のために検定等を実施する。また、「沖繩県ボランティア市民活動支援センター」のホームページにおいて、県内にてボランティア活動を行う人団体を登録するとともに、ボランティア活動に関するイベントやボランティア募集情報等の提供を行うなど、拠点機能を活かした支援を行う。加えて、県内福祉教育関係者に対する研修会等の実施を通じ、福祉教育の推進を図る。

[成果指標]

- ・コミュニティソーシャルワーカー配置市町村数・配置人数については、CSWは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行っている。また、CSWの更なる増員を図るため、市町村に対して、CSWの活動への意義や必要性等を理解してもらえよう、積極的な周知広報等を行う。
- ・民生委員・児童委員の充足率については、民生委員の役割や活動内容について周知を図るため、広報活動に努めるほか、民生委員の円滑な活動に資するために研修等の充実を図る。また、民生委員の組織的活動を支える活動基盤である民生委員・児童委員協議会を支援することで、民生委員が活動しやすい環境を整備する。
- ・県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数については、市町村社協と連携し、現在登録しているボランティア団体への継続登録の呼びかけや登録していないボランティア団体の把握及び当該団体への新規登録の呼びかけを行う。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-工	福祉セーフティネットの形成
施策	住宅セーフティネットの構築	
対応する 主な課題	本県は持家率の低さや、住宅の居住水準の低さに加え、低額所得者世帯の割合が全国で最も高いこともあり、公営住宅の需要は高い。また、低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する必要がある。	
関係部等	土木建築部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
公営住宅の整備と住環境の向上				
1 公営住宅整備事業 (土木建築部住宅課)	3,583,539	概ね順調	県営住宅については、令和 3 年 3 月に県営南風原団地 (第 3 期 90 戸) 及び令和 3 年 1 月に県営平良南団地 (第 1 期 67 戸) の建替事業の整備に着手した。 市町村営住宅については、那覇市宇栄原市営住宅 (第 5 期 104 戸) の整備事業ほか 6 市町村 6 団地 (256 戸) の整備に着手した。	県 市町村
2 沖縄県居住支援協議会における 住宅確保要配慮者への居住支援 (土木建築部住宅課)	8,850	順調	那覇市における住宅確保要配慮者専用住宅改修事業および、県との共催によるセーフティネット制度に係る説明会 (7 月、1 月) に参加し、また 1 1 月に、5 市における協議会設立に向けた勉強会を行った。周知活動回数としては、3 回となった。	県 市町村 民間関係団 体他

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2 年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 公営住宅管理戸数	29,834 戸 (H23 年度)	29,431 戸	29,778 戸	30,038 戸	30,132 戸	30,132 戸 R元年度	29,627 戸	達成	29,676 戸
担当部課名	土木建築部住宅課								
状況説明	県営住宅については、県営新川団地 (第 2 期 80 戸)、市営住宅については、大名市営住宅 (第 3 期 E 棟 79 戸) 等で公営住宅が完成し、管理が開始された。 除却も含めた公営住宅の管理戸数は毎年度 5 月に調査を実施する。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%
成果指標の達成状況 (Do)	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

公営住宅の整備と住環境の向上

・公営住宅整備事業については、県では、復帰直後に建設された多くの公営住宅が建替え時期を迎えており、居住者の安全確保のため、これらの団地建替事業を優先的に実施していることから、新規団地の建設が遅れている。また今後、建替が必要となる団地は、更に増加する見込みである。

・沖縄県居住支援協議会における住宅確保要配慮者への居住支援については、平成30年度から市町村単位での協議会設立を促しているものの、住宅部局と福祉部局との連携体制が構築されていないなど、課題がある。

外部環境の分析

公営住宅の整備と住環境の向上

・公営住宅整備事業については、低額所得者世帯の割合が、全国(19.2%)、沖縄県(36.2%)となっており、また最低居住面積水準未満世帯の割合も全国(7.09%)、沖縄県(10.8%)と、全国と比較して居住水準が低い。

・沖縄県居住支援協議会における住宅確保要配慮者への居住支援については、新たなセーフティネット制度が設立され3年が経過したが、沖縄県内における空き家が少なく、住宅確保要配慮者と空き家をつなげるための住宅登録が他都道府県と比べて進んでいない。また、住宅確保要配慮者においては、トラブル回避等の理由から、入居を制限する民間賃貸住宅が存在する。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

公営住宅の整備と住環境の向上

・公営住宅整備事業については、市町村営住宅については、建替え時の増戸や新規の公営住宅の整備を促す。また、県営住宅においては、建替えが必要なストックを数多く有し、引き続き新規建設が難しい状況であることから、建替え時の増戸を継続的に行う。加えて、老朽化した公営住宅の計画的な改修や修繕等を行うことにより、建物の延命化を図る。さらには、公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、建替事業を推進する。

・沖縄県居住支援協議会における住宅確保要配慮者への居住支援については、勉強会および意見照会の回数を増やし、県協議会の在り方および市町村単位での協議会設立の意義について理解を深める。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進
施策	食品等の安全・安心の確保	
対応する 主な課題	<p>広域的な食中毒の発生など、食の安全を脅かす事案が発生しており、食品の安全・安心を確保するために、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。</p> <p>安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び湯水時等の衛生対策を図る必要がある。</p>	
関係部等	保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
食品衛生対策					
1	食品衛生対策 (保健医療部衛生業務課)	28,169	やや遅れ	「令和 2 年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づく食品取扱施設への監視指導件数は、計画値 8,683 件に対し実績値 5,845 件、食品の検査件数は、計画値 1,093 件に対し実績値 1,021 件となった。新たな試みとしてウェブ講習会 (HACCP 関連) を 2 回実施した。	県
飲料水衛生対策					
2	飲料水衛生対策 (飲料水衛生対策費) (保健医療部衛生業務課)	1,962	順調	簡易専用水道の新設事業者に対し、設置後の検査受検について指導を行った結果、県内の簡易専用水道の検査受検率は、R 元年度実績で 80.9% であった。	県 市町村

成果指標の達成状況 (Do)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値	R2 年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R 元	R2 (A)		
1	食中毒発生件数	35 件 (H22 年)	32 件	31 件	29 件	26 件	13 件	25 件	達成
	担当部課名	保健医療部衛生業務課							
	状況説明	令和 2 年の食中毒発生件数は 13 件であり、前年の 26 件に比べて半減し計画値を達成した。特にカンピロバクター食中毒は、前年の 10 件から 4 件に減少しており、その要因の一つとしてカンピロバクターに特化した食中毒予防啓発の取り組み強化が挙げられる。							

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	50.0%
成果指標の達成状況 (D o)	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

食品衛生対策

・食品衛生対策については、食品取扱事業者に対し、食品安全性を向上させる衛生管理の手法の一つである H A C C P 導入促進のため、講習会、啓発チラシの配布を行った。令和 2 年の食中毒発生件数は 13 件であった。

飲料水衛生対策

・飲料水衛生対策(飲料水衛生対策費)については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号)等により、簡易専用水道及び専用水道に関する権限が一部市町村に移譲されており、権限移譲された市町村の担当機関が検査について把握できていない可能性がある。

外部環境の分析

食品衛生対策

・食品衛生法の一部改正により令和 3 年 6 月 1 日から原則として全ての食品等事業者に H A C C P に沿った衛生管理の実施が義務づけられた。新型コロナウイルスの流行状況によっては、保健所による食品営業施設の監視指導業務が一時停止する可能性がある。

施策の推進戦略案 (A c t i o n)

[主な取組]

食品衛生対策

・食品衛生対策については、「令和 3 年度沖縄県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品取扱施設に対する監視指導を計画的かつ効率的に実施できるよう取り組む。また、県内の食品等事業者に H A C C P を促進するため、導入がまだ進んでいない小規模事業者に対し啓発強化に取り組む。

飲料水衛生対策

・飲料水衛生対策(飲料水衛生対策費)については、市町村水道担当課長会議等において、引き続き衛生対策の体制整備等の取組を促す。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促す。また、権限移譲された全市町村の担当部局へも、衛生対策の体制整備等への取組を促すなど検査受検率向上を図る。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進
施策	感染症対策の推進	
対応する 主な課題	感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、県民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。	
関係部等	保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 結核対策 (保健医療部感染症対策課)	43,411	順調	全結核患者及び潜在性結核感染症の者をDOTS対象とし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況下においても、各保健所にて患者に合わせたDOTS方法を選択し、関係機関と連携しながら支援を行った。 令和元年においては、対象者357名に対し330名へDOTSを実施した (実施率92.4%)。	県
2 感染症予防対策 (保健医療部感染症対策課)	302,211	大幅遅れ	新型インフルエンザの発生に備え、予防策の啓発等を行った。 新型コロナウイルス感染症拡大によりHIV検査業務が困難となったが、患者の発生がみられなかった6月は検査を再開した。	県
3 予防接種の推進 (保健医療部感染症対策課)	7,514	順調	予防接種法に基づき実施する予防接種の接種率向上を図るため、市町村予防接種率向上を図るため、市町村予防接種従事者研修会を1回実施した。また、予防接種法に基づき、予防接種により健康被害を受けた者に対して、救済措置給付金を7人に支給した。	県 市町村

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値 R2 (C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)			
1 結核患者罹患率 (人口10万対)	18.7 (22年)	14.0	15.7	13.2	12.1	12.7	10.9	76.9%	10.0
担当部課名	保健医療部ワクチン接種等戦略課								
状況説明	結核患者罹患率は12.1 (R元年) となっており、減少傾向にはあるものの、計画を達成していない。また、発見の遅れによる集団感染事例が発生している。 (H28年 3 件、H29年 2 件、H30年 1 件)。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値 R2 (C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
H28	H29	H30	R元	R2 (A)					
2 麻しん予防接種率	92.2% (H22年)	95.2%	93.6%	95.8%	94.4%	94.4% R元年	94.7%	88.0%	95.0%
担当部課名	保健医療部感染症対策課								
状況説明	麻しん及び風しんの流行を予防するためにMRワクチン第一期の接種率が95%以上必要とされている。令和元年度は94.4%と目標値より低く、全国順位としても38位という結果となった。今後も95%を超えるため地道に予防接種に関する情報の周知を行うことが必要となる。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	66.7%
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・結核対策については、外国人患者に対し、入院措置や結核に関する説明を行う際、言語についての課題がある。また、既存の資料や医療通訳制度を活用する必要がある。
- ・感染症予防対策については、令和2年度当初から新型コロナウイルス感染症対策が優先され、新型インフルエンザ等については、対策、体制の担い手となる医療機関と日常的に接していない行政において、現場状況を詳細に把握することが難しい。また、エイズ対策については、H I V感染の広がっている個別施策層に対して、感染予防のための啓発活動を行う際、行政からの直接的な啓発アプローチでは困難である。
- ・予防接種の推進については、市町村の職員において定期接種が済んでいない方に向けて個別で案内を送付しているが、新型コロナウイルスワクチンの対応等もあり、直接指導する機会が減少している。

外部環境の分析

- ・結核対策については、結核患者は高齢者の割合が高く、令和元年は80歳以上が13.3%を占めている。外国生まれ患者数、割合について、平成29年16人(7.1%)平成30年19人(9.9%)、令和元年12人(6.8%)と増加傾向である。日本語学校の生徒や外国人技能実習生の報告が多い。受診の遅れや診断の遅れによる集団感染事例について、平成29年2件、平成30年1件の発生があった。
- ・感染症予防対策については、新型コロナウイルス感染症(二類感染症)の世界的な流行により、これまで構築した体制による許容量を大幅に上回り、今後、有効に機能させるため検討することが難しい。また、エイズ対策については、保健所の検査担当者は新型コロナの疫学調査に優先的に従事するため、流行状況により検査体制を維持することが困難である。
- ・予防接種の推進については、新型コロナウイルスの流行状況により、予防接種を控える事例が出てくることが考えられる。また、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まるにつれて、通常のワクチンへの関心が薄れることが危惧される。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・結核患者罹患率(人口10万対)については、受診の遅れや診断の遅れにより感染が拡大した事例がある。また、高齢者の割合が高い。
- ・麻しん予防接種率については、平成30年は県内で麻しん及び風しんが流行したため全国的に接種率が高くなり、沖縄県でも95%を超えることができたが、その後流行が終息したことで県や関係機関の活動も流行時期と比較すると弱くなり、県民の麻しんに対する意識が低下した。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・結核対策については、医療者および高齢者施設関係者等へ結核の蔓延防止対策等の研修会を実施し、患者の早期発見早期治療につなげる。また、医療機関との会議で課題を検討し、地域支援者と連携して服薬支援を行い、患者の治療完遂につなげる。加えて、県民に対しての普及啓発活動(街頭キャンペーンやパネル展、広報誌等)を積極的に行う。さらには、外国人患者への医療通訳について、通訳アプリやインバウンド緊急医療対応多言語コールセンター事業を活用し、患者支援を行う。
- ・感染症予防対策については、新型インフルエンザ等の感染症対策のため現場である医療機関等の実情に応じた運営費補助を行うことで、より費用対効果の大きな体制強化を図る。また、エイズ対策については、新型コロナ流行下においても保健所で検査できる体制、保健所以外での検査機会拡充に向け検査の委託や費用補助等を検討する。加えて、医療機関に対し、鑑別診断の一つとしてH I V検査も検討するよう周知し、新規H I V感染者の早期発見につなげる。
- ・予防接種の推進については、毎年3月と5月に実施する「子ども予防接種週間」及び「はしか風しん“0”キャンペーン」の貴重な取組みと、県と市町村が連携した広報活動を行うことで、県内全体の接種率向上を図り、合わせて市町村における個別通知の徹底に務める。また、市町村で行われている乳幼児健診等の機会および成人の第5期定期接種に係る接種の案内の際に合わせて小児予防接種の案内を行うよう依頼と支援を行う。

[成果指標]

- ・結核患者罹患率(人口10万対)については、関係機関及び県民へ結核に対する広報活動を行い、早期発見、早期治療について周知を図る。
- ・麻しん予防接種率については、関係機関及び県民へ麻しん及び風しんに対する広報活動を行い、抗体検査、MRワクチン接種について周知を図る。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進
施策	難病対策の推進	
対応する 主な課題	難病患者への支援については、地域における支援体制の整備や就労に関する相談体制の整備が求められている。	
関係部等	保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 難病特別対策推進事業 (保健医療部地域保健課)	26, 129	順調	療養中の患者家族等に対し、保健所を中心に医療相談支援、訪問相談支援を実施。人工呼吸器装着者への予備電源機器の貸与等、災害対策の推進を図った。難病相談支援センターにて就労相談、難病診療連携コーディネーターによる医療相談及びびるすばいト (介護負担軽減目的) 相談を行った。	県
2 小児慢性特定疾病医療費助成事業 (保健医療部地域保健課)	575, 304	順調	小児慢性特定疾病医療受給者に対し、公費負担による医療費助成を行ったほか、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を実施する市町村に対して、補助金を交付した。	県
3 難病医療費等対策事業 (保健医療部地域保健課)	2, 506, 754	順調	333疾患ある指定難病に罹患している患者に対し医療費の負担軽減を図るため、その医療費の一部または全部を助成した。令和 2 年度の医療費助成額は 2, 469, 614 千円となった。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)	R2 (C)		
1 難病患者における就労相談件数	67件 (H24年)	165件	326件	336件	324件	141件	245件	41.6%	265件
担当部課名	保健医療部地域保健課								
状況説明	保健所、難病診療連携コーディネーター、難病相談支援センター就労支援員等の関係機関で相談対応を行ったが、新型コロナウイルスの影響により計画値を達成出来なかった。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・ 難病特別対策推進事業については、保健所、難病支援センター、難病診療連携コーディネーターが連携して難病患者の相談を受けている。また、難病診療連携拠点病院の追加指定にともない、難病診療連携コーディネーターが大学病院にも配置され、難病の早期診断等に向けた体制整備が図られつつあるが、内容の複雑化や困難事例の増加に対応するため、各関係機関における相談員やコーディネーターの専門的な知識の習得が求められている。
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度については、医療費の支給認定にかかる事務の効率化を図ることで、受給者証の更新時期等における保健所職員の時間外勤務を減らす必要がある。

外部環境の分析

- ・ 難病特別対策推進事業については、平成27年1月1日より難病法が施行された。また、平成28年10月に厚労省より「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」が示され、遺伝子検査を含む早期の正しい診断の確保や学業就労と治療の両立等の医療体制構築が求められている。
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度については、新たな対象疾病の追加や国の要綱改正等制度の見直しによって、これまでの医療費支給認定事務に変更が生じる可能性がある。
- ・ 難病医療費等対策事業については、平成27年1月の難病の患者に対する医療等に関する法律施行により、対象疾患の拡大、自己負担額の見直し、指定難病の診断を行う「難病指定医」や治療を行う「指定医療機関」制度の導入など、大幅に変更された。令和元年7月からは2疾患増え333疾患が医療費助成の対象となった。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・ 難病特別対策推進事業については、集合形式またはリモートにて難病医療協議会を開催し、難病の早期診断や身近な医療機関での治療継続に向けた新たな医療提供体制の整備及び各機関の連携強化について協議を行う。また、未実施の領域（内分泌系等）の支援者研修を開催し、医療知識や相談対応の技能習得を図る。加えて、各保健所における難病患者の就労相談状況をまとめ、難病相談支援センターの就労支援員の活用方法等について検討する。
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度については、システム開発を行っている（株）OCCと協議し、新たなシステム改修を委託する。システムに各種機能を追加し、操作性を向上することで医療費支給認定にかかる事務処理の効率化を見込む。また、国の要綱改正等に伴う制度の見直しについて、速やかに各保健所及び各指定医療機関に周知を行う。
- ・ 難病医療費等対策事業については、HPの制度説明に係る記載内容の精査追加を行い、対象患者、関係医療機関や指定医に当該制度に係る理解を深める。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進
施策	自殺対策の強化	
対応する 主な課題	沖縄県の自殺者は、平成10年以降300人を超える状況が続き、平成24年に300人を下回った。平成28年は254人と、いまだ多くの自殺者がいることから、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携のもと、地域における自殺対策を強化する必要がある。	
関係部等	保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	自殺対策強化事業 (保健医療部地域保健課)	32,693	順調	37市町村において、自殺対策に関する事業を実施しており、うち12市町村において自殺対策強化補助金を活用して事業を実施している。	県 市町村
2	自殺予防事業 (保健医療部地域保健課)	431	大幅遅れ	内科医、精神科医、及びその他医療従事者に対し、「産業医と発達障害」、「発達障害の理解～本来の特性と環境による二次的な問題～」をテーマに、自殺との関連等について研修を1回開催し、75人が受講した。* Web開催により人数制限を要した。	県

成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	自殺死亡率 (人口10万人当たり)	25.5 (H22年)	18.9	17.0	15.4	16.5	16.5 R元年	17.9	達成	17.0
	担当部課名	保健医療部地域保健課								
	状況説明	国・県・市町村等における自殺対策等の推進により、自殺死亡率は令和元年には16.5と減少傾向にあり、計画値を達成している。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%
成果指標の達成状況 (Do)	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・自殺対策強化事業については、市町村自殺対策計画策定及び地域の実情に応じた自殺対策の更なる推進のため、沖縄県自殺対策推進センター及び各保健所の連携の下、当該市町村への職員の派遣、関係機関とのネットワークの構築が求められる。
- ・自殺予防事業については、令和 2 年度も継続して、かかりつけ医等が参加しやすい環境、研修内容の企画等のため、各地区医師会、県医師会、研究機関、行政で構成する研修企画委員会を設置した。

外部環境の分析

- ・自殺対策強化事業については、平成31年の自殺死亡率は16.5で、全国平均15.7を上回っている。過去5年間の自殺者のうち、自殺未遂歴がある者の割合は全国に比べ約1.4倍高い傾向にある。また、平成26年度の意識調査では、自殺は恥ずかしいことと偏見を持っている者が約30%、悩みを抱えている者は約63%、そのうち相談等ためらいを感じる者が約35%だった。平成28年に自殺対策基本法が改正され、都道府県市町村には自殺対策計画策定が義務づけられた。
- ・自殺予防事業については、平成31年(令和元年)の沖縄県の自殺者数は236人。令和 2 年はコロナ禍において全国的に自殺者が増加している。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・自殺対策強化事業については、地域の実情に応じた自殺対策の推進のため、事業に関する相談助言、市町村計画策定及び策定後の進捗管理等の支援を行う。また、相談しやすい環境づくりとして、自殺対策に関する普及啓発、ゲートキーパー養成に積極的に取り組む。加えて、自殺未遂者の支援を充実させ、適切な治療、地域支援につなげるため、未遂者の初期対応に関する研修を実施し、さらに未遂者支援の円滑化のため、連携体制構築に向けた会議等を行う。
- ・自殺予防事業については、かかりつけ医等のニーズに応じた研修とするため、引き続き各地区医師会、県医師会、研究機関、行政で検討の場を設け、また受講者アンケートの結果等をもとに、現場のニーズに即した効果的な人材養成の企画に努める。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進
施策	薬物乱用防止対策の推進	
対応する 主な課題	本県の薬物事犯者数は、増加傾向にあり、過去 5 年間の平均で毎年約160名が検挙されている。覚せい剤事犯については、再犯率が高く、再乱用防止対策が求められている。	
関係部等	保健医療部、教育庁	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	麻薬等対策事業 (保健医療部衛生業務課)	8,107	大幅遅れ	学校地域における薬物乱用防止講習会 (16 回)、薬物乱用防止指導員等の研修会 (1 回)、薬物乱用者を対象とした薬物再乱用防止教室 (30 回) を開催し、中・高校生や大学等の若年層及び地域住民への普及啓発を図った。	県 関係機関
2	薬物乱用防止教育 (教育庁保健体育課)	126	順調	担当教諭の資質向上に向けた研修会をWEB開催した。児童生徒の心の健康についてやコロナ渦で支援方法また、薬物事犯の最新の情報を提供するとともに薬物乱用防止教育の実施を推進した。各公立学校 (小中高) で薬物乱用防止教室を開催しており、生徒への飲酒・喫煙を含む薬物乱用防止の啓発を行った。	県 市町村

成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値 R2 (C)	R2 年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R 元	R2 (A)			
1	担当部課名									
	状況説明									

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%	➡	施策推進状況	
成果指標の達成状況 (Do)				

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「 」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ・麻薬等対策事業については、若者の大麻事犯が年々増加している中、薬物乱用防止の広報啓発の一翼を担う薬物乱用防止指導員の知識が十分とは言えない。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、薬物乱用防止講習会の開催が減少している。 ・薬物乱用防止教育については、飲酒喫煙を含む薬物乱用防止教育の取り組みについては、毎年の繰り返し抑止力になっていることを各学校へ理解してもらい、行事事態がマンネリ化しないように、継続させていく必要がある。</p> <p>外部環境の分析 ・麻薬等対策事業については、本県における大麻事犯の検挙者数は年々増加傾向にあり、それに伴い、未成年者の検挙者数も増加している。 ・薬物乱用防止教育については、様々な要因から、本県の高校生の大麻事件の摘発数は増加傾向にある。好奇心や雰囲気流されて手を出すケースも多く、SNSを通じて売買されている。学校へもその状況を周知する事が必要であり、関係機関との連携を密にし、適宜学校現場への情報提供を行う必要がある。</p>

施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組] ・麻薬等対策事業については、薬物乱用防止指導員の資質の向上を図るため、麻薬取締官などによる専門的な研修を行う。また、未成年者の大麻事犯の検挙者数が年々増加していることから、学校関係者等に対し、薬物乱用防止講習会を開催する。 ・薬物乱用防止教育については、薬物乱用防止教室を学校保健計画へ確実に位置づけさせる。また、引き続き児童生徒が危険回避能力を向上させ適切な行動がとれるよう、各校での薬物乱用教室について (講師内容等) 共有し、マンネリ化しない指導の工夫を図る。加えて、薬物乱用防止教室の確実な実施を目指し、飲酒、喫煙を盛り込んだ内容で児童生徒が身近な問題として捉えることができるよう、引き続き教室開催の方法や講師の紹介などの情報の提供を行う。</p>
--

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進
施策	危険生物対策の推進	
対応する主な課題	例年ハブ咬症者が100人程度発生していることから被害の未然防止が課題になっている。また、近年急速に分布を拡大している危険外来種の駆除対策が大きな課題である。 亜熱帯に位置する本県の海には、ハブクラゲやオコゼなどの猛毒を持つ生物が多種生息し、これらによる刺咬症事故が発生している。	
関係部等	保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
ハブ咬症対策				
1 抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業 (保健医療部衛生薬務課)	8,036	順調	現行抗毒素の製剤基準で規定される毒成分以外のハブ毒致死成分から分離した3つの成分に対する抗体を用いた動物試験の条件を決定し、評価試験を実施した。また、ヒメハブ毒の迅速検出に用いるキットの試作を行った。サシキマハブ毒の迅速検出に用いる抗体の候補について評価に必要な量を確保した。	県
2 危険外来種咬症根絶モデル事業 (保健医療部衛生薬務課)	10,841	順調	危険外来ハブ類の効果的な駆除法検証を行うため、基礎生態調査とモデル地区1地区(名護市喜瀬～恩納村名嘉真地区)、同地区内にさらに重点地区を設置し、駆除実験を行っている。複数の防除手法を併用した複合的な防除システムの構築のため、新たな防除手法の実用化実験を行った。	県
3 抗毒素配備事業 (保健医療部衛生薬務課)	4,336	順調	関係機関等と協力し、ハブの危険性やハブ咬症に関して広く県民に周知を図るとともにハブ咬症時の治療薬であるウマ抗毒素を県内の30医療機関に配備し治療体制を確保した。ハブ咬症による死亡者数は、平成12年以降、0人を維持している。	県
ハブクラゲ等海洋危険生物対策				
4 危険生物対策 (保健医療部衛生薬務課)	566	順調	学校関係者や海水浴場管理者等の関係者を対象とした危険生物対策講習会の開催(資料提供)、海洋危険生物のポスター1,106部の配布、日本語版小冊子10,200部の配布、ハブクラゲ侵入防止ネット管理マニュアルの周知を行った。	県

成果指標の達成状況 (Do)

1	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
	ハブ咬症者数	96人 (H21年)	56人	62人	49人	55人	54人	76人	達成	76人
	担当部課名	保健医療部衛生薬務課								
	状況説明	ハブ咬症者数について、令和2年は計画値である76人を下回り54人となっており、達成している。しかし、近年急速に分布を拡大しているタイワンハブ等の脅威が高くなってきているため、防除方法の検証について引き続き取組を行う。								
2	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
	ハブクラゲ刺症被害者数	91人 (H22年)	145人	118人	70人	37人	41人	112人	達成	112人
	担当部課名	保健医療部衛生薬務課								
	状況説明	令和2年度計画値を達成しているが、新型コロナウイルス感染症流行に伴う観光客数の減少が影響している可能性も考えられる。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%
成果指標の達成状況 (Do)	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。

[主な取組]

内部要因の分析

ハブ咬症対策

- ・抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業については、製剤基準外致死毒の3つの成分の内1成分について、ハブ粗毒には標的とした同成分と、その類縁体が含まれており、粗毒を対象とした確認試験においては抗体量の不足が見込まれる。
- ・危険外来種咬症根絶モデル事業については、防蛇フェンス設置と捕獲器による捕獲による低密度化について一定の効果が認められると思われるものの、確実な効果の検証に必要なデータが不足している。
- ・抗毒素配備事業については、定期的に抗毒素配備医療機関における使用状況を確認し、適切な配備医療機関及び適正な配備数を検討する必要がある。

ハブクラゲ等海洋危険生物対策

- ・危険生物対策については、ハブクラゲ刺症被害数は関係機関から提供される事故調査票（協力依頼）を基に算出しており、協力依頼が周知されることに伴い、これまで協力を得られていなかった関係機関から事故調査票の提供を受けるようになった。

外部環境の分析

ハブ咬症対策

- ・危険外来種咬症根絶モデル事業については、ハブ捕獲器で捕まらない警戒心の強い個体や小型個体、卵を駆除する手法がない。また、台湾ハブの分布域が拡大中であり、防除対策が必要な地域が増えていくことが考えられる。
- ・抗毒素配備事業については、過去10年間（2011年から2020年）のハブ類咬症被害件数は649件で、被害発生場所は主に、畑、屋敷内など人間の生活圏内である。

ハブクラゲ等海洋危険生物対策

- ・危険生物対策については、ハブクラゲ侵入防止ネットの設置率は68.3%（令和2年度）とほぼ横ばい状況である。未だ十分な対応がされていないビーチ（管理者不在、侵入防止ネット未設置）もあり、刺症被害が相次いでいる。また近年は国内外からの観光客数の増加に伴い、県外居住者の被害報告件数の割合が増えてきている。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

ハブ咬症対策

- ・抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業については、製剤基準外致死毒の3つの成分とその類縁体に有効な抗体や阻害剤等の利用を検討する。またそのために十分な予備試験を行ったうえで効果確認試験を実施する。
- ・危険外来種咬症根絶モデル事業については、防蛇フェンスの効果については、引き続き効果の検証に必要なデータの蓄積を行う。また、探索犬により、ハブ捕獲器で捕まらない個体や卵を探知できるか、その効果を引き続き確認する。加えて、前段階の知見をまとめて、台湾ハブ防除マニュアルを作成し市町村へ配布する。
- ・抗毒素配備事業については、継続してハブ抗毒素を購入配備することにより、ハブ咬症時における安全な治療期間を確保する。また、ハブ抗毒素配備医療機関における使用状況を確認し、配備機関・配備本数の見直しを図る。

ハブクラゲ等海洋危険生物対策

- ・危険生物対策については、ハブクラゲ刺症被害は未成年者の被害が多く、かつ重症化する危険性が大きいことから、教育機関との連携を密にし未成年の被害防止に繋げる。また、県民及び観光客への広報啓発活動及びハブクラゲ侵入防止ネット未設置ビーチへ設置の呼びかけを行う。加えて、講習会を継続して実施していくことで、関係者（ビーチ管理者）への意識啓発を行う。さらには、観光客が多く訪れる施設と協力し、より効率的な広報啓発活動を行う。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進
施策	動物愛護の推進	
対応する 主な課題	広く県民の間に動物愛護思想を普及し、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図っていく必要がある。また、犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。	
関係部等	環境部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	動物適正飼養の推進 (環境部自然保護課/保健医療部 衛生業務課)	57,807	順調	飼い犬猫の安易な引取り拒否や、収容された犬・猫の新たな 飼い主への譲渡活動の強化等、動物愛護管理センターHPを通し て広報を強化した。	県

成果指標の達成状況 (Do)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2 (A)		
1									
	担当部課名								
	状況説明								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%	➡	施策推進状況	
成果指標の達成状況 (Do)				

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「 」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ・動物適正飼養の推進については、動物の引取施設 (動物愛護管理センター等) には収容限界がある。</p> <p>外部環境の分析 ・動物適正飼養の推進については、動物の愛護及び管理に関する法律が施行された。また、基本指針が改定された。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により譲渡会や普及啓発活動が縮小された。</p>

施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組] ・動物適正飼養の推進については、譲渡推進棟の活用方法の検討を行う。また、沖縄県動物愛護管理推進計画の周知を図る。</p>
--

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり
施策	地域安全対策の推進	
対応する 主な課題	犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、警察安全相談体制、人材育成や施設整備など警察基盤を強化するとともに、犯罪被害者の負担軽減・早期被害回復を図るため、犯罪被害者に対する支援活動等を推進する必要がある。 また、刑法犯認知件数は減少しているものの、子ども・女性に対する前兆事案の増加など、県民の体感治安としては未だ十分とはいえず、取組の充実強化を図る必要がある。 さらに、サイバー空間の脅威が深刻化する中、サイバー空間の治安維持に係る取組を強化するとともに、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を図る必要がある。	
関係部等	子ども生活福祉部、警察本部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
安全なまちづくりの推進				
1 安全なまちづくり推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	2,501	未着手	安全安心まちづくり講習会を令和 3 年 2 月 9 日に開催予定 (参加申込者 53 名) であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。 地域安全マップ指導者講習会等を 5 回開催する予定であったが新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。	県
2 安全なまちづくり推進事業 (警察本部生活安全部生活安全企画課)	8,190	順調	防犯ボランティア団体に対して防犯ベスト (250 枚)、帽子 (250 個)、青色回転灯 (60 個) 等の物品支援や、防犯情報の提供を行い防犯ボランティア活動の活性化を図った。	県
社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進				
3 サイバーセキュリティ対策事業 (警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課、警備部警備第一課)	17,084	順調	警察官のサイバー犯罪等の対処能力の向上を図り、サイバー犯罪の検挙活動を推進した。 サイバー犯罪対策課公式 SNS での情報発信を強化し、県民のサイバーセキュリティ意識の醸成を図った。 重要インフラ事業者との連携強化し、サイバーテロに対する対処能力強化を推進した。	県
4 暴力団総合対策事業 (警察本部刑事部組織犯罪対策課)	23,746	大幅遅れ	暴力団員による不当な行為による被害を防止するための必要な法令・知識・対応要領を修得させることを目的に、行政機関や各事業所等を対象とした不当要求防止責任者講習は計画通り実施できたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会等における暴排講話や青少年に対する暴力団排除教室の開催は低調となった。	県
5 国際テロ対策事業 (警察本部警備部外事課)	145	順調	国際テロの標的となりうる公共交通機関、重要施設や商業施設等のソフトターゲット、インフラ施設等の管理者と連携した対策を推進するとともに、テロ対処訓練を 17 回実施したほか、テロ対策の専門的知識を有する職員の育成を行った。	県
安全・安心を支える社会基盤の構築				
6 警察基盤整備事業 (警察本部警務部警務課)	321,281	順調	本年度の計画は 2 施設の整備予定であったところ、令和元年度から繰り越した 2 施設を含めて 4 施設を整備した。 新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、各種専科に職員 420 名を派遣して資質向上を図った。県外研修については、殆どが中止となった。	県
7 警察相談の充実強化 (警察本部警務部広報相談課)	34,462	順調	令和元年 4 月に相談システムをバージョンアップして情報共有機能等の強化及び利便性の向上を図った。さらに、警察本部、各警察署に 15 名の警察安全相談員を配置した。 令和 2 年は 17,372 件の相談を受理し、相談システムを活用して適切に対応した。	県

犯罪被害者への支援					
8	被害者支援推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	2,634	やや遅れ	犯罪被害者等が必要な時に適切な場所で途切れることなく支援を受けられることができるように、社会全体で支える必要がある。そのためには、被害者等が置かれた状況について講演等で周知を図り、被害者を支える為の知識を普及する必要がある。研修事業(参加総数78名)、弁護士相談や啓発イベントを実施した。	県
9	被害者支援推進事業 (警察本部警務部広報相談課)	13,374	順調	犯罪被害者等に対し、被害者の手引きを交付するとともに、各種制度の教示などの支援活動を実施して、令和2年中、135件187人の犯罪被害者等を支援したほか、早期援助団体との連携を図るなど被害者のニーズに応じたきめ細やかな被害者支援活動を推進した。	県

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 刑法犯認知件数	12,403件 (H23年)	8,082件	8,047件	6,878件	6,514件	5,998件	10,240件	達成	10,000件以下
担当部課名	警察本部警務部生活安全企画課								
状況説明	刑法犯認知件数については、平成26年に目標値10,000件以下を前倒して達成しており、順調に推移している。令和2年中の刑法犯認知件数についても5,998件と計画値10,240件に対して、-4,242件と大きく計画値を達成した。								
成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
2 配偶者暴力相談支援センター設置数	6か所 (H23年)	H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
		6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	7か所	0.0%	8か所
担当部課名	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課								
状況説明	県内のDV相談体制強化を図るため、市に対して配偶者暴力相談支援センター設置を促す必要があり、会議や説明会の場を活用し、配偶者暴力相談支援センター設置の意義等を説明している。令和2年度は配偶者暴力相談支援センターを設置する市は無い。引き続き市町村に設置を促していく。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	66.7%
成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

安全なまちづくりの推進

・安全なまちづくり推進事業については、安全なまちづくり講習会の講師を確保する必要がある。また、地域安全マップ指導者講習会の講師を確保する必要がある。加えて、全国的に防犯ボランティア団体の構成員は高齢化が進み、県内においても後継者不足により活動を中止する団体があることから、引き続き、関係機関団体と連携して、若い世代の参画を図る必要がある。

社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進

・サイバーセキュリティ対策事業については、高度化、巧妙化するサイバー犯罪に対処するため、専門的な知識技能を有する警察職員の育成が必要である。警察組織全体のサイバー犯罪等対処能力の底上げを図る必要がある。

・暴力団総合対策事業については、暴力団対策法及び暴力団排除条例の改正による規制強化等に伴い、暴力団の活動実態がより一層不透明化しており、暴力団対策が困難な状況にある。

・国際テロ対策事業については、警察各部門が緊密に連携し、県警察一体となった国際テロ対策業務を推進する必要がある。

安全・安心を支える社会基盤の構築

・警察基盤整備事業については、老朽化の著しい交番駐在所が多いため、優先順位を決めて建替整備を図っていく必要がある。また、検視官が臨場できない離島における死体取扱時には、検視支援装置の果たす役割が重要であるところ、装置の電話受信が不安定になることがあり、モニター画像がフリーズすることがある。加えて多様化する各種相談や県民への適切な対応を図るため、交番相談員の判断や対応能力の向上を図る必要がある。

・警察相談の充実強化については、相談員の高齢化が進んでおり、業務内容の高度な専門性、特殊性、困難性からその成り手が少ない現状があるため、後継者の育成を図るとともに、相談員個人に過剰な負担をかけないような職場環境の改善を図る必要がある。

犯罪被害者への支援

・被害者支援推進事業については、犯罪被害者等がどの機関団体等に相談しても、必要な情報支援等が受けられるよう、相談員のノウハウの蓄積等、研修の充実を図るとともに、市町村の支援体制の強化が必要である。また、犯罪被害者等の相談等に適切に対応するため、支援要員の能力向上や支援体制の強化を図るとともに、早期援助団体との連携を図る必要がある。加えて、被害者支援担当者以外の職員に対して、巡回教養等の各種教養を通じて、警察における被害者支援とその重要性必要性を周知徹底し、職員の資質向上に努める必要がある。

外部環境の分析

安全なまちづくりの推進

・安全なまちづくり推進事業については、安全安心なまちづくり講習会の主な対象である防犯ボランティア等は高齢の方も多いため、参加のしやすさを考慮し、web端末等の調達や操作が不要な参集開催を予定していたが、県独自の緊急事態宣言を受け、実施が困難となった。また、新型コロナウイルス感染拡大により講習会等の実施が困難となった。加えて、当県では、人口増加率が全国と比較して高く、アルコールに関連する犯罪の発生が多いため、これまで以上に安心感の醸成が重要性を増している。さらには、県民等が安心できる環境づくりとして、県、市町村が管理する道路や建物への防犯カメラ及び防犯灯の設置拡充が不可欠である。

社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進

・サイバーセキュリティ対策事業については、東京オリンピックパラリンピックの開催を控え、サイバー攻撃が増加することが懸念される。また、県内金融機関を模したフィッシングの手口が出現し、金融機関と連携した対応がますます重要になっている。加えて、中小企業を狙ったサイバー犯罪の増加が懸念される。

・暴力団総合対策事業については、平成2年に発生した、高校生1人、警察官2人の尊い命が犠牲となった第六次暴力団抗争から30年が経過し、県民の間で暴力団抗争事件の記憶が風化し、暴力団排除気運が低下していくことが懸念される。また、令和元年7月に旭琉會会長の死去後、未だ後継者は決定しておらず、跡目や役員人事を巡って内部分裂や対立抗争事件の発生が懸念される。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、暴排講話等の実施回数が減少した。

・国際テロ対策事業については、国際テロ対策に対する県民の理解と協力が必要である。また、世界各国では公共交通機関や飲食店等を標的としたテロが発生しており、平素からテロの標的となりうる施設管理者と連携し、前兆事案等を早期に把握できる関係構築が必要である。加えて、爆発物原材料や宿泊施設等、テロに利用されるおそれのある施設管理者との連携についても同様に重要である。

安全・安心を支える社会基盤の構築

・警察基盤整備事業については、警察施設(交番、駐在所)の移転、統廃合、建替は、都市化や都市整備計画等の社会情勢の変化にも左右される。また、高齢化社会や新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、警察が取り扱う変死体が増加傾向にある。事件に関する相談から軽微なトラブルまで、高度な判断力を必要とする相談が増加したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、長期にわたる研修が実施困難となった。

・警察相談の充実強化については、新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会の制限等、社会構造や社会情勢の変化により相談内容が複雑、多様化、広域化している。

犯罪被害者への支援

・被害者支援推進事業については、刑法犯認知件数は減少しているものの、犯罪被害者等が抱える困難な状況は様々であり、各相談機関の連携が重要である。また、犯罪被害者への支援に関する取組について広報啓発活動に努めるとともに、犯罪被害者への捜査や裁判、生活、医療、二次被害など多種多様なニーズに応じて関係機関と連携できる体制を確立する必要がある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

・配偶者暴力相談支援センター設置数については、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置において、法律上は努力義務に留まるものである。しかしながら、近年、児童虐待が深刻な社会問題となっており、児童虐待とDVが相互に重複して発生していることを踏まえると、住民にとっても最も身近な行政主体である市町村においてセンターを設置することで、DV被害者支援のさらなる強化につながるものである。

施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

安全なまちづくりの推進

・安全なまちづくり推進事業については、新型コロナウイルス感染状況に配慮し、開催時期や開催方法を検討工夫した上で、より効果的な犯罪の未然防止の観点を踏まえた安全安心まちづくり講習会を実施する。引き続き、地域安全マップコンテストを実施する。加えて、新型コロナウイルス感染状況に配慮し、開催時期や開催方法を検討工夫した上で「地域安全マップ指導者講習会」を実施し、地域安全マップの作製を促進することにより、子ども自身や学校関係者による通学路等の安全点検を促す。さらに、防犯カメラの設置による効果や防犯カメラ画像を活用した検挙事例などを広く情報発信し、自治体による自主的な設置拡充を図る。また、防犯ボランティアへの物品支援や防犯情報の提供を行うとともに、若い世代を育成するための研修会の開催や防犯活動への参加促進を図る。防犯アドバイザー及び防犯ボランティアの防犯活動については、犯罪情報の分析を基に時間及び場所を選定した重点的なパトロールへシフトする。

社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進

・サイバーセキュリティ対策事業については、捜査員の知識技能の段階に応じた教養を推進するため、民間事業者による教養、教養機会を充実させる。また、金融機関等の関係機関とサイバー犯罪の手口（フィッシング詐欺等）の情報共有を図り、サイバー犯罪被害の未然防止を図る。加えて、企業向けサイバーセキュリティセミナーや広報啓発活動を実施し、中小企業等のサイバーセキュリティ対策の意識向上を図る。
 ・暴力団総合対策事業については、「暴力団排除特別強化地域」における暴排ローラーなど暴力団排除活動を推進し、潜在化する不当要求行為等を摘発して改正暴力団排除条例の県内初適用を図る。また、「みかじめ料等縁切り隊」と連携し繁華街における官民合同パトロールを実施するとともに、マスコミを活用した広報啓発活動により県民の更なる暴力団排除気運の醸成に努める。加えて、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、青少年に対する暴力団排除教室、暴排講話を実施する。
 ・国際テロ対策事業については、重要施設や一般事業者に対する協力依頼、講話、継続的な対応訓練を実施する。また、警察各部門との連携及び関係機関や県担当者等と継続的に情報共有を図り、幅広い警察活動を通じた対策の推進する。加えて、各種イベントやラジオ等を活用した積極的な広報を行う。さらには、国際テロ対策に対する専門的知識を有する人的基盤の強化を図る。

安全・安心を支える社会基盤の構築

・警察基盤整備事業については、老朽化の著しい交番駐在所に対し、優先順位を決めて建替整備を図る。また、最新の検視支援装置を導入して現場臨場が困難な地域においても現場支援を迅速に行い、犯罪死体の見逃しを防止する。加えて、交番相談員の判断能力向上に資するための専門的な指導教養の充実及び取扱いの多い交番への優先配置に努める。さらには、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、警察官の資質向上のための教養を実施する。
 ・警察相談の充実強化については、警察安全相談業務の適正な推進だけでなく、後継者育成をも見据えた指導、教養を強化する。また、相談システムを活用した相談情報の適切な管理及び相談事案への迅速的確な組織対応を実施する。

犯罪被害者への支援

・被害者支援推進事業については、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成を図るため、引き続き講演会等広報啓発活動を実施する。また、犯罪被害者支援に携わる関係機関等の相談員の専門性を高めるため、各市町村で出前講座を開催し、内容に相談者への対応を入れて、充実強化し引き続き実施する。加えて、より効果的で実効性のある新たな施策を盛り込んだ「沖縄県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定に向けて取り組む。
 ・被害者支援推進事業については、警察職員に対して、各種教養を実施し、被害者支援に資するための能力向上を図る。また、社会全体で被害者を支える等の県民の気運の醸成を図るため、「命の大切さを学ぶ教室」を継続開催するとともに、交番たより等の各種情報提供を行い、犯罪被害者等への理解共感及び規範意識の向上を図る。加えて、犯罪被害者等早期援助団体の活動内容を県民に周知し、財政基盤の強化や人材確保に努めるとともに、被害者支援の広報啓発活動の充実に努める。

[成果指標]

・配偶者暴力相談支援センター設置数については、引き続き、市町村に対してはセンター設置までの具体的な手順や方法等についての情報提供を行い、会議や説明会の場においてセンター設置を促す。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり
施策	DV 防止対策等の充実	
対応する 主な課題	<p>犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、警察安全相談体制、人材育成や施設整備など警察基盤を強化するとともに、犯罪被害者の負担軽減・早期被害回復を図るため、犯罪被害者に対する支援活動等を推進する必要がある。</p> <p>また、刑法犯認知件数は減少しているものの、子ども・女性に対する前兆事案の増加など、県民の体感治安としては未だ十分とはいえず、取組の充実強化を図る必要がある。</p> <p>さらに、サイバー空間の脅威が深刻化中、サイバー空間の治安維持に係る取組を強化するとともに、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を図る必要がある。</p> <p>沖縄県においてはDV に関する相談件数は年々増加傾向にあり、また、裁判所が発令する保護命令件数は、10 万人当たりで換算すると沖縄県は全国 1 位であり、本県のDV 被害の状況は深刻化していることから、相談体制の拡充と強化を図る必要がある。</p> <p>沖縄県においては、警察の認知件数に占める強姦及び強制わいせつの件数、児童虐待相談件数に占める性虐待の比率が全国と比較して高い状態にあることから、性暴力被害者ワンストップ支援センターの支援体制の拡充と強化を図る必要がある。</p>	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
相談体制、未然防止対策等の充実					
1	DV 対策事業 (子ども生活福祉部女性力・平和推進課)	30,551	順調	DV 加害者に対する更生相談の実施、中・高校生を対象としたデートDV 予防啓発講座の開催、DV 予防にかかる普及啓発・職務関係者への研修を実施した。	県
2	国際家庭相談ネットワーク構築モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	24,578	大幅遅れ	米軍人・軍属等との家庭問題や交際トラブル等について、基地内の相談支援機関等の調査を行うとともに、米軍関係の家庭・交際相談支援を実施することで、米軍の関係機関との連携による相談支援体制の構築を目指す。	県
DV被害者への支援					
3	女性相談所運営費 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	85,492	順調	2,092 件の D 被害者からの相談に対応し、一時保護を 55 件行ったほか、D 被害者の自立を支援するため保護命令支援等を 67 件実施した。	県
4	ステップハウス運営事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	6,827	概ね順調	一時保護した D 被害者のうち、地域で直ぐには自立困難な者に対し、民間アパートの一室 (ステップハウス) を提供し生活基盤の安定を図った上で、心のケアや生活、就労等の自立に向けた支援を行う。	県
性暴力被害者への支援					
5	性暴力被害者支援事業 (子ども生活福祉部女性力・平和推進課)	97,839	順調	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける相談支援等を実施し、新規 162 件、延べ 7,312 件 (開設から令和 3 年 3 月 31 日まで) の対応を行った。	県

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
配偶者暴力相談支援センター設置数	6か所 (H23年)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	7か所	0.0%	8か所
担当部課名	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課								
状況説明	県内のDV相談体制強化を図るため、市に対して配偶者暴力相談支援センター設置を促す必要があり、会議や説明会の場を活用し、配偶者暴力相談支援センター設置の意義等を説明している。令和2年度は配偶者暴力相談支援センターを設置する市は無い。引き続き市町村に設置を促していく。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	60.0%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況 (D o)	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析 相談体制、未然防止対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV対策事業については、相談担当者や福祉関係者等に対し、DVについての知識や対応についての啓発を行い、DVが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという正しい理解を深めていく必要がある。また、県及び関係機関においては、DV問題は被害者支援のみならず加害者に対する対策支援が必要と考えている。 ・国際家庭相談ネットワーク構築モデル事業については、米軍関係の家庭や交際問題において、法制度や文化、言語の違いなど課題に応じた専門的な相談支援が必要である。また、米軍人等に関連する県や市町村の各種相談機関がそれぞれ抱える課題や支援体制等を共有し、連携して支援に取り組むことが必要である。 <p>DV被害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談所運営費については、DV相談件数に応じた適正な人員確保や専門的な人員配置に留意する必要がある。また、DV被害者が抱える課題はそれぞれの被害者によって異なっているため、各個人の課題や状況に応じた適切な支援を提供する。加えて、県全体でDV相談体制の拡充強化を図るため、市に対して配偶者暴力相談支援センター設置を促す必要があるが、法律上、設置は努力義務であることもあり、進んでいない状況がある。 ・ステップハウス運営事業については、D 被害者の個々のケースで求められる支援は様々であり、ケースに応じた支援内容の検討充実を図っていく必要がある。 <p>性暴力被害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援事業については、2次被害を防ぎ、支援を適切に行うためには、被害者の心情や適切な対応等についての理解を深める必要があり、性暴力被害者への支援に携わる者の資質向上を図るため研修会等を実施している。 <p>外部環境の分析 相談体制、未然防止対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV対策事業については、DV問題については、ここ数年でDV防止に対する意識啓発が進んできているが、保護命令件数が未だ多く、また、被害が潜在化している場合もある。また、DV問題については、一定期間の保護命令だけでは解決に至らないことが多い。 ・国際家庭相談ネットワーク構築モデル事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、基地内の各種機関等へのヒアリング調査が難しい状況であり、必要な実態把握調査等への影響が懸念される。 <p>DV被害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談所運営費については、近年の児童虐待の深刻化を受け、児童相談所等関係機関との一層の連携強化を図る必要がある。また、本県におけるDV相談件数は高い水準にあるため、適正な人員確保等によりDV相談体制の拡充強化を図る必要がある。今後もDV被害者に対しどのような支援が必要かニーズを把握し、ステップハウス運営事業など他の支援制度との併用等を図る。 ・ステップハウス運営事業については、本県のD 相談件数等は高い水準にあるため、D 被害者の一時保護所退所後の自立支援策として更なる充実を図る必要がある。 <p>性暴力被害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援事業については、相談実績について、20歳未満の被害が最も多く、全体の35%を占めている。令和2年中の本県の強姦認知件数は68件、強制わいせつ認知件数36件である。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター設置数については、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置については、法律上は努力義務に留まるものである。しかしながら、近年、児童虐待が深刻な社会問題となっており、児童虐待とDVが相互に重複して発生していることを踏まえると、住民にとっても最も身近な行政主体である市町村においてセンターを設置することで、DV被害者支援のさらなる強化につながるものである。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

相談体制、未然防止対策等の充実

- ・DV対策事業については、市町村や関係相談機関、男女共同参画センターなどと連携を図り、リーフレットの配布やホームページ等を活用し、広報の充実を図る。DV加害者相談窓口を通して、加害者の意識更生を図る。
- ・国際家庭相談ネットワーク構築モデル事業については、米軍内の家庭や交際問題に関する諸制度について実態調査を行う。また、実態調査を踏まえ、米軍及び県内の関係機関による意見交換等を行いながら、実効性のある連携スキームの検討、支援フローやマニュアル作成等に向けた取組を実施する。

DV被害者への支援

- ・女性相談所運営費については、DV相談件数の推移を踏まえながら、相談員の増員等、人員確保を検討するとともに、児童相談所等関係機関との連携を一層強化しながら、研修会の実施等により職員の資質向上を行う。また、各市におけるDV相談支援の強化を図るため、会議や説明会等で、配偶者暴力相談支援センターの設置を促す。
- ・ステップハウス運営事業については、現在のステップハウス運営事業で行っている支援は、毎年一定程度の利用があり、支援のニーズが存在することから、引き続き、それぞれのDV被害者等のニーズに沿った自立支援の実施を行う。

性暴力被害者への支援

- ・性暴力被害者支援事業については、支援機関従事者の性暴力被害者への支援に携わる者の資質向上を図るため、研修会等の充実を図る。また、被害後、迅速に適切な支援に繋げるため、性暴力被害者ワンストップ支援センターの相談窓口電話番号が記載された広報カードを学校等へ配布し、啓発を行う。

[成果指標]

- ・配偶者暴力相談支援センター設置数については、引き続き、市町村に対してはセンター設置までの具体的な手順や方法等についての情報提供を行い、会議や説明会の場においてセンター設置を促す。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり
施策	交通安全対策の推進	
対応する 主な課題	交通死亡事故に占める飲酒絡みの死亡事故の割合が全国ワースト1位(28年)、人身事故に占める飲酒絡みの事故の割合が全国ワースト1位(28年現在、27年連続)であるなど極めて深刻な状況にある。 交通安全対策として、交通安全施設の整備に加えて老朽化した信号機や道路標識、消えかかっている道路標示等の更新について充実強化する必要がある。	
関係部等	土木建築部、子ども生活福祉部、警察本部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
交通安全環境の整備				
1 交通安全施設の整備 (土木建築部道路管理課)	229,040	順調	国により指定された事故危険箇所において、国道330号で2箇所を整備を行った。 また、市町村から要望のあった20箇所においても、交通安全施設を整備した。	県
2 交通安全事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	1,920	順調	各季(年4回)の交通安全運動、交通安全功労者等表彰(17名、5団体)を実施し広報啓発に努めた。 高齢者の交通安全意識を高めるため、サボカー乗車体験や反射材など交通安全啓発グッズを配布した。また、のぼり旗などの啓発グッズを関係機関等に配布し、常時啓発活動に活用できるよう連携を図った。	県
3 交通安全施設等整備事業 (警察本部交通部交通規制課)	1,581,382	順調	交差点信号機の集中制御化を実施し、令和2年度は、累計で784基の整備を実施したほか、交通安全施設の改良・老朽化更新を計画的、効率的に行った。	県
飲酒運転根絶に向けた社会づくり				
4 飲酒運転根絶推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	6,066	順調	「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、各季の交通安全運動における広報啓発、高校生によるラジオCMの制作放送、飲酒運転根絶ロゴマークを活用した大型ビジョンによる広報啓発活動などを実施した。	県
5 交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業 (警察本部交通部交通企画課)	6,763	順調	新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、非接触型の交通安全教室やSNS等による広報啓発活動を推進した。 飲酒運転根絶アドバイザーによる講話は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。 飲酒絡み事故件数は前年(93件)から半減(45件)し、飲酒絡み事故構成率も全国ワースト1位を脱した。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 交通事故死者数	45人 (H23年)	39人	44人	38人	36人	22人	34人	達成	33人以下
担当部課名	警察本部交通部交通企画課、交通部交通規制課								
状況説明	交通死亡事故死者数は、年々減少傾向である。令和2年中は、前年と比較して14人の大幅減となり、R2年の計画値(34人)を達成した。								

様式2（施策）

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
水難事故発生件数	77件 (H22年)	85件	81件	66件	69件	85件	69件	未達成	68件
2	担当部課名	土木建築部河川課							
状況説明	近年、河川環境の改善に伴い河川利用者が増加しており、それに伴い事故件数も増加傾向にあり、令和2年の水難事故発生件数は85件と計画値（69件）を上回った。								

施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

主な取組の進捗状況（Plan・Do）	100.0%	➡	施策推進状況	概ね順調
成果指標の達成状況（Do）	50.0%			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析 交通安全環境の整備 ・交通安全事業については、県警察、各市町村及び沖縄県交通安全推進協議会など関係機関と連携して取り組んでいるが、効果的な広報啓発手法を検討する。 ・交通安全施設等整備事業については、交通安全施設整備にかかる知識習得に時間を要し、予算執行体制が十分に確保できないことから安定的な執行体制を確立することが必要である。</p> <p>飲酒運転根絶に向けた社会づくり ・飲酒運転根絶推進事業については、沖縄県交通安全推進協議会推進機関団体などと飲酒運転の根絶に向けた取組の継続が必要である。 ・交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業については、飲酒運転根絶に向けた参加体験型の交通安全教育、広報啓発活動の実施方法等について検討する必要がある。</p> <p>外部環境の分析 交通安全環境の整備 ・交通安全施設の整備については、平成31年5月に発生した滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷した交通事故が発生したことで、国からの通知により、道路管理者、保育所、市町村、警察等、関係機関で合同で未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保のため、合同点検を実施し、対策を行うことが求められた。 ・交通安全事業については、本県の令和2年中の交通事故死傷者に占める二輪車乗車中の死傷者の構成率は、21.2%で全国平均11.2%の約1.9倍と高い状況にある。また、本県の令和2年中の高齢者が関連する人身事故の構成率は、交通人身事故2,808件中859件（30.5%）と10年前（交通人身事故6,788件中1,365件（20.1%））と増加している。 ・交通安全施設等整備事業については、交通安全施設整備事業費の老朽化更新が占める予算が増加してきており、安定的な予算の確保が必要である。</p> <p>飲酒運転根絶に向けた社会づくり ・飲酒運転根絶推進事業については、県警察が令和2年中、飲酒運転で検挙された者へのアンケート結果では、61.0%が「飲酒後、車を運転するつもりだった」と回答するなど確信的に飲酒運転をする者が未だ多数存在すると考えられる。 ・交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業については、新型コロナウイルス感染症の影響は、交通安全教育を受け入れる側の関係機関団体等でも顕著であり、講話等の要請も激減した。外食等の自粛要請などもあり、飲酒機会の減少が認められた。また、飲酒運転の検挙件数は、令和2年中1,429件（対前年度比-718-33.4%）と減少したが、依然として全国上位にあり、県民の法令遵守規範の向上が問題となっている。</p> <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析 ・水難事故発生件数については、新型コロナウイルスの影響により、屋外行動で密を避けて海に出掛けた人が増えたために事故件数が押し上げられたと考えられる。</p>

施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

交通安全環境の整備

- ・交通安全施設の整備については、合同点検で抽出された箇所について、早期に対応可能な箇所は、重点的に交通安全施設の整備を行い危険箇所の削減を図る。
- ・交通安全事業については、加齢により体力、判断力等が低下する高齢者の交通事故防止に向けチラシによる啓発や、交通安全グッズ（反射材等）の利用促進、サボカーの普及啓発など交通事故防止に向け引き続き取り組む。また、二輪車の交通事故防止のため、幅広い年代層に対し、二輪車の交通マナー向上に向け引き続き取り組む。
- ・交通安全施設等整備事業については、業務委託予算を充実させ、効率的、計画的な施設整備を推進するとともに、交通安全施設の老朽化対策に特化した予算要求を行い、更なる交通安全施設整備の充実強化を図る。

飲酒運転根絶に向けた社会づくり

- ・飲酒運転根絶推進事業については、高校生が、飲酒運転の根絶メッセージを発信することで親世代への波及効果も期待できるため、飲酒運転根絶ラジオCM放送を引き続き実施し若い世代から飲酒運転の根絶に対する意識向上を図る。また、二日酔い運転防止の注意喚起やアルコールが体内で分解される時間などについて、引き続き広報啓発する。加えて、平成28年度に制定した飲酒運転根絶ロゴマークを広く活用するなどし、飲酒運転根絶に向けた県民意識の向上を図る。
- ・交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業については、飲酒運転の危険性や飲酒運転がもたらす代償の重さを浸透させ、県民一人一人が自らの問題として考えさせる飲酒運転根絶教育を今後も継続して推進するとともに、SNS等の新たな広報媒体を効果的に活用するなど、飲酒運転を「しない させない 許さない」社会環境作りを推進して交通事故防止を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、必要な感染対策を講じて交通安全教室各種講話等の実施を図る。

[成果指標]

- ・水難事故発生件数については、新型コロナウイルスの影響が一段落すれば、一時的な海へのニーズも落ち着き事故件数も減少すると考えられる。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり
施策	水難事故対策の推進	
対応する 主な課題	河川環境の改善に伴い、河川利用者の増加や利用形態の多様化が進んでいることから、河川管理者には水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が求められている。	
関係部等	土木建築部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 河川利用者の安全対策 (土木建築部河川課)	54,417	順調	河川管理用通路に歩行者の安全対策として転落防止柵等を設置した。 河川安全管理に係る維持管理計画を策定した。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)	R2 (C)		
1 水難事故発生件数	77件 (H22年)	85件	81件	66件	69件	85件	69件	未達成	68件
担当部課名	土木建築部河川課								
状況説明	近年、河川環境の改善に伴い河川利用者が増加しており、それに伴い事故件数も増加傾向にあり、令和2年の水難事故発生件数は85件と計画値 (69件) を上回った。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%	➡	施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ・河川利用者の安全対策については、河川での水難事故を防止するためには、転落防止柵の設置などの安全対策が必要であるが、本県における整備はまだ十分とはいえない状況である。</p> <p>外部環境の分析 ・河川利用者の安全対策については、近年、身近で自然豊かな河川を利用してレジャーを楽しむ人々が全国的に増加しており、これに伴い河川における水難事故も多発している。</p> <p>[成果指標] 未達成の成果指標の要因分析 ・水難事故発生件数については、新型コロナウイルスの影響により、屋外行動で密を避けて海に出掛けた人が増えたために事故件数が押し上げられたと考えられる。</p>

施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組] ・河川利用者の安全対策については、河川での水難事故を防止するため、引き続き転落防止柵の設置など安全対策に取り組む。また、水難事故に対する県民の意識を高めるため、地域住民や教育機関等と連携した取り組みを実施する。加えて、引き続き河川にレジャーを楽しむために訪れる人々に対し、沖縄県、県警、他各種団体で構成する沖縄県水難事故防止協議会を通じ、県警等と連携して県民の水難事故に対する意識を啓蒙する。</p> <p>[成果指標] ・水難事故発生件数については、新型コロナウイルスの影響が一段落すれば、一時的な海へのニーズも落ち着き事故件数も減少すると考えられる。</p>

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり
施策	消費生活安全対策の推進	
対応する 主な課題	消費生活相談件数は、減少傾向だが悪質商法等の手口は多様化、複雑化しており、消費者トラブルの未然防止、被害拡大防止を図るため、相談窓口の機能強化及び県民への啓発・消費者教育を強化するとともに、事業者の不当な取引行為に対する指導等を強化する必要がある。	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
消費生活安全対策				
1 消費者啓発事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	32,520	概ね順調	平成26年度に策定した沖縄消費者教育推進計画に基づきあらゆる年齢層への講座の実施を働きかけると同時に各年代層のニーズに対応出来るよう講座の開催内容を工夫し多様な情報提供の場としての拡充を図っている。	県
2 消費者行政活性化事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	34,839	順調	市町村の相談窓口業務に対する支援や消費者問題に取り組むNPO法人に助成を行い、消費者被害の拡大防止を図った。	県 市町村
3 消費者行政推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	15,939	順調	各種法律にもとづく、商品・役務等の表示に関する相談を受け、必要に応じて事業者からの聞き取り調査を実施した。活動概要の実績値については、参考数値として景品表示に関する相談件数を記載。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 消費者啓発講座受講者数	8,890人 (H23年)	11,987人	10,697人	10,627人	14,412人	5,728人	9,889人	未達成	10,000人
担当部課名	子ども生活福祉部消費・くらし安全課								
状況説明	平成28年度には既に目標を達成し、令和元年度には目標値の1.4倍以上の受講者数を記録した。令和2年度は更に増加を見込んでいたが、新型コロナの流行により激減した。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	66.7%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況 (D o)	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

消費生活安全対策

- ・消費者啓発事業については、令和2年度より消費生活センターに高校公民の教諭が配置され、若年者に対する消費者教育(金融教育)を強化する体制がとられた。しかし、消費者教育委託事業の関係で消費生活センター相談員が講師ではなくなったため、新型コロナの影響もあり、講師と教諭が綿密な打ち合わせを行うことが困難な状況となった。
- ・消費者行政活性化事業については、離島や小規模町村では専門の相談員の配置が難しい。また、市町村職員は、人事異動により数年おきに担当者が変わることから、住民からの相談に対応するための知識やノウハウが蓄積されない。
- ・消費者行政推進事業については、一般消費者からの苦情や申し出、職権探知により、商品や役務に関する違反行為を把握し、事業者への指導を行っているが、人的資源に限られていることから、関係機関との連携が求められる。

外部環境の分析

消費生活安全対策

- ・消費者啓発事業については、新型コロナの影響で講座の実施回数が激減した。また、離島における1500人規模の講演会も中止となり、毎年実施していた各種セミナーやイベント等の多くが中止を余儀なくされた。
- ・消費者行政活性化事業については、消費者被害は新たな手口が発生し被害が多発発生する特徴があり、その都度被害防止を図るための広報啓発が必要である。また、令和4年度の成年年齢の引き下げにより、社会経験の乏しい若年者が消費者トラブルに巻き込まれることが懸念される。食品ロス問題に対応するため、令和元年10月に食品ロス削減推進法が制定され、都道府県は食品ロス削減推進計画を定め、実施することが定められた。
- ・消費者行政推進事業については、グローバル化、高度情報化など、社会情勢が大きく変化しており、事業者は提供する商品や役務に関して、消費者に対し、適切な表示や広告を行うことが求められる。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・消費者啓発講座受講者数については、新型コロナの流行による緊急事態宣言や集会の自粛要請等により、講座の中止や実施の見送り、規模縮小が相次いだ。

施策の推進戦略案 (A c t i o n)

[主な取組]

消費生活安全対策

- ・消費者啓発事業については、新型コロナ禍における消費者教育の手法として、Web講座を活用する。また、新型コロナの流行が収束に向かうようなら、年度後半に金融経済講演会の実施を検討するとともに、積極的に講座活用の呼びかけを行う。
- ・消費者行政活性化事業については、市町村消費相談窓口を強化するため、消費生活相談員による巡回指導を実施する。また、令和4年の成年年齢引き下げに向けて、若年者の消費者教育を強化するとともに、教育委員会との連携を密にする。加えて、消費者問題に取り組むNPO法人に対して、引き続き消費者被害の拡大防止のための広報啓発や活動に対して助成を行う。また、食品ロス削減の推進に向けて、推進体制を構築し、食品ロス削減推進計画を策定する。
- ・消費者行政推進事業については、商品等の分野ごとで構成される事業者団体や構成取引委員会等と連携して、店舗巡回や研修会を開催し、事業者に対する指導等の強化を図る。

[成果指標]

- ・消費者啓発講座受講者数については、新型コロナ禍では講座開催による感染リスク拡大より感染防止が優先されるが、コロナが収束局面に入れば、積極的に講座を開催する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり
施策	健康危機管理体制の強化	
対応する 主な課題	健康危機管理については、新型インフルエンザなど県域を越えた健康被害の発生や、原因不明の健康被害が発生した場合の初期における対応策を検討し、健康危機管理体制を整備する必要がある。	
関係部等	保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	健康危機管理対策事業 (保健医療部保健医療総務課)	0	大幅遅れ	健康危機管理対策委員会や保健所管内の関係機関等との調整・意見交換を行い連携体制の強化を図った。 保健所を地域の健康危機管理の拠点とし、関係機関と共同で個人用防護具の着脱、感染症患者移送車両の操作訓練等、感染症患者の移送に係る調整を行い、新型コロナウイルス感染症の発生に対応した。	県
2	九州・山口 9 県との健康危機に 対する広域連携体制の構築 (保健医療部保健医療総務課)	0	未着手	新型コロナウイルス感染症対策を優先的に取り組むため、令和 2 年度の九州・山口各県健康危機管理連絡会議及び情報伝達訓練は中止となった。	県

成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)		
1									
	担当部課名								
	状況 説明								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	0.0%	➔	施策推進状況	
成果指標の達成状況 (Do)				

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「 」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ・健康危機管理対策事業については、健康危機発生時に備え、平常時から、国内海外を問わず健康危機管理にかかる情報の収集や関係機関との連携体制を確保する必要がある。また、健康危機の発生に対応するため、訓練等により職員の技術向上等に努める必要がある。 ・九州・山口 9 県との健康危機に対する広域連携体制の構築については、健康被害のその原因は多岐にわたるが、平時において発生を想定した取組を行っていく必要がある。</p> <p>外部環境の分析 ・健康危機管理対策事業については、外国人観光客や本土からの観光客による、新型コロナウイルス感染症患者の集団発生時に備えた連携体制の強化が必要となっている。</p>

施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組] ・健康危機管理対策事業については、引き続き、健康危機管理対策委員会や保健所管内の関係機関との連絡会議共同訓練を通して連携体制を強化する。また、研修会への参加、講習会の開催等により職員の知識の習得、技術向上等に努める。また、引き続き、これまでの新型コロナウイルス感染症対策の取組や各保健所管内の関係機関等との連携、共同訓練の検証結果から、関係機関との連絡体制を見直すなど検証を踏まえた訓練を実施し、更なる危機管理体制の強化を図る。 ・九州・山口 9 県との健康危機に対する広域連携体制の構築については、引き続き、九州山口健康危機管理連絡会議及び情報伝達訓練等に参加することにより、広域連携体制の強化を図る。</p>
--

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化
施策	消防防災体制及び危機管理体制の強化	
対応する 主な課題	<p>沖縄県は他県から海を隔てた遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤として、災害対策本部の機能強化や救急搬送の対応力を向上させる必要がある。</p> <p>消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、県内の消防防災体制について人的・物的両面において強化を図るほか、救急搬送の増加に対応できる体制を構築する必要がある。</p> <p>沖縄県は、地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。</p> <p>大災害の発生時には、県民への迅速な情報提供が重要であることから、総合行政情報通信ネットワーク（防災行政無線）の整備や各種即報システムの拡充・強化を図る必要がある。</p> <p>災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。また、緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。</p> <p>避難誘導体制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップの作成等が重要である。</p>	
関係部等	知事公室、環境部、企画部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
大規模災害対応力の強化				
1 大規模災害対応力強化 (知事公室防災危機管理課 子ども生活福祉部福祉政策課)	34,087	やや遅れ	アドバイザーによる名簿作成等に係る相談支援を 4 市町村に対して実施するとともに、沖縄県社会福祉協議会を DWAT 事務局として位置づけ、チーム員研修を実施した。 また、県総合防災訓練、陸上自衛隊との共同防災訓練、「津波防災の日」の国、県、市町村共同での住民避難訓練を実施している。	県 市町村
2 防災危機資機材整備事業 (知事公室防災危機管理課)	0	順調	自然災害や原子力事故等の防災体制を強化、充実するため、防災関係機関における防災資機材の整備を行う。 令和 2 年度は導入案件がないため、購入していない。	県
3 災害廃棄物処理計画フォロー アップ事業 (環境部環境整備課)	0	未着手	新型コロナウイルス感染症対策のため委託料を全額執行保留し事業実施を見送った。	県 市町村
4 災害対策拠点整備事業 (知事公室防災危機管理課)	0	未着手	新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた訓練を中止したが、コロナ本部においては頻繁に活用されており、県全体の関係職員の習熟度は高まっているものと認識している。	県
5 消防防災ヘリ導入推進 (知事公室防災危機管理課)	3,340	順調	市町村との合意形成を図るため、個別協議を実施するとともに、消防防災ヘリコプターの導入に向けて、初期費用やランニング費用等について調査を実施した。	県 市町村

地域防災組織の拡充					
6	地域防災リーダー育成・普及啓発事業 (知事公室防災危機管理課)	0	順調	地域防災リーダー育成のための研修会を10月に開催し、大規模災害での被災事例を踏まえた講演を実施した。	県市町村
7	災害時における事業者等との連携強化 (知事公室防災危機管理課)	0	やや遅れ	西日本電信電話及び沖縄電力との協定を締結し、より早期の停電復旧並びに通信障害復旧が可能となった。	県市町村事業者等
消防力の強化					
8	消防体制の整備 (知事公室防災危機管理課)	106	順調	消防体制の強化に向け、消防広域化推進計画策定のため、検討委員会・幹事会での議論及び市町村等関係機関の意見を踏まえた上で、計画を再策定した。 年間を通じ、消防車両等の整備にかかる国の財政支援制度の周知及び活用の助言を行い、消防車両や資機材の整備を促進した。	県市町村
9	消防職員及び消防団員の増員・資質向上 (知事公室防災危機管理課)	39,263	概ね順調	高度かつ専門的な知識・技術をもった消防職・団員を育成するため、消防学校において各種教育訓練を実施するとともに、国が設置する消防大学校への派遣を行った。 消防広域化推進計画の再策定に向けて、検討委員会・幹事会の開催や、パブリックコメントを実施した。また、消防団員の普及啓発事業等への支援を行った。	県市町村
防災情報システムの拡充強化					
10	統合型地理情報システム整備事業 (企画部情報基盤整備課)	12,544	順調	沖縄県地図情報システムへの新規地図の掲載 (1 件) や閲覧件数の多い地図を中心に掲載中の地図情報の更新 (40 件) を行うことで、システムの利便性向上を図った。	県

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	津波高潮ハザードマップ作成市町村数	36市町村 (H25年度)	38市町村	38市町村	38市町村	38市町村	39市町村	40市町村	75.0%	41市町村
	担当部課名	土木建築部海岸防災課								
	状況説明	津波高潮ハザードマップ作成市町村数は基準値36市町村に対して改善幅3市町村、現状値39市町村となり、令和2年度目標値40市町村に対して達成出来なかった。								
2	災害時要援護者支援計画策定市町村数	15市町村 (37%) (H23年)	36市町村	36市町村	41市町村	41市町村	39市町村	38市町村	達成	41市町村
	担当部課名	子ども生活福祉部福祉政策課、知事公室防災危機管理課								
	状況説明	アドバイザー（委託）による全体計画策定促進や名簿作成にかかる相談支援を行った結果、計画値を上回る39市町村において名簿を作成することができた。 (2町村は名簿自体は作成済みだが、地域防災計画に位置付けられていないため未作成扱いとなる。)								
3	自主防災組織率	8.9% (H23年)	25.2%	25.1%	29.9%	31.8%	33.1%	69.3%	40.1%	76.0%
	担当部課名	知事公室防災危機管理課								
	状況説明	沖縄県では、関係機関及び住民が台風に係る被害状況の把握や被災地域の災害復旧等への対応にある程度習熟している一方で、地震や津波等の大災害の経験がほとんどないことから、自主防災組織や消防団員数が全国と比べて低い状況にある。								
4	人口1万人あたりの消防団員数	11.7人 (H22年)	12.0人	12.1人	12.1人	12.2人	11.9人	14.7人	6.7%	15.0人
	担当部課名	知事公室防災危機管理課								
	状況説明	令和2年4月1日現在の消防団員数は1,721名で、基準年である平成22年から95名の増となっているものの、人口1万人あたりの消防団員数としてみると11.9名となっており、計画値に達していない。消防団員数については、全国的に減少傾向が続く中、本県は昨年度まで増加傾向にあったが今年度は42人減となっている。								
5	消防職員の充足率	53.1% (H21年)	61.9% H27年	61.9% H27年	61.9% H27年	63.1% R元年	63.1% R元年	68.3%	65.8%	70.0%
	担当部課名	知事公室防災危機管理課								
	状況説明	国が原則3年周期で調査を実施している消防職員の充足率は、63.1%となっており、前回調査の平成27年度から1.2ポイント増加しているが、今年度計画値に達していない。なお、令和2年4月1日現在の消防職員数は1,657名と前回調査の平成27年度より84名増となっており、消防職員数は着実に増加している。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況 (Do)	20.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

大規模災害対応力の強化

- ・大規模災害対応力強化については、業務継続計画（地方版）の策定に向けては関係機関との協議が必要である。また、災害時において、チーム員を確保するため、チーム員のさらなる増員とチーム員の所属施設における災害対策の充実に図る必要がある。加えて、DWATチーム員の円滑な活動を行うため、チームの中心となる人材や先遣隊の育成が必要である。
- ・防災危機資機材整備事業については、必要な資機材については、各訓練後のアンケートの結果により検討する必要がある。また、情報収集を行い、新規の資機材でも導入すべきものは検討する必要がある。
- ・災害廃棄物処理計画フォローアップ事業では、沖縄県災害廃棄物処理計画の改定については、予算をコロナ対策財源に充てるため、委託事業で実施することを見送った。また、BCPの策定については、各保健所との役割分担のあり方について着地点が定まらないまま調整が行えないままとなってしまった。
- ・災害対策拠点整備事業については、システムの円滑な運用のため、防災訓練等により職員の対応力維持に取り組むと同時に、職場内において情報共有を図り、バックアップ体制を構築する必要がある。
- ・消防防災ヘリ導入推進については、沖縄県全域を活動範囲とする消防防災ヘリの導入にあたっては、41全市町村との合意形成が不可欠であり、同意が得られていない自治体との個別協議を継続して行う必要がある。また、ヘリ基地には広さ以外に、騒音風害などの影響を踏まえた周辺住宅や施設等との距離、鉄塔高圧線高層建築物斜面等安全運航への影響等様々な条件を考慮する必要があり、適地の調整に時間を要することとなっている。

地域防災組織の拡充

- ・地域防災リーダー育成・普及啓発事業については、自主防災組織率の向上に向けて、研修会の実施等、各地区自主防災組織育成の主体となる市町村へ支援が必要である。
- ・災害時における事業者等との連携強化については、今後は庁内の個別協定との連携や、全庁的な包括連携協定の中に災害時の協定を盛り込むよう対応するため、庁内の個別協定の情報収集を行う必要がある。

消防力の強化

- ・消防体制の整備については、今後は広域化対象市町村で協議会を立ち上げ、広域化に向けた議論検討が必要となる。

防災情報システムの拡充強化

- ・統合型地理情報システム整備事業については、バージョンアップ後の地図情報システムについて、まだ操作に慣れていない職員が多数いることが予想されることから、操作研修や個別のサポートを通して、職員のスキルアップを図る必要がある。

外部環境の分析

大規模災害対応力の強化

- ・大規模災害対応力強化については、大規模災害に備えて、受援計画の策定が必要となっている。また、近年、地震や台風による大規模な災害による避難生活の長期化が課題となっており避難生活による二次災害（持病悪化、要介護度重度化、自殺）を防止する必要がある。加えて、大規模災害時に避難所において高齢者や障がい者を支援するため、各都道府県で災害派遣福祉チームが発足している。
- ・防災危機資機材整備事業については、必要性のある資機材については、情報収集を行う。
- ・災害廃棄物処理計画フォローアップ事業については、沖縄県災害廃棄物処理計画については、平成30年3月改定後の「国の災害廃棄物対策指針」等に沿ったものに改定する必要がある。
- ・災害対策拠点整備事業については、円滑な運用にむけては必要なシステムの更新等が必要である。
- ・消防防災ヘリ導入推進については、市町村との合意形成に向けて個別協議を実施しているが、解決すべき課題があるなどの意見があり、関係する他機関との調整が必要である。また消防庁は、運航団体が取り組むべき項目を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」として取りまとめ、令和元年9月24日に告示した。

地域防災組織の拡充

- ・地域防災リーダー育成・普及啓発事業については、自主防災組織の結成主体となる自治会等は年々高齢化が進み、若い人材が不足しているため、若い人材の参加を促進する必要がある。また、地域の中に防災に関する知識をもった者がおらず、どのように自主防災組織を設立してよいかわからない地域が多いことが挙げられる。

消防力の強化

- ・消防体制の整備については、新型コロナウイルス感染症の流行により、救急搬送の需要は一時的に減少したが、救急隊の感染対策など救急業務が多様化している。
- ・消防職員及び消防団員の増員・資質向上については、消防学校における消防団を対象とした教育訓練において、消防団員は就業者が多いため、平日の開催だと勤務日との調整が難しいとの意見がある。また、近年全国の消防団員数が著しく減少し、2年連続1万人以上減少という状況となっており、消防団員の確保が全国的な課題となっている。

防災情報システムの拡充強化

- ・統合型地理情報システム整備事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で、集合研修に制限がかかることが予想される。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・津波高潮ハザードマップ作成市町村数については、津波ハザードマップ未作成市町村において、「津波防災地域づくりに関する法律」の目的、内容が把握されていない。
- ・自主防災組織の結成主体となる自治会等は年々高齢化が進み、若い人材が不足しているため、若い人材の参加を促進する必要がある。また、地域の中に防災に関する知識をもった者がおらず、どのように自主防災組織を設立してよいかわからない地域が多いことが挙げられる。
- ・人口1万人あたりの消防団員数については、消防組織法において、消防に関する責務は市町村が負うこととされているが、地方財政は、依然厳しい状況が続いており、市町村は多様な行政需要のなかから、限られた予算で消防体制の強化に取り組んでいるのが現状である。
- ・消防団員については、高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などの理由から、全国の団員数も毎年減少しており、消防団員の確保は全国的に課題となっている。
- ・消防職員の充足率については、消防組織法において、消防に関する責務は市町村が負うこととされているが、地方財政は、依然厳しい状況が続いており、市町村は多様な行政需要のなかから、限られた予算で消防体制の強化に取り組んでいるのが現状である。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

大規模災害対応力の強化

- ・大規模災害対応力強化については、業務継続計画（中部版、宮古版）の策定を促すとともに、受援計画の策定に取り組む。また、福祉施設における災害時業務継続計画（BCP）に関する研修会等の開催を行う。
- ・防災危機資機材整備事業については、各訓練後のアンケートや市町村、関係団体との連携により必要な資機材の購入を検討する。
- ・災害廃棄物処理計画フォローアップ事業については、市町村計画策定研修では、県が作成したひな形を活用し、市町村災害廃棄物処理計画の早期策定を支援する。また、研修図上演習は、北部中部南部宮古八重山の5地域ごとの取組を念頭に置いた計画とし、関係者間の情報共有や連携をより深めることにより、平時の訓練体制の構築や災害時の対応力向上を図る。加えて、沖縄県災害廃棄物処理計画の改定、業務継続計画（BCP）の策定を行う。
- ・災害対策拠点整備事業については、当該システムにおいて、訓練参加者との意見交換を踏まえ、初動対応の迅速化簡素化のため、「運用マニュアル」の改善を図るとともに、台風等の対応や訓練等でシステムを運用しながら、関係職員の習熟度向上を図る。
- ・消防防災ヘリ導入推進については、導入推進に向け、市町村との協議を行っているが、まだ、2団体が協議すべき課題があるとしていることから、引き続き市町村との協議を実施する。また、市町村との合意形成が図られた場合、速やかに「消防防災ヘリ導入推進協議会（仮称）」設立するとともに、ヘリ機体装備等の仕様やヘリ基地の基本構想、運用に関する各種規約要綱等を検討するワーキンググループを立ち上げる。

地域防災組織の拡充

- ・地域防災リーダー育成・普及啓発事業については、引き続き、自主防災組織率の向上に向けて、国、市町村のほか、県内大学、民間等とも連携し研修会の実施等、各地区自主防災組織育成の主体となる市町村へ支援を実施するとともに、研修内容の更なる充実に取り組む。
- ・災害時における事業者等との連携強化については、庁内の個別協定の情報収集を行い、関係部局と連携しながら協定の中に災害時の協定についても盛り込むとともに、復旧活動（72時間経過後）として、市町村避難所支援等に必要となる機能等についても、関係部局と認識を共有し協定締結の取り組みを促進する。

消防力の強化

- ・消防体制の整備については、広域化対象市町村で立ち上げる協議会へのオブザーバーとしての参加や、市町村間の仲介連絡調整を行う。また、救急業務の質の向上を目的に救急業務に関する取り組み状況等に関するヒアリング調査を継続するとともに、メディカルコントロール協議会等を通してメディカルコントロール体制の充実を図る。
- ・消防職員及び消防団員の増員・資質向上については、消防団を対象とした教育訓練において、次年度も引き続き最低1回は土日に実施する。また、大学や企業に対する消防団の普及啓発活動（チラシポスター配布など）を行い、女性や若い世代の団員確保に取り組む。

防災情報システムの拡充強化

- ・統合型地理情報システム整備事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くことも予想されることから、非対面でも従来の集合研修と同等内容の研修が行えるよう実施方法を工夫することにより、職員のスキルアップ及びシステムの利用促進を図る。また、地図情報が陳腐化しないよう、関係部署等に情報提供を依頼し、その際に受けた新たな情報を追加及び更新することで情報発信の強化を図る。

[成果指標]

- ・津波高潮ハザードマップ作成市町村数については、「津波防災地域づくりに関する法律」において、津波ハザードマップの作成公表は義務化されており、周知に当たっては、その法律の目的や概要、県のこれまでの取り組み等を市町村担当者へ理解してもらうため、津波ハザードマップ未作成市町村に対し意見交換等を行う。
- ・自主防災組織率については、H23年度から組織率の増加について、約24ポイントの増となっているが、まだ目標値に届いていない状況であり、引き続き、自主防災組織率の向上に向けて、国、市町村、民間等と連携し研修会の実施等、各地区自主防災組織の育成の主体となる市町村へ支援を実施する。
- ・人口1万人あたりの消防団員数については、消防団員数については、基準年である平成22年から増加しているが、計画値に達しておらず、また、全国の人口1万人あたりの数値と比較しても大きな開きがあることから、更なる消防団の普及啓発・加入促進を図るため、引き続き、市町村や関係機関と連携して広報活動等に取り組む。
- ・消防職員の充足率については、消防職員数は平成21年から着実に増加しているが、引き続き市町村に対し適正な消防職員の確保に向けて取り組むよう働きかける。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化
施策	輸送手段及び避難地等の確保	
対応する主な課題	<p>沖縄県は他県から海を隔てた遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤として、災害対策本部の機能強化や救急搬送の対応力を向上させる必要がある。</p> <p>災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。また、緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。</p>	
関係部等	土木建築部、企画部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
緊急物資輸送機能の確保					
1	災害防除(道路) (土木建築部道路管理課)	469,857	順調	対策実施箇所数を27箇所で実施した。	県
2	無電柱化推進事業 (土木建築部道路管理課)	746,723	概ね順調	無電柱化整備総延長について、令和2年度は国が1.3km、県が1.3km、市町村が2.2km、合計で4.8kmを整備した。	国 県 市町村
3	離島空港における耐震化対策等の推進 (土木建築部空港課)	20,588	順調	新石垣空港、宮古空港において地震調査や12空港で業務継続計画(A2-BCP)の策定を行った。	県
4	那覇港の整備 (土木建築部港湾課)	266,498	順調	那覇ふ頭上屋の建替工事に着手した。 また、臨港道路港湾2号線改良(液状化対策)、那覇港(新港ふ頭)の海岸整備、既存施設の延命化工事を実施した。 国直轄事業として防波堤、臨港道路等の整備を実施した。	国 那覇港管理組合
5	平良港の整備 (土木建築部港湾課)	0	順調	国において、耐震強化岸壁の整備を行った。	国
6	港湾施設の耐震化の推進 (土木建築部港湾課)	374,972	概ね順調	平良港において、国により耐震化岸壁の整備を進めている。 中城湾港(新港地区)において、臨港道路(橋梁)の上部工補強工事を実施した。	県
密集市街地等の整備改善と避難地の確保					
7	避難地としての都市公園整備 (土木建築部都市公園課)	2,556,448	未着手	県営都市公園(沖縄県総合運動公園、奥武山公園等)において、用地取得や園路等の整備を行った。また、県は市町村都市公園事業に対し助言を行った。	県 市町村
8	地籍調査の促進 (企画部県土・跡地利用対策課)	4,157	大幅遅れ	那覇市において2地区の調査を実施し、一筆地・細部図根測量、地籍図の作業等を進めた。	市町村

9	市街地再開発事業等 (土木建築部都市計画・モノ レール課、 建築指導課)	532,033	順調	農産市場地区においては、令和2年度は施行者(事業組合)が施設建築物の整備、価格確定業務を行った。 上記内容の促進のため、施行者への補助を行った。	県 市町村 組合 民間
10	雨水等の有効利用による災害時 生活用水確保の促進 (企画部地域・離島課)	0	順調	雨水の有効利用に関する普及啓発資料の配付や、雨水・再生水利用施設実態調査を通して、雨水利用に関する情報提供を行う。 また、県HPにおいて、雨水利用による経費削減効果等を掲載し、雨水貯留施設の整備促進を図る。	県 市町村

成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)			
1	道路法面等危険除去箇所数	65箇所 (全体箇所) (H23年)	30箇所	30箇所	35箇所	40箇所	45箇所	45箇所	達成	50箇所除去
担当部課名		土木建築部道路管理課								
状況説明	令和2年度末の道路法面等危険除去箇所数は計画45箇所に対して、実績45箇所であり計画値を達成した。危険箇所除去により、安全で安心な道路ネットワークの形成に寄与した。									
2	無電柱化整備総延長(災害時の ライフライン確保)	109km (H23年)	143.2km	149.0km	154.7km	159.7km	164.5km	167.2km	95.4%	173.2km
担当部課名		土木建築部道路管理課								
状況説明	無電柱化整備総延長について、令和2年度は国が1.3km、県が1.3km、市町村が2.2kmを整備し、合計で4.8kmとなり、年度別計画6.0kmに対し概ね順調な状況であるが、令和2年度の計画値167.2kmに対して目標値は164.5kmで未達成となっている。									
3	離島空港施設の耐震化率		0.0% H28年度	0.0% H29年度	0.0% H30年度	0.0% R元年度	15.0% R2年度	8.0%	達成	17.0%
担当部課名		土木建築部空港課								
状況説明	離島空港施設の耐震化率については、令和2年度計画値8%を達成している。令和2年度において1空港の地震動作成及び12空港のA2-BCPを策定し、耐震対策の取り組みを進めている。									
4	緊急物資輸送の拠点港数(耐震 岸壁設置港湾数)	4港 (H23年度)	5港 H28年度	6港 H29年度	6港 H30年度	6港 R元年度	6港 R2年度	5港	達成	6港
担当部課名		土木建築部港湾課								
状況説明	H29年度には平良港の耐震岸壁が整備途中ではあるが、暫定供用開始を行ったため、災害発生時において、一定程度の緊急輸送機能を持つ岸壁が設置されたとみなし、設置港湾数が6港となった。R2計画値を達成した。									
5	港湾臨港交通施設における橋梁 の耐震化率		42.0% H28年度	42.0% H29年度	42.0% H30年度	42.0% R元年度	50.0% R2年度	58.3%	49.1%	67.0%
担当部課名		土木建築部港湾課								
状況説明	港湾臨港施設における橋梁の耐震化率については、R2年度の実績が50%と計画値を下回った。									

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
避難地に位置づけられている都市公園数	257箇所 (H22年度)	297箇所	299箇所	302箇所	303箇所	303箇所 R元年度	303箇所	達成	303箇所
担当部課名	土木建築部都市公園課								
状況説明	避難地に位置づけられている都市公園数は、計画値303箇所に対し、直近の実績値（令和元年度）は303箇所となっている。また、令和2年度実績は303箇所となる見込みである。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	60.0%	➡	施策推進状況	概ね順調
成果指標の達成状況 (Do)	66.7%			

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

緊急物資輸送機能の確保

- ・災害防除(道路)については、県管理道路はその多くが復帰後に建設されており、老朽化の進行により今後も要対策箇所が増えることが見込まれる。
- ・無電柱化推進事業については、次期無電柱化推進計画（令和3年度以降）の策定に向け、「沖縄ブロック無電柱化推進協議会」において、検討が進められている。
- ・離島空港における耐震化対策等の推進については、沖縄県は12の離島空港を抱えており、数多くの建物や空港土木施設があることから、必要に応じた耐震対策を全て実施するには時間や費用をかなり要する。そのため、人命保護の観点からソフト対策の実施から進めており、令和2年度に12空港の業務継続計画（A2-BCP）の策定が完了した。
- ・那覇港の整備については、大規模災害が生じた場合、海上からの緊急輸送物資の輸送による災害支援救援活動に支障が生じないように、引き続き臨港道路(液状化対策)の整備に取り組む必要がある。

密集市街地等の整備改善と避難地の確保

- ・避難地としての都市公園整備については、公園整備を行うにあたり公園用地の確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等の理由から、地権者等の同意を得るまでに長期間を要している。
- ・地籍調査の促進については、沖縄県の地籍調査の進捗率は98.6%となっており、全国52%及び九州76.8%と比べ進捗率が進んでいるため、各省計上予算の割り当てが他府県に比べ低くなっている。また、地籍調査の実施にあたっては重点対象の5分野について、真に必要な地域においてのみ実施することとなっている。
- ・雨水等の有効利用による災害時生活用水確保の促進については、雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進において、市町村の避難所等における防災対策として重要な取組であるが、整備費用の制約があり、老朽化施設の更新時期に合わせた整備を念頭に、中長期計画として取り組む内容となることから普及の促進は容易ではない。

外部環境の分析

緊急物資輸送機能の確保

- ・災害防除(道路)については、近年の集中豪雨や大型台風等の自然災害により、予測できない箇所道路路面の土砂崩れや道路の冠水が発生している。
- ・無電柱化推進事業については、国の「防災減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策」により、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化を推進する。
- ・那覇港の整備については、荷役関係者から上屋の老朽化やふ頭内道路の不陸により荷役作業に支障が出ているとの意見がある。また、上屋の老朽化に関する緊急修繕が増えている。加えて、令和3年3月に那覇市が公表した国土強靱化地域計画において、那覇港の臨港道路等の整備が市の防災施策推進にかかる事業として位置づけられた。
- ・港湾施設の耐震化の推進については、中城湾港（新港地区）の橋梁耐震化整備において、海洋生物の繁殖時期を避けた施工期間の設定や、潮干狩りやマリンスポーツなどの海洋利用が多い時間帯を避けた施工期間の設定を検討する必要がある。

密集市街地等の整備改善と避難地の確保

- ・地籍調査の促進については、那覇市が事業を実施している地区は、密集市街地で筆数が多く、一筆当たりの面積が小さいうえに権利関係が錯綜していることや、地価が高く地権者の権利意識が強いため、調査が難しい状況である。また、那覇市以外の未完了市町村の未調査地区は、大部分が山林、原野等で人家等がほとんどない地区ということもあり、調査が困難なうえ、地籍調査としての緊急性が低い状況である。
- ・雨水等の有効利用による災害時生活用水確保の促進については、平成26年に「雨水の利用の推進に関する法律」が施行され、平成27年には国の「雨水の利用の推進に関する基本方針」及び「国等における雨水利用の施設の設置に関する目標」が定められた。また、平成28年は地方公共団体への参考資料として「雨水利用の推進に関するガイドライン(案)」が示されている。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・無電柱化整備総延長（災害時のライフライン確保）については、電線共同溝の整備にあたり、関係機関との調整に時間を要したことが要因の一つと考えられる。
- ・港湾臨港交通施設における橋梁の耐震化率については、予算が減少傾向にあり、他事業との配分により十分な事業費の確保が出来ていない。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

緊急物資輸送機能の確保

- ・災害防除(道路)については、道路防災カルテによる点検を毎年度実施し、危険箇所の早期発見早期防除に努める。
- ・無電柱化推進事業については、次期無電柱化推進計画及び実施路線について関係機関(国、県、市町村、電線管理者)と連携を図り、無電柱化の推進に取り組む。
- ・離島空港における耐震化対策等の推進については、ソフト対策として12空港における業務継続計画(A2-BCP)の策定が完了したことから、今後は建物や空港土木施設等の耐震補強に取り組む。
- ・那覇港の整備については、延命化に関する工事は順調に実施しているが、進行する老朽化に対応するため、早期の対策実施を図れるよう努める。また、国に対し、計画通りの事業実施を要望するとともに、引き続き臨港道路(液状化対策)の整備に取り組む。
- ・平良港の整備については、県としては、引き続き国や宮古島市に対し早期整備等の要望を行うなど事業の促進を図る。
- ・港湾施設の耐震化の推進については、平良港耐震強化岸壁整備について、県としては、引き続き国や宮古島市に対し早期整備等の要望を行うなど事業の促進を図る。また、中城湾港(新港地区)の橋梁耐震化整備において、海洋生物の繁殖時期を避けた施工期間を検討し生物の保全に配慮する。加えて、潮干狩りやマリンスポーツなどの海洋利用が多い時間帯を避けた施工時間を検討し利用者の安全確保を図る。

密集市街地等の整備改善と避難地の確保

- ・避難地としての都市公園整備については、引き続き公園用地取得に向け、地権者等の同意が得られるよう粘り強く交渉を続けるとともに、市町村を通じて地元自治会、関係者等の協力を得ながら事業を推進する。また、整備の効果が早期に発現できるよう部分的な供用開始に取り組む。
- ・地籍調査の促進については、第7次国土調査事業十箇年計画における重点5分野(防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業保全、所有者不明土地対策)の施策と連携し地籍調査を推進する。また、未完了市町村については、地籍調査についての意識向上を図り事業の実施を促進する。
- ・雨水等の有効利用による災害時生活用水確保の促進については、沖縄県の作成した雨水貯留施設のモデル仕様及び国等の先導的取組に関する市町村への情報提供を継続して実施する。また、災害時の生活用水を確保するため、水関連イベント等において、雨水利用に関するリーフレット等を配布し、雨水利用に関する県民への普及啓発に取り組む。

[成果指標]

- ・無電柱化整備総延長(災害時のライフライン確保)については、目標値の達成に向け、引き続き、事業の推進及び取り組みの強化を図る。
- ・港湾臨港交通施設における橋梁の耐震化率については、予算確保に努め、適切な事業進捗管理を行い計画値達成できるよう努める。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化
施策	生活基盤等の防災・減災対策	
対応する 主な課題	<p>沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川のはん濫や土砂災害、高潮被害などが発生しており、自然災害から県民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。</p> <p>災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。また、緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。</p> <p>沖縄県は、台風常襲地帯であること等の地域性から鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅と比較して耐震診断・改修費用が高く所有者負担が大きいことから民間住宅の耐震化が立ち遅れている。</p> <p>緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。</p> <p>大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、病院、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物及び多数の者に危険が及ぶおそれのあるホテル等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。</p> <p>島嶼県である本県において上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。</p> <p>都市部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、既設の排水設備では、十分な雨水排除が出来ない地域がある。</p> <p>台風発生時に高潮・波浪等による被害が想定される海岸や老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設については、施設の新設・改良等により防護機能を確保する必要がある。</p> <p>避難誘導体制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップの作成等が重要である。</p> <p>季節風、潮風、飛砂等の被害から住宅、農地等を保全するための、防風保安林、潮害防備保安林の整備が求められている。</p> <p>台風等による波浪や地震・津波等に対して安全性が確保されていない漁港施設の機能強化が求められている。</p>	
関係部等	土木建築部、教育庁、子ども生活福祉部、農林水産部、企業局、保健医療部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
公共施設等における耐震化対策の推進					
1	公営住宅整備事業(県営住宅耐震化) (土木建築部住宅課)	3,583,539	順調	県営赤道団地、新川団地、高原団地、平良南団地で現行の耐震性を有さない住棟の除却が計画どおり実施され、また、県営新川団地(第2期)が完成したため、県営住宅等の耐震化が図られた。	県 市町村
2	公共建築物の耐震化の促進 (土木建築部建築指導課)	0	順調	耐震改修促進計画が未策定市町村(伊平屋村、多良間村、与那国町)へ計画の策定を促した。県及び市町村の災害時の防災拠点となる建築物の耐震化を働きかけた。	県 市町村
3	橋梁長寿命化修繕事業(県道等) (土木建築部道路管理課)	2,178,850	順調	県管理道路橋の補修・補強等を36箇所実施した。	県
4	橋梁長寿命化修繕事業(市町村道) (土木建築部道路管理課)	1,212,709	順調	各市町村の橋梁長寿命化計画に基づき、56橋の補修・耐震補強又は架替工事を行った。また、10市町村において、定期点検を実施した。	市町村
5	モノレール施設長寿命化事業 (土木建築部都市計画・モノレール課)	183,435	やや遅れ	首里駅の分岐器修繕工事及び道路法に基づく定期点検を行った。	県

6	治水施設の機能維持(長寿命化対策) (土木建築部河川課)	170,666	順調	倉敷ダム長寿命化計画に基づき制御処理設備の更新を実施した。 可動堰の維持のため、施設の点検を行った。	県
7	下水道事業(長寿命化・地震対策) (土木建築部下水道課)	6,852,795	大幅遅れ	県管理流域下水道において、主要管渠の老朽化及び耐震対策(管更生)を実施した。 また、下水道事業実施市町村へ国からの交付金を配分し、15市町村に対し、老朽化した下水道施設の改築のための補助を行った。	県 市町村
8	海岸堤防等老朽化対策緊急事業 (土木建築部海岸防災課)	228,011	概ね順調	宜野湾市の伊佐海岸(L=30m)及び、うるま市の中城湾港海岸(豊原地区)(水叩きL=128m)について、機能の強化又は回復のため、老朽化した海岸保全施設(堤防)の整備を行った。	県
学校施設の耐震化対策の推進					
9	公立小中学校施設整備事業 (教育庁施設課)	3,584,619	やや遅れ	公立小中学校施設の耐震化を推進するため、設置主体の市町村と連携して旧耐震基準で建設された老朽校舎の解消及び施設環境の向上を図る。	県 市町村
10	高等学校施設整備事業 (教育庁施設課)	3,126,430	順調	安全安心な教育基盤確保のため、老朽化した高等学校施設11,742㎡の改築を行った。	県
11	高等学校施設塩害防止・長寿命化事業 (教育庁施設課)	225,776	大幅遅れ	安全で環境に配慮した教育基盤を整備するため、実施予定面積である15,435㎡の内7,519㎡を県立学校施設の塗装改修及び屋根防水改修を実施した。また、残りの7,916㎡については繰越して実施する。	県
12	特別支援学校施設塩害防止・長寿命化事業 (教育庁施設課)	0	未着手	特別支援学校施設の塗装改修及び屋根防水改修は、令和2年度内では実施出来なかった為、実施予定面積である7,055㎡については次年度に繰越して実施する。	県
社会福祉施設等の耐震化					
13	障害児者福祉施設整備事業費 (子ども生活福祉部障害福祉課)	437,180	順調	社会福祉法人等が行う障害福祉施設等の整備に要する経費の一部を補助する。	県
水産基盤施設における防災対策の強化					
14	漁港防災対策支援事業 (農林水産部漁港漁場課)	0	順調	平成27年度までに、計画していた2地区(渡名喜地区の避難施設整備及び佐良浜地区の避難誘導灯など)の整備が完了した。また、両地区におけるハザードマップの作成が完了し、地域住民の避難時の安全性が確保された。	県 市町村
15	水産物供給基盤機能保全事業 (農林水産部漁港漁場課)	1,526,396	順調	波照間地区及び安田地区において、防波堤の耐波性能強化の工事を実施した。また、糸満南地区等において、機能保全計画に基づき、防波堤や岸壁等の保全工事を実施した。	県 市町村

民間住宅・建築物等の耐震化促進					
16	民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策 (土木建築部建築指導課)	20,741	やや遅れ	新聞広告・広報誌・ダイレクトメール・ポスター掲示等による耐震化の普及啓発及び耐震相談窓口を設置した。また、簡易診断技術者等の派遣による耐震化の普及啓発を図るとともに、ホテル等の民間建築物の耐震改修に対する費用の支援を行った。	県 市町村 民間
水道施設の耐震化対策					
17	水道施設の整備 (企業局配水管理課)	5,459,301	順調	名護浄水場整備(沈澱池設備工事等)、北谷浄水場整備(中間ポンプ工事等)、石川~上間送水管布設工事、水道広域化施設整備等を実施した。	県
18	水道施設整備事業 (保健医療部衛生業務課)	5,668,571	概ね順調	那覇市等30事業体で老朽化した水道施設の更新・耐震化等の整備を実施した。また県は30事業体へ老朽化施設の計画的な更新、耐震化等への取組等について指導・助言を行った。	市町村
治水対策、都市の浸水対策					
19	治水対策(河川改修、情報提供等) (土木建築部河川課)	2,900,398	順調	国場川、小波津川など19河川で洪水被害の防御のための河川整備として、用地補償及び護岸工事等を実施した。河川情報基盤は雨量計、水位計の更新を行った。	県
20	下水道事業(浸水対策) (土木建築部下水道課)	0	概ね順調	那覇市など15市町村において、雨水管の整備等の浸水対策を行った。	市町村
土砂災害対策					
21	急傾斜地崩壊対策事業 (土木建築部海岸防災課)	686,809	順調	島袋地区、宇茂佐地区、比屋根地区、吉原地区、楚辺地区、仲西地区、天久地区、渡嘉敷地区、緊急改築事業(武富地区、金良地区、添石地区)の急傾斜地崩壊対策施設の整備を行った。	県
22	砂防事業 (土木建築部海岸防災課)	232,995	大幅遅れ	安和与那川、饒波川、東屋部川、小兼久川の砂防施設の整備を行った。	県
23	地すべり対策事業 (土木建築部海岸防災課)	551,240	順調	地すべり対策事業で当間地区を含む計8地区、緊急改築事業で南風原兼城地区を含む計3地区、自然災害防止事業で首里崎山地区を含む計3地区の地すべり対策施設の整備を行った。	県
24	治山事業 (農林水産部森林管理課)	707,973	概ね順調	季節風、台風被害による潮風害から、民家、畑又は公共施設等を保全するため防風・防潮林の整備を行った。 10地区において、1.69haを造成及び改良することにより、防風・防潮林の機能強化を行った。 また、整備した防風・防潮林の保育のほか山地災害対策等を行った。	県

様式 2 (施策)

高潮等対策					
25	津波・高潮警戒避難体制の整備事業 (土木建築部海岸防災課)	0	概ね順調	市町村に対して津波ハザードマップを提供するなど、津波ハザードマップ作成の支援を行った。	市町村
26	高潮対策事業 (土木建築部海岸防災課)	42,522	順調	北谷町の北前海岸(L=30m)において、高潮対策のための海岸保全施設(護岸)の整備を行った。	県
27	漁港海岸保全施設整備事業 (農林水産部漁港漁場課)	102,000	順調	海岸保全施設の整備を伊是名漁港海岸で実施した。	県 市町村

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	耐震化が必要な県営住宅棟の耐震化率	89.8% (H23年度)	92.2%	92.2%	92.9%	93.2%	93.2%	93.6%	89.5%	93.9%
	担当部課名	土木建築部住宅課								
	状況説明	県営平良南団地等で現行の耐震性を有さない住棟の除却が計画どおり実施され、また、県営新川団地 (第 2 期) が完成したため、県営住宅等の耐震化が図られた。								
2	多数の者が利用する建築物の耐震化率	83.5% (H17年)	83.5% H17年	91.5%	91.5% H28年	91.5% H28年	91.5% H28年	93.9%	76.9%	95.0%
	担当部課名	土木建築部建築指導課								
	状況説明	多数の者が利用する建築物の耐震化率については実績値が91.5% (平成28年度) と計画値 (93.9%) から2.4%足りなかった。しかし、実績値は平成28年度に算出した耐震化率であり、耐震診断・改修等に係る相談窓口の設置や沖縄県民間建築物耐震診断・改修等補助金事業を実施していることから、R2年度の実績値は順調に推移していると思われる。								
3	道路法面等危険除去箇所数	65箇所 (全体箇所) (H23年)	30箇所	30箇所	35箇所	40箇所	45箇所	45箇所	達成	50箇所除去
	担当部課名	土木建築部道路管理課								
	状況説明	令和2年度末の道路法面等危険除去箇所数は計画45箇所に対して、実績45箇所であり計画値を達成した。危険箇所除去により、安全で安心な道路ネットワークの形成に寄与した。								
4	重要な幹線等の耐震化率 (下水道)	17.0% (H22年度)	42.9% H27年度	42.9% H27年度	46.7% H29年度	47.0% H30年度	46.5% R元年度	46.5%	達成	49.8%
	担当部課名	土木建築部下水道課								
	状況説明	重要な幹線等の耐震化率 (下水道) については、計画値46.5%に対し実績値46.5% (R元年度) となっており、計画値を達成している。								
5	防護面積 (高潮対策等)	58.9ha (H23年度)	82.8ha	86.4ha	86.7ha	87.0ha	88.0ha	89.3ha	95.7%	92.7ha
	担当部課名	土木建築部海岸防災課								
	状況説明	海岸保全施設の整備による高潮対策等の防護面積は、基準値58.9haに対して改善幅29.1ha、現状値88.0ha (前年度から1.0haの推進) となり、R2年度目標値89.3haを達成出来なかった。								
6	公立学校耐震化率	79.9% (H24年)	91.8% H29年4月	92.9% H30年4月	94.2% H31年4月	96.2% R2年4月	96.8% R3年4月	98.0%	93.4%	100.0%
	担当部課名	教育庁施設課								
	状況説明	公立学校について校舎改築事業等を実施した結果、これまで445棟の耐震化が図られ、耐震化率は96.8% (速報値) と基準値に比べ17.0%改善したが、今年度計画値の98.0%は達成できなかった。								

7	成果指標名		基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
				H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	障害児・者入所施設の耐震化率 (旧耐震化基準施設の耐震化率)		69.5% (H22年度)	94.3%	94.3%	94.3%	94.3%	98.1%	97.0%	達成	100.0%
	担当部課名		子ども生活福祉部障害福祉課								
状況説明		障害者支援施設及び障害児入所施設合計54施設のうち、98.1% (53施設) の施設が耐震化済みである。									
8	成果指標名		基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
				H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	住宅の耐震化率		82% (H20年)	85.1% H25年	85.1% H25年	85.1% H25年	85.1% H25年	85.1% H25年	93.7%	26.5%	95.0%
	担当部課名		土木建築部建築指導課								
状況説明		住宅の耐震化率については実績値が85.1% (25年) と計画値 (93.7%) を達成できなかった。しかし、実績値は平成25年度に算出した住宅の耐震化率であり、住宅の耐震化率向上のため、耐震診断・改修に係る普及啓発、相談窓口、簡易診断技術者派遣事業、簡易診断の技術者育成事業を実施していることから、実際の実績値は順調に推移していると思われる。									
9	成果指標名		基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
				H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	基幹管路の耐震化率 (上水道)		23% (H22年)	24.9% H27年度	24.7% H28年度	25.8% H29年度	26.8% H30年度	29.3% R元年度	34.7%	53.8%	36.0%
	担当部課名		企業局配水管理課、保健医療部衛生業務課								
状況説明		平成28年度に耐震化率が減少したため、令和元年度計画値への達成は遅れている状況である。しかしながら、継続して管路の更新、耐震化に取り組んでおり、基幹管路の耐震化は着実に進捗している。									
10	成果指標名		基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
				H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	主要 9 河川での浸水想定面積		約234ha (H22年度)	234ha H22年度	234ha H22年度	234ha H22年度	234ha H22年度	234ha H22年度	74ha	0.0%	約56ha
	担当部課名		土木建築部河川課								
状況説明		河川整備は、下流から整備するという事業の特殊性から、事業効果を上げるのに時間を要している。浸水想定面積は各年度では算定していない為、河川整備済み延長で判断するとR2年度までの目標115.0kmに対して112.4kmの整備で97.7%の達成割合となっていることから、浸水想定面積についても計画どおり改善されているものと見込まれる。									
11	成果指標名		基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
				H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	下水道による都市浸水対策達成率		53.5% (H22年度)	57.4% H27年度	57.4% H27年度	59.4%	59.4% H30年度	59.6% R元年度	61.2%	79.2%	62.1%
	担当部課名		土木建築部下水道課								
状況説明		下水道による都市浸水対策達成率は、計画値61.2%に対し、実績値59.6% (令和元年度実績) と、0.6ポイント下回っている。浸水対策は、各市町村が雨水管の整備を行っており、整備計画の遅れにより計画値を下回っているが、順調に改善していくと見込まれる。									

	成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
12	土砂災害危険箇所整備率 (急傾斜地崩壊対策事業)	13% (H23年度)	14%	16%	16%	16%	16%	16%	達成	16%
	担当部課名	土木建築部海岸防災課								
	状況説明	土砂災害危険箇所整備率 (急傾斜地崩壊対策事業) については、計画地16%に対し実績値16%であり、目標を達成した。								
13	土砂災害危険箇所整備率 (砂防事業)	21% (H23年度)	22%	22%	23%	23.3%	23.3%	22%	達成	24%
	担当部課名	土木建築部海岸防災課								
	状況説明	土砂災害危険箇所整備率 (砂防事業) については、計画値22%に対して実績値23.3%と目標を達成した。								
14	土砂災害危険箇所整備率 (地すべり対策事業)	24% (H23年度)	28%	28%	29%	30%	30%	31%	85.7%	36%
	担当部課名	土木建築部海岸防災課								
	状況説明	土砂災害危険箇所整備率 (地すべり対策事業) は、計画値の31%に対し実績値30%であり、目標値を達成できなかった。 なお、施設の老朽化等により、再度施設整備の必要が生じた箇所について対策を行っており、過年度整備時に一度整備済みとしているため整備率に反映することができないが、令和2年度実績で計6箇所について整備に着手し、1箇所整備が完了しており、着実に事業を推進している。								
15	防風・防潮林整備面積	533ha (H23年度)	556.8ha	558.5ha	559.6ha	561.0ha	562.7ha	587ha	55.0%	593ha
	担当部課名	農林水産部森林管理課								
	状況説明	事業が実施可能な箇所が減少しているため、目標値の達成は困難な状況である。								
16	津波高潮ハザードマップ作成市町村数	36市町村 (H25年度)	38市町村	38市町村	38市町村	38市町村	39市町村	40市町村	75.0%	41市町村
	担当部課名	土木建築部海岸防災課								
	状況説明	津波高潮ハザードマップ作成市町村数は基準値36市町村に対して改善幅3市町村、現状値39市町村となり、令和2年度目標値40市町村に対して達成出来なかった。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	55.6%
成果指標の達成状況 (Do)	31.3%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、成果は遅れている
--------	--------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- 公共施設等における耐震化対策の推進
 - 公営住宅整備事業(県営住宅耐震化)については、昭和54～61年の建設ピーク時の公営住宅が整備から35～40年経過しようとしており、更新時期を迎える公営住宅が急激に増加する見込みである。また、昭和56年以前に建設された県営住宅は現在の耐震基準を満たしておらず、又、塩分含有量の多い骨材が使用された可能性が高いことから、老朽化が著しい建物が多い。
 - 公共建築物の耐震化の促進については、公共建築物の耐震化について、市町村は計画を策定するよう努める必要があるが、一部の離島市町村では耐震改修促進計画が未策定となっている。また、災害時の防災拠点となる建築物のうち耐震診断結果の報告を公表する建物について、耐震化の促進を図る必要がある。
 - 橋梁長寿命化修繕事業(県道等)については、県管理の道路橋は672橋(50年以上は、70橋で10.4%)あり、その多くが復帰後に建設されている。今後、修繕費の増大が予測されることから、最も効率的効果的な維持修繕を行わなければならない。
 - 橋梁長寿命化修繕事業(市町村道)については、市町村の管理する橋梁は、その多くが復帰直後に建設されており、老朽化橋梁が急速に増加することが懸念される。そのため、早急に修繕等の対応が必要なこれらの施設に対して計画的集中的な修繕等を実施することが必要であるため、効果的な指導監督に取組む必要がある。また、市町村では、橋梁点検及び修繕に精通する職員が不足している。
 - モノレール施設長寿命化事業については、現行の長寿命化修繕計画が令和3年までとなっているため、見直しが必要となっている。
 - 治水施設の機能維持(長寿命化対策)については、建設から30年を超えるダムもあり、設備の老朽化が見られている。
 - 下水道事業(長寿命化・地震対策)については、沖縄県の下水道事業は、事業開始から40年以上経過しているため、既存施設の増大、施設の老朽化、耐用年数の超過等の課題がある。また、厳しい財政状況下でこれらのストックを効果的に改築・更新、耐震化に取り組みなければならぬが、財政的に脆弱な中小町村では人員・予算が限られてる。加えて、市町村が実施する下水道整備は、市町村要望に対して交付金を十分に配分できておらず、整備が遅れている状況がある。
- 学校施設の耐震化対策の推進
 - 公立小中学校施設整備事業については、施設整備にかかる事業の前倒しを研修会や通知等により市町村へ働きかけているところだが、市町村教育委員会の財政が厳しく、毎年度の市町村予算の確保が厳しい状況の中で、公立学校施設の改築や改修をどれだけ効率良く事業を行うことができるか等の課題がある。
 - 高等学校施設整備事業については、実施事業において、工事の出来高が順調に推移したことから、県立高等学校施設の改築事業量が増加した。
 - 高等学校施設塩害防止・長寿命化事業、特別支援学校施設塩害防止・長寿命化事業については、前年度中に学校と発注時期の調整を行ったが、発注前に再度調整を行う必要がある。(他工事の進捗状況により、発注時期が前後するため)前年度中に学校と発注時期の調整を行ったが、工事期間中には細かな日程調整が必要となる。(騒音が発生する工事、悪天候により工事ができない期間が発生するため)
- 社会福祉施設等の耐震化
 - 障害児者福祉施設整備事業費については、入所施設の耐震化については概ね完了しており、今後は老朽化した施設の建替え需要などが見込まれる。離島地域を含め、グループホームが全体的に不足している状況であり、障害種別に応じたミスマッチなどがあると考えられる。
- 水産基盤施設における防災対策の強化
 - 漁港防災対策支援事業については、平成27年度までに渡名喜地区において津波避難施設並びに渡名喜及び佐良浜両地区において避難誘導標識、避難誘導灯及びハザードマップの整備が完了したことにより、避難対象者の安全確保が可能となった。関係市町村へのハザードマップ等の必要性を認識してもらう必要がある。
 - 水産物供給基盤機能保全事業については、今後、既存施設の更新費用は増加することが見込まれることから、更新コストの縮減等を図る必要がある。
- 民間住宅・建築物等の耐震化促進
 - 民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策については、沖縄県の住宅で約9割を占めている鉄筋コンクリート造の住宅は、耐震診断等の費用が木造住宅に比べて高くなるため、耐震診断等の実施が低調の要因となっている。また、沖縄県における住宅建築物の耐震診断等の補助要綱を策定している市町村数は13で、策定率は約32%しかなく、全国平均の88%に遠く及ばない状況である。
- 水道施設の耐震化対策
 - 水道施設の整備については、本土復帰後、年々増大する水需要に対処するため、早急に進めてきた。これらの水道施設の経年化が進み大量に更新時期を迎えるため、計画的な施設の更新が必要である。
- 治水対策、都市の浸水対策
 - 治水対策(河川改修、情報提供等)について、河川整備は、下流側から整備するという事業の特殊性から、事業効果をあげるには多大な期間を要する。また、河川情報基盤の整備において、関係機関との調整事項が多いことから時間を要する。
 - 下水道事業(浸水対策)については、厳しい財政状況下で、市町村は未普及対策(汚水事業)に加えて、浸水対策(雨水事業)が後回しになる傾向があり、取組を進める上で課題となっている。
- 土砂災害対策
 - 急傾斜地崩壊対策事業については、近年、集中豪雨等が増加傾向にあることから、対策の必要性が高まっているが、対策工事について関係地権者の同意を得ることに時間を要している。
 - 砂防事業については、用地交渉において、未相談案件が多く、県外、国外にも関係相続人が存在していることから、交渉にあたる職員の十分な人数の確保が困難である。
 - 地すべり対策事業については、地すべり危険箇所にも多数の住宅や道路、公共施設等が密集しており、対策の必要性は高いが、対策工事について関係地権者からの同意を得ることに時間を要している。
 - 治山事業については、確実な事業執行のため、事業実施に必要な保安林の指定、施工同意等諸条件の早期解決を図る必要がある。
- 高潮等対策
 - 津波・高潮警戒避難体制の整備事業については、「津波防災地域づくりに関する法律」の制定に伴い、津波ハザードマップ作成が義務化されたが、想定される津波浸水の影響が比較的小さい地域において、取り組みが遅れが見られる。
 - 高潮対策事業については、ブロック製作ヤード確保のための関係機関との調整に、不測の期間を要し進捗が遅れている。
 - 漁港海岸保全施設整備事業については、効果的かつ効率的に事業を推進するためには、整備する施設について優先順位等を考慮する必要がある。

外部環境の分析

公共施設等における耐震化対策の推進

- ・公共建築物の耐震化の促進については、国の耐震診断等の促進を図るための基本的方針が平成28年3月に改正され、公共建築物等の多数のものが利用する建築物の耐震化率は令和2年までに95%にすることが目標となっている。平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和3年の福島地震の発生を受け、公共建築物の耐震化を促進することが求められている。
- ・橋梁長寿命化修繕事業については、道路法令の改正（平成26年7月施行）により、道路橋の定期点検（5年に1回）の実施が定められている。
- ・モノレール施設長寿命化事業については、沖縄都市モノレールインフラ部は、高温多湿であることや台風時の飛来塩分など沖縄独特の厳しい自然環境により鋼構造物の腐食劣化が生じやすい。
- ・治水施設の機能維持（長寿命化対策）については、各ダムの共同管理者との連携が必要である。
- ・下水道事業（長寿命化・地震対策）については、平成27年5月、下水道法改正により、維持修繕に努めることが義務づけられ、政令により維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項が定められている。また、令和2年度からは、ストックマネジメント計画に基づき、改築・修繕を実施する必要があるが、まだ策定していない市町村がある。加えて、策定していない場合には、国庫の活用ができないことから、フォローを行う必要がある。
- ・海岸堤防等老朽化対策緊急事業については、平成26年6月に海岸法の一部が改正され、海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持修繕し、海岸の防災に支障を及ぼさないよう努めることが新たに義務づけられた。

学校施設の耐震化対策の推進

- ・高等学校施設塩害防止・長寿命化事業については、台風被害などで、建築年数の浅い建物でも雨漏り修繕の要望が学校側から挙げられている。

社会福祉施設等の耐震化

- ・障害児者福祉施設整備事業費については、全国的に施設から地域への移行を推進する流れになってきており、H30年度からは、より重度の障害者方でも地域生活ができるよう、日中支援型共同生活援助など、国の制度においても新たな類型が創設されている。

水産基盤施設における防災対策の強化

- ・漁港防災対策支援事業については、東日本大震災の発生から9年が経過し、防災意識の低下が危惧されている。避難タワー等ハード施設について従来事業と別に新規事業が創設されたため、関係市町村に周知を行う。
- ・水産物供給基盤機能保全事業については、本県における漁港整備は昭和47年以降本格的に進めてきたところであるが、供用開始から30年程度以上経過した施設については老朽化による施設の機能低下が懸念されるため、計画的な老朽化対策が必要である。波照間地区と安田地区における防波堤改良工事の実施の際は、漁船の利用状況を勘案するなど、操業に支障がないよう十分に留意する必要がある。

民間住宅・建築物等の耐震化促進

- ・民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策については、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和3年の福島地震の発生を受け、県民からの住宅建築物の耐震性に関する相談があるものの、相談数は鈍化してきている。

水道施設の耐震化対策

- ・水道施設の整備については、島嶼県である本県において、上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、水道施設の耐震化等が必要である。
- ・水道施設整備事業については、簡易水道事業との統合により、耐震化されていない管路延長が増えたため、耐震化率が計画値より低い値となっている。

治水対策、都市の浸水対策

- ・治水対策（河川改修、情報提供等）については、近年は豪雨が多発する傾向にあり、迅速な情報提供が求められている。
- ・下水道事業（浸水対策）については、平成27年5月、下水道法改正により、浸水被害対策区域制度が創設され、官民連携した浸水対策の推進や雨水排除に特化した公共下水道の導入等が示されている。また、ゲリラ豪雨の増加や都市化の進展により、浸水被害のリスクが増えている。加えて、国においては、国土強靱化に係る浸水対策を推進しており、本県においても、取組を推進する必要がある。

土砂災害対策

- ・急傾斜地崩壊対策事業については、本事業の性質上、事業の効果が得られるのは、斜面上部又は下部に家屋等の保全対象施設を持つ地権者であるケースが多く、対策施設が整備される斜面部の地権者は土地利用制限等が伴うことから、同意を得るのに時間を要している。
- ・砂防事業については、買収用地が山林地であることから用地単価の設定では他事業に比して低くなり関係地権者から単価不満があることや、地権者の高齢化や県外、国外、または所有者不明、抵当権が設定されているなど、用地交渉に支障をきたしている。
- ・地すべり対策事業については、新規に整備すべき箇所について、地元住民との合意形成が不可欠であるが時間を要することが多い。
- ・治山事業については、事業着手後に生じる設計変更や施工方法に対する地元からの追加要望等諸課題の解決及び確実な事業執行のために早期発注が必要である。また、地元からの要望があっても、保全対象が事業採択要件に満たないため、実施不可となる事がある。

高潮等対策

- ・高潮対策事業については、自然豊かな海岸を有する地域においては、事業を実施する海岸でそれぞれ異なる特性を持った環境及び周辺に生息する生物へ配慮した計画策定が必要であり、さらに地域のニーズに合った海岸整備が求められる。
- ・漁港海岸保全施設整備事業については、伊是名地区における人工リーフ等の整備については、近隣海域にもずくの養殖場が多く点在していることから、もずく養殖に支障がないよう十分に留意する必要がある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・耐震化が必要な県管住宅棟の耐震化率については、各種法令を所管する諸官庁や敷地と接続する道路や河川などの管理者との調整及び、工事に影響のある隣接地権者の施工承諾取得が遅れたことが要因として挙げられる。
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率については、実績値の算出は国の統計を基に行っているが、直近の実績値が平成28年度に算出した耐震化率となっており、古いデータのままになっているため、実際の実績値より低い数値になっている。
- ・防護面積（高潮対策等）については、ブロック製作ヤード確保のための関係機関との調整に、不測の期間を要し進捗が遅れた。
- ・公立学校耐震化率については、耐震化が必要な学校施設が多い公立小中学校について、実施主体の市町村教育委員会の財政が厳しく、公立学校施設の改築事業の予算確保が課題となっている。
- ・住宅の耐震化率については、実績値の算出は国の統計を基に行っているが、直近の実績値が平成25年度に算出した住宅の耐震化率となっており、古いデータのままになっているため、実際の実績値より低い数値になっている。
- ・基幹管路の耐震化率（上水道）については、平成28年度に厚生労働省が促進している簡易水道事業の統合により、石垣市にて上水道事業と簡易水道事業が統合され、当初計画で見込まれていなかった耐震性能の無い管が大幅に増えたことにより、耐震化率が減少した。
- ・主要9河川での浸水想定面積については、河川整備は、下流から整備するという事業の特殊性から、事業効果を上げるのに時間を要している。
- ・下水道による都市浸水対策達成率については、各市町村が雨水管の整備を行っており、施工条件（用地取得など）の影響もあり、当初予定の整備計画に遅れが生じている。なお、R元実績値を採用しているが、R2実績は、計画値を達成する見込である。
- ・土砂災害危険箇所整備率（地すべり対策事業）については、過年度に施設整備が完了した危険箇所内で、施設の老朽化等により再度施設整備の必要が生じた箇所が年々増加しており、新規の要対策箇所にかかる予算から回す必要が生じている。
- ・防風・防潮林整備面積については、地元からの事業要望があっても、事業の採択要件に合致しないなどの理由で実施可能箇所が減少しているため、目標値の達成は困難な状況である。
- ・津波高潮ハザードマップ作成市町村数については、津波ハザードマップ未作成市町村において、「津波防災地域づくりに関する法律」の目的、内容が把握されていない。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

公共施設等における耐震化対策の推進

- ・ 公営住宅整備事業(県営住宅耐震化)については、公営住宅の整備について、公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、効率的な建替事業を推進する。また、耐震基準を満たし、劣化の程度の低い住棟については、エレベーターや外壁等の改修工事を実施し、建物の長寿命化を図ることによりコスト縮減を図る。
- ・ 公共建築物の耐震化の促進については、耐震改修促進計画未策定の離島町村に対し、計画策定を支援する。また、県及び市町村会議を通して、耐震化に係る交付金の制度の周知を行うなど、災害時に防災拠点となる公共建築物の耐震化の支援を行う。
- ・ 橋梁長寿命化修繕事業(県道等)については、引き続き、平成26年度から実施している法律に基づく定期点検を実施し、すべての県管理道路橋の点検結果を記録把握する。また、長寿命化修繕計画の改定に伴い、定期点検補修補強の優先順位を更新し、設定した優先順位により事業を効率的に実施し、災害発生時の避難経路の確保や緊急輸送道路を持つ施設の確保に努める。
- ・ 橋梁長寿命化修繕事業(市町村道)については、引き続き、研修・講習会への参加等の活用を積極的に呼びかけを行う。また、市町村道事業説明会等により、国や県の橋梁点検要領等の情報提供や点検及び工事履歴等の記録保存体制の構築、外部委託の活用や各市町村間の情報共有に関する助言を行う。
- ・ モノレール施設長寿命化事業については、引き続き定期点検を通して、腐食劣化箇所の把握に努め、補修設計工事に取り組むことにより、施設の長寿命化を図る。また、これまでの定期点検結果や修繕工事の実績を検証し、明らかになった課題等の解決する方法を検討し、それを反映させた新たな長寿命化修繕計画を策定する。
- ・ 治水施設の機能維持(長寿命化対策)については、ダム長寿命化計画に基づき維持管理を行う。
- ・ 下水道事業(長寿命化・地震対策)については、下水道施設耐震化の取組は、順調に進捗しているが、下水道長寿命化計画からストックマネジメント計画へ移行する市町村に対しては、計画策定に向け今後のフォローアップを行う。また、ストックマネジメント計画へ移行した市町村に対しても、事業進捗のヒアリング等を踏まえて必要な助言を行う。加えて、R4からの「新たな振興計画」においても、下水道事業が抱える課題(老朽化、耐震化等)を解決できるよう位置付ける。
- ・ 海岸堤防等老朽化対策緊急事業については、海岸巡視の外部委託に取組み、効率的、効果的な海岸巡視を行い、海岸保全施設の防護機能の強化または回復に繋げる。

学校施設の耐震化対策の推進

- ・ 公立小中学校施設整備事業については、引き続き、市町村に対し施設整備事業の前倒しを研修会やヒアリング、通知等により働きかけ、学校施設整備に係る所要額をとりまとめ、必要な予算確保や補助単価の引き上げ等について、県関係部局や国に働きかけ、老朽校舎の解消を図る。また、予算繰越について、事業主体である市町村に対し、研修会やヒアリング等の中で更なる早期執行や執行体制の強化を促進し、改築事業等の円滑な実施を働きかける。
- ・ 高等学校施設整備事業については、老朽化した高等学校施設の改築を引き続き進めていくことにより、安全安心な教育環境の整備を一層推進する。
- ・ 高等学校施設塩害防止・長寿命化事業については、発注前及び工事期間中の細かな日程調整で、他工事の進捗や工事工程の遅れの期間を見込んだ工事発注計画を立てる。また、計画遂行のために設計精査及び契約手続きの早期着手を行うことで、工事の早期発注に取り組む必要がある。
- ・ 特別支援学校施設塩害防止・長寿命化事業については、発注前及び工事期間中の細かな日程調整で、他工事の進捗や工事工程の遅れの期間を見込んだ工事発注計画を立てる。また、計画遂行のために設計精査及び契約手続きの早期着手を行うことで、工事の早期発注に取り組む必要がある。

社会福祉施設等の耐震化

- ・ 障害児者福祉施設整備事業費については、国庫補助金を活用した施設整備において、施設の状態等を踏まえ、緊急度の高い施設について国との協議を進め、整備の促進を図る。

水産基盤施設における防災対策の強化

- ・ 漁港防災対策支援事業については、災害発生時の地域住民の安全確保のため、浪名喜及び佐良浜両地区において整備された避難誘導標識等避難関連施設及び八ヶ戸マップを避難訓練等で引き続き活用しつつ、地域住民に周知する。
- ・ 水産物供給基盤機能保全事業については、漁船の操業や漁港利用者に支障をきたすことのないよう、施工業者との工程管理を密に行うとともに、工事開始時には地元説明会を開催し工事内容等を説明するなど、関係団体との連携を図る。また、引き続き、適切な老朽化対策を実施するため、地元市町村や関係団体などと連携し、計画的な事業実施に取り組む。加えて、今後の更新に掛かる予算の平準化を図るため、効率的なマネジメントを可能とするデータベース等の更新に努める。

民間住宅・建築物等の耐震化促進

- ・ 民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策については、住宅への簡易診断技術者派遣等事業を実施し、耐震診断等の普及啓発を図り、更に倒壊危険性のある住宅については塩分分析調査と合わせて倒壊危険性調査を行い、除却や建替を促進する。また、HPやダイレクトメールで耐震化の普及啓発を行い、加えて相談窓口の設置を通して、県民の意識喚起を促す。加えて、市町村担当学会等を実施し、民間住宅建築物の耐震診断改修等に対する市町村補助制度の創設を促進する。

水道施設の耐震化対策

- ・ 水道施設の整備については、名護浄水場等において、老朽化施設の改良、更新を進めているところであるが、次年度も、引き続きアセットマネジメント(資産管理)の手法を取り入れ、北谷浄水場粒状活性炭耐震補強工事等や石川～上間送水管工事など老朽化施設の計画的な更新に取り組む、あわせて耐震化を進める。
- ・ 水道施設整備事業については、市町村水道担当課長会議や担当者との協議の際に、引続き老朽化施設の計画的な更新、水道施設整備において耐震化等への取組を指導する。

治水対策、都市の浸水対策

- ・ 治水対策(河川改修、情報提供等)については、河川事業についての理解を深め、協力を得るため、引き続き事業説明会等を開催する。また、河川情報基盤の整備において、県内全域の機器更新や関連システムとの調整にあたり、各土木事務所や総合情報政策課等の関係機関と連携を密にし円滑な工事の進捗を図る。加えて、河川の水位情報メール配信機能など、関係機関や一般住民へ周知を図る。
- ・ 下水道事業(浸水対策)については、浸水被害のある地域を中心に、効率的かつ効果的な浸水対策の検討や推進を図るため、ヒアリングや勉強会等のフォローアップを行う。また、単年毎の浸水対策整備面積について、今後も計画的に進めていくよう市町村と整備計画等の進捗管理のフォローアップを行う。加えて、国においては、浸水対策を含めた国土強靱化地域計画の早期策定を促進しているが、市町村の策定が遅れていることから、関係する防災部局とも連携しながら助言を行う。

土砂災害対策

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業については、事業実施にあたって、関係地権者の同意を得る必要があることから、事業の目的や必要性、整備内容について、事業説明会の開催や地権者への個別説明を行うなどして理解と協力が得られるよう取り組む。
- ・ 砂防事業については、用地取得の促進を図るため、公共事業施行推進事業(アウトソーシング)を積極的に活用する。
- ・ 地すべり対策事業については、関係地権者に対する事業説明会や個別説明等を行うなどして事業に対する理解と協力が得られるよう取り組み、地すべり対策を推進する。
- ・ 治山事業については、防風防潮線の整備面積の目標値を達成するために、引き続き、事業の早期発注に努める。また、防風防潮線の整備を計画している箇所について、関係市町村等地元の要望意見等を情報収集し、引き続き適宜実施する。

高潮等対策

- ・津波・高潮警戒避難体制の整備事業については、津波ハザードマップ未作成の市町村に対して、当該ハザードマップ作成の必要性を認識してもらったため、意見交換等を行う。
- ・高潮対策事業については、高潮対策事業に遅れが生じないよう、引き続き関係機関との調整を実施する。また、自然豊かな海岸を有する地域において、事業を計画する際に、事前の環境調査、事業中の環境調査及び、関係者との調整を適宜実施し、その結果から必要な対策を引き続き検討する。
- ・漁港海岸保全施設整備事業については、引き続き、もずく養殖に支障が無く円滑に事業を実施するため、整備にあたり適宜、地元説明会を開催するなど、漁協や地域住民等関係者との合意形成に取り組む。

[成果指標]

- ・耐震化が必要な県営住宅棟の耐震化率については、計画段階において、関係機関との事前調整を密に実施し、事業進捗に影響を及ぼす要因の早期抽出及び解決に向けた方針の決定を行う。
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率については、実績値の数値を更新するため、最新の国の統計を基に最新の耐震化率算出方法を検討する。
- ・防護面積（高潮対策等）については、高潮対策事業に遅れが生じないよう、引き続き関係機関との調整を実施する。また、自然豊かな海岸を有する地域において、事業を計画する際に、事前の環境調査、事業中の環境調査及び、関係者との調整を適宜実施し、その結果から必要な対策を引き続き検討する。
- ・公立学校耐震化率については、県立及び市町村立学校施設整備に係る所要額をとりまとめ、必要な予算確保や補助単価の引き上げなど国に働きかけるほか、市町村に対してはヒアリングを行い計画の先送りがないよう管理し着実な事業実施を進め、早期の耐震化完了を図る。
- ・住宅の耐震化率については、実績値の数値を更新するため、最新の国の統計を基に最新の耐震化率算出作業に着手する。また、今後も引き続き住宅耐震化率の目標値実現に向け既存建築物の耐震化を周知するとともに、容易に耐震診断を行うための体制を構築する事業を進める。
- ・基幹管路の耐震化率（上水道）については、管路の整備は、時間と費用が必要となることから、基幹管路の耐震化率について短期間での大幅な増加は見込めないが、優先順位を付けて管路整備を行うなど、今後も計画値の達成に向けて、基幹管路の耐震化に継続して取り組む。
- ・主要 9 河川での浸水想定面積については、引き続き河川整備を推進するとともに、事業効果を上げるのに時間を要す河川整備に対する地元住民への理解と協力を得るため、事業説明会などを開催する。
- ・下水道による都市浸水対策達成率については、過去に浸水被害が発生した箇所を優先的に整備することで、課題や成果指標の更なる改善を図る。
- ・土砂災害危険箇所整備率（地すべり対策事業）については、施設の老朽化等により、再度施設整備が必要となった箇所への対策にも予算を割く必要が生じているため、成果指標の達成に向けて予算枠の拡大に努める。
- ・防風・防潮林整備面積については、市町村との連携を密にし情報収集を行うとともに、現地調査の頻度や調査方法を改善し、引き続き実施する。
- ・津波高潮ハザードマップ作成市町村数については、「津波防災地域づくりに関する法律」において、津波ハザードマップの作成公表は義務化されており、周知にあたっては、その法律の目的や概要、県のこれまでの取り組み等を市町村担当者へ理解してもらうため、津波ハザードマップ未作成市町村に対し意見交換等を行う。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(5)-ア	米軍基地から派生する諸問題への対応
施策	米軍基地から派生する事件・事故の防止	
対応する 主な課題	米軍の演習等に関連する事件・事故、米軍人等による犯罪や交通事故などは、直ちに県民の生活に大きな影響を及ぼすことから、人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀肅正を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講ずる必要がある。	
関係部等	知事公室	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	日米両政府への要請活動 (知事公室基地対策課)	24,457	順調	関係大臣来県時等における要請だけではなく、事件・事故が発生する度に、適宜要請活動を行った。 また、軍転協、渉外知事会とも協力し、基地問題の解決促進のため要請を行った。	県・市 他府県
2	国民的議論の喚起 (知事公室基地対策課)	58,636	順調	全国知事会、渉外知事会、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協)と連携し、あらゆる機会を通じて、日本政府に対し沖縄の基地負担の現状を訴えてきた。 フィリピンでの他国地位協定調査結果を全国知事会議で報告し、全国知事会として新たな米軍基地負担に関する提言を取りまとめ日本政府に提言を行った。	県・市 他府県
3	ワシントン駐在員の配置 (知事公室基地対策課)	97,406	順調	米国政府・連邦議会関係者と面談し、辺野古新基地建設の問題点、普天間飛行場におけるPFOS漏出事故などの情報提供を行ったほか、英語版ホームページの更新、ニュースレターの配信、バイデン新政権への書簡の送付等情報発信を行った。また、公聴会や現地報道等により、米軍基地に関する情報を収集し、本庁へ報告した。	県

成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1										
	担当部課名									
	状況説明									

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	100.0%
成果指標の達成状況 (D o)	



施策推進状況	
--------	--

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「 」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・日米両政府への要請活動については、安全保障については、非常に幅広く様々な考え方、意見が存在することから、米軍基地から派生する事件・事故の防止の取り組みについては、慎重に検討する必要がある。
- ・ワシントン駐在員の配置については、これまでに構築した米国政府関係者、米連邦議会関係者等とのネットワークを活用し、本庁との連携を強化し、リアルタイムな情報収集、情報発信が可能となってきた。米国向けの情報発信として、英語版ホームページ、ニュースレターの配信等により効果的な情報発信が可能となってきた。

外部環境の分析

- ・日米両政府への要請活動については、米軍基地から派生する事件・事故の防止は、当事者である米軍、日本政府の考えや取組等の影響が極めて大きいことから、米軍、日本政府に対して県が働きかける、間接的な取り組みが中心である。
- ・国民的議論の喚起については、新型コロナウイルスの影響により、韓国での現地調査が実施できなかったことから、状況が改善次第、調査を実施し、調査結果を報告書にまとめる必要がある。
- ・ワシントン駐在員の配置については、令和 3 年 1 月から、バイデン新政権及び改選された連邦議会議員により構成される新たな軍事委員会等において海兵隊の再編が議論される重要な時期となっている。また、米国連邦議会調査局 (C R S)、米国会計検査院 (G A O)、戦略国際問題研究所 (C S I S) の報告書に沖縄の米軍基地に関する詳細が記載されるなど、沖縄の基地問題への理解が深まりつつある。

施策の推進戦略案 (A c t i o n)

[主な取組]

- ・日米両政府への要請活動については、基地問題や安全保障について、軍転協や渉外知事会、全国知事会に対して、正確かつ丁寧に情報発信することにより、国民の理解と基地問題の解決に向けた世論喚起を図る。
- ・国民的議論の喚起については、県が実施している他国調査の結果や日米地位協定の問題点を日本国民全体で共有するための海外有識者等を招いたシンポジウムの開催等を通じ、日米地位協定の抜本的見直しの実現に向けた国民的な議論につなげていく必要がある。
- ・ワシントン駐在員の配置については、引き続き、ワシントン駐在の活動を配置し、本庁と連携し、米国政府、連邦議会関係者等に理解と協力を促す。また、米国内県系人ネットワークとの連携や、連邦議会関係者・発信力の高い人物等の沖縄への招聘、有識者との連携等に取り組む。米軍基地問題をはじめとする沖縄の課題に対して理解促進を図る。加えて、ニュースレターの配信、米大学等での講義等に加え、動画コンテンツの発信を行い、情報発信に取り組む。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(5)-ア	米軍基地から派生する諸問題への対応
施策	米軍基地の運用に伴う環境問題への対応	
対応する 主な課題	米軍航空機騒音については、嘉手納飛行場周辺や普天間飛行場周辺で環境基準値を超過し、周辺住民の生活環境に影響を及ぼしている。また、油流出事故による土壌汚染や水質汚濁などその他の基地公害についても、県民の生活環境への影響が懸念される。	
関係部等	環境部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 米軍基地航空機騒音の監視調査 (環境部環境保全課)	14,122	順調	嘉手納・普天間飛行場周辺における航空機騒音を関係市町村と連携して36固定測定局 (県15局、市町村21局) において測定した。	県 市町村
2 基地排水水質等監視調査費 (委託 事業) (環境部環境保全課)	3,884	順調	米軍施設・区域からの排水や基地内公共用水域等の水質調査を実施した。基地内調査については、日米間の合意が必要であり、合意が得られない場合は、調査内容に変更が生じる可能性がある。	県
3 基地排水水質等監視調査費 (環境部環境保全課)	2,262	順調	米軍基地7施設・区域周辺の公共用水域や地下水、底質について、19地点 (29回) で調査した。基地周辺2海域 (2回) にて魚類に含まれる化学物質を調査した。	県
4 基地返還に係る環境対策事業 (環境部環境政策課)	13,038	順調	職員向けリスクコミュニケーション研修会の開催、化学物質リスクに関するセミナー録画DVDの地主会への配布、環境カルテの更新、米国内閉鎖基地の汚染化学物質リストを作成した。	県
5 基地環境対策推進事業 (環境部環境政策課)	5,242	順調	米軍基地から派生する環境問題に対応するため基地周辺の地下水質調査を行った。環境に関する米国・米軍の動向について情報収集を行った。米軍基地特有の化学物質の調査の必要性等について関係市町村等への説明及び沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン (平成29年3月作成) の周知を行った。	県
6 有機フッ素化合物環境中残留実 態調査事業 (環境部環境保全課)	35,973	順調	沖縄島内の米軍基地周辺54地点で、夏季、冬季の2回、有機フッ素化合物の調査を行い、PFOS及びPFOAの暫定指針値を超過した地点の自治体や自治会に対して情報提供を行い、直接摂取を控えるなどの注意喚起を行った。	県

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	航空機騒音環境基準達成率	53% (H21年度)	78.1%	71.9%	68.8%	75.0%	73.3%	77.3%	83.5%	80.0%
	担当部課名	環境部環境保全課								
	状況説明	環境基準達成率は、令和 2 年の計画値77.3%に対し、実績値75.0%で達成状況は90.5%となっている。令和元年度は、環境基準類型指定されている嘉手納飛行場周辺19局中 6 局で、普天間飛行場周辺13局中 2 局で環境基準を超過した。環境基準達成率については、市町村測定分の集約に時間を要するため、直近値は令和元年度の75.0%となっており、計画値77.3%を達成していない。								
2	基地排水における排水基準達成率	88% (H22年度)	100% H25年度	100% H25年度	100% H25年度	100% H25年度	100% H25年度	98.8%	達成	100.0%
	担当部課名	環境部環境保全課								
	状況説明	平成26年度以降、環境省の委託業務の内容に変更が生じ、米軍施設排水調査における実績が得られていない。なお、直近の平成25年度の調査では実績値100%であり、計画値を達成している。								
3	基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (H22年度)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成	100.0%
	担当部課名	環境部環境保全課								
	状況説明	基地周辺における公共用水域について、環境基準の超過はみられなかった。基準値100%に対して、平成28～30年度、令和元年～2年度において実績値100%を達成している。今後も基地排水水質等監視調査を実施することにより、異常値の把握と事故時の速やかな対応に努める。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%
成果指標の達成状況 (Do)	66.7%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・米軍基地航空機騒音の監視調査については、米軍機の運用状況等により変動する航空機騒音が対象であることから、広域的な監視測定等について米軍飛行場周辺の関係市町村との協力が必要不可欠であり、関係市町村との綿密な連携体制を維持していくことで、航空機騒音に係るデータ等情報の共有が図られ、よりの確かな航空機騒音の実態を把握することができる。また、測定機器については老朽化が進んでおり、機器の更新を行う必要がある。
- ・基地排水水質等監視調査費(委託事業)については、日米合同委員会の動向に迅速に対応できるよう、常時十分な調査検査体制(人員、資機材等)を確保しておく必要がある。
- ・基地排水水質等監視調査費については、日米合同委員会等の動向に迅速に対応できるよう、常時十分な調査検査体制(人員、資機材等)を確保しておく必要がある。
- ・基地返還に係る環境対策事業については、研修会及びセミナーの実施において、環境関連コンサルタントへの委託方式を採用する方が、事業のより効率的な企画運営が期待できる。
- ・基地環境対策推進事業については、今後返還予定基地の返還後の土地の改変に伴う有害物質の拡散状況を判断することを目的に実施することであることから、継続的な調査の実施が求められる。また、連邦環境法及び米軍の環境関連規程等米国の環境情報を収集することから、職員へ化学物質の知識はもとより、英語の翻訳能力が求められる。
- ・有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業については、令和2年度は委託業務で調査を実施していたが、分析機器を衛生環境研究所に導入したことで、令和3年度以降は柔軟な調査地点の設定、追加等が可能となる。

外部環境の分析

- ・米軍基地航空機騒音の監視調査について航空機騒音は米軍機の運用状況等により変動するため、米軍が日米合同委員会で合意された航空機騒音規制措置が厳格に守られることが必要不可欠である。嘉手納・普天間両飛行場ともに常駐機の訓練に加え、外来機の度重なる飛来により騒音が激化するとともに、運用状況が更に複雑化している。
- ・基地排水水質等監視調査費(委託事業)については、本事業は、日米合同委員会の合意に基づき、環境省からの委託を受け実施するため、調査地点や事業の進行等について、同委員会の動向に左右される。合意の時期によっては、調査の実施機関の短縮、事業計画及び調査結果に影響を及ぼすおそれがある。
- ・基地排水水質等監視調査費については、米軍基地内での調査は、環境省から委託される別事業で実施していたが、近年は国と米側間で合意に至っておらず、実施できていない。
- ・基地返還に係る環境対策事業については、新型コロナウイルスの感染状況により、在沖米軍基地の環境情報の米国内調査の実施並びに職員対象研修会及び地主向けセミナーの開催へ影響を及ぼす可能性がある。
- ・基地環境対策推進事業については、沖縄における在日米軍施設区域に関する統合計画(平成25年4月)に基づき、今後嘉手納飛行場以南の米軍基地が約1,000ha返還される予定となっている。また、駐留軍用地跡地の支障除去措置の実施を国へ義務づける跡地利用推進法が、平成34年(令和4年)3月31日に効力を失う(時限立法)。
- ・有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業については、米軍基地内への立入調査が認められた際、基地周辺だけではなく、基地内での調査を行う必要がある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・航空機騒音環境基準達成率について、米軍飛行場周辺の航空機騒音は、米軍機の運用状況等により変動する。達成率は基準年度の53%からは上昇しているが、これは測定局の増設や環境基準の見直しによる影響を受けたもので、実態としては騒音の軽減は見られていない。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・米軍基地航空機騒音の監視調査については、航空機騒音に係る検討会を継続して実施し、関係市町村と十分に情報の共有を図り、連携体制を維持することでよりの確かな航空機騒音の実態を把握する。また、米軍航空機の航空機騒音をよりの確かに把握するため、航空機映像自動収録システムを用い、発生源となる航空機の機種把握に努める。これらの調査結果を積み重ね、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減要請を粘り強く継続する。
- ・基地排水水質等監視調査費(委託事業)については、本事業米軍施設排水等調査をできるだけ早期に再開するため、引き続き環境省へ米軍基地内の環境モニタリングの実施の必要性について丁寧に説明する必要がある。
- ・基地排水水質等監視調査費については、基地に由来すると思われる環境汚染等が確認された場合、県民の健康保護、県土の環境保全等を迅速かつ適切に実施されるよう、環境省や県基地環境特別対策室と連携し、改善要求や再調査等を行う。
- ・基地返還に係る環境対策事業については、引き続き、専門の人材育成研修及び県民向けセミナーの受講者アンケートを踏まえ、事業のあり方について検証する。また、新型コロナウイルスの感染状況も注視しつつ、米国の文書保管施設が専門的に取り扱っている分野の事前調査等をより十分に行うことにより、効率的な資料収集を行う。また、米本国の閉鎖縮小基地のみならず、海外の米軍基地跡地の汚染実態の把握についても検討する。
- ・基地環境対策推進事業については、地下水質調査の調査内容について、有識者等からの意見聴取を踏まえ、化学物質の選定を行う。また、地下水質調査結果等について、新たな沖縄振興のための制度提言、返還実施計画に基づき国が実施する支障除去措置等へ積極的に活用する。加えて、意見交換等を通じ、米軍由来の環境問題発生時の環境調査等における国、県、市町村の役割と連携について相互理解を深める。さらに、継続して会計年度任用職員(通訳翻訳職員)の配置に努める。
- ・有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業については、汚染源の特定に向けた調査を行うため、これまでの調査結果を踏まえた上で調査地点の変更(追加、削除等)を検討する。

[成果指標]

- ・航空機騒音環境基準達成率について、米軍飛行場周辺の航空機騒音は、米軍機の運用状況等により変動することから、関係市町村と連携し常時監視を継続し、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減要請を粘り強く継続する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(5)-イ	戦後処理問題の解決
施策	不発弾処理対策の推進	
対応する 主な課題	沖縄県の不発弾処理重量は全国の約 6 割を占めており、今なお約1,985トンの不発弾が埋没していると推計されている。不発弾から県民の生命・財産を守るため、その早期処理を図ることが重要課題となっている。	
関係部等	知事公室	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	広域探査発掘加速化事業 (知事公室防災危機管理課)	1,218,959	順調	市町村経由で住民等への要望調査を年 3 回実施し、要望を踏まえ、磁気探査及び発掘を 2 期に分けて行った。	県
2	市町村支援事業 (知事公室防災危機管理課)	213,569	順調	県内市町村の単独工事にかかる不発弾等の磁気探査費用の補助を行った。	市町村
3	住宅等開発磁気探査支援事業 (知事公室防災危機管理課)	1,572,708	順調	民間による住宅等の開発箇所における不発弾等探査費補助を実施した。	県
4	不発弾等対策安全事業 (知事公室防災危機管理課)	193	順調	不発弾等による爆発事故が発生した場合の被災者等への支援を目的に設置している沖縄県不発弾等対策安全基金の適切な運用を行い、定期預金利息193千円の基金への積み増しを行った。	県 市町村

成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	埋没不発弾量 (推計)	約2,100トン (H23年)	1,985トン	1,963トン	1,942トン	1,921トン	1,906トン	1,862トン	81.5%	約1,835トン
	担当部課名	知事公室防災危機管理課								
	状況説明	埋没不発弾量について、不発弾処理量が復帰後は年平均で約44トン処理されてきたことから年々減少傾向にあり、近年は、不発弾の埋没情報がほとんどなく、ここ10年の平均処理量は30トンを下回っていることから計画1,862.0トン達成できなかった。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	100.0%
成果指標の達成状況 (D o)	0.0%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・ 広域探査発掘加速化事業については、当該事業においては、畑、原野等、すぐに地盤を改変する箇所の探査を対象としていない。一方、住宅等開発磁気探査支援事業では地盤の改変等を対象とした探査であることから、危険性の高い後者を優先せざるをえない状況にある。
- ・ 市町村支援事業については、市町村磁気探査支援事業の交付減額手続きについて、国・関係課の稟議に時間を要し、流用手続きにも時間を要する。
- ・ 住宅等開発磁気探査支援事業については、事業の周知活動を実施しているが、施主等にうまく伝わっていないため、補助金の申請率が低い。
- ・ 不発弾等対策安全事業については、不発弾爆発事故が発生した場合、迅速な支援実施のため市町村及び関係団体との連携が重要となる。

外部環境の分析

- ・ 広域探査発掘加速化事業については、沖縄県内では、住宅、マンション、大型店舗やホテル等が建設され、市街化エリアが拡大している。また、県内の各公共事業においては、磁気探査が義務づけられ、特に土地改良事業や土地区画整理事業等が広大な範囲で磁気探査が実施される一方で、当該事業が対象とする原野や畑の磁気探査の面積が減少するとともに、磁気探査要望者も減少している。
- ・ 市町村支援事業については、執行可否の判断は市町村が行うため、減額手続きの時期が不測となる。そのため、減額手続きの遅れに伴い流用の時期が遅れると、流用先の執行可能となる流用受入れ期限に間に合わないケースがある。
- ・ 住宅等開発磁気探査支援事業については、コロナ禍で本事業の周知が十分に行えなかった。
- ・ 不発弾等対策安全事業については、戦後 70 年以上が経過し、近年大きな爆発事故もないことから不発弾等の危険性に対する意識が低下してきている。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・ 埋没不発弾量 (推計) については、不発弾等処理量が毎年、減少傾向にあることについては、埋没不発弾情報を知る住民の高齢化等に伴い、埋没情報の減少等から埋没不発弾の特定が困難な状況である。そのため、当時の記録等を調査する必要があるが、人員不足等により実現に至っていない。また、埋没不発弾の処理は、社会資本整備に関連する事業等で処理されるものも含まれている。

施策の推進戦略案 (A c t i o n)

[主な取組]

- ・ 広域探査発掘加速化事業については、戦中の記録等に基づき不発弾の埋没の高い地域及び可能性の低い地域の選定等を計画し、それらに基づき事業計画を立案する。
- ・ 市町村支援事業については、各市町村における単独事業の実施状況を早期に確認し、当該年度に執行できない場合は速やかに必要とする事業への流用手続きを行い、不用額の縮減に努め、効率的な事業の推進を図る。
- ・ 住宅等開発磁気探査支援事業については、リーフレットの配布方法等の見直しと、コロナ禍でも実施できる関係機関との意見交換や事業周知活動の実施などにより、施主等へ事業に対する理解を深める方法を検討する。
- ・ 不発弾等対策安全事業については、不発弾等の危険性及び事業を周知するための広報活動の強化に努める。また、沖縄不発弾等対策協議会や市町村説明会開催による国、市町村等の関係機関との連携強化に努める。

[成果指標]

- ・ 埋没不発弾量 (推計) については、不発弾の発見率の向上を図るため、過去の資料等を基に効率的、効果的な事業計画を立案する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(5)-イ	戦後処理問題の解決
施策	所有者不明土地問題の抜本的解決	
対応する 主な課題	沖縄戦で公簿・公図が焼失したため所有者が判明しない所有者不明土地については、戦後70余年が経過し、所有者の特定が難しくなっており、抜本的解決が求められている。	
関係部等	総務部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 抜本的解決策の検討 (総務部管財課)	26,025	順調	所有者不明土地関連法の調査研究や関係市町村へのアンケート・意見交換を踏まえ、全筆の解消に向けた制度提言をとりまとめた。 引き続き、沖縄担当大臣等に対し、法制上の措置及び財政措置などの取組の加速を求める要請を行った。 その他、内閣府検討会議に参加し、管理の実態を説明するとともに課題提示を行った。	国 県 市町村

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)	R2 (C)		
1 所有者不明土地管理解除率	21.8% (742 筆) (H23 年度)	22.8%	22.9%	22.9%	23.0%	23.1%	23.3%	86.7%	23.5% (825 筆)
担当部課名	総務部管財課								
状況説明	令和 2 年度における所有者不明土地の累計管理解除率は 23.1% (811 筆) で、前年度から 0.1 ポイント (5 筆) 改善したが、令和 2 年度計画値を 0.2 ポイント下回った。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%	➡	施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜本的解決策の検討については、所有者への返還は原則訴訟による必要があるが、戦後75余年の経過により土地所有権を証明する証拠の確保が難しく、かつ裁判の煩雑さや費用の負担などから提訴に至らず、ここ数十年返還が進んでいない。また、表題部所有者不明土地適正化法による抜本的解決は実現性がなく返還に繋がらない。加えて、事務手続による更正登記での返還は、証拠が乏しく判断が難しい上、管理者は必要な人員や予算を措置できず対応が困難であることから、手続が進展していない。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜本的解決策の検討については、表題部所有者不明土地適正化法により登記官が職権で所有者探索する制度が設けられたが、沖縄戦に起因する所有者不明土地は優先順位が最も低く探索開始に至らないことから、同法では真の所有者への返還等に繋がらない。また、全国的な所有者不明土地の新たな財産管理制度を定める民法不動産登記法の改正法が令和 3 年に成立する見込みであり、今後は同制度を調査研究し、同法の適用による抜本的解決の実現性を検討する必要がある。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地管理解除率については、所有者への返還は原則訴訟による必要があるが、戦後75余年の経過による証明の困難さ、裁判の煩雑さや費用の負担などから提訴に至らず、ここ数十年返還が進んでいない。 ・表題部所有者不明土地適正化法による抜本的解決は実現性がなく、返還に繋がらない。 ・事務手続による更正登記での返還は、証拠が乏しく判断が難しい上、管理者は必要な人員や予算を措置できず対応が困難であることから、手続が進展していない。

施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜本的解決策の検討については、民法不動産登記法の改正等による所有者不明土地等管理制度を調査研究するとともに、市町村と意見交換を行うなど連携し、同法の適用による抜本的解決の実現性を検討する。また、引き続き、沖縄担当大臣等に対し、法制上の措置及び財政措置などの取組の加速を求める要請を行う。 <p>[成果指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地管理解除率については、民法等一部改正法による所有者不明土地等管理制度を調査研究するとともに、市町村と意見交換を行うなど連携し、同法の適用による抜本的解決の実現性を検討する。また、引き続き、沖縄担当大臣等に対し、法制上の措置及び財政措置などの取組の加速を求める要請を行う。
--

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(5)-イ	戦後処理問題の解決
施策	沖縄戦没者の遺骨収集	
対応する 主な課題	沖縄戦没者の遺骨収集については、遺族や戦争体験者等の高齢化により情報収集が難しくなっていることから、遺骨情報の一元化やボランティア団体への支援など、組織的・計画的な取組による遺骨収集の加速化が求められている。	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 遺骨収集情報センターの活用 (子ども生活福祉部保護・援護課)	23,253	順調	宜野湾市、与那原町等において戦没者未収骨壕等調査を実施、資料調査、戦争体験者や関係者からの聞き取り調査を行い、未収骨の状況を把握した。	県
2 民間ボランティア団体等の活動支援 (子ども生活福祉部保護・援護課)	500	順調	遺骨収集実績の約 9 割を占める民間団体やボランティアに対する活動支援 (車両借上代、弁当代等を支援) を行うことにより、遺骨収集の加速化を図った。 (支援団体数 1 団体)	県
3 一元化された未収骨情報による 遺骨収集の加速化 (子ども生活福祉部保護・援護課)	0	順調	地域から得られた戦没者未収骨壕等情報に基づき、昨年度に引き続き、宜野座村収容所跡地の遺骨収集を厚生労働省に要請した。	国 県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)	R2 (C)			
1 沖縄戦没者未収骨柱数 (推計)	約3,600柱 (H23年)	2,906柱	2,899柱	2,881柱	2,822柱	2,794柱	2,745柱	94.3%	約2,650柱	
担当部課名	子ども生活福祉部保護・援護課									
状況説明	戦没者遺骨収集情報センターを通して未収骨地域等の調査を行うとともに、収骨主体であるボランティア等への情報提供や助成金支給など支援を行った。令和 2 年度は計画値の 90% 以上達成しているが、関係者の高齢化等により年々収骨数が減少傾向にあることから、更なる取り組みが必要である。									

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%
成果指標の達成状況 (Do)	0.0%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・遺骨収集情報センターの活用については、戦後75年以上が経過し、戦争体験者や遺族の高齢化等により、戦没者遺骨の情報収集がよりいっそう難しくなっている。
- ・民間ボランティア団体等の活動支援については、ボランティア等による収骨活動は行われたが、収骨に至らなかった現場もあった。また、今後とも精度の高い未収骨情報を地域住民や市町村から収集し、民間団体やボランティア団体等に対して当該情報を提供していく必要がある。これまで遺骨収集ボランティアとして活動されていた方々が高齢化のため引退されている。今後は遺骨収集活動を行う学生ボランティアなど若い世代へその取り組みが引き継がれるよう支援を行う。
- ・一元化された未収骨情報による遺骨収集の加速化については、これまで遺骨収集ボランティアとして活動されていた方々が高齢化のため引退されている。今後は遺骨収集活動を行う学生ボランティアなど若い世代へその取り組みが引き継がれるよう支援を行う。

外部環境の分析

- ・遺骨収集情報センターの活用については、戦後75年以上が経過していることから、収骨未収骨の状況を把握している者の数が少なく、また、調査協力者が高齢であるため、聞き取った収骨未収骨情報が曖昧であったり、不正確であったりする場合がある。そのため、当時の状況を知る方々が生存している間に遺骨収集を加速させる必要がある。
- ・民間ボランティア団体等の活動支援については、戦後75年以上が経過し、戦争体験者の減少、高齢化により情報収集がよりいっそう難しくなっている。
- ・一元化された未収骨情報による遺骨収集の加速化については、戦後75年以上が経過し、戦争体験者の減少、高齢化により情報収集がよりいっそう難しくなっている。また、関係機関と連携し、さらに遺骨収集事業の加速化を図る必要がある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・沖縄戦没者未収骨柱数 (推計) については、関係者の高齢化等により、遺骨がある箇所の高確度の高い情報が得られにくくなっている。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・遺骨収集情報センターの活用については、遺骨収集を行っている団体やボランティアから、更に詳細な情報 (地域でまだ未収骨に関する情報を持っている人から証言を聞き出す等) を収集する。また、地域住民や市町村からも情報収集する。加えて、厚生労働省が米国公文書館から入手した沖縄県内の未収骨に関する情報を調査分析し、新たな未収骨情報の収集に努める。
- ・民間ボランティア団体等の活動支援については、遺骨収集を行っているボランティアや、地域住民等からヒアリング等の機会を多く持つことで、更に詳細な情報を収集する。さらに厚生労働省が米国公文書館から入手した沖縄県内の未収骨に関する情報を調査分析し、新たな未収骨情報の収集に努める。また、これまで遺骨収集ボランティアとして活動されていた方々が高齢化のため引退されている。今後は学生ボランティアなど若い世代へその取り組みが引き継がれるよう支援を行う。
- ・一元化された未収骨情報による遺骨収集の加速化については、既に収骨が終了したと思われる箇所から新たな遺骨が発見されたり、また、不正確な収骨未収骨情報が存在することから、遺骨収集情報センターと連携を図りながら情報収集に取り組む。加えて、未収骨情報を集中的に管理しボランティア団体等との連携を密にすることにより、埋没壕等危険場所の情報があれば速やかに厚生労働省に遺骨収集を依頼し、遺骨収集の加速化を今後とも進める。

[成果指標]

- ・沖縄戦没者未収骨柱数 (推計) については、厚生労働省が米国公文書館から入手した沖縄県内の未収骨に関する情報を調査分析し、新たな未収骨情報の収集に努める。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(6)-ア	地域特性に応じた生活基盤の整備
施策	住宅の整備促進	
対応する 主な課題	最低居住面積水準を満たしていない世帯の割合が全国でもワースト5以内であることから、水準を満たしていない世帯の解消に取り組むことが重要である。	
関係部等	土木建築部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	公営住宅整備事業 (土木建築部住宅課)	3,583,539	概ね順調	県営住宅については、令和 3 年 3 月に県営南風原団地 (第 3 期 90 戸) 及び令和 3 年 1 月に県営平良南団地 (第 1 期 67 戸) の建替事業の整備に着手した。 市町村営住宅については、那覇市宇栄原市営住宅 (第 5 期 104 戸) の整備事業ほか 6 市町村 6 団地 (256 戸) の整備に着手した。	県 市町村
2	住宅リフォーム促進事業 (土木建築部住宅課)	34,919	概ね順調	助成事業を実施する 12 市町村 (沖縄市等) に対して補助金事業を実施した。また、市町村事業により支援を受けたリフォーム件数は 408 件 (県の支援を受けた 246 件を含む) であった。	県 市町村
3	沖縄県居住支援協議会における 住宅確保要配慮者への居住支援 (土木建築部住宅課)	8,850	順調	那覇市における住宅確保要配慮者専用住宅改修事業および、県との共催によるセーフティネット制度に係る説明会 (7 月、1 月) に参加し、また 1 1 月に、5 市における協議会設立に向けた勉強会を行った。周知活動回数としては、3 回となった。	県 市町村 民間関係 団体他

成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値 R2 (C)	R2 年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2 (A)			
1	公営住宅管理戸数	29,834 戸 (H23 年度)	29,431 戸	29,778 戸	30,038 戸	30,132 戸	30,132 戸 R元年度	29,627 戸	達成	29,676 戸
	担当部課名	土木建築部住宅課								
	状況説明	県営住宅については、県営新川団地 (第 2 期 80 戸)、市町村営住宅については、大名市営住宅 (第 3 期 E 棟 79 戸) 等で公営住宅が完成し、管理が開始された。 除却も含めた公営住宅の管理戸数は毎年度 5 月に調査を実施する。								
2	最低居住面積水準未達率	9.5% (H20 年度)	10.8% H25 年度	10.8% H25 年度	11.2%	11.2% H30 年度	11.2% H30 年度	10.8%	未達成	10.8%
	担当部課名	土木建築部住宅課								
	状況説明	計画値 10.8% に対して実績値 11.2% となっており、目標値を達成できていない。しかし、実績値は平成 30 年度 (5 年に 1 度の公表) の数値であり、公営住宅整備事業、住宅リフォーム促進事業による取組を行っているため、傾きは鈍化していると思われる。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	33.3%
成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	成果は概ね順調だが、取組は遅れている
--------	--------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「成果は概ね順調だが、取組は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・公営住宅整備事業については、県では、復帰直後に建設された多くの公営住宅が建替え時期を迎えており、居住者の安全確保のため、これらの団地建替事業を優先的に実施していることから、新規団地の建設が遅れている。今後、建替が必要となる団地は、更に増加する見込みである。
- ・住宅リフォーム促進事業については、沖縄県としては、全市町村への実施意向をもっているが、市町村側での財政要因等があり、助成実施市町村数は12市町村となっている。(令和元年度から令和2年度にかけて住宅リフォーム助成実施市町村数が1市増加)
- ・沖縄県居住支援協議会における住宅確保要配慮者への居住支援については、平成30年度から市町村単位での協議会設立を促しているものの、住宅部局と福祉部局との連携体制が構築されていないなど、課題がある。

外部環境の分析

- ・公営住宅整備事業については、低額所得者世帯の割合が、全国(19.2%)、沖縄県(36.2%)となっており、また最低居住面積水準未満世帯の割合も全国(7.09%)、沖縄県(10.8%)と、全国と比較して居住水準が低い。
- ・沖縄県居住支援協議会における住宅確保要配慮者への居住支援については、新たなセーフティネット制度が設立され3年が経過したが、沖縄県内における空き家が少なく、住宅確保要配慮者と空き家をつなげるための住宅登録が他都道府県と比べて進んでいない。住宅確保要配慮者においては、トラブル回避等の理由から、入居を制限する民間賃貸住宅が存在する。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・最低居住面積水準未満率については、手狭な賃貸住宅の建設ラッシュがあり、また所得が本土に比べて低い沖縄県ではそのような住宅を選択する機会が多く結果、居住面積を引き下げたと思われる。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・公営住宅整備事業については、市町村営住宅については、建替え時の増戸や新規の公営住宅の整備を促す。また、県営住宅においては、建替えが必要なストックを数多く有し、引き続き新規建設が難しい状況であることから、建替え時の増戸を継続的に行う。加えて、老朽化した公営住宅の計画的な改修や修繕等を行うことにより、建物の延命化を図る。さらに、公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、建替事業を推進する。
- ・住宅リフォーム促進事業については、令和3年度に事業を実施する市町村の支援を行うとともに、取り組み市町村数の増加に向け周知を行う。
- ・沖縄県居住支援協議会における住宅確保要配慮者への居住支援については、勉強会および意見照会の回数を増やし、県協議会の在り方および市町村単位での協議会設立の意義について理解を深める。

[成果指標]

- ・最低居住面積水準未満率については、公営住宅整備事業の取組を引き続き継続して実施し、低所得者に対して低廉な家賃で賃貸を行う。また、住宅リフォーム促進事業の取組も引き続き実施する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(6)-ア	地域特性に応じた生活基盤の整備
施策	安定した水資源の確保と上水道の整備	
対応する主な課題	ライフラインである上水道の整備については、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。また、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上が求められている。	
関係部等	企業局、保健医療部、企画部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
水道施設の整備					
1	水道施設の整備 (企業局配水管理課)	10,963,483	順調	名護浄水場整備 (沈澱池設備工事等)、北谷浄水場整備 (中間ポンプ工事等)、石川～上間送水管布設工事、水道広域化施設整備等を実施した。	県
2	水道施設整備事業 (保健医療部衛生薬務課)	5,668,571	概ね順調	那覇市等30事業体で老朽化した水道施設の更新・耐震化等の整備を実施した。また県は30事業体へ老朽化施設の計画的な更新、耐震化等への取組等について指導・助言を行った。	市町村
水道広域化の推進					
3	水道広域化推進事業 (保健医療部衛生薬務課)	12,159	順調	今後の水道広域化に必要な水道施設整備等を実施する企業局に対して補助を行ったが、関連工事の遅延により事業費を令和3年度に繰り越して実施することとなった。施設整備等の準備が整った島から順次、水道広域化を実施することとしている。また、広域化の推進を図るために必要な検討業務を行った。	県 市町村
水源地域の環境保全の推進					
4	水源地域環境保全事業 (やんばるの森・いのちの水事業) (企画部地域・離島課)	15,000	順調	北部水源地域 6 市町村が、水源地域特有の行政需要への対応として実施している水源かん養の機能維持を目的とした施策、やんばるの環境保全対策、水源地域の振興策等、各分野の事業に対して、県が一部助成を行った	県 市町村

成果指標の達成状況 (Do)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	上水道普及率	100% (H22年度)	100% H27年度	100% H28年度	100% H29年度	99.9% H30年度	100% R元年度	100%	達成	100.0%
	担当部課名	企業局配水管理課、保健医療部衛生薬務課								
	状況説明	上水道普及率については、これまでほぼ100%を維持しており、計画値を達成している。								
2	水道料金格差 (本島広域水道との差 : 最大)	2.5倍 (H22年度)	2.5倍	2.5倍	2.5倍	2.5倍	2.4倍	1.9倍	16.7%	1.9倍
	担当部課名	保健医療部衛生薬務課								
	状況説明	水道料金格差是正に資する取り組みとして水道広域化を推進しており、本島周辺離島 8 村への水道広域化 (県企業局による水道用水の供給) に取り組んだ。平成30年 3 月に粟国村において水道広域化を開始し、平成30年度から水道料金の引き下げにより本島広域水道と同様な水準となっている。また、令和 2 年 3 月には北大東村において水道広域化が開始され、令和 2 年 6 月から水道料金が引き下げられた。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	75.0%
成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

水道施設の整備

・水道施設の整備については、本土復帰後、年々増大する水需要に早急に対処するため、早急に進めてきた。これらの水道施設の経年化が進み大量に更新時期を迎えるため、計画的な施設の更新が必要である。また、安全な水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要や水質の安全性を確保するための水道施設の整備に取り組む必要がある。

水道広域化の推進

・水道広域化推進事業については、小規模事業体は、今後の水道広域化に支障となる技術的な課題を抱えている。

水源地域の環境保全の推進

・水源地域環境保全事業（やんばるの森・いのちの水事業）については、平成28年度より、水源かん養機能維持の取り組みに支援を行っているものの、将来にわたり、健全な水循環を維持するためには、長期的なスパンで当該取り組みを行う必要がある。

外部環境の分析

水道施設の整備

・水道施設の整備については、島嶼県である本県において、上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、水道施設の耐震化等が必要である。

・水道施設整備事業については、簡易水道事業との統合により、耐震化されていない管路延長が増えたため、耐震化率が計画値より低い値となっている。

水道広域化の推進

・水道広域化推進事業については、南大東村（関連工事の遅延）及び渡名喜村（受贈用地登記等の問題）について、広域化のスケジュールに遅れが生じている。また、平成30年12月に水道法が改正され、都道府県には広域的な水道事業者等との連携や水道基盤強化に関する施策の策定と実施が求められている。

水源地域の環境保全の推進

・水源地域環境保全事業（やんばるの森・いのちの水事業）については、沖縄本島の水源は、主に北部のダム、河川水となっているが、水源地となっている北部地域は、人口減少による過疎化や高齢化が進行しており、十分な手入れが行われていない森林もあることから、水源地域の取り組みに依存した形での森林保全が難しくなりつつあり、将来的には、森林等の荒廃に伴う水源涵養機能の低下が懸念される。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

・水道料金格差（本島広域水道との差：最大）については、これまで、水道料金が最も高かった北大東村は、令和2年3月に水道用水の供給が開始され、これに伴い水道料金が改定された。また、当初、水道料金が2番目に高い南大東村も令和2年度中に水道用水の供給が開始される予定であったが、関連工事の遅延に伴い、計画に遅れが生じている。加えて、南大東村については、令和3年度中に水道用水の供給が開始され、南大東村において水道料金が改定される見込みである。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

水道施設の整備

・水道施設の整備については、名護浄水場等において、老朽化施設の改良、更新を進めているところであるが、次年度も、引き続きアセットマネジメント（資産管理）の手法を取り入れ、北谷浄水場粒状活性炭耐震補強工事等や石川～上間送水管工事など老朽化施設の計画的な更新に取り組む、あわせて耐震化を進める。

・水道施設整備事業については、市町村水道担当課長会議や担当者との協議等の際に、引続き老朽化施設の計画的な更新、水道施設整備において耐震化等への取組を指導する。

水道広域化の推進

・水道広域化推進事業については、早期の水道広域化実現及び水道サービス水準の向上が図れるよう、水道広域化（本島周辺離島8村への水道用水供給拡大）を実施する県企業局へ、引き続き、広域化に必要な施設整備等に係る支援を行う。今後の本県における水道の広域連携広域化の推進を図るために必要となる検討業務を実施する。また、小規模事業体においては、要望に応じて県企業局の協力のもと課題の整理調整を実施する。

水源地域の環境保全の推進

・水源地域環境保全事業（やんばるの森・いのちの水事業）については、引き続き水源かん養機能維持のための取り組みを支援するとともに、やんばるの環境保全対策や水源地域の振興策に対しても支援を行う。

[成果指標]

・水道料金格差（本島広域水道との差：最大）については、引き続き、水道サービス（水道料金含む）の地域間格差を正に資する水道広域化（県企業局による水道用水供給地域拡大）に取り組む。また、粟国村、北大東村、令和3年3月に水道用水の供給が開始される座間味村阿嘉・慶留間地区以外においても、準備が整った島から順次、水道広域化を実施する。

「施策」総括表

施策展開	2-(6)-ア	地域特性に応じた生活基盤の整備
施策	下水道等の整備	
対応する主な課題	財政的に脆弱な過疎地域や離島等の中小町村では、本島中南部に比べ汚水処理施設の整備が遅れているほか、沖縄県は他県と異なり今後も人口増加が見込まれるため、汚水量の増加に見合った施設の増設が必要である。	
関係部等	土木建築部	

主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 下水道事業 （土木建築部下水道課）	6,580,308	順調	那覇、宜野湾、具志川、西原の4浄化センターにおいて引き続き下水道施設の増設及び老朽化施設の改築・更新を行った。また、下水道事業実施市町村へ国からの交付金を配分するとともに、那覇市など23市町村において汚水管渠等の整備を推進し、下水道の普及に努めた。	県 市町村

成果指標の達成状況（Do）

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 汚水処理人口普及率	80.8% (H22年度)	85.5% H27年度	85.5% H27年度	65.6% H29年度	86.1% H30年度	86.4% R元年度	90.3%	58.9%	91.4%
担当部課名	土木建築部下水道課								
状況説明	汚水処理人口普及率は、下水道整備等により計画値90.3%に対し、実績値86.4%（R元年度）と3.9ポイント下回っている。								

施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

主な取組の進捗状況（Plan・Do）	100.0%	➡	施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況（Do）	0.0%			

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。
<p>【主な取組】 内部要因の分析 ・下水道事業については、取組は順調に進捗しているが、離島部や平成に入り事業を開始した町村部に遅れが目立つ。財政的に脆弱な離島等の中小町村では、下水道事業に充てられる予算や人員が限られているため、施設整備が進まない状況がある。特に事業開始の遅い町村については、下水道面整備（未普及対策）の整備対象が広く近年は、市町村要望に対して交付金を十分に配分できておらず、整備が遅れている状況がある。</p> <p>外部環境の分析 ・下水道事業については、平成28年度に策定した「沖縄汚水再生ちゅら水プラン2016」に基づき、令和7年度末までに下水道を含めた汚水処理施設の概成に向けて取り組んでいる。しかし、市町村が実施する汚水管きよの面整備等の未普及対策について、人口増に対して対象交付金が十分でないことから、目標達成が非常に厳しい状況にある。また総務省から、人口3万人未満の市町村に対しても、令和5年度までに公営企業会計に移行するよう求められている。</p> <p>【成果指標】 未達成の成果指標の要因分析 ・汚水処理人口普及率については、財政的に脆弱な離島等の中小町村では、事業に充てられる予算や人員が限られているため、整備費の大幅増が難しく施設整備が進まない状況がある。特に事業開始の遅い町村については、下水道面整備（未普及対策）の整備対象が広く近年は、市町村要望に対して交付金を十分に配分できておらず、整備が遅れている状況がある。</p>

施策の推進戦略案（Action）

<p>【主な取組】 ・下水道事業については、下水道整備が遅れている市町村に対して、ヒアリング等で課題等を確認するとともに、今後の予算措置や事業計画の見直しを含めたフォローアップを行い下水道整備の推進に取り組む。また、公営企業会計を導入しなければならない人口3万人未満の市町村に対しては、引き続き、県として情報提供等を行う。加えて、R4からの「新たな振興計画」においても、下水道事業が抱える課題を解決できるよう位置付ける。</p> <p>【成果指標】 ・汚水処理人口普及率については、各種汚水処理施設整備事業の関係部局と連携し、各事業の進捗管理を行うとともに、関係市町村に対してはヒアリング等で課題等を確認し、フォローアップを行うことにより、汚水処理人口の普及拡大に努める。</p>
--

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(6)-ア	地域特性に応じた生活基盤の整備
施策	安定したエネルギーの確保	
対応する 主な課題	沖縄県は、供給系統が独立していることに加え、離島が多いなど電力供給面で構造的な不利性を有していることから、供給コストの削減等に取り組み、電力の安定的かつ適正な供給の確保を図る必要がある。	
関係部等	商工労働部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	海底ケーブル新設・更新の促進 (商工労働部産業政策課)	0	順調	電気事業者と、新設・更新箇所の優先順位や最新の状況について協議を実施した。	電気事業者
2	石油石炭税の免税措置 (商工労働部産業政策課)	0	順調	石油石炭税の免税措置は、令和 3 年度末が期限となっているため、当該制度の延長について、国や関係機関と調整を行った。	国

成果指標の達成状況 (Do)

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	送電用海底ケーブル新設・更新 箇所数	0 箇所 (H23 年度)	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	4 箇所	6 箇所	66.7%	9 箇所
	担当部課名	商工労働部産業政策課								
	状況説明	送電用海底ケーブルの新設・更新については、設備の現状を踏まえた電気事業者の計画に基づいて実施されている。令和 2 年度の目標値 6 箇所に対し、実績は累計 4 箇所となり未達成である。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	100.0%
成果指標の達成状況 (D o)	0.0%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・海底ケーブル新設・更新の促進については、引き続き、海底ケーブルの更新が円滑に進むよう、県としてどのような支援が可能か検討する必要がある。
- ・石油石炭税の免税措置については、当該措置の効果を確認するため、電気事業者と適宜調整を行っていく必要がある。

外部環境の分析

- ・海底ケーブル新設・更新の促進については、内閣府において、令和3年度事業として「沖縄小規模離島生活基盤整備推進事業」を実施し、電気事業者に補助を行うこととなった。
- ・石油石炭税の免税措置については、沖縄県における電気供給業は、地理的地形的需要規模の制約から、現時点では石炭火力発電所やLNG火力発電所のような化石燃料に頼らざるを得ない。また、供給コストが高いこと等から、未だ電気料金が高い水準にある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・送電用海底ケーブル新設・更新箇所数については、当該項目の実施主体は電気事業者となっており、電気事業者の計画に基づき、送電用海底ケーブルの新設・更新が行われている。

施策の推進戦略案 (A c t i o n)

[主な取組]

- ・海底ケーブル新設・更新の促進については、引き続き、内閣府及び電気事業者と連携し、海底ケーブルの更新が円滑に進むよう協力するとともに、増設については県がどのような支援が可能か検討する。
- ・石油石炭税の免税措置については、当該措置は令和3年度に期限を迎えることになる。更なる延長に向けて国に対して要望を行う。

[成果指標]

- ・送電用海底ケーブル新設・更新箇所数については、電気事業者と連携し、送電用海底ケーブルの更新等が円滑に進むよう協力していく。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(6)-ア	地域特性に応じた生活基盤の整備
施策	地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備	
対応する 主な課題	<p>県民生活を支える道路の整備にあたっては、地域の特性を踏まえつつ、地域コミュニティや地域活性化への配慮が必要である。</p> <p>自動車の利用が多い本県では、行政サービスの向上や効率化、生活道路及び通学路における歩行者の交通安全等の確保のための市町村道の整備が必要である。</p> <p>空港及び港湾は、県民の重要な移動手段となることから、地域特性に応じた空港及び港湾整備に取り組む必要がある。</p>	
関係部等	土木建築部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	生活に密着した道路整備事業(県管理道路) (土木建築部道路街路課)	4,697,492	概ね順調	平良下地島空港線(橋詰広場等)を供用したほか、石垣空港線(橋梁工事等)、国道449号本部北道路(用地補償等)等の整備を行った。	県
2	生活に密着した道路整備事業(市町村道) (土木建築部道路管理課)	4,003,237	順調	33市町村において、110路線の市町村道の整備を促進した。	市町村
3	金武湾港の整備 (土木建築部港湾課)	85,339	概ね順調	平安座南地区において、航路浚渫の工事を実施し、事業の進捗を図った。 天願地区においては、関係機関調整に不測の日数を要した。	県
4	伊平屋空港の整備 (土木建築部空港課)	13,310	やや遅れ	就航率算出のための気象観測調査を実施した。 環境アセスの補正手続きにおいて就航機材における低周波音測定が必要であるが、就航会社及び就航機材が未定のため、手続きが中断している。 事業化に当たっては就航予定航空会社の確保が必要となるため、航空会社と就航に向けた意見交換などに取り組んだ。	国 県

成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	県管理道路の改良済延長	1,100km (H21年度)	1,140.5km	1,142.4km	1,140.0km	1,140.0km H30年度	1,140.0km H30年度	1,141.0km	97.6%	1,145km
	担当部課名	土木建築部道路街路課								
	状況説明	生活に密着した道路整備事業の推進により、最新の統計値である平成30年度実績値は令和2年度計画値と概ね同等の水準となっており、地域特性に応じた生活基盤の充実・強化に寄与した。								
2	市町村道の改良済延長	4,044km (H21年度)	4,210.2km H27年度	4,210.2km H28年度	4,210.2km H29年度	4,239.6km H30年度	4,264.8km R元年度	4,255.0km	達成	4,264km
	担当部課名	土木建築部道路管理課								
	状況説明	本取組の成果指標である市町村道の改良済延長は、R2実績値ですでに目標値(R3)を上回っており順調に推移している。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	25.0%
成果指標の達成状況 (D o)	50.0%



施策推進状況	成果は概ね順調だが、取組は遅れている
--------	--------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「成果は概ね順調だが、取組は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・生活に密着した道路整備事業(市町村道)については、各市町村において、計画的集中的な道路整備計画の策定見直しを行うとともに、計画的かつ機動的に年度内事業執行を行う必要があるため、効果的な指導監督に取組む必要がある。
- ・金武湾港の整備については、道路計画地の一部に無願埋立地があり、対応方針の検討が必要である。
- ・伊平屋空港の整備については、就航予定航空会社が未定のため、環境影響評価書における低周波音測定調査を完了することができない。

外部環境の分析

- ・生活に密着した道路整備事業(県管理道路)については、労務単価や資材単価が年々上昇している。
- ・生活に密着した道路整備事業(市町村道)については、国の財政制度等審議会において、人口減少時代に向けた社会資本整備の集約化や、予算執行状況を要望額に反映するインセンティブ改革が検討されている。
- ・金武湾港の整備については、平安座南地区の航路整備について、事業箇所付近のモズク養殖場や、事業箇所周辺のマリンスポーツや潮干狩りなど海洋利用者の状況について、適宜確認する必要がある。
- ・伊平屋空港の整備については、環境アセスの補正手続きにおいて就航機材における低周波音測定が必要であるが、就航会社及び就航機材が未定のため手続きが中断している。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・県管理道路の改良済延長については、ハード交付金(沖縄振興公共投資交付金)が年々減少傾向にあり、供用予定が遅れている。

施策の推進戦略案 (A c t i o n)

[主な取組]

- ・生活に密着した道路整備事業(県管理道路)については、事業完了に至らない場合でも、部分的な開通等により、事業の早期効果発現を図る。
- ・生活に密着した道路整備事業(市町村道)については、各市町村に対して早期の発注を促すとともに、効率的かつ優先度や集約化を考慮した道路整備を図るよう指導し、整備効果の発現を促進する。また、新たな取り組みや類似事例紹介等の情報提供を行う。
- ・金武湾港の整備については、平安座南地区の航路整備について、もずくの収穫時期等に配慮して工事時期を5月から9月と制限して実施するとともに、工事の周知や作業区域の明示など適切な安全対策を行い、海洋利用者の安全に配慮する。また、無願埋立について国と協議しながら早期の解決を図る。
- ・伊平屋空港の整備については、就航を予定していた航空会社を含め、意見交換を継続し関係機関等と連携して伊平屋への就航予定航空会社の確保に取り組む。

[成果指標]

- ・県管理道路の改良済延長については、事業完了に至らない場合でも、部分的な供用により、事業効果の早期発現を図る。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(6)-イ	高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供
施策	情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進	
対応する 主な課題	<p>離島地域等の条件不利地域においては、地理的条件、人口が少ないなどの採算性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化するおそれがある。</p> <p>情報通信技術等を活用した教育を促進するため、離島地区の学校において通信回線及び情報通信機器等の整備を行うほか、教員のICT活用能力の向上や教員を支援する体制を整備する必要がある。</p>	
関係部等	企画部、教育庁	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
情報通信基盤の確保					
1	情報通信基盤の整備 (企画部情報基盤整備課)	1,697,658	順調	R元年度から継続している竹富町で整備を実施し、完了した。	県 民間通信事 業者 市町村
児童・生徒の情報リテラシーの向上					
2	ICT活用環境整備 (教育庁教育支援課)	436,978	概ね順調	県立学校 5 校へ、教育用コンピュータ221台の新規リースを行い、29校にタブレット端末 1 セット (42台) を整備した。加えて200教室に無線LANを整備した。 高等学校の特別教室に大型提示装置 (56台) を整備した。また、高等学校 (60校) にICT支援員を派遣した。	県
3	県立学校インターネット推進事業 (教育庁教育支援課)	9,740	順調	インターネットを活用した生徒の学力向上を図ることなどを目的に県立学校については県が通信料等を負担している。 令和 2 年度は、辺土名高校、宮古特別支援学校、伊良部高校にて1Gbpsへの工事を行い、全ての県立学校が、超高速インターネットに接続され接続率100%となった。	県
4	ICT教育研修 (教育庁教育支援課)	2,372	概ね順調	教育の情報化におけるICT活用促進を図るため、校務の情報化に係る研修、情報モラル教育の充実に資する研修、情報セキュリティに関する研修、学校の情報化を推進する教育情報化推進リーダーの養成及び校内研修の充実に資する研修の実施を行う。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)			
1	超高速ブロードバンドサービス 基盤整備率	87.3% (H23年)	95.8%	97.2%	98.0%	99.1%	99.3%	98.7%	達成	100.0%
	担当部課名	企画部情報基盤整備課								
	状況説明	沖縄県、市町村及び民間通信事業者が取り組んでいる情報通信基盤の整備が着実に進んだため、沖縄県全体の超高速ブロードバンドサービス基盤整備率が基準値より12.0ポイント上昇し、令和 2 年度計画値を達成した。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	50.0%	➡	施策推進状況	順調
成果指標の達成状況 (D o)	100.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

情報通信基盤の確保

- ・情報通信基盤の整備については、市町村毎に整備計画が異なるため、関係市町村及び通信事業者と十分な協議が必要である。

児童・生徒の情報リテラシーの向上

- ・ICT活用環境整備については、「次期学習指導要領」「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会最終まとめ」(H28年7月)の目標達成のため、文科省が目標としている普通教室のICT環境整備ステップのStage 3(無線LAN大型提示装置の常設、3クラスに1セットの可動式PCの整備など)へ向けて、計画的な整備の推進が求められている。県立高校の整備方針及び計画を改正し、1人1台端末整備を目指す。

- ・県立学校インターネット推進事業については、沖縄県の高速度インターネット接続率は、離島へき地を多く抱えているため、県立学校のほかに市町村立の小中学校を含む公立学校全体では86.6%と、全国45位(47都道府県中)という下位グループに位置する。

- ・ICT教育研修については、令和2年度までに無線LAN環境(県立高校60校の2,112教室)、電子黒板(県立高校の普通教室に1,136台)、タブレット端末4,720台(県立高校60校)の急速な整備が行われた。また、小中学校で1人1台端末の整備が進み、今後タブレット端末等の効果的な利用方法及び管理運用についての研修が必要となる。加えて、無線LAN環境の整備により、無線LANと教育用コンピュータを授業に活用する方法などの研修が必要となる。

外部環境の分析

情報通信基盤の確保

- ・情報通信基盤の整備については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県外事業者の渡航自粛による作業員の減員により、現地施工に遅れが生じた。

児童・生徒の情報リテラシーの向上

- ・ICT活用環境整備については、全国的な教育用PCの整備において、取扱い面で操作性の負担が少ないタブレット端末の導入が飛躍的に伸びている。そのため、本県においても、タブレット型コンピュータでの整備に加え、インフラとして無線LAN環境を普通教室から特別教室に広げる事を検討する必要がある。また、全国的に高校1人1台端末の導入が行われるため、端末の需要が高まり、供給が追いつかない懸念がある。

- ・県立学校インターネット推進事業については、平成28年10月に、本島と周辺離島を繋ぐ海底光ケーブルが敷設され、既存の海底光ケーブルと合わせることで、本島と周辺離島の回線がループ化された。今後は、離島へき地においても、更に点から面への整備に広がることにより、情報通信環境が改善される。

- ・ICT教育研修については、次期学習指導要領の改定案が平成29年2月に公表され、その中で文科省の進める「主体的対話的で深い学び」に向けた授業について、ICTの活用の重要性が指摘されている。また、文部科学省より「教育情報セキュリティに関するガイドライン(R元年12月改訂)」が示され、これまで以上に情報モラル教育の重要性が指摘されている。今後高校生1人1台端末整備に対応するため活用方法の研修等が必要となる。

施策の推進戦略案 (A c t i o n)

[主な取組]

情報通信基盤の確保

- ・情報通信基盤の整備については、関係市町村及び通信事業者と整備範囲、工程等を十分に協議を行い、計画的かつ段階的な整備に取り組むとともに、通信事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対策並びに整備に必要な資機材や作業員の手配を速やかに行うよう求める等、施工体制の確立に努める。

児童・生徒の情報リテラシーの向上

- ・ICT活用環境整備については、教育用コンピュータ整備方針整備計画に沿った整備の確実な実施を図り、保護者負担について、各学校の協力を得ながら進める。また、国の補助金等を活用し、継続的に県立高校へICT支援員を導入する。加えて、情報セキュリティガイドラインに沿ったネットワーク環境及び整備について、教育センターと連携して検討を行う。

- ・県立学校インターネット推進事業については、今後、1人1台端末整備に備えて、インターネット回線の更なる高速化について、関係部署と協議を行う。

- ・ICT教育研修については、引き続き、教育情報化推進講座やICT研修講座を開催し、従来の内容に加えて、無線LAN及びタブレット端末等のICT機器の活用に関する内容を盛り込むことで、ICT教育研修の充実を図る。また、「教育情報セキュリティに関するガイドライン(R元年12月改訂)」を踏まえた情報モラル教育に関する研修を、総合教育センターと協力して実施する。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(6)-イ	高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供
施策	電子自治体の構築	
対応する 主な課題	行政サービスの高度化について、様々な行政ニーズに対応し、利用者の利便性向上を図るため、その情報基盤を整備・強化し、電子申請システムによる行政手続のオンライン化促進及び統合型地理情報システムで発信する情報を拡充する等、各種システムの利活用を推進する必要がある。	
関係部等	企画部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 インターネット利活用推進事業 (企画部情報基盤整備課)	8,621	順調	新型コロナウイルス感染症関係の手続き (支援金・協力金の申請 等) を中心に新たに87件をオンライン化した。 また、手続きのオンライン化に向けて関係課との調整を行った。	県
2 市町村電子自治体構築支援事業 (企画部総合情報政策課)	0	順調	県内全ての市町村を対象として、利用している情報システムの概況、自治体クラウドの導入環境や可能性を確認する調査を実施し、県内の状況を把握した。 また、国の動向及び県外先行事例の収集・把握に取り組み、市町村担当者に対する説明会等を通して情報提供を行い、自治体クラウドの導入促進を図った。	県 市町村
3 統合型地理情報システム整備事業 (企画部情報基盤整備課)	12,544	順調	沖縄県地図情報システムへの新規地図の掲載 (1 件) や閲覧件数の多い地図を中心に掲載中の地図情報の更新 (40 件) を行うことで、システムの利便性向上を図った。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値 R2 (C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)			
1 電子申請利用件数 (県民向け)	5,910件 (H23年度)	16,401件	22,543件	37,814件	19,634件	109,748件 R3年2月	16,791件	達成	18,000件
担当部課名	企画部情報基盤整備課								
状況説明	「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請」や「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー制度届出書」等新型コロナ関連の申請を電子申請システムで多く受け付けたことにより、令和2年度計画値の16,791件を上回る109,748件 (R3.2月末時点) の利用があった。								
成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値 R2 (C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
H28	H29	H30	R元	R2 (A)					
2 統合型GISの閲覧件数	41,354件 (H23年度)	86,332件	93,615件	111,928件	110,648件	85,312件 R3年1月	166,135件	35.2%	180,000件
担当部課名	企画部情報基盤整備課								
状況説明	令和2年度の実績値は85,312件 (R3.1月末時点) となっており、不動産・建築分野での利用は多くなっているものの計画値を下回る見込みである。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%
成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・インターネット利活用推進事業については、行政手続のオンライン化において、事務を処理する職員のシステム操作の習熟が必要なことから、引き続き、職員向け研修を行うとともに、各担当者への個別のサポートにも取り組んで行く必要がある。
- ・市町村電子自治体構築支援事業については、自治体クラウドを導入することで、機器やシステムの調達コストや保守コストの削減、団体固有のカスタマイズ抑制による費用の削減効果が期待できるとされているが、自治体毎のシステムの更新時期が異なることなどから、条件整備が困難である。また、既にクラウドサービス(単独クラウド)を利用している中で、先進事例から思うようなコスト縮減につながらない等、自治体クラウドに移行するメリットを見いだせない事で導入が進まない団体が存在する。
- ・統合型地理情報システム整備事業については、バージョンアップ後の地図情報システムについて、まだ操作に慣れていない職員が多数いることが予想されることから、操作研修や個別のサポートを通して、職員のスキルアップを図る必要がある。

外部環境の分析

- ・インターネット利活用推進事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会のデジタル化が急速に進んだことに加え、令和3年9月に予定されているデジタル庁の設置により、行政手続のオンライン化の機運が高まることが予想される。
- ・市町村電子自治体構築支援事業については、自治体の行政システムの標準化共通化の取り組みが加速化され、それに向けた環境整備を推進するための法整備が進められている。また、地方自治体の情報システムについては、各自治体のシステム機能が標準化され、政府が利用環境を整備、運用するクラウドサービス(ガバメントクラウド)上で全国的なサービスとして提供される情報システムを共同で利用する運用方法の方向性が示された。
- ・統合型地理情報システム整備事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で、集合研修に制限がかかることが予想される。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・統合型GISの閲覧件数については、計画値を達成できなかった要因として、不動産・建築分野での利用は多くなっているが、その他の分野での利用が少ないことが挙げられる。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・インターネット利活用推進事業については、事務を処理する職員の操作スキルのアップを図る観点から操作研修会を実施するとともに、必要に応じて、個別のサポートを実施する。また、国の動向等を注視しつつ、更なる手続きのオンライン化に向けて、手続所管課との調整を行う。
- ・市町村電子自治体構築支援事業については、ガバメントクラウドの全地方自治体の本格活用に向けて、先行事業としてガバメントクラウドの活用に取り組む県内市町村の課題や手法の整理を把握する。また、地方自治体の情報システムについては、昨今のデジタル改革の政府の方針を踏まえ、自治体クラウドの導入またはガバメントクラウドへの移行推進を図る。加えて、国の動向及び県外事例の収集把握の強化に取り組むとともに、それらの把握した情報を市町村に提供する。
- ・統合型地理情報システム整備事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くことも予想されることから、非対面でも従来の集合研修と同等内容の研修が行えるよう実施方法を工夫することにより、職員のスキルアップ及びシステムの利用促進を図る。また、地図情報が陳腐化しないよう、関係部署等に情報提供を依頼し、その際に受けた新たな情報を追加及び更新することで情報発信の強化を図る。

[成果指標]

- ・統合型GISの閲覧件数については、利用が多い不動産・建築分野において、定期的に情報の更新を行うなど、掲載情報の充実を図る。また、県民のさまざまなニーズに対応するために、関係部署等への情報提供依頼などを通して、新たな地図情報を開拓することで情報発信の強化を図る。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(7)-ア	県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進
施策	県民の社会参加活動の促進	
対応する主な課題	社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールと言われる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化している。 地域住民一人ひとりが地域に貢献していることを実感できる社会参加の機会をさらに拡大することが課題となっている。	
関係部等	子ども生活福祉部、企画部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	NPO等市民活動の促進 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	7,128	順調	沖縄県NPOプラザにおいて、NPO法人設立の相談に応じ、令和2年度は17法人の設立認証があった。	県 市町村 NPO等
2	地域ボランティアの養成 (子ども生活福祉部福祉政策課)	11,118	概ね順調	研修会等を2回、メールマガジンやHPによるボランティア関係のイベントやボランティア募集を毎月2回行う等、ボランティアの充実強化に取り組んだ。	県 社会福祉 協議会
3	特性に応じた地域づくりの支援 (企画部地域・離島課)	33,712	やや遅れ	「地域おこし協力隊」2名を配置し、地域づくり人材・活動の掘り起こしを行うとともに、活動状況等についてとりまとめ、SNS等を活用した情報発信と共有を行った。また、市町村配置の地域おこし協力隊を対象に研修会を実施し、地域づくり人材の育成を行った。	県 市町村 地域づくり 団体等

成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	NPO認証法人数	509法人 (H22年)	708法人	722法人	734法人	744法人	761法人	733法人	達成	758法人
	担当部課名	子ども生活福祉部消費・くらし安全課								
	状況説明	公益的な活動を行う団体の法人格の選択肢が増えてきたことからNPO法人以外の法人格を選択する団体が増えているといわれ、全国的にはNPO法人の認証数(解散・取消を除く)は微減の状況である。沖縄県では設立認証は微増の状況であるが、解散・取消を除いた認証数は減少傾向にある。今後も指導の面からNPO法人の質の向上を図る。								
2	県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数	17,377名 (H23年度)	26,434名	26,424名	24,446名	28,575名	25,273名	27,838名	75.5%	29,000名
	担当部課名	子ども生活福祉部福祉政策課								
	状況説明	R元年度は、登録団体数632団体、会員総数28,575人に対して、R2年度は673団体25,273人と登録団体数は増えたものの、会員総数は減少している。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	33.3%
成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	成果は概ね順調だが、取組は遅れている
--------	--------------------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「成果は概ね順調だが、取組は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・ NPO等市民活動の促進については、NPO法人を設立したいと考える団体への設立相談時に、設立後の運営も踏まえた助言指導を行うことで、設立後の各種手続きが適正に行える法人が増えてきたが、書類の完成に相当な時間を要する団体も多く、設立までに時間がかかっている。また、法施行後2年が経過し、法人の情報公開等、運営上求められる要件が変わってきている中で、組織体制の脆弱さから、活動の継続性や各種手続きの滞りなど、課題を抱える法人も多い。
- ・ 地域ボランティアの養成については、市町村社会福祉協議会のボランティア担当者の資質向上のためのセミナーや市町村社会福祉協議会ボランティアセンター機能強化のための支援を行ったことにより、ボランティア登録団体数は増加している。
- ・ 特性に応じた地域づくりの支援については、地域づくりに対する理解や意識に格差があることや、離島や過疎地域などは地理的要因等により、地域づくり人材同士が直接交流することが容易ではない。また、地域づくりの中核的役割を担う人材間の交流を基盤として、地域づくり活動を一層広げていくとともに、各主体間の連携協働による地域づくりの取組につなげる必要がある。

外部環境の分析

- ・ NPO等市民活動の促進については、地域貢献活動を行おうとする団体が取得する法人格の選択肢が増えており、NPO法人格と同じく、公益活動を行う法人格として非営利型一般社団法人についても増加傾向にあると言われている。
- ・ 地域ボランティアの養成については、地域福祉の課題が顕在化する中、ボランティアに対する関心も高まり、地域においてボランティアの重要性が増している。
- ・ 特性に応じた地域づくりの支援については、人口減少及び高齢化が進み、地域によっては集落、産業機能の低下によるコミュニティの消滅が課題となっている。また、地域の伝統文化の継承や産業を含む地域内の様々な活動を担う人材が不足し、集落機能の低下が懸念される。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・ 県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数については、令和2年度は、大口のボランティア1団体が組織として更新登録しなかったことにより会員総数が減少したものの、登録団体数は令和2年度の673団体と令和元年度の632団体から41団体増加している。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・ NPO等市民活動の促進については、設立相談において、それぞれの団体運営に適したスタイル(任意団体、NPO法人、一般社団法人、株式会社等)を選択できるようアドバイスを行い、一般社団法人格を検討する団体に対し、中間支援組織の紹介等情報提供を行う。また、効率的な設立相談を行うために事前に情報を収集できる県ホームページ掲載資料の追加改善を随時行う。
- ・ 地域ボランティアの養成については、コーディネーターに対する支援を行うとともに、新たな人材確保のために検定等を実施する。また、「沖縄県ボランティア市民活動支援センター」のホームページにおいて、県内にてボランティア活動を行う人団体を登録するとともに、ボランティア活動に関するイベントやボランティア募集情報等の提供を行うなど、拠点機能を活かした支援を行う。加えて、県内福祉教育関係者に対する研修会等の実施を通し、福祉教育の推進を図る。
- ・ 特性に応じた地域づくりの支援については、引き続き、「地域おこし協力隊制度」の活用を支援するとともに、協力隊員同士のネットワークづくりや地域づくり人材との交流の場の創出、定着支援を目指した研修会を設けるなど、市町村や地域づくり人材と連携した取り組みを行う。また、地域づくり人材の一つである「地域おこし協力隊」の活動事例及び定着支援については、引き続き離島過疎市町村に向け研修会や意見交換を通して周知を行う。

[成果指標]

- ・ 県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数については、市町村社協と連携し、現在登録しているボランティア団体への継続登録の呼びかけや登録していないボランティア団体の把握及び当該団体への新規登録の呼びかけを行う。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(7)-ア	県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進
施策	協働の取組の推進	
対応する 主な課題	<p>社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールと言われる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化している。</p> <p>地域住民一人ひとりが地域に貢献していることを実感できる社会参加の機会をさらに拡大することが課題となっている。</p> <p>男女共同参画社会の形成のためには、県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、男女間における暴力の根絶などに向けた取組が一層求められている。</p>	
関係部等	子ども生活福祉部、企画部、教育庁	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	NPOと行政の協働の推進 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	7,128	順調	協働事業を拡大するため、沖縄県NPOプラザの運営(NPOに関する情報収集、発信、広報啓発)を行った。また、協働力向上のため、NPO法人等を対象として個別相談会を専門家事務所、宮古、石垣および県庁にて実施した。協働に対する県民への周知を図るため、協働実績の調査結果をホームページにて公開した。	県 NPO
2	事業者等と行政の協働の推進 (企画部企画調整課)	0	概ね順調	新たに3事業者と包括的連携協定を締結し、関係課と事業者において、協定に基づく、協働の取組を実施した。 協定締結済み事業者からの取組提案、相談について、関係課との調整及び助言などの支援を行った。 また、協定を希望する事業者と、締結に向け、関係課への照会等の調整を行った。	県 事業者等
3	民生委員・児童委員活動の推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	81,720	やや遅れ	市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、地域住民の生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行う。	県 市町村
4	地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業) (教育庁生涯学習振興課)	43,510	やや遅れ	19市町村において、地域人材を活用した授業の補佐やクラブ活動支援、登下校の見守り、環境美化、体験交流活動などが実施された。 地域コーディネーターについては、180人配置した。県は研修会を通して事業関係者野資質向上を図ると共に、21市町村に補助金を交付した。	県 市町村

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	N P Oと県の協働事業数	71事業 (22年)	276事業	331事業	395事業	468事業	468事業	237事業	達成	255事業
	担当部課名	子ども生活福祉部消費・くらし安全課								
	状況説明	N P Oと県の協働事業数については、ここ数年増加傾向にあり、令和 2 年度以降もこの傾向は続くと考えられ、計画地は達成済みである。								
2	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	民生委員・児童委員充足率	88.2% (H22年)	83.6%	86.3%	86.2%	80.3%	82.3%	96.8%	未達成	97.8%
	担当部課名	子ども生活福祉部福祉政策課								
	状況説明	民生委員制度は全国的な制度であり、令和元年度は3年に1度の民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われた。充足率は一斉改選に伴い一時的に低下したが、その後は徐々に改善傾向にあるため、引き続き民生委員・児童委員の活動等について周知を図り、目標値の達成を目指す。								
3	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	学校支援ボランティア参加延べ数	120千人 (H23年度)	212千人	196千人	219千人	217千人	159千人	245千人	31.2%	250千人
	担当部課名	教育庁生涯学習振興課								
	状況説明	地域学校協働活動(学校支援)が実施市町村において定着してきた一方で、参加しているボランティアの固定化が状態化している。 また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人の密集や接触機会を減らす対策等により、ボランティア参加の延べ人数が減少した。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	25.0%	➡	施策推進状況	大幅遅れ
成果指標の達成状況 (D o)	33.3%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「大幅遅れ」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N P Oと行政の協働の推進については、本県における協働の担い手としてN P O法人等が取り組む機会が増加している。また、N P O法人側が一般県民に対する情報公開の手段として利用できる内閣府N P O法人ポータルサイト等の周知が進んでいないこと、一部法人側にも情報公開に取り組む姿勢が低いこと等がある。協働の機会の増加につながり、N P O活動の支援者の獲得にもつながる情報公開の重要性を法人側に周知していく必要がある。 ・ 事業者等と行政の協働の推進については、各部局関係課に対して、包括的連携協定に関する情報提供や情報収集が十分でなく、予定していた取組の未実施や実施済み取組の把握漏れなどがある。 ・ 民生委員・児童委員活動の推進については、充足率の低い状態が慢性的に続くことによる仕事量の増加や、民生委員活動に対するマイナスイメージ(忙しい、大変)等が、担い手不足の一因になっている。 ・ 地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)については、国が掲げている「地域学校協働活動とコミュニティスクールの一体的な推進」について、県内において模範的な事例がまだない。活動に参画する地域住民ボランティアの新規の人材確保が進んでおらず、ボランティアの担い手不足、固定化が状態化している。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N P Oと行政の協働の推進については、公益的な活動を活動目的とする法人格の選択肢が増え、N P O法人格のほかに一般社団法人格を選択する団体が増えているといわれている。 ・ 事業者等と行政の協働の推進については、協定締結済みの事業者より、新たな取組の提案について、担当部署への取り次ぎの相談を受けることがある。 ・ 民生委員・児童委員活動の推進については、経済的困窮や虐待、子どもの貧困等、多様で複雑な課題が顕在化深刻化する中で、地域共生社会の実現に向けた担い手の一員である民生委員・児童委員に求められる役割や期待が高まっており、負担感が増している。 ・ 地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)については、県内のコミュニティスクール導入校が少なく、取組年数も浅い学校が多い。また、県内の雇用状況の改善による就業人口の増加は、ボランティアの担い手不足に影響している。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員充足率については、虐待、子どもの貧困等、多様で複雑な課題が顕在化・深刻化する中で、民生委員・児童委員に対する役割や期待の高まりにより負担感が増していることが、担い手不足の1つの要因になっていると考えられる。 ・ 学校支援ボランティア参加延べ数については、県内雇用状況の改善による就業人口の増加が影響しており、主に平日の日中に行われるボランティア活動に参画できる地域人材の確保は困難になってきている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでボランティアに参加していた高齢者の参加減少も見られる。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・ N P O と行政の協働の推進については、県職員に対しては、N P O 法人に関する情報収集のための沖縄県 N P O プラザ及び内閣府 N P O 法人ポータルサイトの周知に努め、N P O 法人に対しては情報公開の重要性についての認識を深め、内閣府 N P O 法人ポータルサイトの利用を推進する。
- ・ 事業者等と行政の協働の推進については、ポータルサイトに「事業者との協働事業の取組状況」、「効果的な施策展開が期待できる取組一覧表」、「連携先窓口一覧」を掲載して各部署関係課と情報を共有することで、関係課からの事業者への取組提案等が円滑に行われるようにする。
- ・ 民生委員・児童委員活動の推進については、民生委員・児童委員の円滑な活動に資するため研修等の充実を図る。また、民生委員の担い手確保のために、県広報誌やチラシ等を活用した PR 活動を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。
- ・ 地域学校協働活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)については、地域学校協働活動とコミュニティスクールの連携による効果や実践事例を、県内の教育委員会や学校関係者に伝えるため、研修会等とおして積極的に資料等を配布する。また、より多くの地域住民の参画を得るために、これまでのボランティア募集の手法の見直しや、更なる工夫を行うよう、研修会等を通して市町村に働きかける。

[成果指標]

- ・ 民生委員・児童委員充足率については、民生委員の役割や活動内容について周知を図るため、広報活動に努めるほか、民生委員の円滑な活動に資するために研修等の充実を図る。また、民生委員の組織的活動を支える活動基盤である民生委員・児童委員協議会を支援することで、民生委員が活動しやすい環境を整備する。
- ・ 学校支援ボランティア参加延べ数については、新規ボランティア獲得のために、企業や団体の持つ人的ネットワークを活用した事業周知、ボランティア募集の広報等を行う。

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(7)-ア	県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進
施策	男女共同参画社会の実現	
対応する 主な課題	男女共同参画社会の形成のためには、県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、男女間における暴力の根絶などに向けた取組が一層求められている。	
関係部等	子ども生活福祉部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 男女共同参画の実現 (子ども生活福祉部女性力・平和推進課)	30,528	順調	男女共同参画社会づくりに向けて意識啓発及び人材育成を図るため、講座・講演会を実施した。 また、女性が様々なライフステージに応じて能力を發揮できる社会の実現に向けて、女性のスキルアップやネットワーク構築を目的とした女性人材育成講座「ている塾」第2期を開催した。	県

成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1									
担当部課名									
状況説明									

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%	➡	施策推進状況	
成果指標の達成状況 (Do)				

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「 」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ・男女共同参画の実現については、令和2年度に管理職と希望する一般職員を対象に性の多様性に関する職員研修を実施した。また、令和2年度に「沖縄県性の多様性の尊重に関する検討委員会」を開催し、性の多様性に関する施策の方向性などについて議論いただいた。それを踏まえて令和2年度内に「沖縄県性の多様性尊重宣言」を行う予定である。</p> <p>外部環境の分析</p>
--

施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組] ・男女共同参画の実現については、第6次沖縄県男女共同参画計画において、県民意識調査の結果を反映し、県民ニーズに沿った実効性のある計画を策定する。また、性の多様性の尊重についても、計画に盛り込んで施策を推進する。加えて、沖縄県性の多様性尊重宣言を踏まえ、相談窓口の開設や、職員ハンドブックの作成など、具体的な施策に取り組む。</p>

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(7)-ア	県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進
施策	地域の活力と成長力の推進	
対応する 主な課題	地域の活力と成長力の維持・発展を図るためには、積極的な人口増加施策を展開し、離島・過疎地域を含め県全域でバランスの取れた持続的な人口増加社会の実現を図る必要がある。	
関係部等	企画部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	移住定住促進事業 (企画部地域・離島課)	58,231	順調	オンラインにより、移住相談会 8 回、移住フェア出展 4 回、移住体験ツアーを 10 地域にて開催し、移住応援サイトでの動画掲載等情報発信を充実させた。 また、沖縄県移住受入協議会を 2 回開催した。	県 市町村 民間団体

成果指標の達成状況 (Do)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	移住応援サイトアクセス数		32,585	61,585	87,041	102,930	131,293	48,259	達成	50,000.0
	担当部課名	企画部地域・離島課								
	状況 説明	令和 2 年度のアクセス数は、約 13 万件を超え、令和 3 年度の目標値を既に達成している。要因としては、WEB サイト上にて、移住受入地域の情報提供充実よるものと考えられる。								

施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%	➡	施策推進状況	順調
成果指標の達成状況 (Do)	100.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策は、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ・移住定住促進事業については、市町村による移住に関する取組の機運醸成を図ってきたが、今後は中間支援機能の強化等先進的な取組を進める市町村の事例を他市町村へも展開する必要がある。</p> <p>外部環境の分析 ・移住定住促進事業については、国の「まちひととしごと創生総合戦略」の基本目標で「東京圏から地方への新しいひとの流れをつくる」が掲げられており、地方移住が推進されている。また、コロナ禍によって地方移住への関心が高まっている。沖縄県においても、「沖縄県まちひととしごと創生総合戦略」を改定し、人口減少の克服に向けた取組として、「UJ I ターン の 環境整備」等を進めている。</p>

施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組] ・移住定住促進事業については、市町村が総合戦略で定めた移住取組を促進するため、沖縄県移住受入協議会の中で、県、市町村等がお互いの情報や課題を共有するとともに、先進事例の展開に向けた取組が求められる。また、移住施策への取組促進に向けては、中間支援機能強化の視点を踏まえ、移住相談会や移住体験ツアーを実施するとともに、移住応援サイトの活用等により知名度向上に取り組む。</p>
--

「 施策 」 総括表

施策展開	2-(7)-イ	交流と共創による農山漁村の活性化
施策	交流と共創を支える人材の育成と活動支援	
対応する 主な課題	<p>農家の高齢化、後継者不足等により農山漁村の活力低下が懸念され、農村環境の保全や地域ぐるみの共同活動を促進するためにも地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。</p> <p>海に囲まれた沖縄県の新鮮な水産物や漁労技術、自然環境や景観、伝統文化等は漁村を特徴づける優れた地域資源であり、交流と共創による活性化の取組が必要である。</p>	
関係部等	農林水産部	

主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和 2 年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	多面的機能支払交付金事業 (農林水産部村づくり計画課)	343,283	順調	地域ぐるみの農地・農業用施設の基礎的な保管理活動と適切な保管理の為に推進活動を実施した。 地域資源の質的向上を図る共同活動と施設の長寿命化の為に活動を実施した。	県 市町村
2	漁村地域整備交付金 (農林水産部漁港漁場課)	751,753	順調	うるま地区ほか 6 地区で就労環境改善のための浮桟橋や漁港内の安全係留確保のための防風柵を整備した。	県 市町村
3	農村集落基盤・再編・整備事業 (農林水産部農地農村整備課)	193,485	順調	今帰仁西地区(今帰仁村)他 2 地区において、農業生産基盤および農村生活環境の整備に対する補助を行った。	県 市町村
4	ふるさと農村活性化基金事業 (農林水産部村づくり計画課)	5,039	順調	令和 2 年度は、14 地区を計画していたが、新型コロナウイルスの影響により、2 地区の支援数減となったものの、地域住民ぐるみで農村環境の保管理活動や地域イベントを行った 12 地区に対し支援を行い、地域活動を推進する人材育成を推進した。	県 市町村
5	グリーン・ツーリズムの推進 (農林水産部村づくり計画課)	11,094	大幅遅れ	グリーン・ツーリズムを推進するため、「グリーン・ツーリズムコーディネート機能強化事業」を実施し、安全・安心で沖縄らしい魅力的な体験交流プログラムの開発と活動団体の連携強化、受入品質の向上に取り組んだ。	県

成果指標の達成状況 (D o)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値				計画値 R2(C)	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元				
1	多面的機能活動取組面積 (取組率)	9,402ha (26%) (H22年度)	20,863ha (54%)	20,914ha (54%)	20,880ha (54%)	20,847ha (54%)	20,976ha (54%)	21,210ha	98.0%	22,000ha (57%)
	担当部課名	農林水産部村づくり計画課								
	状況説明	農地転用や遊休地の発生等の理由により、令和 2 年度は20,976haとなり計画値21,210haを達成できなかったが、前年度より2活動組織が増となっている。引き続き、事業未導入の地域や市町村に取組推進を図り、農村における多面低機能を発揮するための地域活動を支援する。								
2	グリーン・ツーリズムにおける交流人口	4万人 (H22年)	11.0万人	11.6万人	13.5万人	13.5万人	0.8万人	12.4万人	未達成	13万人
	担当部課名	農林水産部村づくり計画課								
	状況説明	令和 2 年の農林漁家民宿の延べ宿泊者数 (交流人口) は、活動団体へのアンケート調査により0.8万人と計画値12.4万人を大きく下回った。								

施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

主な取組の進捗状況 (P l a n ・ D o)	80.0%	➡	施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
成果指標の達成状況 (D o)	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金事業については、事業未実施地域への制度の周知啓発が不十分であるため、事業内容を広くPRする必要がある。 ・漁村地域整備交付金については、効果的かつ効率的に事業を推進するためには、整備する地区や内容について優先順位等を考慮する必要がある。 ・農村集落基盤・再編・整備事業については、計画等策定時或いは事業遂行時において発生した用地取得の課題や作付調整の課題について、解決に時間を要し、事業遂行に支障をきたすことが懸念される。 ・ふるさと農村活性化基金事業については、農山漁村活性化の一環として沖縄県が実施している「沖縄、ふるさと百選」認定事業など、他の地域支援事業の取組とも連携し事業執行する必要がある。 ・グリーン・ツーリズムの推進については、沖縄県グリーンツーリズムネットワークにおいて、安全安心な受入体制整備のための取組を進めているが、未だ地域によって受入体制や品質にバラツキがあり、推進に影響している。また現状、修学旅行以外のターゲットにおいては沖縄県のグリーンツーリズムはほとんど認知されていないが、実際に体験交流してみるとその評価は高く、観光客や県民への周知が不足していると考えられる。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金事業については、事業継続地域の過疎化、高齢化、担い手不足に伴う、遊休地の発生や農地転用による面積減のため、担い手への農地の集積や集落リーダーの育成を含めた取組をする必要がある。 ・漁村地域整備交付金については、漁村の活性化を図るため、安全安心な漁港施設を形成するとともに、漁業就業者の高齢化に対応した就労環境改善を図る必要がある。また、予算が限られていることから、事業が長工期化しないように配慮する必要がある。 ・農村集落基盤・再編・整備事業については、整備箇所について、豪雨による現場条件等の変化により工事の進捗に影響を及ぼすことが懸念される。 ・ふるさと農村活性化基金事業については、高齢化等の課題があるため、実施地区に大きな伸びはないが地域におけるリーダーの育成や掘り起こしが必要である。 ・グリーン・ツーリズムの推進については、少子化の影響により、修学旅行の受入は3年連続で減少しており、特に令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により激減した。これらの影響は次年度も続くと考えられる。また、新型コロナウイルスの影響により、修学旅行における農家民宿を含めた民泊の利用はハードルが高いが、農作業や農村地域住民との交流を通じた体験学習の需要は高く、今後はホームビジットによるグリーンツーリズム体験が増えていくと考えられる。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能活動取組面積 (取組率) については、事業未実施地域への制度の周知・啓発が不十分であった。また、事業継続地域の過疎化、高齢化、担い手不足等に伴う、農地転用や遊休地の発生により面積減となった。 ・グリーン・ツーリズムにおける交流人口については、新型コロナウイルスの影響により、修学旅行をはじめとした旅行者数が激減した。

施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

・多面的機能支払交付金事業については、令和3年度は、共同活動の必要性について周知を図るため、農地農業用施設等の維持保全活動に加え、構造改革に対応した保全管理の目標設定に基づく推進活動の強化や、赤土流出防止など外部環境への影響に関する説明会等を開催する。また、共同活動の計画的な取組を促すためにも、各地域及び関係機関への制度周知を行うとともに、支援を希望する地域の市町村に対して、計画的な共同活動が図られるよう情報共有を行う。

・漁村地域整備交付金については、漁港漁村の活性化を図るため、引き続き、地元市町村等からのきめ細やかなヒアリングを通じ、各地区の事業の進捗や優先順位等を考慮しながら整備に取り組む。

・農村集落基盤・再編・整備事業については、引き続き円滑な事業執行に向けて市町村の担当者へのヒアリングを定期的で開催するなど関係機関と連携を行い、事業効果の早期発現及び当該年度予算の繰越削減に努める。また、事業の交付決定前着手の積極的活用を促す。

・ふるさと農村活性化基金事業については、農山漁村の活性化に向けた調査研究普及啓発に向けた取組を実施する。また、「沖縄ふるさと百選」等で認定を受けた地域や効果的な活動計画を作成している団体を優先的に支援する。

・グリーン・ツーリズムの推進については、グリーンツーリズムの受入体制や品質の向上について、引き続き沖縄県グリーンツーリズムネットワークにて推進上の課題を共有し、「ルール作り」や人材育成のためインストラクター講習会を継続して解決を進めるとともに、会員募集要領を見直して幅広い実践者をネットワークに取り込む。また、ホームページや各種イベントへの出展、普及資料等各種媒体を通して、沖縄県のグリーン・ツーリズム情報を観光客や県民等多くのターゲットに広く発信する。

[成果指標]

・多面的機能活動取組面積（取組率）については、事業継続地区に対して、遊休地解消や担い手の育成等について説明会等を催し面積増を図る。また、事業未導入の地域や市町村に対して事業説明会を催し、実施地区増を図る。

・グリーン・ツーリズムにおける交流人口については、コロナ収束後、再び沖縄が目的地として選定されるよう、安全・安心で魅力的なグリーン・ツーリズムの受入体制を強化するため、引き続き沖縄県グリーン・ツーリズムネットワークにて推進上の課題を共有し「ルール作り」や人材育成のためインストラクター講習会を継続して解決を進めるとともに、ホームページや各種イベントへの出展を通して、沖縄県のグリーン・ツーリズム情報を観光客や県民等多くのターゲットに広く発信する。